ISSN 1342-3673

地研年報

第20号

設立30周年記念号

2015年11月

三重短期大学地域問題研究所

設立30周年記念号　刊行に寄せて

地域問題研究所　所長　雨宮照雄

地域問題研究所は2008年４月に設立されましたが、その前身は1984年に設立された「三重短期大学地域問題総合調査研究室」にあります。本『地研年報20号』は、研究室設立から30年となる節目を記念して刊行されます。

本学は、1980年代から地域貢献を大学の重要な使命と位置づけてきました。それは、2008年3月に制定された「三重短期大学の理念」において、地方自治体により設置されている公立大学にとっては、地域貢献は、まさにその存在理由ともいうべき重要な責務であり、公立大学は地域の抱える課題を常に念頭に置いて、地域社会が求める人材の養成ばかりでなく、産学官連携、自治体政策研究、地域の生涯学習との連携などに取り組むことを通じて、市民文化の向上と地域・産業の活性化、地域社会を担う市民の主体的・実践的な教養の育成に貢献することが求められている、とまとめられています。

2008年４月、本学は地域連携（貢献）を組織的に進めるために、学内組織を再編成して、①学術研究機関としての機能をより強化するため「地域問題総合調査研究室」を「地域問題研究所」に再編拡充し、現代社会の多様な研究ニーズに対応して地域のさまざまな課題解決を図る知的拠点（シンクタンク）として位置付けるとともに、②地域のニーズと本学の知的資源をコーディネートし、地域連携に関するさまざまな取組をマネジメントする組織として「地域連携センター」を発足させました。教員が地域の抱える諸課題に対して主体的に行う学術研究活動と、地域コミュニティの一員として大学が多様な地域の要請に機動的に応えていくこととは、質の異なる活動であり、「研究所」と「連携センター」を機能分化したうえで、それぞれの機能のより一層の推進を図り、その結果、全体として本学の地域貢献を推進していくという考え方に基づいたものです。

研究室の時代を含めて本研究所が積み重ねてきた実績は、全国の大学・短大の類似研究機関にも劣らないものであるという自負を我々はもっています。これまでに専任教員のほぼ６割が研究員となっており、研究成果は『地研通信』（1984年から年３ないし４回発刊　現在119号）や研究機関誌である『地研年報』（1995年から発刊　現在20号）に公表されています。

いうまでもなく「高等教育機関ならではの地域貢献」とは、教員の研究成果を地域に還元することですが、そのためには、地域の抱える諸課題に対する学術的研究活動の蓄積、各教員の専門的知見の深化が不可欠です。大学教員の多くは、大学院においては専ら理論研究を行い、地域を対象にした実証研究は赴任するまで未経験であった者が多いのが実情です。大学教員が地域研究者として成長するためには、地域の人びととのネットワークを形成するなかで、情報を収集し、地域固有の研究テーマを発見し、それを研究活動に結びつけ、深化させていく意識的な努力が求められます。その意味で、今後の研究所の更なる発展を考えた場合、大学は種々の機会を通じて教

員の地域研究への取り組みを奨励していくことが重要であると考えます。

　最後に、研究所の活動は市民の皆様や地域の関係機関のご理解、ご協力や励ましがあって初めて意義のあるものになります。研究所の活動の充実のために、今後とも一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。

2015年11月

目　次

創立３０周年記念号刊行に寄せて
…… 雨宮照雄

論説

災害弱者アンケートから見た援護対策の課題
― 津市香良洲浜浦、桜橋１丁目、栗真根上り自治会の事例―
……岩田　俊二・中井　加代子（１）

ユニバーサルデザインのまちづくりと公共交通
― 津市の現状と課題―
……北村香織（61）

三重県の北勢地域に伝わる郷土料理の特徴
― 食材・調理法の特性とその背景―
……駒田亜衣・谷口水穂（71）

東海地区おけるコミュニティ・ユニオンの組織と活動
……杉山　直（89）

研究ノート

「地域包括ケア病棟」届出医療機関の特徴
― 全国調査からみる「地域包括ケア病棟」の分類―
……武田誠一（103）

いわゆる「声掛け実験」をめぐる若干の考察
……南　有哲（111）

調査

「会社標本調査― 調査結果報告― 税務統計から見た法人企業の実態」に関する調査・分析
……田中里美（123）

翻訳

クレイグ・マーティン「中世への逆行― 標的殺害、そして自衛と jus ad bellum の体制― 」
……三宅　裕一郎（131）

2014 年度地域問題研究所活動記録

地域問題研究所概要
地域問題研究所活動日誌
地域問題研究所刊行物
受入図書・雑誌
研究活動
研究員業績一覧

「地研年報」・「地研通信」総目次

CONTENTS

〔Articles〕

Subjects of the Backing Measures Based on the Questionnaire of the Disaster Weak
—The Case of Karasu Hamaura, Sakurabashi 1 Chome and Kurima Neagari Residents' Association of Tsu City—
……*Shunji IWATA*, *kayoko NAKAI*（1）

Public transportation system for inclusive society
…… *Kaori KITAMURA*（61）

Features of Regional Cuisine of Northern Area in Mie Prefecture
— Ingredients, Cooking Methods and their Background —
…… *Ai KOMADA*, *Mizuho TANIGUCHI*（71）

Organizations and Activities of Community based Unions in Tokai Area
……*Naoshi SUGIYAMA*（89）

〔Note〕

Features of the "Hospitals for Community-based Care" in notification medical institution
— Classfication of "Hospitals for Community-based Care" by the national survey—
…… *Nobukazu TAKEDA*（103）

An Essay on the Pseudo-Scientific ‘Experiment’ on the Influence of Human Words over the Decomposition of Organic Substances
…… *Arisato MINAMI*（111）

〔Research〕

A study of Results of the Corporation Sample Survey in National Tax Agency Annual Statistics Report」
…… *Satomi TANAKA*（123）

〔Translation〕

Craig Martin, Going Medieval: Targeted Killing, Self-defense and the *Jus ad Bellum* Regime
……*Yuuichiro MIYAKE*（131）

災害弱者アンケートから見た援護対策の課題
―津市香良洲浜浦、桜橋１丁目、栗真根上り自治会の事例―

岩田　俊二　中井　加代子

Ⅰ　研究目的

東日本大地震において、高齢者施設や保育園等の入所者あるいは在宅の高齢者、障害者等いわゆる災害弱者が被災し多くの人命が失われた。また、災害弱者の援助・援護に向かった人々が無念にも犠牲になった場合も多くあった。

津市においては、東日本大地震の教訓から、特に津波避難の防災教育では「てんでんこ」が提唱されている。切迫した緊急時においては、「自分の命は自分で守る」、「他人のことを気にして逃げ遅れてはダメ」という意味である。

しかし、災害弱者に「てんでんこ」でとにかく逃げろと言っても無意味であり、災害弱者の援護体制の整備が是非とも必要である。現在、災害弱者に対しては、緊急時要援護者避難対策制度がある。要援護資格(津市の場合の基準を下記に示す)を満たした要援護者が緊急時の援護を申し出た場合、それらの人の名簿を市役所が作成し、当該地区の要援護者名簿を自治会長あるいは自主防災会長に通告している。しかし、名簿は秘密保護の立場から一般公開はされていない。自治会長あるいは自主防災会長は名簿を援護体制の整備に活用できないのが現実である。

こうしたことを始めとして、災害弱者の緊急時援護体制には多くの問題、課題があり充分な体制には程遠い。そこで、本研究は実効性ある災害弱者の援護システムの確立に向けて一資料となるべく、災害弱者の援護の実態を調査し、実効性ある援護システムの確立のための課題を明らかにすることを目的とした。

Ⅱ　研究方法

1　2012年度

津市内小学校区単位の自主防災組織連合会の中から、防災活動が活発な香良洲小学校区、南立誠小学校区、栗真小学校区を選定し、各地区の堤防等防災施設や指定避難施設などの防災環境について調査した。また、津市が各地区で開催した防災ワークショップに参加し、地域住民とともに津波避難ルートの現地調査と検証を行った。

2　2013年度

2013年度は香良洲小学校区内の浜浦自治会、南立誠小学校区内の桜橋1丁目自治会、栗真小学校区内の栗真根上り自治会を選定し(図2-1)、各地区の道路幅員、ブロック塀の位置等の防災環境を

調査するとともに、各家の地震・津波対策の実情、災害時に要援護が必要な人の有無とその人の援護方法等について全戸対象でアンケート調査を実施した。アンケートの配布数・回収率は、浜浦自治会32.3%(123/380)、桜橋1丁目43.2%(134/310)、根上り自治会72.2%(65/90)であった。同時に、各自治会幹部に自治会の地震・津波対策等についてヒアリング調査を実施した。

3　2014年度

　2014年度は前年度実施したアンケート調査結果をもとに各自治会の災害時要援護者対策の課題をとりまとめ、これについて各自治会幹部の意見を聴取した。

津市の災害時要援護者の基準

1　65才以上の高齢者

2　身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額区分が第一種である者

3　三重県知事が発行する療育手帳の交付を受けている者で、療育手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額区分が第一種である者

4　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45号第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

5　介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項に規定する要介護者で同法第12条第3項の被保険者証に記載されている要介護状態区分が要介護3以上である者

6　市長が前各号に掲げる者に準ずると認める者

図 2-1　調査対象自治会の位置

Ⅲ　各自治会の地域状況

1　香良洲浜浦 (図 3-1 ～ 3-9 参照)

浜浦は香良洲町のほぼ中央、香良洲小学校等の公共施設ゾーンの北側に位置している。自治会の戸数は 432 戸である。浜浦には昔、海軍航空隊基地があり戦後は畑地帯となっていた。昭和 40 年代以降、いわゆる隠居家の地区として形成され自治会としては新しい。地区は昭和 40 年代以前には畑地帯であったことから、道路幅員は 2 ～ 3m のものが多く、基本的に狭い。また、道路沿いには電柱やブロック塀が多くあり、地震時に倒壊し避難の障害になる可能性もある。標高地形は 4m 以下であり、想定津波浸水沈度以下である。指定避難所は松ぽっくり作業所、香良洲小学校、サンデンタル香良洲であるが、津波避難場所は数 km 離れた地区外の高茶公民館となっている。最近、香良洲町内に高さ 10m ほどの津波避難公園が造成されているが、災害時の援護等で逃げ遅れた者のためで一般用ではない。

2　桜橋 1 丁目（図 3-10 ～ 3-18 参照）

桜橋 1 丁目自治会は橋内地区にあり、北は国道 23 号、南は南立誠小学校、西は安濃川に接している。自治会の戸数は 380 戸である。津駅や県庁等業務地区に近いため、アパート・マンション等の借家が多くある。地区に接している安濃川は津波が遡上する可能性がある。地区内の道路幅員はほとんどが 3m 以下であり、道路沿いに電柱やブロック塀が多くあり地震時に倒壊し道路を塞ぐ可能性がある。標高地形は低く、想定津波浸水沈度 2 ～ 3m 以下である。老朽家屋は少なく、マンション等 3 階以上の建物が 10 軒ほどある。この地区に隣接して指定避難場所の南立誠小学校があるが、津波避難場所は偕楽公園である。

3　栗真根上り（図 3-19 ～ 3-27 参照）

根上りは旧伊勢街道沿いの古くからの市街地である栗真町屋地区の南部に位置し、東側は伊勢湾である。自治会の戸数は 90 戸である。地区内の道路は幅員 3m 以下が多く、ブロック塀や老朽家屋も多いため地震時には倒壊し道路を塞ぐ可能性がある。標高地形は低く、想定津波浸水沈度以下である。津波避難場所は県文化センターとなっているが、遠くかつ志登茂川を江戸橋で渡らなければならず実効的ではない。要援護者等は三重大学に避難することとなっているが、避難訓練では車イスの要援護者が高層階に避難するのが難しい実態である。

図 3-1 香良洲　標高地形

図 3-2　香良洲　津波想定浸水深度

図 3-3 香良洲　指定避難施設

図 3-4 香良洲浜浦　標高地形

図 3-5 香良洲浜浦　電柱の位置

図 3-6 香良洲浜浦　水路

図 3-7　香良洲浜浦　ブロック塀

図 3-8 香良洲浜浦　老朽家屋

図 3-9 香良洲浜浦　避難場所

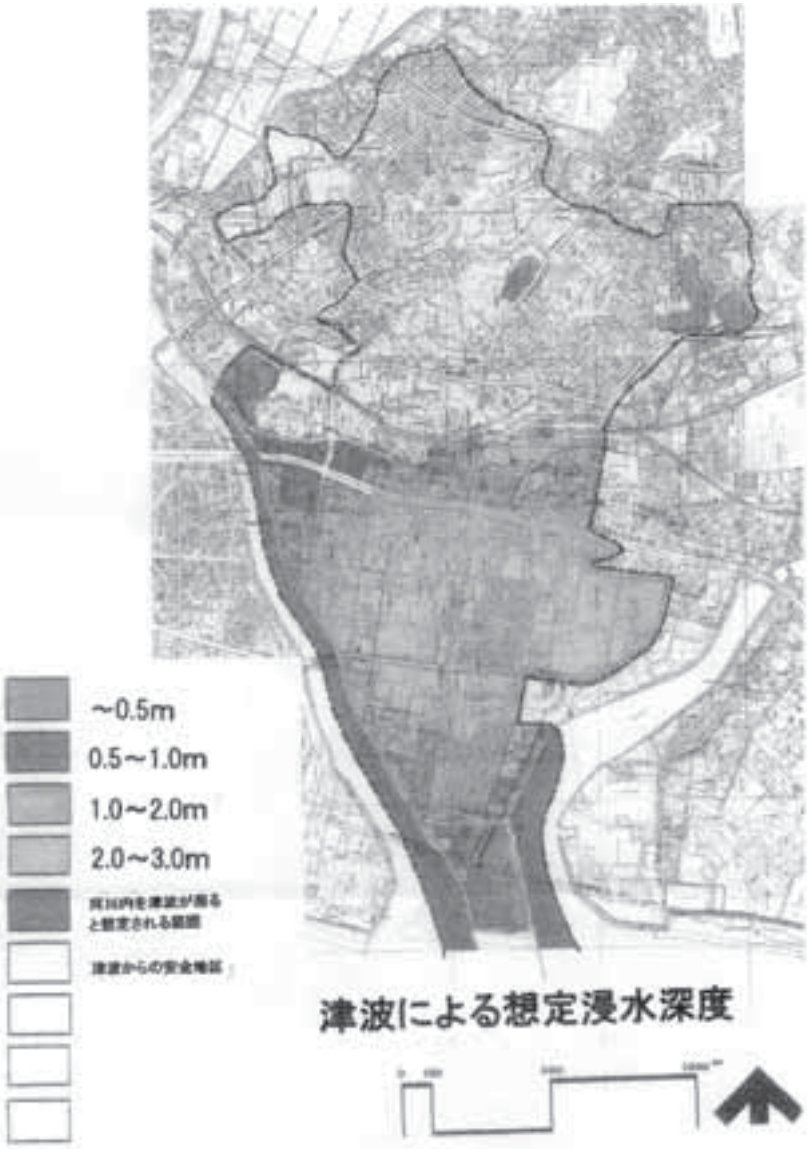

図 3-10 南立誠小学校区　津波想定浸水深度

図 3-11 南立誠小学校区　指定避難施設

図 3-12 桜橋 1 丁目　標高地形

図 3-13　桜橋 1 丁目　津波想定浸水深度

図 3-14 桜橋 1 丁目　電柱の位置

図 3-15 桜橋 1 丁目　水路

図 3-16　桜橋 1 丁目　ブロック塀

図 3-17 桜橋 1 丁目　老朽家屋

図 3-18 桜橋 1 丁目　避難ビルになりえる建物

図 3-19 栗真小学校区　標高地形

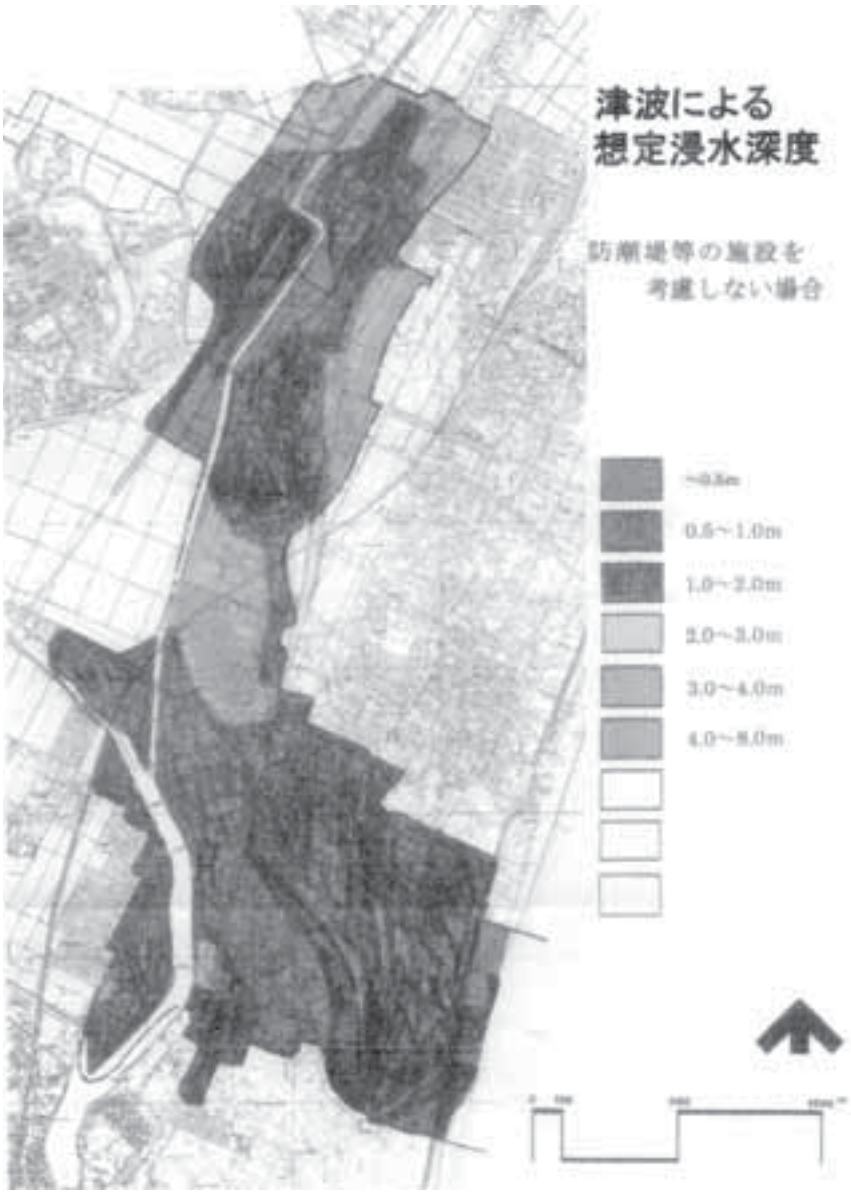

図 3-20 栗真小学校区　津波想定浸水深度

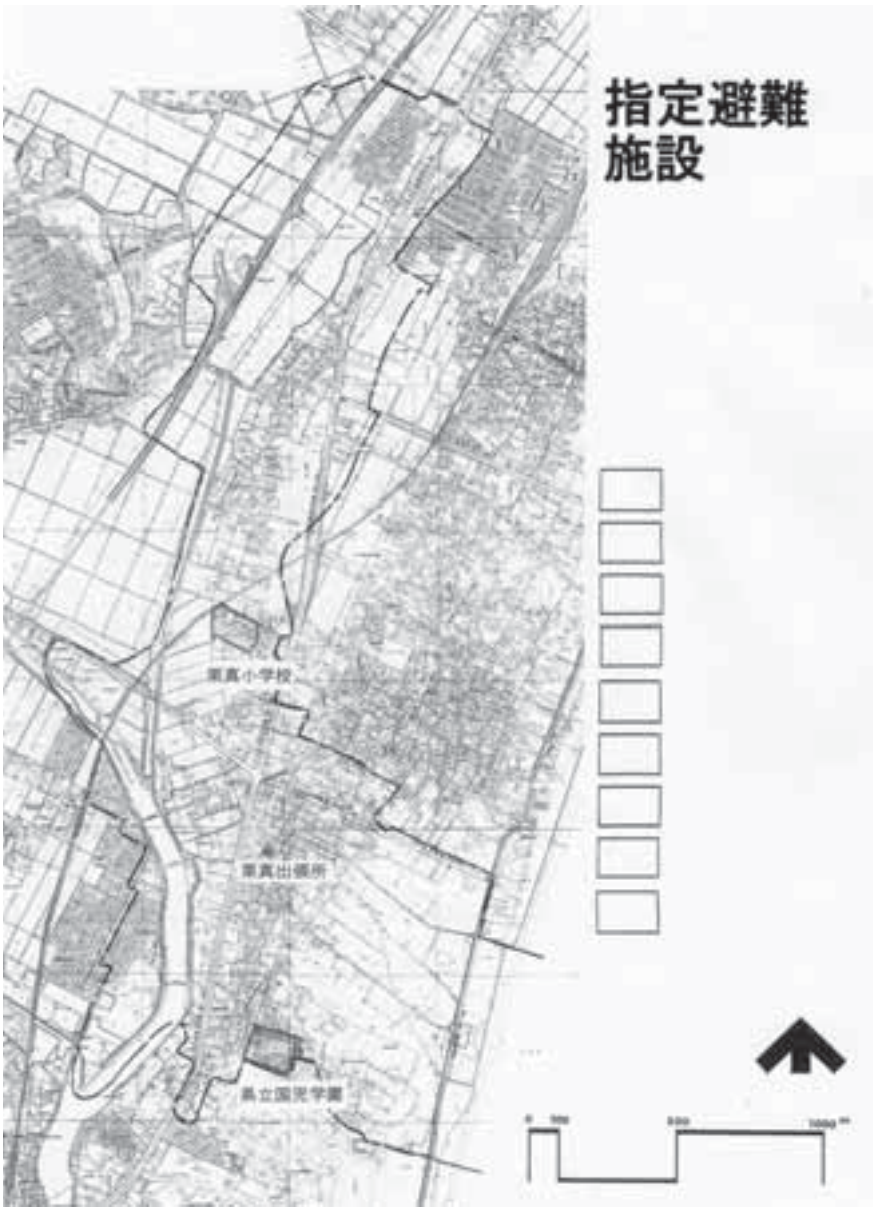

図 3-21 栗真小学校区　指定避難施設

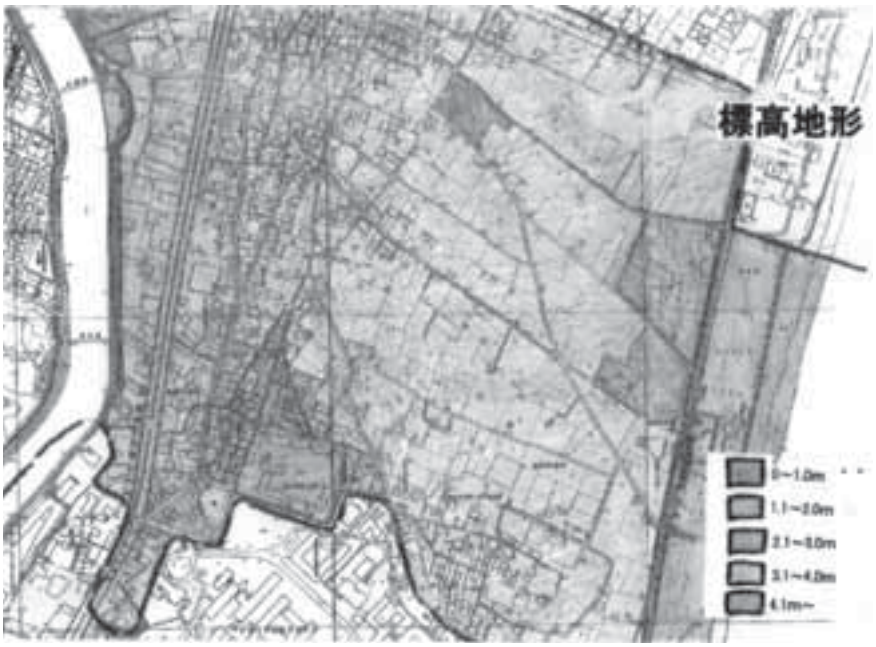

図 3-22 栗真根上り　標高地形

図 3-23 栗真根上り　現況道路幅員

図 3-24 栗真根上り　電柱の位置

図 3-25 栗真根上り　水路・橋の位置

図 3-26　栗真根上り　老朽家屋

図 3-27 栗真根上り　ブロック塀・石塀

Ⅳ　３自治会長ヒアリング結果

アンケート調査実施前に各自治会長に災害時要援護者等についてヒアリング調査した結果は次のとおりである。

１　対象自治会内災害時要援護者の想定

桜橋：事前に調査して自治会が把握している。
栗真：要援護者を想定してあるリストを津市からもらっている。
香良洲：要援護者の数ははっきりと把握していない。

２　自治会で考える災害時要援護者の避難体制

桜橋：自治会の人が町内をまわり介抱する。
栗真：避難時のために用意した車いすを使う。自治会に入っている人は自治会が、自治会に入っていない人は民生委員のひとが、救助を支援する。
香良洲：自治会の人が見回って介抱する。

３　災害時要援護者の応急避難先、二次避難先

桜橋：以前までは桜橋公園を一時避難先として指定していたが、津波浸水域予測が見直されたため、二次避難先だった偕楽公園が一時避難先に指定され、二次避難先がなくなった。
栗真：一時避難所から組単位で、逃げることに自信のない人は二次避難先の三重大へ、自信のある人は高台へ（三重県立総合文化センター方面）に逃げてくださいと呼びかけている。三重県立総合文化センター方面に逃げる時江戸橋が倒壊する可能性があるため、その時は２３号線の白子方面に逃げるよう呼びかけている。
香良洲：香良洲小学校、サンデルタ香良洲、香良洲歴史資料館、浜浦区民会館、津波の時は高茶屋市民センターに避難できるのが望ましいが距離に問題あり。

４　災害時要援護者の応急避難にあたってネックとなる点

桜橋：災害時に自治会の人で要援護者の避難を援護することになっているが、援護する人が少ないため、迅速な避難ができない恐れがある。
栗真：自治会に入っていない要援護者がいるため、把握出来ていないこと。
香良洲：道幅の狭さ、搬送機材の不足。

５　平時における災害時要援護者への周知、訓練

桜橋：定期的に訓練、対策の集会を行っているが参加者が少ない。
栗真：災害時には、市役所がスピーカーで知らせる。

香良洲：FAXを送信する、区内放送をかける。定期的に避難訓練を行い、避難対策のための集会も開いているが参加者が少ない。

６　災害時要援護者からの救助要請の受信方法
桜橋：自治会の人が見回りに行く。
栗真：自治会、民生委員の人が見回りに行く。
香良洲：回線が繋がれば電話、または民生委員、自治会の人が見回る。

７　災害時要援護者への避難要請の伝達方法
桜橋：自治会の人が要援護者の家に訪問する。
栗真：市役所がスピーカーで知らせる。
香良洲：要援護者の家に訪問する。FAXを送信する、区内放送をかける。

８　災害時要援護者家族への安否情報の提供方法
桜橋：避難場所の掲示板。
栗真：要援護者のリストがあるため、何らかの形で知らせる。
香良洲：避難所の掲示板、電話で連絡をとる。

９　災害時要援護者避難に必要な機材とその備蓄
桜橋：町内の公民館に基本的な機材の備蓄はある。一次避難場所が偕楽公園であるため、そこの備蓄に頼ることになる。
栗真：できれば必要な人は車いすを各家庭で用意してほしい。防災車庫が二つあり、防災ハンドマイク、水一軒につき四ℓ二缶、発電機、ヘルメットが備蓄されている。
香良洲：車いす、担架、福祉車両などの搬送機材が必要。

Ⅴ　アンケート結果

1　全体及び地区別分析

「問」の通し番号に不整合がありますが、アンケート表の通し番号を尊重してそのままにしてあります。

	全体	香良洲浜浦	桜橋１丁目	栗真根上
問１男女(回答者)	男約６割、女約4割	女が少し多い		
問２年齢(回答者)	60才以上が５割弱	50才代, 60才代前半の現役層が他地区より多い－現役層の視点	20，30，40才代の比較的若い層が他地区寄り多い－若者層の視点	65才以上の高齢者が他地区よりも多い－高齢者の視点
問３職業(回答者)	無職が一番多く, 次いで会社員・公務員	無職が多いが, 会社員・公務員も多い	会社員･公務員が断トツに多い	無職が断トツに多い
問４世帯構成	夫婦と子供, 夫婦のみ, 単身を合わせて約８割, その他多世代型世帯が約２割	夫婦と子供, 夫婦のみ, 単身を合わせて約７割, その他多世代型世帯が約３割で多世代型世帯数は他地区より多い	夫婦と子供が他地区より抜きん出て多く, 夫婦のみ, 単身をあわせると約９割であり, 多世代型世帯は約１割で他地区と比べ一番少ない	夫婦のみが他地区より一番多く, 夫婦と子供, 単身を合わせると約７割であり, 多世代型世帯は約３割弱である
問4-1世帯人数	二人が最も多く, 次いで三人，四人となる	二人，三人，四人の順で多く，五人，六人の多人数世帯もいる－3地区の中では平均的	一人が一番多いが, 一人から五人までは平均的にある, 六人以上はごく僅かである－3地区の中では少人数	二人と一人で約６割強で少人数世帯が多いが，四人，五人，六人以上の世帯もある－3地区の中では少人数と多人数の分極化
問５住居形態	持家一戸建てが約７割強である	持家一戸建てがほとんど	持家一戸建てが約６割, 賃貸マンションアパートが約３割, 分譲マンションアパートが約１割	持家一戸建てがほとんど
問5-1建築年次	新耐震基準の昭和56年以降は約６割, それ以前は約３割強である		新耐震基準の昭和56年以降が約７割で他地区より多い, 市街地中心部で堅固なマンションアパートが多い地区である	
問６普段の交通手段	約５割が車, 次いで自転車, 徒歩などである	車が約７割近くあり, 中州の隔離された地形の影響が考えられる	駅に近いので，徒歩，鉄道が他地区より多い	市街地縁辺部の位置するために車が一番多いが，バス, 自転車は他地区より多い
問6-1避難時の交通手段	徒歩が約６割近くで一番多く，次いで車, 自転車の順である	地区の位置的な理由からか車が約４割近くであり, 他地区より多い	徒歩が他地区より多い	自転車が他地区より多い
問７一時避難場所・避難場所の認知	約８割強が理解している		理解していないが２割を超えていて, 他地区より多いのが特徴, 単身のアパート住まいなどに関係があるか	
問９非常用備蓄品	一番は生活用品, 二番は給水用品, 三番は卓上コンロ･カセットボンベ, 四番は簡易トイレとつづく, 生活用品は女性の下着, パンツ，長いスカート，新聞紙, サランラップなどである			
問10災害時の家の決め事	一番が避難場所の確認, 二番が家族の集合場所, 三番が家族の連絡方法である, 特に決め事をしていないが約２割である	災害による危険箇所の確認が他地区よりも多い, 中州状の地区外に通じる橋梁等のことか		

問11自宅の耐震補強	実施していないが約５割, 実施しているが約２割, 分からないが２割強である, 分からないはマンション･アパートが多いと思われる	実施していないが６割を超え, 他地区よりも多い, 古い家が多いのか	わからないが４割近くあり, 他地区よりも多い, マンション・アパートの多い地区である	実施している割合は３地区の中で一番多い
問11-1耐震補強をしていない理由	金銭的負担が大きいが約３割, 耐震住宅が約２割近く, 借家が約１割近くである	金銭的負担が大きいが主な理由	無回答が約５割あり, マンション･アパートでは自己責任で解決できない面があると思われる	金銭的負担が大きいが主な理由
問12住宅内の地震対策	実施していないが約５割, 自分で一部実施が約４割, 自分で全て実施が約１割近くである			自分で全て実施が１割でこれは他地区より多く, 自分で一部実施を加えると約５割近くが実施していて、この割合は他地区より多い
問12-1地震対策をしていない理由	手間がかかるが一番で, 次いで費用がかかる, 貼り付け方が分からない又は貼り付け作業できないの順である	費用がかかるが他地区より多い	必要を感じない, 何とか助かる, 見た目が悪くなるなど無頓着な回答が目立つ	手間がかかると貼り付けることができないが他地区より多く, 人的、作業的な課題として考えられる
問13大地震時に心配な事態	津波の被害, 自宅の倒壊, ライフラインの停止の順で心配している	津波の被害, 自宅の倒壊, ライフラインの停止の順で心配している, 集落なので古い家もある	津波による被害, ライフラインの停止, 自宅の倒壊の順で心配している, マンシヨン・アパート, 新築家屋が多いからか	津波の被害, 自宅の倒壊, ライフラインの停止の順で心配している, 集落なので古い家もある
問14災害情報の受信方法	テレビ, ラジオ, 防災情報メールの順で期待しているが, テレビ, ラジオは発災時の災害現場での確実性に問題がある, 防災行政無線は街中では良く聞こえないことやスピーカーの数が不足している事などから信頼されていない			
問15災害時の家族との連絡方法	携帯メールが約３割, NTTの災害伝言ダイヤルが約３割, 携帯電話の伝言板サービスが約２割であり, わからないが約２割いることに注目する必要がある			
問16災害時に知りたい情報	突出したものは無く, 多様な情報を全体的に得たいと思っている, 強いて挙げれば家族や知人の安否確認, 災害の規模や気象情報, 被害の状況, 食糧飲料水の状況である			
問17災害後避難する目安	突出した避難の目安は無かった, 緊急的な避難なのか時間的に余裕のある避難なのか設問が明確ではなかった, 最も多く挙げられたのは市からの避難勧告指示であるが, これも約１割強であり絶対ではない、総合的に判断するものと思われる, 市からの避難勧告指示を伝え			

	る防災行政無線など媒体の問題がある			
問17-1避難しない理由	問17で避難しないと回答した理由であるが，回答にあたって災害想定が曖昧であったことが問題である，家の方が安全（大雨の時か），一人では避難出来ない，避難場所が遠いが挙げられた		一人では避難出来ないが一番多かった	
問18災害時災害弱者への手助け	災害前に援護者として認定されていない状況として，個人でできるものを回答してもらった，特に突出したものは無く，避難の声掛け，安否確認が多かった，搬出など積極的な手助けは組織的な対応が必要である			
問19災害弱者支援拡大のための日常行動	日頃から声を掛け合える関係を作る，近所に災害弱者がいることを把握するが多く，災害弱者に自主防災訓練の参加を勧めるなどの災害弱者自らの行動に期待していない			
問20災害時援護の必要な人	援護の必要な人がいるは約３割である	援護の必要な人がいるは約３割	援護の必要な人がいるは約２割で，他地区より少ない理由は居住者の若い世代が多いからか	援護の必要な人がいるは４割近くで他地区より多い，24人がいると回答し，そのうち14人は要介護認定者である
問20-2災害時援護が必要な人の状況	75才以上の高齢者が４割，自立歩行できないが３割強，自立歩行できるが判断力に危惧があるが１割強である，自立歩行できない人には身体的な援護が，自立歩行できるが判断力のない人には誘導援助が必要である	75才以上の高齢者の割合は他地区より多いが自立歩行できない人の割合は他地区より少ない，災害時の健常な高齢者対策が必要である	75才以上の高齢者の割合は他地区より少ないが，自立歩行できない人は比較的多く絶対人数は他地区より多い	75才以上の高齢者の割合は比較的多く，しかも自立歩行できない人の割合は他地区より多い，要援護者の身体的な援護が課題である
問20-3災害時援護の必要な人への避難指示の方法	家族か誰かが教える必要がある場合が多い	家族か誰かが教える必要がある場合は他地区より多いが，自立歩行できない人は他地区より少ない，避難時の声掛けや誘導が課題である	家族か誰かが教える必要がある場合は他地区より少ないが，自立歩行出来ない人の絶対人数は他地区より多い，身体的な援護が課題である	家族か誰かが教える必要がある場合は約５割でありそのうえ自立歩行できない人の割合は他地区より多く，身体的な援護が課題である
問20-4災害時援護の必要な人の避難方法	避難は，家族が介助し不在時は誰かがするが４割，常時家族がいないため誰かがするは１割強であり，それ以外は自分で避難できると常時家族が介助し避難させるである	家族が介助し不在時は誰かがするは約３割強，常時家族がいないため誰かがするは約１割であり，家族以外の誰かが援護する必要は他地区より少ない	家族が介助し不在時は誰かがするは約４割，常時家族がいないため誰かがするは２割であるが，家族以外の人が援護する必要の絶対人数は他地区よりも多く，身体的な援護が課題である	家族が介助し不在時は誰かがするは約５割，常時家族がいないために誰かがするは約２割であり，災害時に家族以外の誰かが援護する必要の割合は他地区より多い
問20-5家族以外の介助の状況	昼間は決まっていないが４割，夜間は決まっていないは３割強，昼間は決まっているは１割強，夜間は決ま	昼間，夜間ともに介助の人が決まっている割合が他地区よりも多い	昼間，夜間ともに介助の人が決まっていない割合が他地区よりも少なく，援護体制の整備が課題である	特に夜間に介助の人が決まっていない割合が他地区より少ない，高齢単身世帯への援護

	っているは１割である, 昼間の家族以外の介助が課題である			が課題と思われる
問20-6介助の人の属性	介助人の属性について無回答やその他の回答が多く, 介助人を特定できない状況が分かる, それでも隣近所の人への期待が顕著である			
問20-7援護に必要な人数	一人が約６割, 二人が約１割強である			一人が６割, 二人が約３割を超えていて多人数による援護が要請されている
問20-8搬送機材が必要か	必要が約４割強, 不要が約４割弱で大体同じである	必要が不要よりも多い	不要が必要よりも多い, 他地区よりも避難ビル等への接近性が高いからなのか	必要が不要よりも多い
問20-9必要な搬送機材	有効回答の中では車いすが最も多いが, 車いすの備蓄は限られている			
問20-10要援護者のための一時避難場所や避難場所の認知	知っているが６割, 知らないが約２割, 無回答が２割である	知っている割合が他地区よりも少ない, 要援護者を含め避難場所の確保が地形的な理由から困難な状況を示す		知っている割合が他地区よりも多い
問20-12要援護者が一時避難場所・避難場所まで逃げられるか	逃げられるが約４割, 逃げられないが約４割, 無回答が約２割である, 逃げられないが逃げられると同じ程度なのは問題である, 日常の訓練での実体験で検証する必要がある	逃げられると逃げられないが同じ割合である	逃げられるより逃げられない割合が多い	逃げられないよりも逃げられる割合が多い
問20-13「逃げられない」理由	災害弱者の体力が続かないが最も多く, 次いで介助者の体力が続かないであり, さらに避難場所への坂や階段が阻害している, 避難路が塞がれている, 幹線道路が遮断されている等の物理的な環境問題が挙げられている, 災害弱者及び介助者の体力が最大問題である		避難場所への坂や階段が阻害している割合が多い, ビルが多く建っていて避難ビルへのアクセスなどを問題としているのか	避難路が塞がれている割合が多い, 集落の家屋が密集している状況によるか

2　クロス分析結果の要点

調査対象の３つの自治会別に、回答者の「家族」や「家」の属性を示す問４「世帯構成」、問４－１「世帯人数」、問５「居住形態」、問５－１「建築年次」、問 20「災害時援護の必要な人の有無」と各設問とのクロス分析を行った。

３つの自治会別のクロス分析の結果を見て、その要点を全体的にまとめ表示したのが次頁の表である。

クロス分析結果の要点

設問	世帯構成	世帯人数	住居形態	新耐震基準年以前以降	災害弱者有無
問7避難場所を知っているか	単身－知らないが多い		社宅、賃貸マンション－しらない	以降－避難場所しらないが多い	
問9非常用備蓄品	単身－生活用品 その他－給水用品	4人以上－給水用品や卓上コンロの割合多く			いる－哺乳用品等
問10災害に備えての家庭での話し合い		4人、5人－家族の集合場所の確認			
問11耐震補強しているか		2人、4人－耐震補強している	分譲マンション－耐震補強多い	以前－していない	
問11-1耐震補強していない理由	夫婦のみ・夫婦のみ＋子供－耐震住宅だから	4人、6人以上－耐震住宅だから	持ち家－経済的問題 分譲マンション－耐震住宅だから	以前－経済的問題	
問12地震対策			持ち家－自分で一部実施 分譲マンション－自分で一部実施		
問12-1地震対策をしていない理由	単身-自分で出来ない 夫婦のみ＋子供-手間がかかる		持ち家、分譲マンシヨン－手間がかかる 借家、賃貸マンション－費用がかかる	以前－自分でできない、高齢者多いか	
問13大地震で心配なこと	単身-津波、ライフラインその他－津波、自宅の倒壊	4人、5人－家族との連絡	分譲マンション－家族との連絡 他は－津波	以前－自宅の倒壊 以降－ライフラインの停止	いる－自宅の倒壊 いない－ライフライン停止
問14災害情報の収集手段				以前－テレビ、ラジオ 以降－テレビ、防災情報メール	
問15災害時家族との連絡方法		4人、5人－分からないが目立つ		以前－分からないがある	いる－わからないが多い
問16災害時知りたい情報	単身－家族等の安否、災害の規模・気象情報 その他－災害の規模・気象情報	1人、2人－災害の規模や気象情報 3人以上－家族や知人の安否	一戸建て系－災害の規模、気象情報 マンション系－家族や知人の安否		
問17-1避難しない理由	夫婦のみ－家が安全	1人、2人－1人で避難できない 3人、4人、5人－避難場所が遠い	持ち家－家の方が安全、1人で避難できない	以前－家の方が安全	いる－１人で避難できない

問18災害時災害弱者への手助け		1人－手助けできない	マンション系－安否確認すくない		いる－手助けできない
問19　災害弱者支援のために日頃の活動			分譲マンション－分からないが目立つ		
問20　家庭内に災害弱者が居るか	夫婦＋子供＋親－居る割合高い	1人－災害弱者いるがある、自分のことか		以前－いるが多い	
問20-4災害弱者の避難方法		1人－誰かに手助けしてもらう			
問20-5災害時家族以外の手助けの人		4人以上－介助の人決まっていない			いる－特に昼間決まっていない
問20-6災害時手助けの人はだれか					いる－隣近所、民生委員
問20-7手助けの必要な人数					いる－1人
問20-8避難に機材か°必要か					いる－不要が多い
問20-9機材の種類					いる－車イス
問20-10災害弱者の避難場所					いる－知らないが2割ほど居る
問20-12災害弱者は避難場所まで逃げられるか					いる－逃げられるは半分
問20-13逃げられない場合の理由					いる－災害弱者の体力が続かない

問1　回答者の性別

	男性	女性	無回答	合計
香良洲	69	53	1	123
	56.1%	43.1%	0.8%	100.0%
桜橋1丁目	82	51	1	134
	61.2%	38.1%	0.7%	100.0%
栗真根上り	40	25	0	65
	61.5%	38.5%	0.0%	100.0%
合計	191	129	2	322
	59.3%	40.1%	0.6%	100.0%

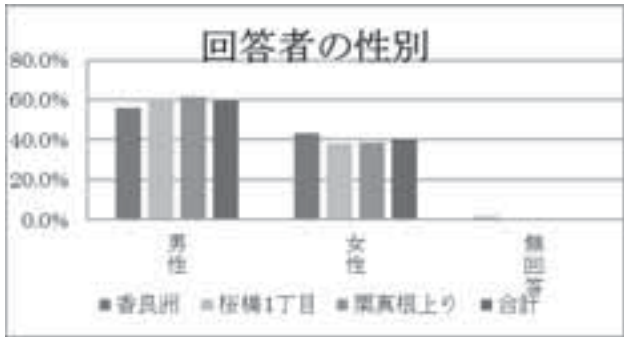

問2 回答者の年齢

	10代	20代	30代	40代	50代	60~64	65~69	70~74	75以上	無回答	合計
香良洲	0	0	4	11	30	15	16	23	24	0	123
	0.0%	0.0%	3.3%	8.9%	24.4%	12.2%	13.0%	18.7%	19.5%	0%	100.0%
桜橋1丁目	0	6	16	31	25	9	11	16	20	0	134
	0.0%	4.5%	11.9%	23.1%	18.7%	6.7%	8.2%	11.9%	14.9%	0.0%	100.0%
栗真根上り	0	1	2	6	7	5	12	11	20	1	65
	0.0%	1.5%	3.1%	9.2%	10.8%	7.7%	18.5%	16.9%	30.8%	1.5%	100.0%
合計	0	7	22	48	62	29	39	50	64	1	322
	0.0%	2.2%	6.8%	14.9%	19.3%	9.0%	12.1%	15.5%	19.9%	0.3%	100.0%

問3 回答者の主な職業

	会社員・公務員	自営業・家族従業者	主婦	パート・アルバイト	学生	無職	その他	無回答	合計
香良洲	28	20	19	12	0	42	1	1	123
	22.8%	16.3%	15.4%	9.8%	0.0%	34.1%	0.8%	0.8%	100.0%
桜橋1丁目	55	15	16	12	1	29	5	1	134
	41.0%	11.2%	11.9%	9.0%	0.7%	21.6%	3.7%	0.7%	100.0%
栗真根上り	6	9	6	7	0	34	1	2	65
	9.2%	13.8%	9.2%	10.8%	0.0%	52.3%	1.5%	3.1%	100.0%
合計	89	44	41	31	1	105	7	4	322
	27.6%	13.7%	12.7%	9.6%	0.3%	32.6%	2.2%	1.2%	100.0%

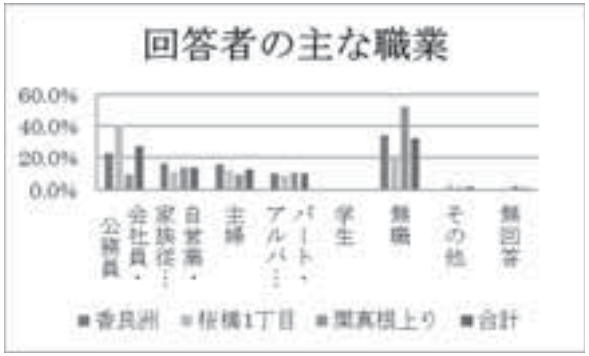

問4 回答者の世帯構成

	単身	夫婦のみ	夫婦と子供	夫婦と親	夫婦と子供と親	その他	無回答	合計
香良洲	8	44	33	10	10	15	3	123
	6.5%	35.8%	26.8%	8.1%	8.1%	12.2%	2.4%	100.0%
桜橋1丁目	34	27	58	1	4	10	0	134
	25.4%	20.1%	43.3%	0.7%	3.0%	7.5%	0.0%	100.0%
栗真根上り	11	25	12	1	6	8	2	65
	16.9%	38.5%	18.5%	1.5%	9.2%	12.3%	3.1%	100.0%
合計	53	96	103	12	20	33	5	322
	16.5%	29.8%	32.0%	3.7%	6.2%	10.2%	1.6%	100.0%

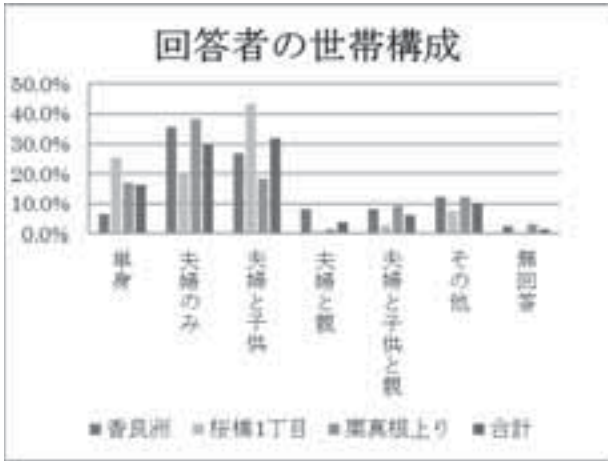

問4－1 回答者の世帯人数

	一人	二人	三人	四人	五人	六人以上	無回答	合計
香良洲	9	53	27	21	4	8	1	123
	7.3%	43.1%	22.0%	17.1%	3.3%	6.5%	0.8%	100.0%
桜橋1丁目	36	34	31	21	10	2	0	134
	26.9%	25.4%	23.1%	15.7%	7.5%	1.5%	0.0%	100.0%
栗真根上り	14	28	8	5	4	5	1	65
	21.5%	43.1%	12.3%	7.7%	6.2%	7.7%	1.5%	100.0%
合計	59	115	66	47	18	15	2	322
	18.3%	35.7%	20.5%	14.6%	5.6%	4.7%	0.6%	100.0%

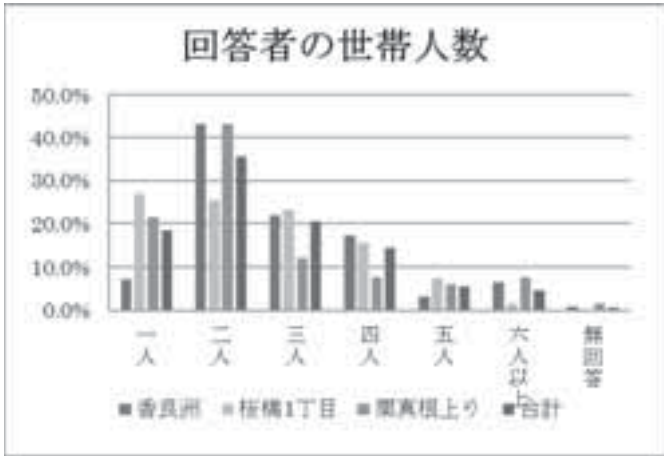

問5 回答者の住居形態

	一戸建て(持家)	一戸建て(借家)	社宅・寮	アパートマンション(分譲)	アパートマンション(賃貸)	その他	無回答	合計
香良洲	116	3	1	0	2	0	1	123
	94.3%	2.4%	0.8%	0.0%	1.6%	0.0%	0.8%	100.0%
桜橋1丁目	71	6	2	17	37	1	0	134
	53.0%	4.5%	1.5%	12.7%	27.6%	0.7%	0.0%	100.0%
栗真根上り	57	2	0	0	1	3	2	65
	87.7%	0.0	0.0%	0.0%	1.5%	4.6%	3.1%	100.0%
合計	244	11	3	17	40	4	3	322
	0.0%	3.4%	0.9%	5.3%	12.4%	1.2%	0.9%	100.0%

問5－1　住居の建築年次

	昭和五十六年五月以前	昭和五十六年五月以降	わからない	無回答	合計
香良洲	50	68	4	1	123
	40.7%	55.3%	3.3%	0.8%	100.0%
桜橋1丁目	32	89	13	0	134
	23.9%	66.4%	9.7%	0.0%	100.0%
栗真根上り	25	33	6	1	65
	38.5%	50.8%	9.2%	1.5%	100.0%
合計	107	190	23	2	322
	33.2%	59.0%	7.1%	0.6%	100.0%

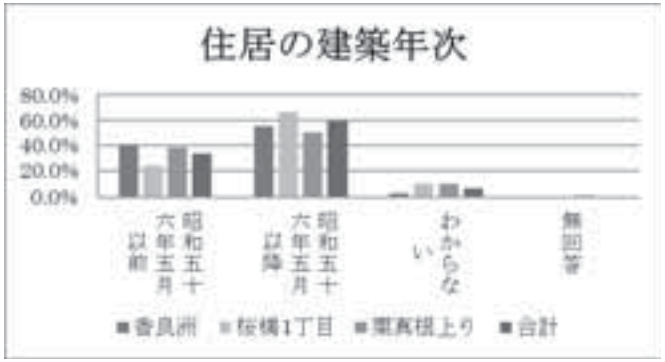

問6 普段の交通手段(マルチ回答)

	徒歩	自転車	バイク・原付	自家用車	バス	タクシー	鉄道	その他	合計
香良洲	10	26	4	106	6	4	1	0	157
	6.4%	16.6%	2.5%	67.5%	3.8%	2.5%	0.6%	0.0%	100.0%
桜橋1丁目	46	45	3	97	10	9	20	0	230
	20.0%	19.6%	1.3%	42.2%	4.3%	3.9%	8.7%	0.0%	100.0%
栗真根上り	10	25	3	46	8	3	0	2	97
	10.3%	25.8%	3.1%	47.4%	8.2%	3.1%	0.0%	2.1%	100.0%
合計	66	96	10	249	24	16	21	2	484
	13.6%	19.8%	2.1%	51.4%	5.0%	3.3%	4.3%	0.4%	100.0%

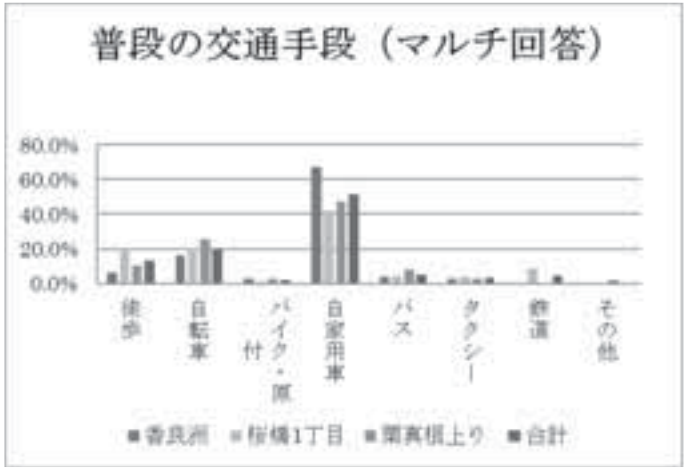

問6－1　避難の際の交通手段

	徒歩	自転車	自家用車	バイク・原付	その他	合計
香良洲	66	21	52	2	0	141
	46.8%	14.9%	36.9%	1.4%	0.0%	100.0%
桜橋1丁目	100	15	24	1	4	144
	69.4%	10.4%	16.7%	0.7%	2.8%	100.0%
栗真根上り	44	16	9	4	3	76
	57.9%	21.1%	11.8%	5.3%	3.9%	100.0%
合計	210	52	85	7	7	361
	58.2%	14.4%	23.5%	1.9%	1.9%	100.0%

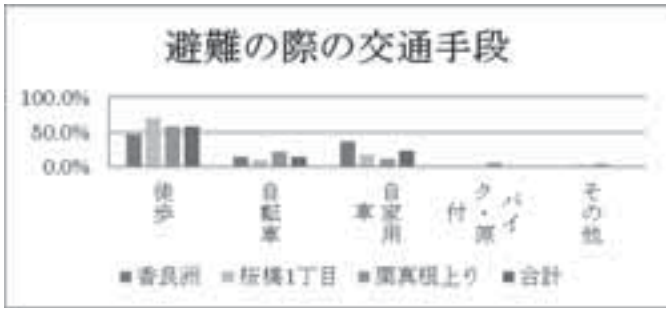

問7　一時避難場所・避難場所の認知

	理解している	理解していない	無回答	合計
香良洲	108	14	2	124
	87.1%	11.3%	1.6%	100.0%
桜橋1丁目	104	29	1	134
	77.6%	21.6%	0.7%	100.0%
栗真根上り	60	2	3	65
	92.3%	3.1%	4.6%	100.0%
合計	272	45	6	323
	84.5%	14.0%	1.9%	100.0%

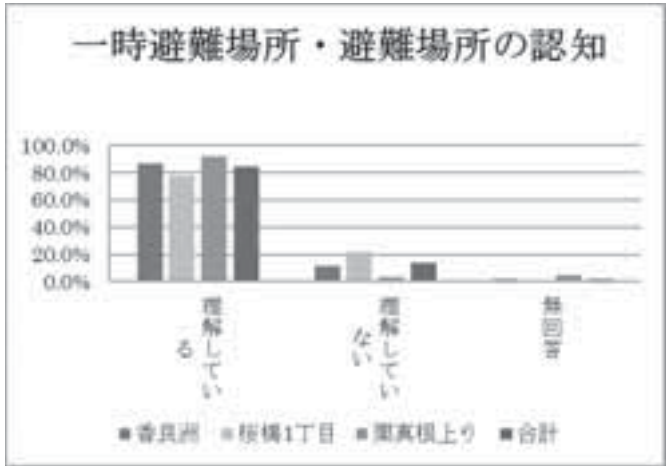

問9 非常用備蓄品の準備(マルチ回答)

	給水用品	卓上コンロ・カセットボンベ	簡易トイレ	固形燃料	生活用品	家庭事情に応じて必要な物	その他	準備していない	合計
香良洲	63	43	24	3	70	18	11	28	260
	24.2%	16.5%	9.2%	1.2%	26.9%	6.9%	4.2%	10.8%	100.0%
桜橋1丁目	51	55	20	5	64	20	14	36	265
	19.2%	20.8%	7.5%	1.9%	24.2%	7.5%	5.3%	13.6%	100.0%
栗真根上り	28	32	9	6	40	14	11	8	148
	18.9%	21.6%	6.1%	4.1%	27.0%	9.5%	7.4%	5.4%	100.0%
合計	142	130	53	14	174	52	36	72	673
	21.1%	19.3%	7.9%	2.1%	25.9%	7.7%	5.3%	10.7%	100.0%

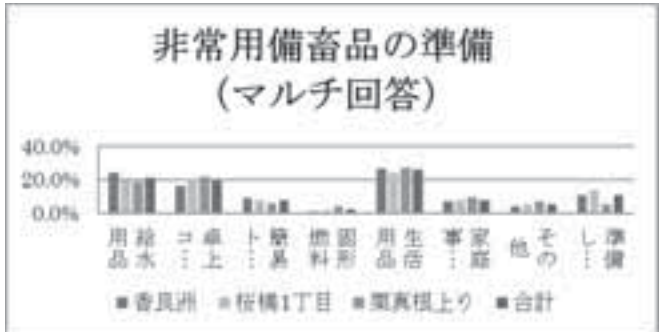

問10 災害に備えての家の決めごと(マルチ回答)

	避難地の確認	災害による危険個所の確認	家族の集合場所の確認	家族の連絡方法の確認	家族間で昼間の役割分担の確認	家族間で夜間の役割分担の確認	特にしていない	その他	合計
香良洲	58	13	45	24	2	4	41	0	187
	31.0%	7.0%	24.1%	12.8%	1.1%	2.1%	21.9%	0.0%	100.0%
桜橋1丁目	54	10	48	25	2	1	47	4	191
	28.3%	5.2%	25.1%	13.1%	1.0%	0.5%	24.6%	2.1%	100.0%
栗真根上り	30	11	25	13	3	3	18	2	105
	28.6%	10.5%	23.8%	12.4%	2.9%	2.9%	17.1%	1.9%	100.0%
合計	142	34	118	62	7	8	106	6	483
	29.4%	7.0%	24.4%	12.8%	1.4%	1.7%	21.9%	1.2%	100.0%

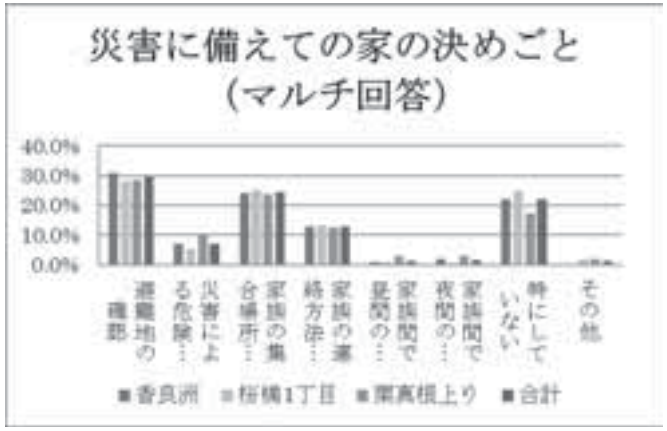

問11　自宅の耐震補強

	実施している	実施していない	わからない	無回答	合計
香良洲	18	77	22	6	123
	14.6%	62.6%	17.9%	4.1%	100.0%
桜橋1丁目	30	51	48	5	134
	22.4%	38.1%	35.8%	3.7%	100.0%
栗真根上り	17	35	8	5	65
	26.2%	53.8%	12.3%	7.7%	100.0%
合計	65	163	78	16	322
	20.2%	50.6%	24.2%	5.0%	100.0%

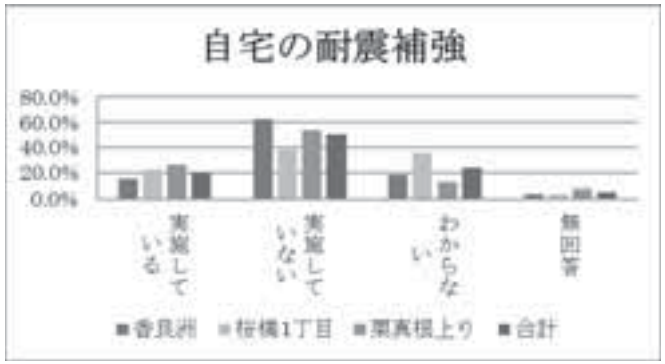

問11−1　耐震補強を実施していない理由（マルチ回答）

	耐震住宅	借家	今後実施する	金銭的負担が大きい	面倒	その他	無回答	合計
香良洲	19	3	11	47	9	5	0	94
	20.2%	3.2%	11.7%	50.0%	9.6%	5.3%	0.0%	100.0%
桜橋1丁目	16	16	4	20	3	7	68	134
	11.9%	11.9%	3.0%	14.9%	2.2%	5.2%	50.7%	100.0%
栗真根上り	13	5	1	21	2	6	0	48
	27.1%	10.4%	2.1%	43.8%	10.4%	12.5%	0.0%	100.0%
合計	48	24	16	88	14	18	68	276
	17.4%	8.7%	5.8%	31.9%	5.1%	6.5%	24.6%	100.0%

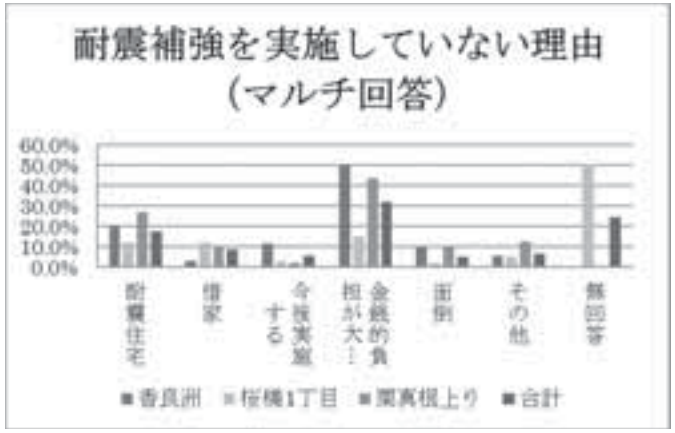

問13 大地震時の心配な事態（マルチ回答）

	津波による被害	自宅の倒壊	建物からの窓ガラス落下	家具類の転倒	火災の発生	ガス等の危険物爆発	ライフラインの停止	家族との連絡	ペットのこと	家族内の災害弱者	特に心配はない	その他	合計
香良洲	96	68	39	47	45	25	54	50	13	20	4	0	461
	20.8%	14.8%	8.5%	10.2%	9.8%	5.4%	11.7%	10.8%	2.8%	4.3%	0.9%	0.0%	100.0%
桜橋1丁目	113	56	22	55	61	34	75	56	23	23	1	2	521
	21.7%	10.7%	4.2%	10.6%	11.7%	6.5%	14.4%	10.7%	4.4%	4.4%	0.2%	0.4%	100.0%
栗真根上り	52	42	17	23	28	14	34	28	11	6	2	3	260
	20.0%	16.2%	6.5%	8.8%	10.8%	5.4%	13.1%	10.8%	4.2%	2.3%	0.8%	1.2%	100.0%
合計	261	166	78	125	134	73	163	134	47	49	7	5	1242
	21.0%	13.4%	6.3%	10.1%	10.8%	5.9%	13.1%	10.8%	3.8%	3.9%	0.6%	0.4%	100.0%

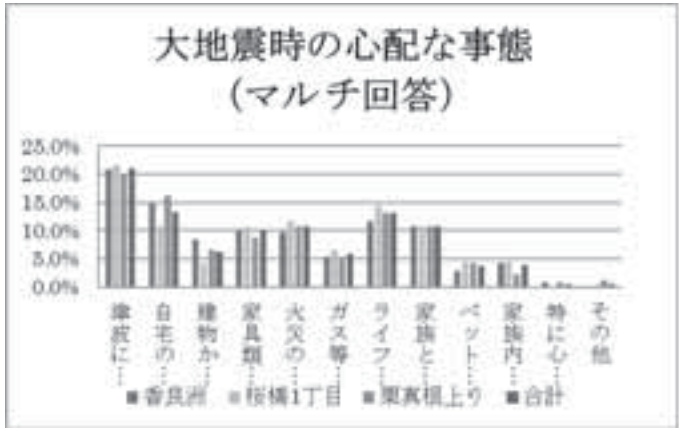

問14 気象庁からの災害情報の受信方法（マルチ回答）

	防災行政無線	防災行政無線FAX受信サービス	広報津市電話応答サービス	防災情報メール	防災情報メール以外のメール	テレビ	ラジオ	電話天気予報	インターネット	新聞	その他	合計
香良洲	38	9	7	47	25	93	47	12	17	36	3	334
	11.4%	2.7%	2.1%	14.1%	7.5%	27.8%	14.1%	3.6%	5.1%	10.8%	0.9%	100.0%
桜橋1丁目	17	2	3	83	24	102	45	9	41	29	1	356
	4.8%	0.6%	0.8%	23.3%	6.7%	28.7%	12.6%	2.5%	11.5%	8.1%	0.3%	100.0%
栗真根上り	12	0	0	14	12	58	24	6	7	20	2	155
	7.7%	0.0%	0.0%	9.0%	7.7%	37.4%	15.5%	3.9%	4.5%	12.9%	1.3%	100.0%
合計	67	11	10	144	61	253	116	27	65	85	6	845
	7.9%	1.3%	1.2%	17.0%	7.2%	29.9%	13.7%	3.2%	7.7%	10.1%	0.7%	100.0%

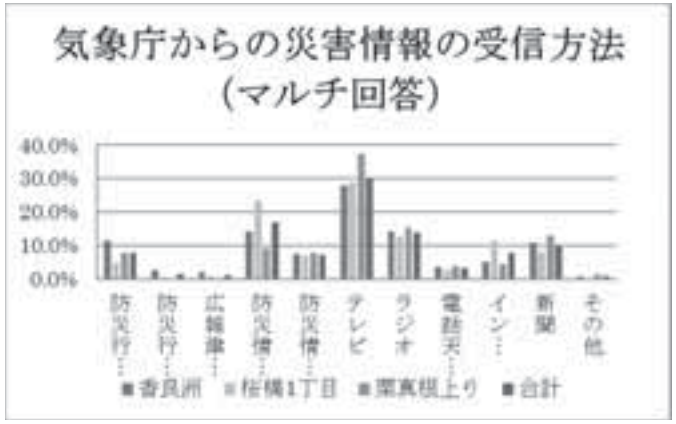

問13 大地震時の心配な事態(マルチ回答)

	津波による被害	自宅の倒壊	建物からの窓ガラス落下	家具類の転倒	火災の発生	ガス等の危険物爆発	ライフラインの停止	家族との連絡	ペットのこと	家族内の災害弱者	特に心配はない	その他	合計
香良洲	96	68	39	47	45	25	54	50	13	20	4	0	461
	20.8%	14.8%	8.5%	10.2%	9.8%	5.4%	11.7%	10.8%	2.8%	4.3%	0.9%	0.0%	100.0%
桜橋1丁目	113	56	22	55	61	34	75	56	23	23	1	2	521
	21.7%	10.7%	4.2%	10.6%	11.7%	6.5%	14.4%	10.7%	4.4%	4.4%	0.2%	0.4%	100.0%
栗真根上り	52	42	17	23	28	14	34	28	11	6	2	3	260
	20.0%	16.2%	6.5%	8.8%	10.8%	5.4%	13.1%	10.8%	4.2%	2.3%	0.8%	1.2%	100.0%
合計	261	166	78	125	134	73	163	134	47	49	7	5	1242
	21.0%	13.4%	6.3%	10.1%	10.8%	5.9%	13.1%	10.8%	3.8%	3.9%	0.6%	0.4%	100.0%

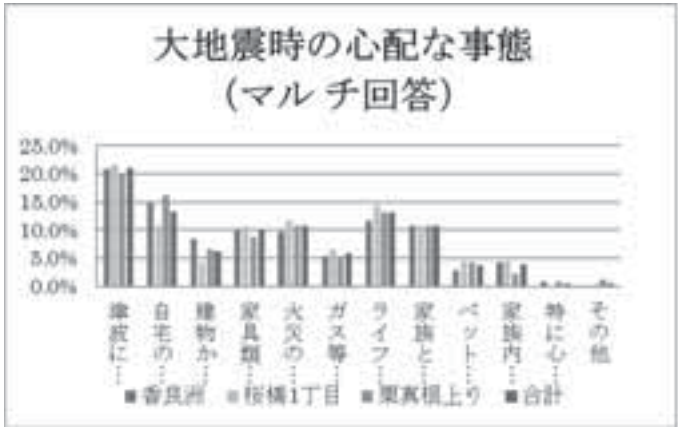

問14 気象庁からの災害情報の受信方法(マルチ回答)

	防災行政無線	防災行政無線FAX受信サービス	広報津市電話応答サービス	防災情報メール	防災情報メール以外のメール	テレビ	ラジオ	電話天気予報	インターネット	新聞	その他	合計
香良洲	38	9	7	47	25	93	47	12	17	36	3	334
	11.4%	2.7%	2.1%	14.1%	7.5%	27.8%	14.1%	3.6%	5.1%	10.8%	0.9%	100.0%
桜橋1丁目	17	2	3	83	24	102	45	9	41	29	1	356
	4.8%	0.6%	0.8%	23.3%	6.7%	28.7%	12.6%	2.5%	11.5%	8.1%	0.3%	100.0%
栗真根上り	12	0	0	14	12	58	24	6	7	20	2	155
	7.7%	0.0%	0.0%	9.0%	7.7%	37.4%	15.5%	3.9%	4.5%	12.9%	1.3%	100.0%
合計	67	11	10	144	61	253	116	27	65	85	6	845
	7.9%	1.3%	1.2%	17.0%	7.2%	29.9%	13.7%	3.2%	7.7%	10.1%	0.7%	100.0%

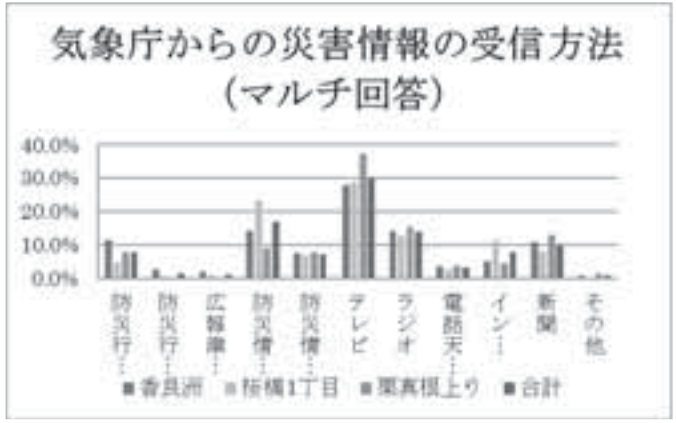

問15　災害時の家族との連絡方法（マルチ回答）

	NTTの災害伝言ダイヤル	携帯電話の伝言版サービス	携帯メール	わからない	その他	合計
香良洲	42	24	49	37	2	154
	27.3%	15.6%	31.8%	24.0%	1.3%	100.0%
桜橋1丁目	44	31	67	35	1	178
	24.7%	17.4%	37.6%	19.7%	0.6%	100.0%
栗真根上り	21	11	21	18	4	75
	28.0%	14.7%	28.0%	24.0%	5.3%	100.0%
合計	107	66	137	90	7	407
	26.3%	16.2%	33.7%	22.1%	1.7%	100.0%

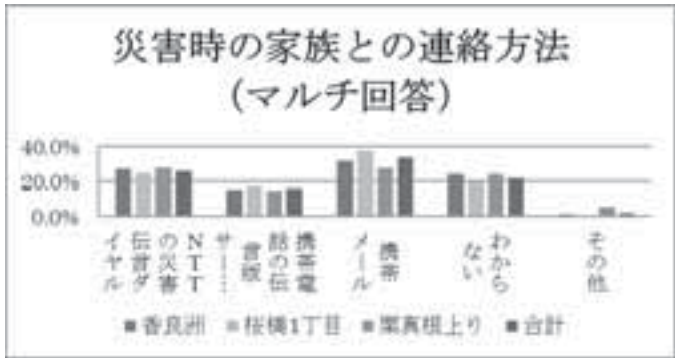

問16 災害発生時知りたい情報（マルチ回答）

	災害の規模や気象情報	被害の状況	家族や知人の安否情報	避難場所の確認	警察や消防等の救援活動状況	食糧や飲料水の状況	道路や鉄道等の状況	留守にしている自宅の状況	ライフラインの復旧状況	その他	合計
香良洲	86	70	91	44	29	79	41	51	46	0	537
	16.0%	13.0%	16.9%	8.2%	5.4%	14.7%	7.6%	9.5%	8.6%	0.0%	100.0%
桜橋1丁目	96	94	108	46	26	80	51	47	57	4	609
	15.8%	15.4%	17.7%	7.6%	4.3%	13.1%	8.4%	7.7%	9.4%	0.7%	100.0%
栗真根上り	44	40	39	25	16	44	21	24	27	1	281
	15.7%	14.2%	13.9%	8.9%	5.7%	15.7%	7.5%	8.5%	9.6%	0.4%	100.0%
合計	226	204	238	115	71	203	113	122	130	5	1427
	15.8%	14.3%	16.7%	8.1%	5.0%	14.2%	7.9%	8.5%	9.1%	0.4%	100.0%

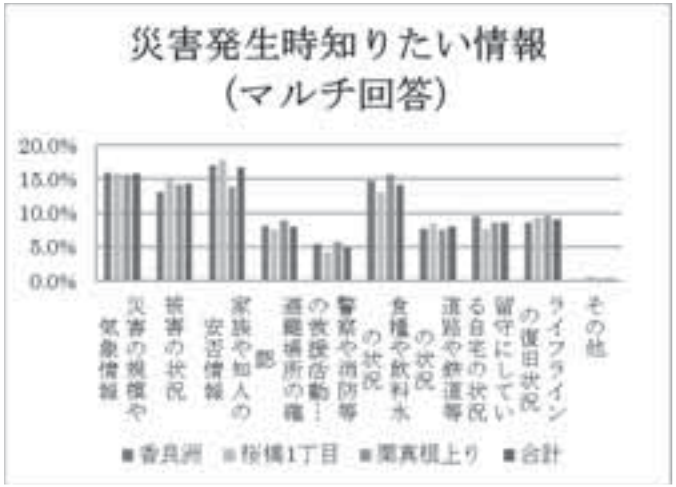

問17 災害後避難する目安(マルチ回答)

		家財が散乱	自宅の損壊	自宅が全滅	市からの避難勧告・指示	食べ物がない	ライフラインの停止	余震が続く	二次災害の発生	津波が見えた	避難を誘われた	避難の援護	近所の人が避難を始めた	大地震の発生	なるべく避難しない	その他	合計
香良洲		32	61	52	97	24	58	51	48	59	39	42	51	50	12	0	676
		4.7%	9.0%	7.7%	14.3%	3.6%	8.6%	7.5%	7.1%	8.7%	5.8%	6.2%	7.5%	7.4%	1.8%	0.0%	100.0%
桜橋1丁目		28	79	65	99	45	79	44	63	68	44	36	48	44	6	2	750
		3.7%	10.5%	8.7%	13.2%	6.0%	10.5%	5.9%	8.4%	9.1%	5.9%	4.8%	6.4%	5.9%	0.8%	0.3%	100.0%
栗真根上り		10	33	34	47	25	31	20	29	31	22	19	28	19	9	2	359
		2.8%	9.2%	9.5%	13.1%	7.0%	8.6%	5.6%	8.1%	8.6%	6.1%	5.3%	7.8%	5.3%	2.5%	0.6%	100.0%
合計		70	173	151	243	94	168	115	140	158	105	97	127	113	27	4	1785
		3.9%	9.7%	8.5%	13.6%	5.3%	9.4%	6.4%	7.8%	8.9%	5.9%	5.4%	7.1%	6.3%	1.5%	0.2%	100.0%

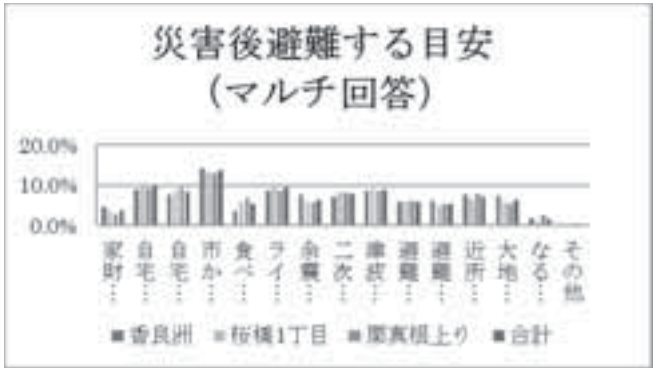

問17－1 避難しない場合の理由

	家の方が安全	避難場所が遠い	一人では避難できない	その他	無回答	合計
香良洲	10	4	6	1	0	21
	47.6%	19.0%	28.6%	4.8%	0.0%	100.0%
桜橋1丁目	1	0	2	0	0	3
	33.3%	0.0%	66.7%	0.0%	0.0%	100.0%
栗真根上り	6	2	4	2	0	14
	42.9%	14.3%	28.6%	14.3%	0.0%	100.0%
合計	17	6	12	3	0	38
	44.7%	15.8%	31.6%	7.9%	0.0%	100.0%

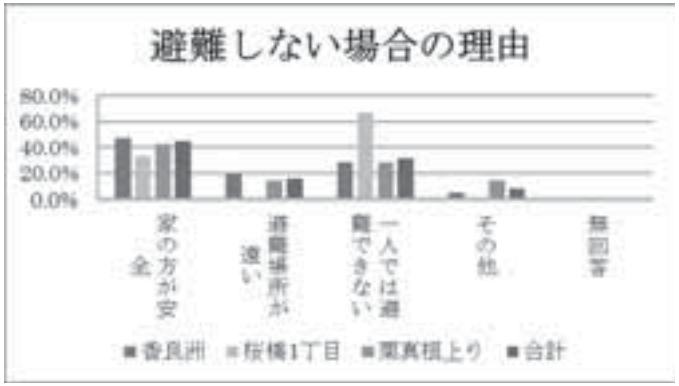

問18 災害時の災害弱者への手助け（マルチ回答）

	安否確認	避難の声掛け	災害状況や避難状況を教える	介助して安全な場所まで避難	要介護者へ連絡	自主防災組織や行政に連絡	一時的な保護や預かり	自分自身は手助けできない	わからない	その他	合計
香良洲	63	77	39	35	29	32	16	28	9	1	329
	19.1%	23.4%	11.9%	10.6%	8.8%	9.7%	4.9%	8.5%	2.7%	0.3%	100.0%
桜橋1丁目	55	83	42	44	21	34	8	31	13	6	337
	16.3%	24.6%	12.5%	13.1%	6.2%	10.1%	2.4%	9.2%	3.9%	1.8%	100.0%
栗真根上り	29	35	13	17	10	12	7	16	5	2	146
	19.9%	24.0%	8.9%	11.6%	6.8%	8.2%	4.8%	11.0%	3.4%	1.4%	100.0%
合計	147	195	94	96	60	78	31	75	27	9	812
	18.1%	24.0%	11.6%	11.8%	7.4%	9.6%	3.8%	9.2%	3.3%	1.1%	100.0%

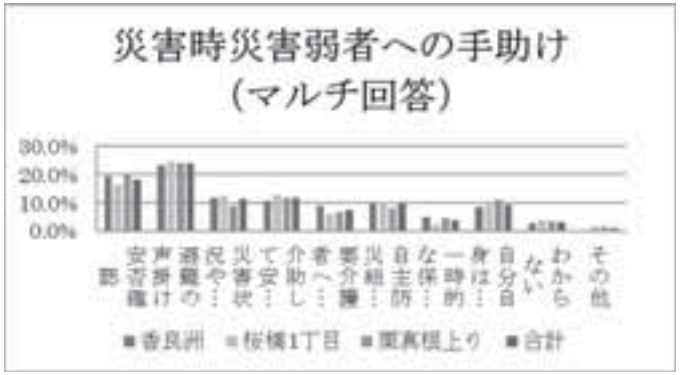

問19 災害弱者支援拡大のための日常行動

	災害弱者に自主防災訓練の参加を勧める	日頃から声を掛け合える関係をつくる	近所に災害弱者がいることを把握	わからない	その他	合計
香良洲	11	62	49	14	1	137
	8.0%	45.3%	35.8%	10.2%	0.7%	100.0%
桜橋1丁目	11	40	40	10	6	107
	10.3%	37.4%	37.4%	9.3%	5.6%	100.0%
栗真根上り	10	32	26	7	1	76
	13.2%	42.1%	34.2%	9.2%	1.3%	100.0%
合計	32	134	115	31	8	320
	10.0%	41.9%	35.9%	9.7%	2.5%	100.0%

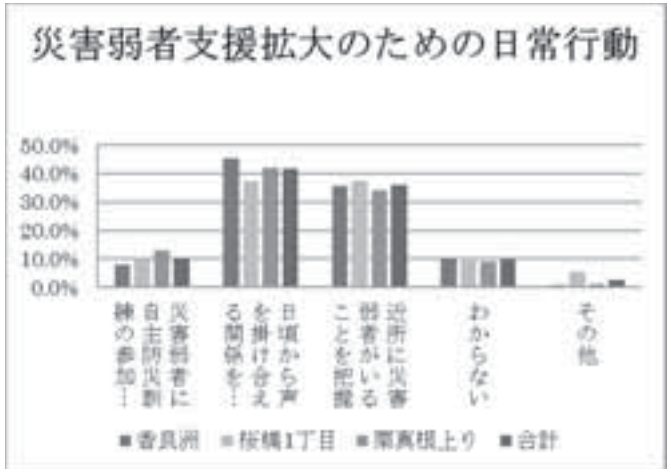

問20　災害時援護の必要な人の有無

	いる	いない	無回答	合計
香良洲	36	84	3	123
	29.3%	68.3%	2.4%	100.0%
桜橋1丁目	30	104	0	134
	22.4%	77.6%	0.0%	100.0%
栗真根上り	24	38	3	65
	36.9%	58.5%	4.6%	100.0%
合計	90	226	6	322
	28.0%	70.2%	1.9%	100.0%

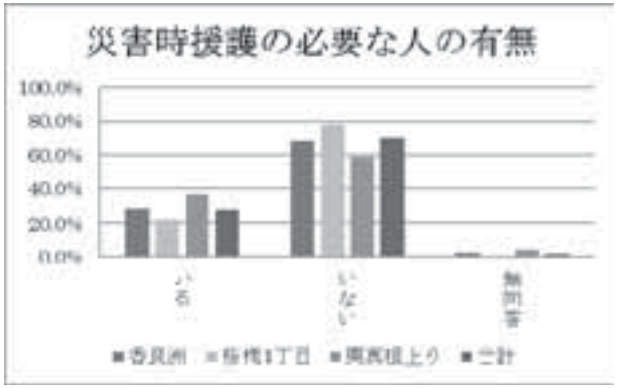

問20－2　災害時援護の必要な人の状況（マルチ回答）

	75歳以上の高齢者	自立歩行できないが判断力はある	自立歩行できるが判断力に危惧あり	自立歩行できず判断力に危惧あり	ベッドに臥せたままである	その他	合計
香良洲	24	7	8	5	1	5	50
	48.0%	14.0%	16.0%	10.0%	2.0%	10.0%	100.0%
桜橋1丁目	19	15	8	3	1	7	53
	35.8%	28.3%	15.1%	5.7%	1.9%	13.2%	100.0%
栗真根上り	13	8	4	5	3	2	35
	37.1%	22.9%	11.4%	14.3%	8.6%	5.7%	100.0%
合計	56	30	20	13	5	14	138
	40.6%	21.7%	14.5%	9.4%	3.6%	10.1%	100.0%

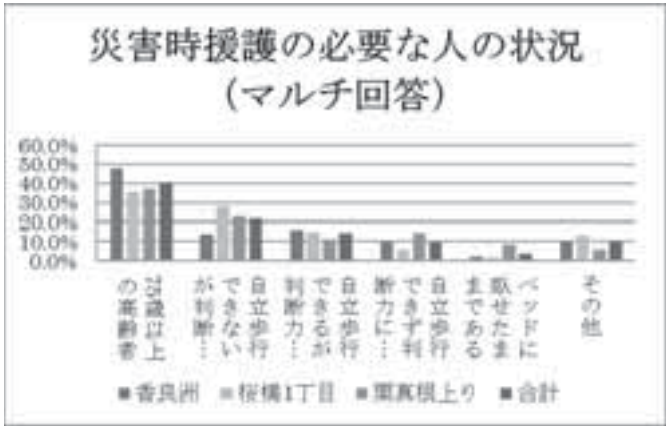

問20－3　災害時援護の必要な人への避難指示の方法

	自分で避難指示を理解できる	家族か誰かが教える必要がある	無回答	合計
香良洲	10	20	6	36
	27.8%	55.6%	16.7%	100.0%
桜橋1丁目	13	13	4	30
	43.3%	43.3%	13.3%	100.0%
栗真根上り	10	10	0	20
	50.0%	50.0%	0.0%	100.0%
合計	33	43	10	86
	38.4%	50.0%	11.6%	100.0%

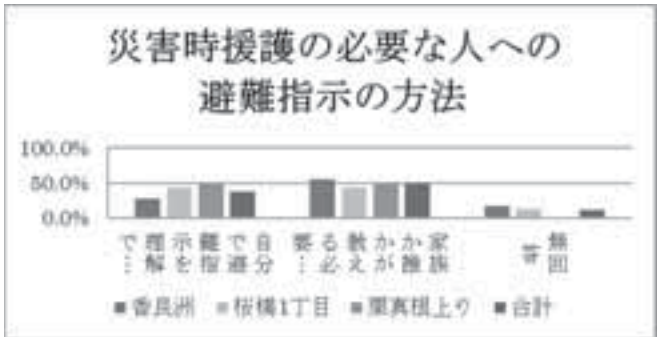

問20－4　災害時援護の必要な人の避難方法

	自分で避難できる	常時家族が介助し避難させる	家族が介助し、不在時は誰かがする	常時家族がいないため、誰かがする	合計
香良洲	10	10	12	3	35
	28.6%	28.6%	34.3%	8.6%	100.0%
桜橋1丁目	5	6	13	6	30
	16.7%	20.0%	43.3%	20.0%	100.0%
栗真根上り	5	3	11	4	23
	21.7%	13.0%	47.8%	17.4%	100.0%
合計	20	19	36	13	88
	22.7%	21.6%	40.9%	14.8%	100.0%

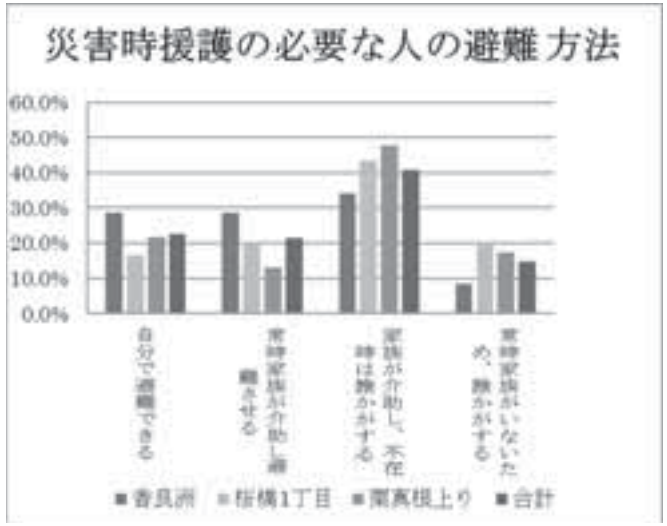

問20－5 災害時援護の必要な人の家族以外の介助人（マルチ回答）

	昼間は決まっている	昼間は決まっていない	夜間は決まっている	夜間は決まっていない	合計
香良洲	7	17	8	14	46
	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
桜橋1丁目	4	17	3	15	39
	10.3%	43.6%	7.7%	38.5%	100.0%
栗真根上り	5	14	2	13	34
	14.7%	41.2%	5.9%	38.2%	100.0%
合計	16	48	13	42	119
	13.4%	40.3%	10.9%	35.3%	100.0%

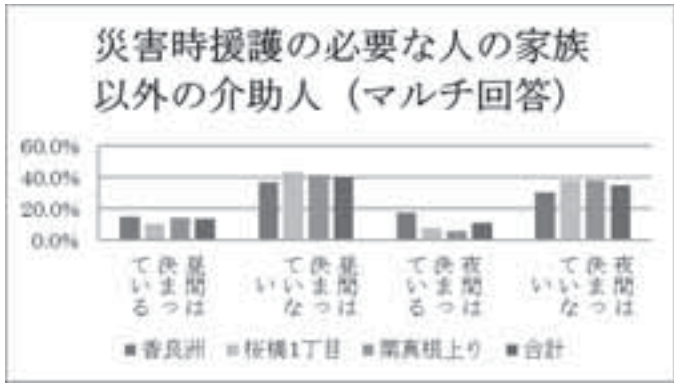

問20－6 介助人の属性

	隣近所の人（昼・夜）	自治会の人（昼・夜）	自主防災組織の人（昼・夜）	消防団（昼・夜）	民生委員(昼・夜)	その他	無回答	合計
香良洲	6	0	0	0	0	4	26	36
	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	72.2%	100.0%
桜橋1丁目	8	3	2	1	3	2	11	30
	26.7%	10.0%	6.7%	3.3%	10.0%	6.7%	36.7%	100.0%
栗真根上り	5	1	1	0	1	5	0	13
	38.5%	7.7%	7.7%	0.0%	7.7%	38.5%	0.0%	100.0%
合計	19	4	3	1	4	11	37	79
	24.1%	5.1%	3.8%	1.3%	5.1%	13.9%	46.8%	100.0%

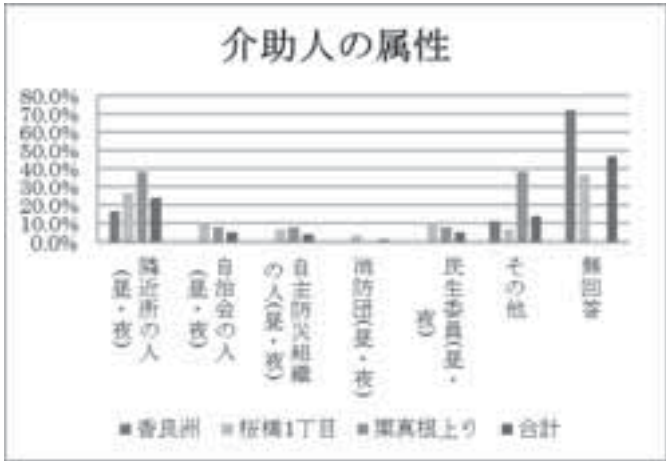

問20－7　災害時援護の必要な人の避難に必要な人手

	一人	二人	三人以上	無回答	合計
香良洲	18	4	1	13	36
	50.0%	11.1%	2.8%	36.1%	100.0%
桜橋1丁目	20	4	1	5	30
	66.7%	13.3%	3.3%	16.7%	100.0%
栗真根上り	10	5	1	0	16
	62.5%	31.3%	6.3%	0.0%	100.0%
合計	48	13	3	18	82
	58.5%	15.9%	3.7%	22.0%	100.0%

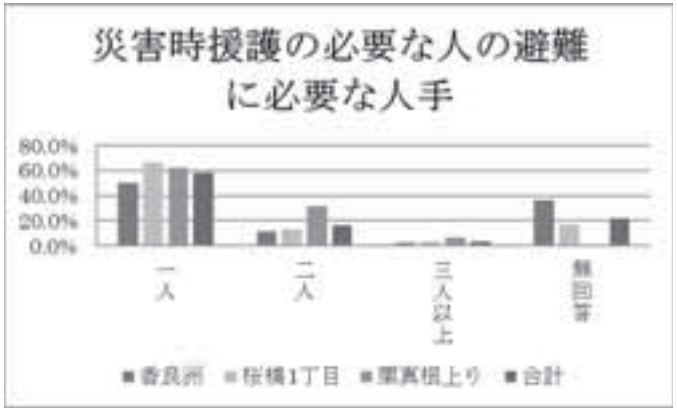

問20－8　災害時援護の必要な人の避難に搬送機材が必要か

	必要	不要	無回答	合計
香良洲	18	8	10	36
	50.0%	22.2%	27.8%	100.0%
桜橋1丁目	7	20	3	30
	23.3%	66.7%	10.0%	100.0%
栗真根上り	12	5	0	17
	70.6%	29.4%	0.0%	100.0%
合計	37	33	13	83
	44.6%	39.8%	15.7%	100.0%

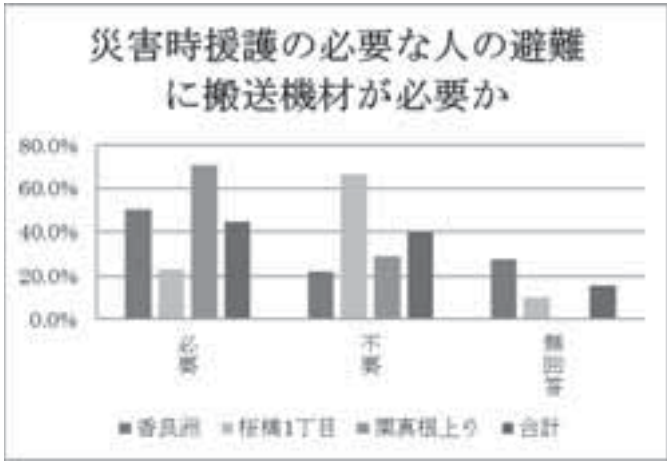

問20－9 必要な搬送機材

	車いす	担架	普通セダン型車	福祉車両	リヤカー	自転車	無回答	合計
香良洲	11	0	0	1	0	3	0	15
	73.3%	0.0%	0.0%	6.7%	0.0%	20.0%	0.0%	100.0%
桜橋1丁目	8	0	2	1	1	0	18	30
	26.7%	0.0%	6.7%	3.3%	3.3%	0.0%	60.0%	100.0%
栗真根上り	10	0	1	2	0	1	0	14
	71.4%	0.0%	7.1%	14.3%	0.0%	7.1%	0.0%	100.0%
合計	29	0	3	4	1	4	18	59
	49.2%	0.0%	5.1%	6.8%	1.7%	6.8%	30.5%	100.0%

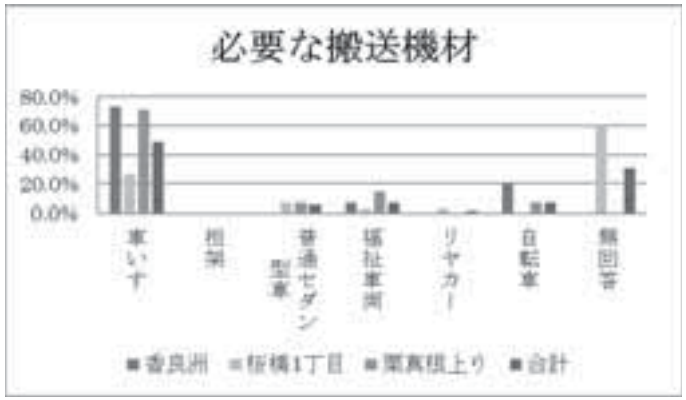

問20－10 災害時援護の必要な人のための一時避難場所・避難場所の認知

	知っている	知らない	無回答	合計
香良洲	18	7	11	36
	50.0%	19.4%	30.6%	100.0%
桜橋1丁目	19	5	6	30
	63.3%	16.7%	20.0%	100.0%
栗真根上り	13	3	0	16
	81.3%	18.8%	0.0%	100.0%
合計	50	15	17	82
	61.0%	18.3%	20.7%	100.0%

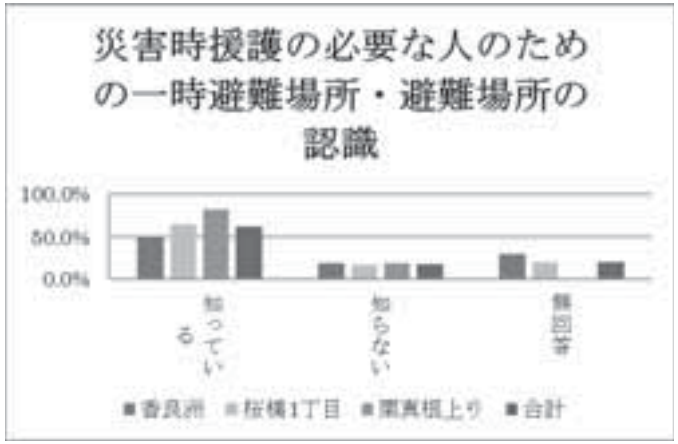

問20－12 災害時援護の必要な人が一時避難場所・避難場所まで逃げられるか

	逃げられる	逃げられない	無回答	合計
香良洲	11	11	14	36
	30.6%	30.6%	38.9%	100.0%
桜橋1丁目	10	14	6	30
	33.3%	46.7%	20.0%	100.0%
栗真根上り	10	8	0	18
	55.6%	44.4%	0.0%	100.0%
合計	31	33	20	84
	36.9%	39.3%	23.8%	100.0%

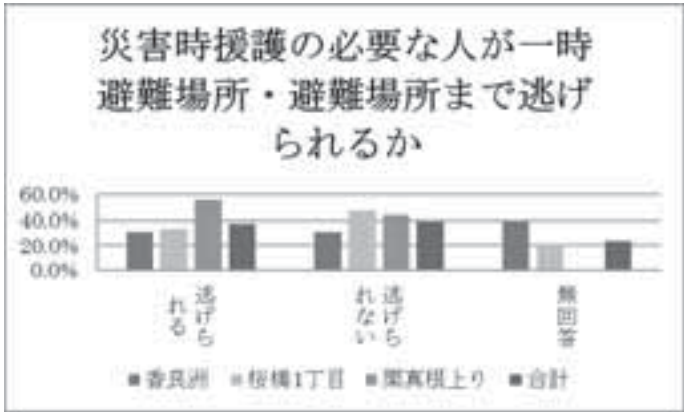

問20－13 災害時援護の必要な人が逃げられない理由（マルチ回答）

	災害弱者の体力が続かない	災害弱者が言うことを聞かない	介助者がいない	介助者の体力が続かない	搬送の機材がない	避難路が塞がれている可能性がある	交通幹線が遮断されている可能性がある	避難場所への坂や階段が阻害している	その他	合計
香良洲	8	1	0	4	3	3	2	2	1	24
	33.3%	4.2%	0.0%	16.7%	12.5%	12.5%	8.3%	8.3%	4.2%	100.0%
桜橋1丁目	12	1	6	6	4	2	5	7	2	45
	26.7%	2.2%	13.3%	13.3%	8.9%	4.4%	11.1%	15.6%	4.4%	100.0%
栗真根上り	7	1	0	3	1	4	2	2	0	20
	35.0%	5.0%	0.0%	15.0%	5.0%	20.0%	10.0%	10.0%	0	100.0%
合計	27	3	6	13	8	9	9	11	3	89
	30.3%	3.4%	6.7%	14.6%	9.0%	10.1%	10.1%	12.4%	3.4%	100.0%

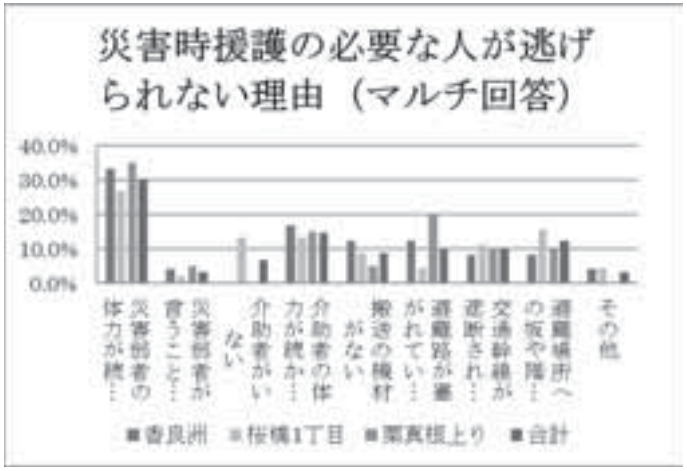

Ⅵ　アンケート結果から見た各地区の要援護者対策の課題

1　香良洲浜浦

現役世代層が多く、３世代以上の世帯も比較多い。家族人数は多様であり、家は持ち家一戸建てがほとんどである。交通手段は普段も災害時も車利用を主に考えている。地区外への道路交通では災害時の橋梁落下を心配している。自宅の耐震補強を金銭的な問題からしていない家が多く、災害時に倒壊するか心配している。

災害時に援護が必要な人が居る家は約３割であり、比較的多い。しかし、その人達は自立歩行出来る人が多く、避難の声掛け誘導が必要である。他地区よりも比較的家族による援護体制が整っている。しかし、要援護者のための一時避難場所や避難場所を認知してない家も多く、避難先の選択に困っている。

香良洲地区は災害時、比較的健常な高齢者である要援護者を援護することが課題である。しかし、現状において要援護者のみならず健常者にとっても適当な避難場所に恵まれていず、その確保が課題である。持ち家一戸建ての家が多いが、耐震補強をしている家は少なく、地震時の倒壊を恐れている。避難以前に自宅の倒壊対策が必要である。また、ブロック塀に囲まれた細街路が多く、地震時に道路が塞がれる危険性もある。

2　桜橋１丁目

比較的若い世代の層が多く、世帯人数も一人世帯が一番多いなどのために少人数である。家は賃貸・分譲のマンション・アパートが４割であり、他地区よりも多いのが特徴である。そのため、建築年次は新耐震基準の昭和56年以降のものが多い。交通手段は津駅に近いため徒歩、鉄道が主であり、災害時も徒歩を考えている。若い単身世帯が多いためか、一時避難場所や避難場所を知らない者が２割を超えていて多い。マンション・アパートが多いためか、自宅の耐震補強についてはあまり関心がない。地震時の心配事も自宅の倒壊よりもライフラインの停止などを心配している。

災害時援護の必要な人は約２割の家におり、他地区よりも少ないが絶対人数は他地区よりも多い。自立歩行出来る人は少なく、災害時家族以外の援護が必要な人の絶対数も多い。要援護者が孤立化している状況がわかる。災害時に要援護者が逃げられないとする見方が多く、避難路の坂や階段がネックとなっている。

桜橋１丁目は市街地であり、災害時要援護者の割合は低いものの、その絶対数は多く然も自立歩行できない人の割合が多い。しかし，家族やコミュニティの援護や支援はあまり期待出来ず、要援護者が孤立している。伝統的な集落地区とは異なり難しい面があるが、地区としての要援護の体制づくりが課題である。

3　栗真根上り

65才以上の高齢者が他地区よりも多い。夫婦二人世帯が多く、世帯人数も一人や二人の世帯が多い。集落地区であるので持ち家一戸建てがほとんどある。地区は市街地縁辺部にあるため普段の交通手段は車が多いが、災害時には自転車利用を考えている。自宅の耐震補強は３地区の中で一番多く、自宅内の地震対策も３地区の中で一番多くなされている。自宅の地震対策をしない理由として、高齢者が多いためか貼り付けることが出来ないなど作業の困難性を挙げている。

災害時要援護者のいる家の割合は４割近くであり、他地区よりも多く然も、自立歩行できない重篤の人の割合が多い。高齢単身世帯，高齢夫婦二人世帯が多いので、家族以外からの援護が必要である。特に夜間の援護体制の整備が必要と考えられるが、周辺には高齢者が多く困難性が高い。普段の避難訓練の成果とも思われるが、要援護者のための一時避難場所や避難場所を理解していて、そこまで避難出来ると考えている。しかし、問題は家屋密集の集落地区で古い家も多く、災害時に道路が塞がれる危険性を指摘している。この地区は高齢の少人数の世帯が多いのに関わらず、重篤な要援護者が比較的多いので、少人数で効率的な援護を実施する作業マニュアル作成や機材の調達など実効的な援護体制を組み立てる事が課題である。また、老朽密集家屋の整備も都市計画的な課題である。

Ⅶ　アンケート結果による地区別課題に対する地元の反応

1　香良洲浜浦自治会

①浜浦自治会の場所は戦前は畑であった。そこに旧海軍航空隊の基地がきた。戦後、昭和 40 年代後半まで畑であった。そこに隠居家が建ち始め、100 戸ぐらいになったので昭和 47 年 1 月に浜浦区となった。したがって家屋は比較的新しいものが多く、築後 40 年以上の家はない。

②香良洲町が津市に合併する以前から耐震診断を実施していたので、耐震診断の希望はないが、診断だけして工事はしていないのが実情。しかも、津市から家具転倒防止器具の配布を受けたのは 3 戸のみである。

③現在、香良洲に整備している防災公園は完成すれば標高 10m になる。そこは健常者が避難援護した後で行く、一時避難所の小学校や松ぼっくり作業所 (授産所)、高茶屋の避難場所までいけない人が行く場所にしている。

④ 2014 年 8 月の台風の際、特別警報が出て香良洲小・中に逃げたのは 200 人で、香良洲の外に逃げた人を加えると 5,000 人程度が避難した。市内では一番多かった。

⑤防災アンケートを実施しても回収率が低く、この地区は危機感が不足している。特に地震津波に対する危機感を喚起していきたい。

2　桜橋 1 丁目自治会

①自治会内の流動変化が激しい。自治会内には 390 世帯がいて、持家は 130 世帯、借家 260 世帯である。借家のうち 20 戸は自治会に入っていない。子供会も現在 11 人しかいず衰退している。この地区の学区である南立誠小学校の児童生徒の変化も激しいようである。

②このような地区で災害時要援護体制を整備するのは難しい。防災訓練や防災講演会にはお年寄りすなわち持家層しか参加しない。コミュニティが古くからの持家層と借家層に区分されている。

3　栗真町屋根上り自治会

①自宅内の地震対策がなされていない。津市は転倒防止の部品を配布するが、自分ではつけられない。シルバー人材が協力してくれるが、壁や家具に穴が開くなどで進まない。アパートでは装着を絶対拒否される。

②高齢者が多く、災害時の要援護体制が整備できない。自治会に入っている一人住まいの方は 14 人、自治会に入っていない一人住まいの方は 11 人（そのうちアパート住まいは 3 人）である。昼間の災害時要援護の登録者は 18 人である。要援護者はどんどん増えている。

　車いすは自治会に 2 台しかなく、個人での購入を勧めている。救命胴衣の購入を勧めても 3 割の方は死んでも良いとのことで購入しない。

③自治会としては災害時の援護にもかかわるので、コミュニケーションの確立のために、防災訓練、バス旅行、清掃活動などを行っている。

④避難場所 - 県文化会館までは 40 分かかり、遠い。体の悪い方は避難訓練に参加しない。そこで、自治会独自で防水紙でできているマイマップを作った。
⑤地区は家屋が密集で細街路が多く、避難路遮断の危険があり、最低でも幅員 4m にしてほしい。

Ⅷ　結論

アンケート結果等を踏まえて、次の点が災害時要援護者対策の課題と考えられる。

①遠い避難場所

香良洲浜浦の津波避難場所は数 km 離れた地区外の高茶公民館である。現在、香良洲町内に津波避難の高台公園を建設中であるが、その利用は必要最低限の人を対象としている。また、香良洲地区外への避難には、雲出川、旧雲出川に懸る橋がネックとなる。これらの橋が地震時に落下すれば地区外への避難は不可能である。

桜橋１丁目の津波避難場所は、周囲の地形上やむを得ないが遠くの偕楽公園である。要援護者の避難には大変な困難がある。地区内に幾つかの津波避難ビルがあるが、実際に要援護者が避難可能かどうか検証する必要がある。

根上りの津波避難場所は県文化センターであり、しかも志登茂川に懸る江戸橋を渡らなければならず、地震時の落橋の可能性を考えれば実効的ではない。要援護者は三重大学の中高層棟に避難する計画であるが、車いすで上階に上るのは難しい。

②災害時援護体制整備の困難

香良洲浜浦は災害時、要援護者を家族で援護する意向が多いが、昼間は家族が働きに出ている場合も多いと思われ、昼間時の援護体制が問題である。

桜橋１丁目は持家層の古いコミュニティとアパート･マンション等借家層の新しいコミュニティが混在している。新しいコミュニティにも要援護者はいると思われるが顕在化していない。新しいコミュニティの人々は災害や防災に対して関心が薄く、新しいコミュニティを包含した災害時援護体制の整備が難しい。

栗真根上りは地区全体が高齢化していて、しかも比較的に要援護者が多いので災害時援護体制を整備するのが難しい。

③要援護者搬送機材の充実の必要

災害時援護体制では人的配置とともに機材の配備が重要である。要援護者をかなり遠方まで搬送するには車いす等の機材が必要であるが、車いすは各自治会に１～２台ほどしか配備されていない。必要な家庭には安く購入できる制度があると良い。また、自動車による避難についても研究する必要がある。

④集落環境上の問題による避難の困難

香良洲浜浦、桜橋１丁目、栗真根上りの３自治会ともに地区内の道路幅員は 3m 以下が多く、加えてブロック塀や電柱も多く、それらが狭い道路で地震時倒壊すると避難に困難をきたす。老

朽と見られる家屋は栗真根上りに多くみられ、地震時倒壊の可能性がある。香良洲浜浦は老朽家屋ではないが、昭和 57 年の新耐震基準以前の昭和 40 年代の家屋が多く、耐震診断をしても補強をしていないのが実情である。3 自治会ともに標高地形が低く、想定津波浸水深度以下であるにもかかわらず地形上、避難場所までは遠い。

⑤家屋の耐震補強の必要

栗真根上りは昭和 57 年の新耐震基準以前の家屋が多いが、3 自治会の中では耐震補強済みが比較的多い。桜橋 1 丁目は新耐震基準以降の家屋が多い。香良洲浜浦は昭和 40 年代建築の家屋が多く、耐震診断を済ませても補強をしていない場合が多く問題である。津波避難以前の問題として、耐震補強を行い家屋倒壊を防ぐ必要がある。

ユニバーサルデザインのまちづくりと公共交通
―津市の現状と課題―

北村　香織

はじめに

2013年に「交通政策基本法」が成立した。成立までには紆余曲折あり、2002年、2006年に民主党・社民党が共同で「移動権の保障」「交通体系の総合的把握」を柱とした「交通基本法案」を国会に提出したが、衆議院解散などにより廃案となった。しかし、その後も検討会が組織されるなど協議が重ねられ、名前を変えてようやく成立にこぎつけたのである。

交通政策といっても、道路ネットワークの整備、災害時を想定した備え、港湾・空港のあり方や整備の方向性の検討など対象とする課題は多くあるが、本稿では、都市を形作る重要な要素である「公共交通」について取り上げる。公共交通は人々の移動を支える手段であり、それぞれのライフスタイルと密接にかかわるため、画一的な方法で整備しても効果的ではなく、維持整備には多額の費用がかかるため現実的でもない。住民が自分たちのまちをどのようなまちにしたいのか、地域の資源をどう使いたいか、ということを整理し、かつ、まちの将来像を描いた上で整備していく必要がある。つまり、公共交通だけに目をむけるのではなく、まちづくりにおける交通の位置づけを確認しつつ、住民も参加しながら進めて行く必要があるのだ。

本稿では、津市の公共交通のあり方を考えるための足掛かりをつかむために、まず公共交通を構築する施策の全体像をつかみ、次にまちづくりとは切り離して考えることはできないことを鑑みて、まちづくり政策との関連性について考察する。

Ⅰ　公共交通に関する方針

１　なぜ公共交通が必要なのか

モータリゼーションの進展により、自家用乗用車の保有台数は1960年代から右肩上がりに増加し続けており2014年３月現在の１世帯当たりの自家用乗用車保有台数は1.07台となっている[1)]。自家用乗用車つまりマイカーは、玄関から目的地までドアツードアで行くことができ、時間的制約なく移動を始め、自分ひとりあるいは家族のみの空間を維持すること可能で、荷物も運べて大変便利な道具である。道路やまちが車用に整備され、車の価格も下がれば当然、マイカーを購入して利用するであろうし、実際に一家に1台以上の普及率をみせている。

一方で、2013年現在日本は老齢人口割合25.1%、合計特殊出生率は1.43[2)] となっており、少子高齢社会を迎えている。高齢運転者による死亡事故の割合も増加傾向にあり、年齢を重ねることで運転操作に不安を持つ人も多いだろう。車の運転ができる状況をいつまでも保てる訳ではない。しかし、実際に車での移動ができなくなると、買い物や通院など日常生活に大きな支障をきたす。車で便利に生活できるまちであればある程、支障は顕著にでるであろうし、公共交通の衰退もあ

いまって、外出そのものの機会が奪われることになる。それでも、車社会であれば自分の子どもや孫が自家用車を所有していることが考えられるので、公共交通の整備を要求するよりも、気兼ねなくドアツードアで送り届けてもらえる家族による送迎を選択する高齢者も多いであろう。しかし、少子高齢化と言われる状況が継続している中、子世代はどこまで親の日常生活の送迎に時間と労力を費やすことができるだろうか。出産の高年齢化も進み、親が運転をできなくなって、送迎の役割を担う子世代の子ども（つまり孫世代）も送迎が必要な年代であることすら想定できる。高齢世帯が多い地域では、近所での乗り合わせなど家族以外の善意の知人に運転を依頼することもあるだろうが、事故の際の賠償は善意の知人の自動車保険に頼るほかない。日常的に依頼をするにはあまりに不安な要素であろう。さらに、地域の皆が歳を重ねていくので近所での乗り合わせにも限界がくる。福祉有償運送やタクシーを利用すれば…という意見もあるであろうが、まずはその場で必要となる金銭負担を考えると気軽に利用できるわけでもない。頼れる人がいないほど、お金がないほど、最低限の行動に必要以上の労力と金銭を必要することになる。子育て世代に目をむけると、子どもが小さく、身近に頼れる人がいない場合、子連れではちょっとした買い物にも多大なエネルギーを必要とする。日用品の買い物に関しては、現在、ネットスーパーや店舗からの配達サービス利用することもできるが、そのためにはパソコンの過不足ない普及と利用技術を普及させる必要がある。

では、日用品が揃えば外出する必要はないのか。「買い物」は、自分で商品を見て手にとって選ぶという楽しさがある。店員と話をしたり、知り合いにばったり会ったり、知らない人と少し話をしたり、といった機会が必要ではないだろうか。

「自分で好きなところに行くこと」というのは贅沢なことではなく、人間にとって基本的な欲求だということ、交通機関があっても利用できなければ意味がないことは日本における障害者運動の中でも地道に提示されてきた。例えば、1970年代に神奈川県川崎市で、車イスの障害者に対して乗車拒否をする路線バスが相次いだ。その行為に対して日本脳性まひ者協会青い芝の会が川崎市交通局と交渉し、東京陸運局に要望書を提出したが状況は改善されなかったため、1978年４月に青い芝の会の車イス利用者有志が川崎駅前に集結し、一斉にバスに乗車した。川崎市とバス会社はバスの運行を取りやめ、それがマスコミに報道されて大きく取り上げられた。川崎バス闘争といわれる事件である。これをきっかけに全国で同様の訴えがなされるようになった。しかし、重度の障害を持った当事者が自己主張を行うことに対する一般の人々の拒否感や、その行動が過激と受け取られたこと、家族の動揺も大きかったこともあり、状況がすぐに改善の方向へ向かったわけではないが、重度の障害を持っていても人間として当然の欲求があること、障害を持つ人達にとってのバスや交通機関に対するアクセスの重要性を社会に問いかけるきっかけになった。その後、1982年にフランスで成立した「国内交通方向付け法」において「交通に関する権利」への言及があったことの影響もあいまって日本では、1986年に「交通権学会」が発足し、交通権を具体的に考えていくことから移動権についての考察も深まっていった[3)]。

2　交通権・移動権とまちづくり

「交通権」「移動権」は、ただ公共交通や車の使いやすさだけで保障されるものではなく、目的地が利用しやすいものであるかどうかが重要である。移動そのものが目的というのはごく一部であり、基本的に移動の需要は別の目的を達成するための派生的なものである。目的を達成する場である駅、病院、スーパー、学校等建築物の整備によってどのような人でもそこにいてもよいという環境を作り出すことも、移動権を保障する過程で重要な要素である。大型ショッピングモールに行くと子ども連れの家族を多くみかけるが、何故なのか。まずは、排泄に関わる時間が多く手間もかかるので「トイレ」の整備がなされていることがあげられる。幼児用トイレ、カートと一緒にはいれるトイレ個室、服の着脱に子どもを立たせる台、オムツ交換台、オムツ専用ゴミ箱、「みんなのトイレ」と示された多目的トイレ（子どもが数名いても個室に入れるため、安全が確保できるし、汚物用の蛇口があるのも便利）が、一定距離ごとにあるのが安心である。逆に言えば、トイレだけでもこれだけの設備がないと、子どもを連れて外出するのは容易ではない。トイレで走り回らなくてもよいと思うだけでも気持ちに余裕ができる。また、店舗だけではなく子どもが遊べるスペース、ベビーカーやカート、抱っこのままでも気兼ねなくのれる大きなエレベーター、多少走ってもぶつからないスペースの通路、座って休憩することができるベンチ、自動販売機の設置、なども魅力である。そして、たくさんの人がいるので自分もここにいてもいいのだという安心感がある。移動に制約がある人もこれだけ揃ってやっと、「あのお店に行ってみようかな」「外に出てみようかな」という気持ちになるのだ。このような要素で外に出やすくなるのは、子ども連れだけではなく、高齢者、障害を持つ人、誰であっても同じであろう。商店街の衰退による街中心部の衰退は地方都市で問題視されているが、高齢者をはじめ様々な制約を持つ人たちの「過ごしやすさ」に対する配慮についてもっと工夫の余地があるはずである。そして、まち全体の構造についてもこの点は重要視されるべきであろう。そして、配慮された場所と自宅とを結びつけるのが「交通」ということになる。目的地と交通がかみ合っていなければ、どちらも役割を果たせない。そのつながりを複眼的にみることがまちづくりと公共交通のあり方を考えていく上で基本的かつ最も重要な点である。

ここで、現在のまちづくり及び公共交通に関する施策の体系はどのように構成されているのかを概観してみよう。

3　公共交通に関する計画・施策の体系

特筆すべきこととして、はじめにで述べた2013年11月に「交通政策基本法」が成立したことが挙げられよう。同法第４条に基づいて発刊された『交通政策白書』の「はじめに」には、「我が国は、人口急減や少子化、超高齢化、都市間競争の激化等のグローバリゼーションの進展、巨大災害の切迫、インフラの老朽化、地球環境問題、ICT[4] の劇的な進歩等の技術革新の進展など、多様かつ重大な課題に直面している。これらのわが国が直面する課題に対し、交通の分野で政府を挙げて取り組むため」、「交通政策基本法」の成立があったと記載されている。そして、４部

構成のうちの１部は「地方創生を支える地域公共交通の再構築」というテーマに割かれており、国も公共交通の重要性について具体的に認識していると考えてよいであろう。この法案に先駆けて、あるいは伴っての地域公共交通の活性化に関連する施策はすでに多く存在するが、詳細は別稿に譲り、続いて公共交通に関わる都市計画の策定過程を捉えておきたい。

まちづくりにしても、公共交通にしても、土地をどのように利用するかという観点からみれば行政上はまず「都市計画」のレベルで考えられるといってよいだろう。都市計画の全体像としては、国土交通省が提出する「国土形成計画」[5]があり、続いて都道府県レベルで策定される「都市計画区域マスタープラン」[6]、地方自治法に基づき策定される「市町村総合計画」[7]、そして市町村レベルで作成される「都市マスタープラン」[8]があり、具体的には上位計画に基づいて地域の実情にあわせた個別計画を策定する、といった階層的な構造を持っている。

最新の国土形成計画は2008年に閣議決定されているが、その後東日本大震災が発生したこともあり、国土交通省は2050年の未来をも見据えた新たな「国土のグランドデザイン」を2015年３月に策定した。この中で、「目指すべき人と国土の姿」の地方圏域における要素の一つとして「コンパクトシティの形成」があり、そこでは「街なかと周辺部を交通ネットワークでつなぐ」や「まちづくりと持続可能な地域公共交通ネットワークが一体化」などが提示されている。また、基本戦略の項目（９）は「子どもから高齢者まで生き生きと暮らせるコミュニティの再構築」となっており、具体的項目として「都市政策・住宅政策・福祉政策・交通政策の連携等によりコミュニティを再構築」「高齢者や障害者が生き生きと暮らせる空間の整備」などがあげられている。

また、人口減少に対する方策の目玉として政府は「まち・ひと・しごと創生法」を2014年11月に公布した。都道府県及び市町村にはまち・ひと・しごとに関する地域の特性を生かした総合戦略を策定する努力義務が課せられた。これから三重県も津市も総合戦略を作成していくことになるだろう。「まち・ひと・しごと創生法」の基本理念をみると、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成される環境や仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備することがあげられているが（第２条）、ここに特化して考えても市町村ができることは、最適な場所に保育所・学校・病院などの社会資源を配置したり交通アクセスを円滑にすることがあげられるだろう。また、同法に基づいて作成され2014年12月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生戦略」により、国土交通省を事務局として「コンパクトシティ形成チーム」が組織されている。このチームは「都市のコンパクト化と公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成を支援」する目的で組織され、厚生労働省、国土交通省、内閣官房、復興庁、総務省、文部科学省、財務省、農林水産省、金融庁がメンバーであり、省庁同士の連携についても取り組みをはじめようとしている。

2015年８月には「都市再生特別措置法」が改正され、市町村マスタープランの高度化版と位置付けられる「立地適正化計画」作成を推進し、支援制度も創設している。福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直して「コンパクトシティ　プラス　ネットワーク」の考え方で進めてい

くと説明されており、まちづくりと公共交通の一体化を目指している。

都市計画に関する計画の主なものを取り上げただけでも数多くあり、趣旨には賛同できてもこれらに対し最終的にどのように都道府県市町村が反応し、活用できるのか。計画を具体化する余裕があるのだろうか。この点については踏み込んで検討する必要があるだろう。

Ⅱ　三重県及び津市における公共交通に関する計画

三重県津市は三重県中央部に位置し、面積は約710㎢と県内最大である。高齢化率26.2%、合計特殊出生率1.49であり、日本のきわめて平均的な様相を示しているといえよう[9)]。

まず、都道府県マスタープランであり、津市が含まれる中南勢地域マスタープランによれば、この区域で都市計画が担うべき中心課題として、「本格的な高齢社会への対応と環境負荷の低減に向け、利便性の高い公共交通ネットワークの構築とサービスレベルの維持・向上を図るとともに、公共交通の利用を促進するための交通結節点及び周辺施設の整備も必要」と述べられ、特に津市計画区域に対しては都市機能の集積を進めることと都心居住を促進するとしている。

津市都市マスタープランの上位計画に位置付けられている「津市総合計画　後期基本計画」において、公共交通の方針は「活力のあるまちづくり」の項目に記載されており、「利用者のニーズや地域ごとの特性を踏まえて、民間路線バスや鉄道、コミュニティバスなどの連携を図り、市域全体を展望したより効率的で利便性の高いコミュニティ交通システムの整備を推進するとともに、公共交通の利用促進の啓発に努めます」とある。その方針自体は異論ないが、例えば、地域に１軒あるスーパーに行きたい。病院に薬をもらいにいきたい、日陰のあるところで友達と話をしたい、隣町の娘の所に行きたい…住民はささやかだが生活に欠かせないものに重要なニーズを持っている。しかし、公共交通を利用せずにこれまで生活してきた人たちが、いざ車を運転できない状況になった時に、どうすれば便利になるのか、どのようなことが可能なのか、想像がつくだろうか。ニーズや地域ごとの特性を分析できる程、行政は住民の声をつかんでいるのだろうか。そして、ニーズを表明できるほど住民は、公共交通に関する知識と自分の住んでいるまちのビジョンを持ち得ているのだろうか。差し迫った課題には即応することも必要だが、遠回りのようにみえても、少しずつでも住民のニーズを正確に認識できる方法を開拓していくことが、計画を前に進めていく鍵となるだろう。

津市都市マスタープランは、総合計画とあまり違いはみられないが、公共交通についてはもっとも具体的な計画となる「津市地域公共交通網形成計画」を2015年３月に津市が策定したので、公共交通についてはこの計画を実行しつつ再度検証しながら具体化していくことになる。

また、2013年６月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、2016年から施行となる。この法律では、障害を持つ人たちへの合理的配慮の不提供が禁止されており、今後の都市計画や公共交通政策においても積極的に配慮を行っていく必要がある。この具体的方法についても早急に検討していかなければ、法律は絵に描いたモチになってしまう。これも喫緊の課題である。

Ⅲ　ユニバーサルデザインのまちづくり

本稿Ⅰの（２）で述べた、建築物や公共交通機関の利用のしやすさなどハード面の整備を目指した法律に、2006年公布の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、バリアフリー法）」がある[10]。この法律は不特定多数の人々が利用する建築物が高齢者や障害者に使いやすいように整備することを目的とした「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（以下、ハートビル法：1996年公布）」と公共交通機関の旅客設備や車両等の設備の改善を目的とした「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下、交通バリアフリー法：2000年公布）」とを統合したものである。高齢者や障害者の利用が多い施設周辺の道路、公園駐車場の整備を目指しており、法律名から「身体」という言葉が外れていることからも、身体面のみの不便さだけではなく、「障害」という不便さ一般を対象とする姿勢がみられることは評価することができよう。また、「バリアフリー法」の基準のみでは特定建築物の利用ができないと判断される場合は、条例で内容を拡大あるいは付加できるとしている[11]。この規定により三重県は「ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」を2007年に制定した[12][13]。本条例第２条第１号ではユニバーサルデザインのまちづくりを「障害の有無、年齢、性別等にかかわらず、すべての県民が社会のあらゆる分野の活動に参加でき、安全かつ快適な生活を営むことができるようあらかじめ配慮されたまちづくりをいう」と定義している。条例自体では理念や行政・県民・事業者の責務等について述べられているが、具体的な方向性については、同条例第８条に基づき議会で承認を経て提出された「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」に示されている。この計画は2007年から３年ごとに策定しており、現在は2015年～2018年の計画に沿って取り組みを進めている。

これらの法令の基準に則った建築物や旅客設備等の整備状況、都市計画におけるまちづくりのビジョン、各福祉計画の状況、住民の声を総合的に把握した上で、これからの地域公共交通のビジョンは描けるのではないか。限られた予算や人材の範囲でやみくもに公共交通の存続を訴えたり、新設したり廃止するのは、公平性と公共性が重要視される公共交通政策の住民理解に影を落とすことになろう。総合的な状況の把握は、既にこれまで取り上げた計画の中でも「各部署との連携」等の言葉で表しているが、行政内部でも部局の壁を超えるのは未だ困難を伴う。しかし、具体的には他の部署や一般市民にも分かりやすい資料づくりやそれぞれの審議会への提出、資料の公表及び公表方法など改善や努力の余地は多くある。

Ⅳ　「ユニバーサルデザイン」という言葉

ユニバーサルデザインという言葉は「できる限り多くの人が最初から使いやすいデザイン」として認識されている。この考え方について「第３次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり総合計画」では「社会にはさまざまな人がいることを理解し、まちづくりやものづくり、サービス等、何かをする時にはそれを利用するさまざまな人の立場に立って考え、実行する」ということだと述べている。実際に、人々は誰もが使いやすくデザインされた社会に住みたいし、それを目

指しているだろう。この考え方については合意が得られやすいと考えられる。だからこそ、対象をぼやかす効果も同時に持つ。バリアフリーはバリアがあることを前提としており、そのバリアをなくすことを目標とするもので対象や基準を明確に設定しやすく、実際に具体的な変革をもたらしてきた。しかし、例えば点字ブロックが視覚障害を持つ人にとっては必要不可欠なものでも、車イスをつかう人にとってはバリアになることがありうるように、人によって使いやすさの次元は異なる。無数のそういった場面が想定される中で「誰もが使いやすい」ことをよりどころにすると、基準が不明確になるため、実行する際に困難を生じやすい。

公共交通に着目すれば、どこに住んでも同じ生活条件を整えようとすれば交通不便地域や障害を持つ人にはより手厚い整備が必要となり、経費の投入も必要となる。特に財政的な負担を考える時に、なにを「公平」「平等」と考えるかは非常にデリケートな問題である。とはいえ、移動に関する特定のニーズを持つ人や地域は存在し、費用負担の在り方についてその着地点を見つけるのは非常に困難を伴うであろう。先述の「交通政策基本法」において「移動権」が明文化されなかった理由には、その調整に目処がたたなかったことがあげられる[14)]。

ただし、これまで述べてきたように現代の日本社会において移動することは、生活するつまり生存するために根本的に必要なもので問題は差し迫っているために、国も自治体も様々な方策を打ち出そうとしているのである。現実の公共交通の問題に関して「都市政策」や「交通政策」の知見や制度だけでは解決しえず、課題を整理した上で、権利を具現化することを特徴とする社会福祉政策と協力体制をとっていくこともサービス充実の鍵となるのではないだろうか。

Ⅴ　住民の「主体的な参画」のために

公共交通にしてもまちづくりに関しても、画一的なサービスでは効果は得られず、地域特性に合わせた計画やサービスが必要となる。だからこそ、地方が注目され、「住民参加」「住民の主体的なかかわり」「利用者目線」は重要視されている。しかし、日常生活に困難を抱えやすく、最も公共交通などのサービスを必要とする障害を持つ人、子育て中の人、介護者、介護を受ける人…などの声は計画や政策策定に直接反映されているのだろうか。そもそも反映される前に、声をあげることができているのであろうか。生活に困難を抱えると、人は日々の生活を送ることで精一杯になる。そのような時に困っていることを伝えに行く時間・気力・お金は捻出できないのではないか。そして、社会的な場に自分を置けなくなることが、子育て中の人、介護者、障害を持つ人の辛さなのではないだろうか。「住民参加」を住民に丸投げするだけでは、本当に切実な声は上がってこない。住民が主体的に参加するためにはどのような環境が必要なのかを考えてみたい。

まず「声をあげる」ことに着目すると、意見をいう場が重要となる。「パブリックコメントを募集します」ということは無駄ではないが、パブリックコメントを投稿するためには情報をキャッチし、まとめる時間と労力と能力がいる。パブリックコメント一つをとっても、その意見集約方法については課題が多くある。介護者の話や子育て中の親などの話を聞きたい場合、自

分の時間が全くない人たちの時間を割かなくてはならないのだ。例えばテーマを決めて、地域の子育てセンターで子どもを見ながら、お茶などを飲みつつ気軽に意見を言う場も有効であろうし、さらに当事者に来てもらうだけではなく、行政職員が足を運んで話を聞く姿勢も求められるであろう。行政職員をあえてあげているのは、生活上の困りごとというのは家庭内の事情と密接に関わるため、近所の人だからこそ話しにくいことが多いからである。近所のおじさんに交通の便が不便なことをどのような形でいえるだろうか。子どもを病院へ連れていくことの大変さを話せるだろうか。細々したことが日々膨大にある大変な日常を「大変なのだ」といえるだろうか。我儘だと言われないか、子どもが仲間外れにならないか、様々なことを気にしなければならない。行政や本当の第三者だからこそ言えることがあるのだ。また、カフェのような気軽な場もいいが、もう少し改まって託児や介護サービスを設置した上で意見を聞く場を設定することも必要だ。育児や介護を担っている人、支援を受けている当事者は「どこかへ行く」ということに制約が多くある。意見を言いにいくための段取りさえ、本人がつけなければならない。だからこそ、「意見があればどうぞ」という姿勢ではなく、「あなたの意見を聞かせてください」という場を設け環境を整えることが重要である。そのハードルを下げ、バリアをなくすことがユニバーサルデザインのまちづくりや公共交通の具体的な役割となるはずだ。

そういった形で意見を述べていくことで、徐々に「主体的な参加」が可能になっていくのだと考える。いきなり「さあ、言ってみて！」と言われて意見がいえるのはごく少数で、経験を重ねることでやっと「参加している」という感覚が生まれてくるものだろう。そして、他の人への配慮に対するアイデアなども生まれる。意見をいうことは簡単なことではなく、ましてや支援を必要とする状況ではなおさらである。ただでさえ余裕がない状況で、意見をいう負担を重ねて背負っていることへ配慮をする力も必要であろう。

主体的な参加がしたくてもできない状況は十分にある。繰り返しになるが、問題を抱えている人ほど参加できない状況にあるのである。住民の声を聴く、という点ではそういった人たちの声をどのように取り上げるのかということが重要である。少なくとも、福祉施設の職員、福祉関係の部署にいる行政職員、社会福祉協議会職員など福祉関係者は当事者のニーズを含め、様々な地域の実情を知っている。また、福祉専門職は利用者のニーズを組み取る方法、代弁機能についても学び職責を負っている。福祉計画の策定の方法は社会福祉学の中で社会調査も含めて知見が積み上げられており、地域福祉計画だけではなく、まちづくりに関する審議会、住民懇談会などでも積極的に福祉関係者の意見を聞く機会を設ける必要があるだろう。また、福祉関係者はそのような職責を負っていることを常に意識し、技術向上と不断の努力を続ける必要がある。

福祉のまちづくりにしても、「共助」「助け合い」「住民参加」「地域のネットワーク」というような言葉がキーワードとしてとりあげられている。実際に社会で暮らしていくためには重要な要素であるし、少子高齢社会において、これらのキーワードなしに安心して暮らせないだろう。否定するつもりは毛頭ないが、本当にそこまで助け合えるものなのだろうか。聞こえはいいが、例えば共働き夫婦で小学校と保育園児の子どもがいる世帯の場合、仕事をし、家事をして、日々

の用意をして、宿題をみて、子どもの参観日、運動会、個人懇談、予防接種、病気の看病、といった極めて日常的な生活をギリギリのところで成り立たせながら、小学校のPTA活動をし、保育園のPTA活動をし、学童の運営をし、自治会の会合にでて、地域のまつりを支え、地域の認知症の高齢者に目を向け、行政には意見をいい、互いに助け合って…といっても、実際には肝心の自分の生活が破たんしてしまう。日ごろから負担をかけている職場に頭を下げて地域の活動のためにさらに休みをもらい、そのために貴重な子どもとの時間も更にもてなくなるというのは本末転倒である。そうすると、結局「助け合う」といっても「助けてもらってばかり」になったり、「参加できない自分」に負い目を感じたり、真面目な人ほど、助けが必要な人ほど「共助」に追い詰められてしまうこともありうる。「共助」に負荷をかけるばかりの計画やサービスの設定は現実的ではない。住民自身のその時々の生活の優先順位をつけられるようにし、それを社会で認めながらまちをなりたたせていく工夫が必要である。どれも非常に手間のかかる作業であるし、様々な意見を集約する作業は困難を伴う。しかし、莫大な予算を浪費し続けるより、本当に役に立つ形で活用していくことが重要であるし、すぐには実行に結びつかずとも作業をしながら、住民も力をつけていく必要がある。

おわりに

2015年「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づいて「津市地域公共交通網形成計画」が提出され、津市においてもこれから具体的にこの計画を進めていく段階に入る。津市は2006年に合併し、平野部山間部含めた広域な行政区域を持つ都市となった。広域なだけに地域特性も異なる。全ての面について「公平性」という言葉にこだわりすぎると、画一的なサービスを志向してしまい、津市のような地域にとっては非常に非効率なシステムが出来上がってしまうであろう。

最適な地域公共交通を探っていくためには、既存の施設を結ぶ最適な方法を探ることも必要だが、それだけではなくまず住民にまちづくりのビジョンを具体的に描いてもらい、理解してもらうことが第一である。そのためには、住民参加の方法をどう担保するかが問われる。そして、地域住民だけではなく、交通事業者とまちづくりの目的や地域の状況の情報共有をもっと積極的に行う機会を設けるべきだろう。その機会としては、津市地域公共交通活性化協議会は重要かつ貴重な場となるので、上記のことを意識した議題づくり資料提出も必要となる。

また、津市は典型的な車中心社会である。自分が直近で困っていないところに目を向けることは難しいことだが、本稿でも述べてきたように、公共交通の問題は近い将来に必ず多くの市民にとって大きくのしかかる課題である。「車はダメ」「公共交通をもっと利用しよう」と言葉で示すだけでは到底状況は変わらないので、攻めの姿勢をもって、具体的な活動を行政・市民・交通事業者が進めていく必要がある。

注

１）国土交通省『平成27年度版　交通政策白書』より。

２）厚生労働省「人口動態統計」より。

３）交通権に関しては交通権学会編『交通基本法を考える』かもがわ出版、2011年に詳しい。

４）情報通信技術のこと。

５）「国土利用計画法」第４条による。

６）「都市計画法」第６条の２による。

７）「地方自治法」第２条第４項において策定が義務付けされてきたが、2012年の改正で法的策定義務はなくなった。しかし、計画的な行政の運営を図るための基本構想なくして円滑な行政は望めないため、多くの自治体で条例などを定めて基本構想を議会の議決を経て定めることを規定している。地方自治体が策定する、自治体のすべての計画の基本となる、行政運営の総 合的な方針を定める計画であり、長期展望を持つ計画的、効率的な行政運営の指針などが盛り込まれる。（第4期津市障がい者福祉総合計画用語解説より）

８）「都市計画法」第18条の２による。

９）厚生労働省「人口動態統計」より。

10）「バリアフリー法」では、高齢者や障害者の利用が多い施設周辺の道路、公園駐車場の整備も対象に加わった。

11）「バリアフリー法」第14条第３項。

12）「バリアフリー法」による整備基準と「ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」による整基準の関係について、手続き、適用基準等の詳細は三重県「ユニバーサルデザインのまちづくり」ホームページを参照のこと。(http://www.pref.mie.fp/UD/tetsuduki/index.htm)

13）整備・適用基準については同条例の施行規則によって示されている。

14）「移動権」を明文化するにあたっての論点については、 国土交通省「交通基本法の制定と関連施策の充実に向けて―中間整理―」、2010年３月、交通政策審議会・社会資本整備審議会　交通基本法案検討小委員会「交通基本法案の立案における基本的な論点について」2010年12月がわかりやすい。「交通基本法案」は2006年国会に民主党・社民党が共同提出。2009年衆議院解散により廃案となった。その後、紆余曲折をへて「交通政策基本法」が成立した。

三重県の北勢地域に伝わる郷土料理の特徴
―食材・調理法の特性とその背景―

駒田亜衣[1)]、谷口水穂[1) 2)]
1) 三重短期大学、2) みえ食文化研究会

Ⅰ　はじめに

三重県は南北に長い地形であり、東側に伊勢湾、西側には北部から鈴鹿山脈・布引山脈と山が連なる。地形的に海が東部と南部にあり、西部には山という特徴を有し、行政による区分として「北勢」「中南勢」「伊勢志摩」「東紀州」「伊賀」と5地域に分かれている。三重県内のこの5地域はそれぞれその気候も異なり、隣接する府県は愛知県、岐阜県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県と六府県に及ぶ。変化に富む地勢の影響であるためか生産・流通する食材には地域特有のものが存在し、それぞれに特徴がみられる。特に、三重県北勢地域と愛知県の県境には、濃尾平野を流れる木曽川、長良川、揖斐川があり、この川に囲まれた周辺は輪中地域として特有の郷土料理が存在する可能性がある。

広辞苑による「郷土料理」の定義は、「ある地域の生活の中で、作り、食べ、伝承されてきた、その土地特有の料理、ふるさと料理」とある。しかし現代においては、地域に限定される特有の料理の伝承は薄れつつあり、またすでに途絶えてしまったものも数多くあると推察される。三重県では「地産・地消」や「みえの地物一番」といった、地域の食材に視点を当てようとする動きがあり、これも郷土料理伝承への一つのきっかけになると考えられる。

本報告では三重県の北勢地域とその周辺地域に限定して、地方に伝わる郷土料理といわれるものを取り上げ、料理に使われる食材やその背景を探ることとした。そこから、今後に残したいと考える料理について考察した。

Ⅱ　方法

1　調査地

調査地区は三重県北勢地域とその周辺地域とした。三重県でも「平成の大合併」といわれるかなり大規模な市町村合併があり、本報告の調査地は一部がその対象地域である。詳細な調査地として、三重県内では合併前の「桑名市」の他、合併後の「桑名市多度町」「桑名市長島町」、さらに「員弁郡東員町」「いなべ市（北勢町・藤原町・大安町）」「三重郡菰野町」「三重郡朝日町」「三重郡川越町」「四日市市」「鈴鹿市」を取り上げた。さらに周辺地域として、隣接する他府県のうち愛知県の「愛西市」「津島市」「弥富市」「海部郡蟹江町」、岐阜県の「大垣市」「海津市」「養老郡養老町」、滋賀県の「東近江市（永源寺町）」「蒲生郡日野町」を調査地区とした。

本調査地の三重県北勢地域と愛知県の県境にある木曽川、長良川、揖斐川は木曽三川と呼ばれ

ており、この周辺の輪中においては特徴のある郷土料理が存在すると考えられる。主な調査地と木曽三川の位置を図1の地図で示す。

2　郷土料理の調査方法と期間

本調査では、三重県北勢地域の料理に関連した書物から、郷土料理とそれらに使用されている食材の特徴を抽出すること、さらに調査地区から編纂された市史、町史、村史などの文献とを照らし合わせ、それらの背景を探ることとした。また、現地に赴いて地域の年配者に聞き取りを行い、得られた情報をその地域の歴史民俗資料館などで確認した。調査期間は、平成26年4月から平成27年３月までの1年間とした。

図1　主な調査地の位置と木曽三川

Ⅲ　結果

本調査で資料とした郷土料理の書物は、『風土に生きる 三重の味（北勢・中勢・伊賀編）』（三重県）[1]、『残したい味 郷土の食文化』（四日市食生活改善推進連絡協議会）[2]、『伝えてゆきたい 家庭の郷土料理 （第２集）』（婦人之友社）[3]、『聞き書き 三重の食事』（農山漁村文化協会）[4]の４冊である。さらに、『聞き書き　愛知の食事』[5]、『聞き書き　岐阜の食事』[6]からも関連した項目を一部参考にした。この資料に加え、地域で伝承されている料理を聞き取り、考察した。本報告で登場する食材や料理名は、出来る限り資料中に示されている名称で表現した。

ただし、魚介類については複数の地域で使われている食材であることから、統一してカタカナで表すこととした。

地域ごとに取り上げた食材や料理を食材別や食べ方の特徴別に「魚介類の郷土料理」「野菜の郷土料理」「山間の郷土料理」「宗教の郷土料理」「おやつとしての郷土料理」の5項目に分類し、各地域の特徴を以下に示した。

1　魚介類の郷土料理

資料をもとに、北勢地域の各市町村名で掲載されていた魚・貝・川魚を主な食材とした郷土料理を表1に示した。桑名市には「しぐれ煮」「しぐれ茶漬け」「しぐれごはん」「蛤のうしお汁」というように、食材にハマグリを使ったものが多いという特徴がみられた。桑名市以外の地域はフナを食材とする料理が目立った。四日市市の資料ではコイが登場したが、コイ以外は鈴鹿市と同様に海魚が多いことが分かった。

表1　魚・貝・川魚を主な食材とした郷土料理

地域名	料理名
合併前の桑名市(旧桑名市)	しぐれ煮(ハマグリ、アサリ、シジミなどの貝)しぐれ茶漬け、しぐれごはん、ハマグリの潮汁
桑名市長島町	ボラ雑炊、コノシロずし、ハエ*の箱ずし、フナの甘露煮
桑名市多度町	コノシロずし(秋祭り)、ハエ*ずし、フナの甘露煮 フナの味噌炊き、
員弁郡東員町	フナ味噌
三重郡川越町	フナ豆、ボラ飯、カワツ(小魚)の押しずし、 シシビ(貝)飯、シシビのぬた、ウナギご飯
三重郡朝日町	フナ豆
四日市市	イワシの押しずし、 コイこく、ジャコ飯(煮干)
鈴鹿市	コウナゴの卵とじ、イワシの蒲焼

＊木曽三川周辺地域ではフナの小さいものをハエと呼ぶ

三重県の北勢を流れる朝明川に隣接する三重郡朝日町、北東部を流れる町屋川河口に位置する川越町には「フナ豆」と呼ばれる料理があるが、聞き取りによると東員町では「フナ味噌」、多度町では「フナの味噌炊き」と料理名が変化する。料理名は異なるものの、食材に比較的大きなフナを使用すること、大豆を取り合わせていること、味噌で調味をしていることが共通している。周辺の河川を確認すると、鈴鹿山脈に源を発する員弁川は、多度町、東員町を流れて揖斐川へとつながる。これが朝日町を流れ、川越町、桑名市の河口付近では町屋川と呼ばれるようになり伊勢湾に注ぎ、いずれも一つの川でつながっている地域である。

木曽三川のうち最も三重県側に位置する揖斐川を上流へ上ると、桑名市多度町から岐阜県に入る。さらに揖斐川の西側上流は南濃町、養老町、大垣市へとつながっている。揖斐川と長良川に

挟まれた地域が岐阜県海津市であり、北に上ると大垣市へとつながる。海津市の北には、長良川から分流し揖斐川に注ぐ大榑川が東西に横断しており、川を境に北側に安八郡輪之内町が位置している。長良川は河口堰付近から北に上ると東側に桑名市長島町、さらに千本松原付近からは木曽川と並行して流れ、東側に愛知県愛西市、さらに北に上ると岐阜県羽島市に至り、木曽三川につながる市町村が数多くあることが分かる。町屋川を挟んで三重郡川越町と対峙する桑名市は、木曽三川の河口のすべてが三重県側にあるという好立地であり、また伊勢湾に面して広い玄関口をもつ港である。桑名市は近世になると、木曽三川と伊勢湾、そして外海を繋ぐ港として大いに栄え、物流の一大集散地となっていった。

表１に挙げた料理は、いずれも遠浅の伊勢湾や北勢の河川、沼地に生息する食材を使用するものである。桑名は以前からシジミ、ハマグリ、カキなどの貝類が木曽三川の河口付近で豊富に採れた。これらの貝類、特にハマグリを使って江戸時代から作られてきた「時雨蛤」は、『図説江戸料理辞典』[7] によれば、すでに江戸時代の『毛吹草』（1638年）に諸国名物として出ていて、桑名のみならず全国的に名の知れた三重県の特産品であった。桑名蛤の特色として、木曽川と揖斐川の両河口で河海潮流と泥砂の塩梅がよいことが指摘されている。また、昔は貝合わせ、膏薬の容器としても利用され「桑名産を以て第一とす」と賞されたほど殻は大きく、肉は充実していて味はきわめて淡美であるといわれた。当初は「煮蛤」と呼ばれていたが、後に芭蕉の高弟が、初冬の頃に美味になることから時雨の文字を使い「時雨蛤」と命名したことが伝えられている[8]。調理法は、調味料に生引きたまりを使用して煮ることに特徴がある。また、一般的な佃煮は、食材が浸る程度の調味料を入れ弱火で長時間煮るが、この時雨蛤は「浮かし炊き」という方法で、たっぷりの調味料の中で短時間に仕上げることが特徴的である。

桑名市長島町は合併以前には桑名郡長島町であった。ここは伊勢湾とつながる長良川と木曽川下流に囲まれた、輪中とよばれる景観を有する地域である。輪中には低くて湿った土地にある集落と農地を囲む堤防があり、水を防ぐための組織体を作って外水や内水を管理する治水共同体がある。海津市歴史民俗資料館にはこの輪中をイメージして作られた池を見ることができる（写真１）。個々の住居内には水屋と呼ばれる住居兼倉庫が建てられ、水害を防ぐように備えられている。米倉の米、味噌部屋の味噌とたまり、梅干やらっきょう漬、たくわんなどの保存食料を常に備えており、動物性の食料は周囲の河川の川魚を中心としていたと伝えられている。

【写真１】海津市歴史民俗資料館で見た輪中をイメージした池

桑名郡多度町は町村合併によって、桑名市多度町となったが、海に面した旧桑名市とは様子が異なる。旧『多度町史』によれば、多度町には二つの暮らしの型があるとし、一つは山を生活の場所としたヤマテの暮らしであり、もう一つは川に規制され水田を生活の場所とするヒクミの暮らしである。ヒクミとは山のタカミ（高み）に対する低みの表現であると考えられる。土地条件の違いを越えて両者をひとつに結びつけるのが「動かざる在所の山の多度山」であり、町の東を大河揖斐川が流れそこに向けて流れる支流、水路が多々ある[9]。

三重郡川越町は先にも述べた町屋川を挟んで桑名市と対峙する地で、近世までは湿地、沼田であったと聞く。東海道、参宮街道が整備され、現代のように交通網が整備されるまで、この地のたんぱく源となる食材は川魚、河口・沼田の貝類、伊勢湾の海魚が主なもので、沼田の蓮根、真菰も貴重な野菜だったと思われる。

四日市市における山地での聞き取りと、『大垣市史』や『海津市史』から見つけた記述には、「富田」「富田一色」などの地名が出てきており、伊勢湾の魚介に関する内容であった。具体的に、近世から戦前まではこれらの地から、伊勢湾の魚や河口のシジミを揖斐川に沿って上流地へ向けて船やリヤカーで売りに来ていたことが町市史[10, 11, 12]にあり、さらにこの事実を聞き取り調査でも確認できた。

現在、伊勢湾では春先３月初旬にコウナゴ漁が解禁となる。南から順次北へ回遊するコウナゴが三河湾に至るまでの漁を「春の伊勢湾の風物詩」とするが、北勢では白子港で水揚げされるのが有名で、この時期の近隣の家庭ではコウナゴを使用した料理が作られる。

北勢地域では、河川の上流部が長野、岐阜にまたがり、全国的にも大きな河川が三つも入り組んだ木曽三川の存在が生活全般に大きく関わっており、物資の流通や交通、人々の往来が頻繁で、文化の伝播にも様々に関わったことが容易に想像できる。

木曽三川でつながる愛知県や岐阜県における郷土料理についても本調査で聞き取りを行った。文献で川魚に関する多くの記載があったことから、今回は川魚に限った聞き取り調査をし、その結果と『聞き書き　愛知の食事』[5]や『聞き書き　岐阜の食事』[6]で水郷地帯の調査を行った。愛西市、弥富市、蟹江町の結果を以下に示す。愛西市は、「モロコ」「ハエの佃煮」「フナ味噌」「フナのつぼす（酢とザラメと味噌を合わせたものに漬ける）」「コイこく」「コイの洗い」「イナまんじゅう（ボラの幼魚の内蔵を除いた腹に、甘い赤味噌を詰めて串に刺して焼き輪切りにして食する）」「ナマズの蒲焼」などが出ている。ハエの佃煮、モロコの佃煮を写真2、写真3に示す。弥富市は、「ボラ雑炊」「フナみそ」「モロコ（その他にシジミ、ハエを使い椎茸，角麩などを使用）の箱ずし（写真4）」などである。蟹江町は、「イナまんじゅう」の他、弥富市と同様「フナみそ」「モロコと新ハエの箱ずし」などが挙げられる。フナみその作り方はいろいろあり、圧力鍋を使用することで時間をかなり短縮出来る炊き方について、聞き取り調査で訪れた東員町で見学することができた（写真5～7）。

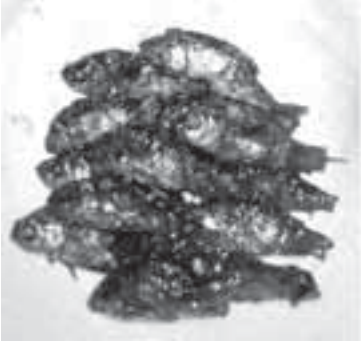

【写真２】左
新ハエの佃煮（フナの子）
【写真３】右
モロコの佃煮

ここで使用される味噌はいずれも豆味噌であり、地域によって八丁味噌、三州味噌、三河赤味噌豆などと呼ばれている。作り方は、まず柔らかく煮あげた大豆を乾燥させて豆麹を作る。そのかたまり「味噌玉」を砕いて塩、水と合わせて1，2年寝かせて出来上がる。

岐阜県では海津市、養老町、大垣市について調査し、それぞれの地区で川魚の郷土料理が存在することが分かった。海津市は、「フナ味噌」「フナ大根」「フナの甘炊き」「フナの酢味噌あえ」「コイの姿煮」「コイ汁」「モロコの佃煮」「ナマズの蒲焼」「ウナギの蒲焼」「ドウビン（カラス貝）の味噌和え」であった。養老町では、「フナ大根」「フナのむしり」「フナ汁」「モロコの煮物」「モロコの箱ずし」であった[13]。フナ汁については、昭和53年編纂の『養老町史』に掲載されていることを確認した。大垣市は、「ウナギの蒲焼」「フナの甘露煮」「フナみそ」「フナの昆布巻き」「ナマズこんにゃく」「コイの刺身」「サバとハエの押しずし」「コイこく」と種類が多かった。コイこくは、昭和35年頃の産婦の食事として登場していることが確認された。

北勢地域における動物性食材を使用した郷土料理にこのように多くの川魚が使用されていたことは、本調査で初めて分かったことである。しかし昨今の輪中は整備され、池、川、水路は消滅していることから、川魚が身近な食材であっても日常的に料理することはなくなり、川魚の下処理が出来ない人が増加しているのが現状である。蟹江町での聞き取りでは、法事や祝い事の際にはこうした調理を請け負っている業者に注文して届けてもらうとのことであった。

【写真４】
蟹江町のモロコずし
（蟹江町観光協会[14] より掲載）

※【写真５～７】フナ味噌を圧力鍋で短時間に調理する様子

【写真５】
フナ味噌用の焼きフナ

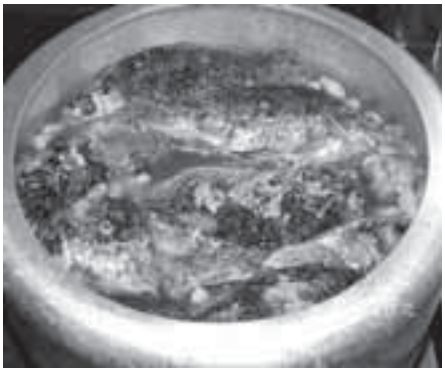

【写真６】
水煮の大豆とフナを一緒に圧力鍋に入れたところ

【写真７】
味噌を投入し炊き上げている様子

表２　水郷地で利用する淡水魚とその調理法

地域名 （捕れる場所）	三重県（河川）		岐阜県（河川）		愛知県（河川）		滋賀県（琵琶湖）	茨城県（霞ヶ浦）
	料理名	地　域	料理名	地　域	料理名	地　域	料理名	料理名
フナ	フナの甘露煮 〃 フナ味噌 フナ豆 〃 フナの味噌炊き	長島町 多度町 東員町 川越町 朝日町 多度町	フナ味噌 フナみそ フナの甘露煮 フナ大根 〃 フナの甘炊き フナの酢味噌あえ フナのむしり フナ汁 フナの昆布巻き	海津市 大垣市 大垣市 海津市 養老町 海津市 海津市 養老町 養老町 大垣市	フナみそ フナ味噌 フナみそ フナのつぼす （酢味噌あえ）	弥富市 愛西市 蟹江町 愛西市	フナずし フナのあら汁 子付けなます 小フナの甘露煮 ガンゾの煮付け	フナ味噌 フナの甘露煮 フナ昆布巻き
コイ	コイこく	四日市市	コイこく コイの刺身 コイの姿煮 コイ汁	大垣市 大垣市 海津市 海津市	コイこく コイの洗い	愛西市 愛西市	コイの洗い コイこく コイずし コイの筒煮	
モロコ			モロコの佃煮 モロコの箱ずし モロコの煮物	海津市 養老町 養老町	モロコの佃煮 モロコの箱ずし モロコの箱ずし モロコずし モロコずし	愛西市 愛西市 弥富市 蟹江町 津島市		
コノシロ	コノシロずし	長島町 多度町						
ボラ ウナギ ナマズ	ボラ雑炊 ボラ飯 うなぎご飯	長島町 川越町 川越町	ウナギの蒲焼 ナマズの蒲焼 ナマズこんにゃく	大垣市 海津市 海津市 大垣市	ボラ雑炊 イナ（ボラの幼魚）まんじゅう ナマズの蒲焼	弥富市 愛西市 蟹江町 愛西市	ウナギのじゅんじゅん ナマズの煮付け ナマズの天ぷら	ボラの洗い ナマズの煮くずし
ドジョウ							ドジョウずし ドジョウ汁	ドジョウ丸煮 ドジョウの味噌汁
ハエ（小フナ）	ハエの箱ずし ハエずし	長島町 多度町	（サバと）ハエの押しずし	大垣市	ハエの箱ずし ハエの佃煮 新ハエの箱ずし	弥富市 愛西市 蟹江町		
ハマグリ	しぐれ煮 しぐれ茶漬け しぐれご飯 うしお汁	桑名市 〃 〃 〃						
シジミ					シジミの箱ずし	弥富市		
シシビ（貝） カラス貝 タニシ	シシビ飯 シシビのぬた	川越町 川越町	ドウビン（ｶﾗｽ貝）の味噌あえ	海津市				タニシの味噌煮 タニシと切干の油味噌 タニシのすいつぼ
その他の魚							ｱﾕ・ﾋﾞﾜﾏｽ・ｳｸﾞｲ・ｲｻｻﾞ・ﾊｽ	ワカサギ・ゴロ・小エビ

水郷地域で利用する淡水魚とその調理法について、表2にまとめた。この表は、上述した三重県の郷土料理の食材である川魚を取り上げ、それらと比較する目的で木曽三川でつながる愛知県と岐阜県の料理名を併記した。さらに、参考として淡水魚の豊富な琵琶湖がある隣接県の滋賀県[15]と、淡水魚の宝庫として全国一広い霞ヶ浦と利根川を合わせた水郷地の茨城県[16]を加えて作成した。それぞれの地域において、同一の魚類でも個体名、料理名称、調理方法が異なっており、地域特有の扱い方があることが分かった。魚の種類はあくまでも三重県で聞き取りや文献からみられたものと調理法を重視したことから、他県の関連が薄いと思われる食材については、よく使用される魚種の名前のみを示した。調査地で確認できたフナ豆とナマズの蒲焼の形を写真８、写真９に示した。

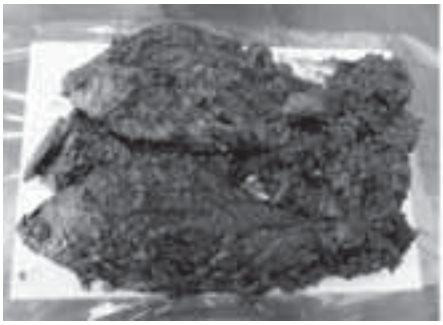

【写真８】岐阜県海津市のフナ豆

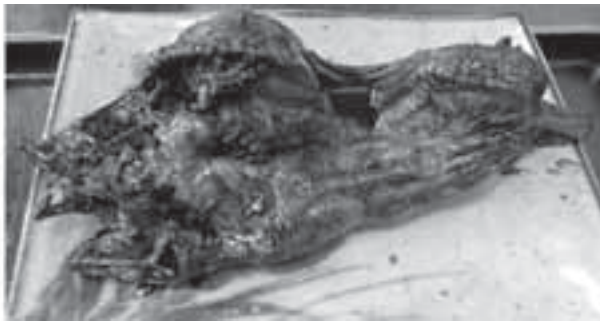

【写真９】岐阜県海津市のナマズの蒲焼

２　野菜の郷土料理

野菜を主とする郷土料理について、日常的に登場する一般的なものと地域行事の折に登場するものを取り上げてまとめた（表3）。北勢地域の田園地帯、特に野菜を使用した郷土料理の中には浄土真宗独特の報恩講、神社関連の年中行事、地域の祭りや地区で古くから続く共同で務める講などの料理が伝えられている。宗教に関するものは別項の4にまとめることとした。

表３　野菜が主な日常の郷土料理

地域名	料理名
桑名市長島町・桑名郡木曽岬町	なばな飯、なばなのごま和え
三重郡朝日町	きざみ昆布の煮付け、いたどりのコウナゴ煮、 たけのこのﾒﾝﾏ、たけのこの削りかつお煮、うの花ずし、ちゃつ(煮合え)
四日市市	あほ炊き、大根のガラ、むかご飯、茶飯、みとり汁、 いたどりのコウナゴ煮、茄子の保存漬け、茄子の塩漬け、白菜のﾛｰﾙ煮
鈴鹿市	(大根の)ガラガラおろし、じゃがいものあけぼの和え、ねぶりみそ

桑名市長島町や桑名郡木曽岬町は、菜種の摘み芯を食べる「三重なばな」と呼ばれる野菜が特産である。北勢地域でもっとも生産高が多く、花芽が出始める3月までが収穫の適期である。和え物、汁物、炒め物に用いられ、その用途は広い。

員弁郡東員町では「豆入りかりんとう」「大社豆（春澄豆）」が挙げられるが、大社地区では

七百年も続いている猪名部神社春の大祭に「上げ馬神事」があり、その境内で大豆と黄な粉を使った大社豆が売られる。材料として畑や水田の畦で豊富に採れる保存性の高い大豆を使用しており、家庭でも同じように手作りされることが聞き取りで分かった。

朝日町は地形的な特徴として、町のいたるところにやや高低差のある里山があり、竹藪が点在しているのが容易に確認できる。正月、法要などの人寄りのときのごちそうとして「ちゃつ（煮合え）」を挙げているが、ちゃつとは仏事に使う器のことで、糸底が高めの円形の木皿を指し、漢字で「楪子」や「茶津」と書く。

四日市市は地形的にみて、海、里山、山があり、県下で最も人口が多く食材には事欠かない地域であるといえる。鈴鹿市も四日市市と同様に、海、里山、山があるが、異なる点は鈴鹿市の方が農業従事者が多いこと、以前から米、大根、里芋、茶などの生産が多いことで知られる。昔から「もの案じのいらない米どころ」といわれてきた。

今回の調査地では、いずれも食材が豊富であり、気候的にも野菜の栽培に適した地域であるという特徴がみられる。

3　山間の郷土料理

本調査地で山間に位置付けたのは、鈴鹿山脈寄りの滋賀県に近いいなべ市の北勢町・藤原町・大安町、三重郡菰野町、多度山の麓の桑名市多度町、四日市市水沢町の５地域であり、そのそれぞれの郷土料理を分類し、表4にまとめた。

表４　山間の郷土料理

地域名	料理名
いなべ市北勢町 いなべ市藤原町 いなべ市大安町	里芋ごはん、里芋の味付け揚げ、 マスの甘露煮、いたどりの卵とじ、しぐれの箱ずし(秋祭り) サツマイモの煮っころがし、煮なます、豆腐の煮物
三重郡菰野町	ずいきの巻ずし、肉ごはん(牛バラ)、ニジマスの塩焼き、ガリ、 たくあんのあほ炊き、僧兵汁、ホウレンソウの白和え
四日市市水沢町	茶めし、鳥ご飯、いたどりのコウナゴ煮、お茶の葉の佃煮

北勢町はいずれも里芋を挙げているが、北勢地域はどの地区でも里芋がよく収穫できることから、地域の特産品となっている。藤原町はいなべ市でも山間の地で、清流に生息するマスを甘露煮に、山地や里山に自生するいたどりを日常の野菜として使用し、保存の利くしぐれ煮の貝をハレの祭りに箱ずしの具として作り続けてきたところに山里の生活が垣間見える。

大安町はいなべ市でも最も山間の地で、石榑峠を挟んで西隣は滋賀県である。法事や正月には必ず作られてきたという「煮なます」、葬式の折に平として必ず出す「豆腐の煮物」は日常もよく作られる料理である。正月にも精進としても、どちらも重宝する料理であり食材であるといえる。いずれも人寄りの際に長年作り続けられてきた料理である。

一方、菰野町の料理には他地域とは異なる独自性がある。巻きずしの具にかんぴょうではなくてずいき（里芋の茎）を使うこと、白和えに、にんじん、こんにゃく以外にほうれん草を使うこ

となどは、滋賀県野洲、守山周辺の米粉団子を白和えであえた「おあえ団子（写真10）」と、内容が非常によく似ている。滋賀では実際に白和えにも水菜やミツバの青菜を入れるのが一般的である。たくあんの「あほ炊き」は、滋賀では「大根のぜいたく煮（写真11）」と、料理名は異なるが塩出ししたたくあんを煮干などのだし粉と煮るところが同一である[17]。三重での名前の由来は「一度漬けたたくあんをまた煮る『あほ』（馬鹿）がいる」というところに由来する。また、山村の炊き込み飯が鶏ではなく牛バラ肉を用いること、隣の四日市市、鈴鹿市の山間部では「とり飯」が日常的であり、北勢地域の南に位置する津市美里町、津市美杉町でも山鳥を使用することもあるが、菰野町以外では鶏の炊き込み飯が一般的である。

【写真10】左
「おあえ団子」

【写真11】右
「大根のぜいたく煮」

『つくってみよう滋賀の味』[17]より掲載

四日市市水沢町は、四日市市であっても西に鈴鹿山脈が連なる山間地で、以前から北勢地域のお茶の生産地として名が知られている。多度町においては、この地域の山地らしい特徴のある食べ物として具体的な料理名は聞き取りからは出てこなかった。旧町史によるとミカン、茶などを栽培し近在に卸していたとある。米、蚕、麦の収穫という記述が見られるところから、一般的な農村のくらしが想像できる。ヤマガ（山側）では味噌とたまりは自家製であった。ヤマガではイノシシの肉、ヒクミの川魚がたんぱく源であった。正月のおせち料理にはフナの甘露煮を炊いたが、フナの味噌炊きもしていたとのことであった。フナは近在の七郷輪中から購入していた。山ではキノコがよく採れ、マツタケ、スドウシ、ネズミアシなどは収入源にもなり、名古屋の市場へ売りに行ったことが記されている[9]。

4　宗教に関連した郷土料理

報恩講とは、祖師の忌日に報恩のために法会を行うことで、11月から12月にかけて浄土真宗の各寺院では開祖親鸞の遺徳を偲んで忌日を中心に法会が催される。本山などでは初日のお逮夜にはじまり、七日目の結願日の七昼夜にわたって様々な法会が行われるが、地域の各寺院、集落で日数は異なる。報恩講を冠した料理名が今回調べた地域に出現していて、伝統的に郷土料理として受け入れており、しかも冬の日常食としても重宝されてきた。

報恩講に関したものでは、「報恩講汁」「みとり汁」「垂坂のこうじ味噌（四日市市）」などが挙げられる。さらに、報恩講にふるまう大根料理として、四日市市全域では「山の神大根」、四日市市水沢町では「お七夜大根」と呼ばれているものがあり、どちらも名称は違うが作り方など類似した料理である。また、小豆と里芋の葉（ずいき）で作る「いとこ汁（鈴鹿市）」を弘法大師にお供えするとあった。神明講（「しめこ」と呼ぶ）に関したものとして「大根だき（鈴鹿市）」が挙げられ、これは日常の惣菜としてもよく作った料理であることが分かった。山の神信仰に関したものとして、「塩あん餅（四日市市）」「山の神大根（鈴鹿市）」が挙げられる。

以前には伊勢（伊勢神宮）講、秋葉（火の神）講、愛宕（火防の神）講、浅間山講など、地域でいくつもの講が組織され代参が行事として行われたことや、人寄りしていたことなどが町市史で確認されているが、郷土料理には神明講、山の神以外のものは見当たらなかった。

5　おやつとしての郷土料理

おやつに分類される郷土性のあるものについて文献を参考に地域別に示した。どのような料理か分かるように、おもな材料や使用する粉の種類も併せて記入した（表５）。

表５　おやつに分類される郷土性のあるもの

地域名	料理名	主な材料、粉の種類
いなべ市藤原町	よもぎ団子	くず米の粉
	かやの実入りかきもち	もち米
	茗荷もち	小麦粉
いなべ市員弁町	かぼちゃ白玉	白玉粉、かぼちゃ
員弁郡東員町	ねじあめ	黄な粉
桑名市	カンカン棒	黄な粉
三重郡朝日町	げんこつ飴	黄な粉
四日市市水沢町	お茶入り水ようかん	挽き茶・寒天
	茶通(お茶入り焼きまんじゅう)	挽き茶・小麦粉
四日市市全域	どうかん団子	小麦粉
鈴鹿市	ふところ団子(じなじな団子)	米粉
	里芋のかるかん	米粉・里芋
	大豆とカエリ(ジャコ)の揚げ煮	大豆・ジャコ
鈴鹿市・亀山市	お茶衣	大豆餡・粉茶

材料を見ると、かつての農村地域で日常的な料理の余り食材であったことがうかがえ、わざわざおやつとして作るというより、むしろ家族一緒に間食、時には小昼としてつまんでいた風景を彷彿とさせるものという印象である。素朴な食材であることだけでなく、それぞれの家庭の好みで食材と甘味を加減できるところなども郷土性があるといえる。

表には示さなかったが、桑名市の菓子舗で「丁稚ようかん」を見かけた（写真12）。材料としてこし餡以外に小麦粉と少量の寒天を使用する。滋賀県では「丁稚ようかん」を多くの店頭で見かけるが、材料は桑名市と同様で、こし餡と粉（主に小麦粉または上新粉）を使用し、竹皮に包み蒸して作るものである。三重県では特に伊賀市の和菓子屋で集中してこの「丁稚ようかん」を扱っており、他市ではほとんど見かけない。伊賀市の「丁稚ようかん」は上記の材料とは異なり、

煮溶かした寒天にこし餡と砂糖を加えて作る（写真13）。桑名市で作られた粉を材料としたものとは違い、寒天を使用しているため出来上がりには艶がある。滋賀県でも唯一、信楽町だけはこの伊賀市と同様の材料を用いており、ようかんを固める要素が寒天である点が同一である。しかし、本調査でこれらの関係を明らかにすることはできなかった。

【写真12】左
桑名市で購入した丁稚ようかん（こし餡・小麦粉・少量の寒天）
【写真13】右
伊賀市で購入した丁稚ようかん（こし餡・寒天）

Ⅳ　考察

北勢地域の郷土料理が生まれた背景として、それに影響した事柄は幾つかあると考えられる。本調査において郷土料理を分析し分類するために、以下の3つの視点を考慮する必要があると考えた。

A）地域の地形的、気候的特徴に起因するもので、例として海側または山側のどちらの地域なのか、南北の位置、また、本調査では特に大きな河川の存在があることに注目すべきであること。

B）祭りや地域での宗教の状況、地域の年中行事、受け継がれる人生儀礼などの存在、神社の神饌に際立った特徴があること、古くからの神社や寺院の門前に市が立つなど、地域環境の特徴に注目すべきであること。

C）過去の歴史的背景や隣接する地域との往来が存在する例があること、具体的には昔からの街道や他府県からの峠越えの道があることなどに注目すべきであること。

Aの背景に合致する郷土料理として挙げられるのは、北勢地域で川魚を食べる習慣のあるほとんどが木曽三川に隣接する市や町であり、上流の岐阜県、愛知県の市や町でも同様の状況であったことである。料理名は異なっても調理の形態は同一のものであり、たとえば「フナ豆」「フナ味噌」「フナの味噌炊き」、特に「フナの甘露煮」はどの地域にも共通した。また、「ボラ飯」「ボラ雑炊」「コノシロずし」「ウナギの蒲焼」「ナマズの蒲焼」「モロコの甘露煮」「ハエの佃煮」などに加え、貝類の時雨蛤、アサリ、シジミを使った「しぐれ煮」や、それらを使用した「しぐれ茶漬け」「シシビ飯」などにも同じ傾向がみられる。これらの川魚の利用状況を、他県の同一種類のものと比較する意味で表2を作成して整理した結果、木曽三川でのつながりから、三重県、愛知県、岐阜県ともにフナについては調理法に類似点が多いことを確認した。フナ料理

は滋賀県、茨城県でも似ているものがいくつかあることが分かったが、一方で異なるものも存在していた。コイを使った料理については三重県、滋賀県、愛知県、岐阜県とも調理法は同様の傾向であった。貝類を使った料理は、食材がよく採れる河口周辺の地域に見られるという特徴があり、三重県では桑名市と川越町、愛知県では弥富市に多く見られた。川魚や貝類を使った箱ずしと押しずしは同一の調理法を指しているが、木枠に入れたすしを押して仕上げることから、地域により呼び名が二通り存在している。一方、三重県から離れた茨城県においては、調理法・料理名・魚種を比較した結果、独自の食文化圏の様相であることが分かった。

さらに、Aの視点に合致するものとして次の例を見ることが出来る。『郷土研究　岐阜 第109号』（岐阜県郷土資料研究協議会会報）に、清水進氏は『大垣市史（資料編近世）』を紹介している。近世の古文書に町年寄上田家の「蛤直段付之覚」というのが存在していることに関連して、「大垣名物『蛤』」という文を寄せ、「江戸時代に言いはやされた『大垣に過ぎたるものが三つあり、横目・蛤・戸田の一門』という俚言を紹介し、横目付と蛤と藩主戸田家一門が非常に多かった（略）蛤は海山物であり内陸部の大垣とは縁がないように思える。ところが蛤は大垣の名物であった。船町にある貝殻橋の命名は、蛤の貝殻がこの場所に数多く捨てられたからだ」と述べている[18]。いかに桑名から船運を利用して蛤が大量に大垣に運ばれていたかを物語っている。

江戸時代は軍事的理由から橋を架けることは原則として認められなかった。住民は生活での必要性から対岸へ行く場合、人の移動、物資の運搬に渡船を利用し、特に木曽三川に囲まれた輪中地帯では渡船が生活上唯一の交通手段であった。数多くの渡船場の存在が市史、町史から確認でき、輪中地帯の海津市高須や海津市平田、養老町から雨乞いの祈願に渡船で多度大社まで出かけたという内容であった。昭和30年代までは大垣から桑名へ渡船が行き来しており、桑名からは列車で伊勢神宮まで出かけた話が確認できる[10, 11]。

Bの背景に合致するものとしては、四日市市水沢町の「お七夜大根」、鈴鹿市広瀬町や徳居町の「報恩講汁」、神明講の「大根だき」などが挙げられ、食材としては大根をよく使うことが明らかとなった。これは、宗教的な背景だけでなく、野菜の郷土料理にも分類されることから、気候的にも野菜栽培に適した地域であったことを示している。三重県は滋賀県や福井県と並んで浄土真宗の門徒が多く、特に北勢地域に伝わる古くからの年中行事に根付いていることが確認できる。浄土真宗本願寺派の中興の祖といわれる蓮如上人は、かつて延暦寺の僧から逃れるため滋賀県から千種越えを経て、その後の一向一揆で名高い旧長島町へ入ったことを伝え聞いている。

Cの視点で考察すると、三重県の西側は千メートル級の山々が南北に連なり、滋賀県、奈良県の県境となっている。北勢地域から伊賀にかけての現在の県境は、中世から近世にかけて群雄割拠の勢力争いが絶え間なく繰り返されてきた。徳川幕府によって五街道の整備がなされ、次いで脇街道が整備されるが、滋賀県の地名辞典による「近世の交通図」では近江から三重県の北勢地域へは幾つもの峠越えが存在している[19]。北から大君ケ畑越え、君ケ畑（治田）越え、八風越え、千種（根平）越え、仁王寺越え、大河原越え、小岐須越え、安楽越え、鈴鹿越えと9つもあり、小さな生活道も含め、その行き来は日常的なものだったと考えられる。このうちの八風越え

と千種越えは、江戸時代以前に近江の日野商人が四日市市富田一色、大矢知、田光（現在の菰野町）と近江を結ぶ道として移動していたことが判明している。

江戸時代に入ると東海道の鈴鹿越えに変わり、伊勢別街道をへて松阪、伊勢へと商いをしているが、近江商人と伊勢との商取引は「塩」が第一であったとある。食材についてはワカメ、魚類、海苔、干物、茶、食材以外では伊勢木綿、美濃和紙、瀬戸物などが伊勢の国側から運ばれ、近江からは苧麻、油草、ロクロ引き木製品（椀）、薬、木炭などが主なものであったことが近江商人館とその周辺での聞き取りで分かった。『鈴鹿山麓の民俗（伊勢民俗学会編）』所収の「廃村茨川の歴史と伝承」には、筒井正氏が昭和40年廃校の滋賀県旧永源寺町の君ケ畑小学校の分校である茨川分校に赴任した教師から聞いた話や、廃村になる前に訪ねて見聞きした話[20]などがあり、三重県と滋賀県間の往来の様子が読み取れる。屋根葺き職人には三重県北勢町から来てもらうことや、魚は保存のきく干物の鰯、みりん干し、塩さば、塩さんま、塩鮭を三重県いなべ市の治田や阿下喜で購入すること、さらに、土曜日の午後から治田峠を越えて三重県に行き、泊まりがけで映画を観ることや、本校での職員会議へは1泊で地下足袋を履いて13キロの道を往来したなどとあり、滋賀県内よりも三重県側とのつながりが深かったことが分かる。

東近江市永源寺町には政所茶という有名な茶がある。『永源寺町史』などによると、1400年頃に後に永源寺五世の管長となる越渓秀格禅師が、地質が桑や茶の栽培に適しているとして、愛知川の豊かな水量による川沿いの霧に目をつけ薬用にと奨励したのが始まりで、明治・大正時代には生産量1万貫を越えていた。最盛期には茶つみをする人や茶を揉む茶師は地元の人だけでは不足するため、三重県側の石榑付近より八風峠・石榑峠を越えて千人もの人が製茶従業者として町に入っていたという記録があった。昭和44年頃には人口が減少して過疎が進み、終戦以降は代用食糧増産のために茶の木が抜かれ、じゃがいもやさつまいもに替った[21, 22]とある。その後は茶の需要の減少もあって、昔の面影はなく、製茶のための峠越えも消滅したことが確認された。

近江から三重へ、三重から近江への往来は時代とともに変遷している。峠越えによって続いてきた両県のつながりは現代においても変わらず深いのか、あるいは薄くなったのか、今回の調査ではその程度を測ることができないが、その影響は現在も続いていると推察される。

おやつに分類した郷土料理については、どのような団子、餅なのかは、材料となる粉の種類や他の材料からおおよその見当がつけられ、素朴な料理であることがうかがえる。材料もわざわざ用意するものではなく、「くず米」や「挽き茶」など他の料理で余りものと思われる食材を用いている点、各自の好みで内容を加減できるところなどが家庭向きであるといえる。その他、桑名市の菓子舗でも丁稚ようかんを見かけたが、滋賀県や三重県の伊賀市との関係は明らかにできなかった。桑名市の菓子舗では、先々代からずっと作っていることを聞き取ったことから、八風越えや千草越えで桑名に出入りしていた近江商人が伝えている可能性も考えられた。滋賀県では昔、家庭で秋の収穫が終わって生活が落ち着いたときに子どものおやつとして作ったと言われている。また、信楽町のようかんは、伊賀市へ丁稚奉公をした人が伝えたという説があるが、滋賀県の各地にあったものが信楽町へ伝わる途中に、原材料が寒天中心ものに変化した可能性も考えられる。

そこから隣接の伊賀市へ伝わったとも考えられるが、菓子名の由来も含めて現在は不明な部分が多い。この地の丁稚ようかんは冷たい菓子で、11月から３月にかけて作られており、正月には欠かせないものであった。冷蔵庫のない時代でも容易に作ることが出来たおやつであることからも、素朴で家庭的な郷土料理であることは共通しているといえる。

Ⅴ　まとめ

三重県北勢地地域の郷土料理とその背景を探った結果をまとめると以下のことがいえる。本調査地の北勢地域は、地理的に近い木曽三川の存在がかなり大きく影響しており、川魚を食材として利用するものが多く存在し、三重県のみならず大河でつながる愛知県、岐阜県にも同様の郷土料理が存在していた。愛知・岐阜・三重の東海三県は豆味噌食文化圏である。豆味噌を使用する料理では大豆中の旨味アミノ酸が豊富なために、煮込み料理でその真価が活かされる。中でもフナ味噌などは水煮した大豆を豆味噌と共に煮るため、臭みを消すと同時に魚の旨味と大豆の旨味が相乗され、その真価が発揮される最も適した例だといえる。

しかし、川魚は現況では手に入リ難くなり、コイやフナなどの比較的大きな川魚はもちろんのこと、小さいものも業者間での取り扱いのみが一般的で、小売をする魚屋は少なくなっている状況である。これらが川魚離れに拍車が掛かる理由の一つになっているのかも知れないと考える。

地域の郷土料理といわれるものからは、その地域の地形的特徴までもが見える。地域特産のものを使用した料理が、伝統的に続く料理として残っていくのだと今回の調査で確認できた。地域に長く続く祭りや年中行事、法事などの人が寄り集う機会が多いことが地域特有の郷土料理を育て、今後に残していくのだと考える。

ただ、社会の状況は常に変化しており、自然を相手の一次産業は資源を恒久的に提供してくれるとは限らない。例えば自然災害で地域の特産だったものが突然枯渇する可能性も否定できず、人々の生活スタイルは以前とは様変わりしている。人寄りの機会は減少し、食材は地域に関係なく何でも手に入る時代になり、個を重視する傾向がうかがえる。このような現況は地域を変化させ、今回の調査地で多く見られた。輪中、もしくは輪中に類似した地域はますます整備され、地域が画一化されて郷土の料理だとしてきた内容が大いに変化することが予想される。地域を取り巻く自然と食文化は、相互に深く関わっていることを今回の調査により確認した。今後、推移を見ていくことになるだろう。

かつて食生活に関わる様式を次世代に伝えてきたのは家庭であり地域であった。情報社会の発展に伴い情報の伝達は複雑化し、家庭、地域での教育が力を失い「食の教育」の必要性が強調されるようになって久しい。共食の楽しさ、手伝い、遊び、様々な行事を通して身につけた食にまつわる思い出は記憶に残る。地域での教育力を補うのに学校給食に郷土料理を取り入れるなど、地域周辺の地理・歴史、栄養、農業などを伝える「総合的食の教育」を今後提案すべきであると考える。

食文化は地域文化において大きな位置を占めている。地域の特産品を生産し、これまで続いて

きた地域行事を絶やさず、また守りながら消費活動を地道に支え進めていくことが、郷土料理を残していく手段であると考える。郷土料理こそまさに地域の食文化であることを本調査で確認することができたといえる。

Ⅵ　謝辞

本研究を進めるにあたり、ご協力いただきました東近江市永源寺図書館の皆様、「フナ味噌」の炊き方を伝授くださいました東員町の田中恵様、聞き取り調査にご協力いただきましたいなべ市藤原町の杉山香代子様、その他調査にご協力いただきました各市町村の皆様に深く感謝申し上げます。

注

１）『風土に生きる 三重の味　北勢・中勢・伊賀編』三重県（1988）
２）『残したい味 郷土の食文化』四日市食生活改善推進連絡協議会（2010）
３）『伝えてゆきたい 家庭の郷土料理』第2集　婦人之友社（1980）
４）『日本の食生活全集 24 聞き書き　三重の食事』農山漁村文化協会（1987）
５）『日本の食生活全集 23 聞き書き　愛知の食事』農山漁村文化協会（1989）
６）『日本の食生活全集 21 聞き書き　岐阜の食事』農山漁村文化協会（1990）
７）　松下幸子『図説江戸料理辞典』ｐ387 柏書房（2009）
８）『桑名市史』ｐ373－959　桑名市教育委員会（1959）
９）『多度町史 民俗』p3－266　多度町教育委員会（2000）
10）『大垣市史 民俗編』　p37－432　大垣市教育委員会（2008）
11）『同上　輪中編』p333－421　大垣市教育委員会（2008）
12）『海津町史 民俗編』p 8－139　海津町教育委員会（1972）
13）『養老町史 通史編』ｐ527－689　養老町教育委員会（1978）
14）　蟹江町観光協会, http;//www.kaninabi.jp/html/kyodo/index.html（平成27年5月1日）
15）『日本の食生活全集25　聞き書き滋賀の食事』農山漁村文化協会（1991）
16）『日本の食生活全集 8　聞き書き茨城の食事』農山漁村文化協会（1985）
17）『つくってみよう滋賀の味』ｐ36, ｐ121 滋賀の食事文化研究会 サンライズ出版（2011）
18）　清水進『郷土研究岐阜 第109号 大垣の名物「蛤」』岐阜県郷土資料研究協議会（2008）
19）『角川日本地名大辞典25滋賀県』角川書店（1979）
20）　筒井正『鈴鹿山麓の民俗』伊勢民俗学会編　廃村茨川の歴史と伝承（1983）
21）『永源寺町史 通史編』ｐ532　永源寺町史編さん委員会　東近江市（2006）
22）『小椋の山里－永源寺町』ｐ117－119 永源寺町教育委員会（1980）

東海地区おけるコミュニティ・ユニオンの組織と活動

杉山　直

はじめに

個人加盟のコミュニティ・ユニオン（以下「ユニオン」とする）は1980年代の初めに登場し、その後、各地でこうした労働組合が結成され、1989年には「コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク」（以下「全国ネット」とする）が結成された。この全国ネットには今日、31都道府県の72ユニオン、約2万人が参加している[1)]。この全国ネットは、既存の労働組合のような連合体ではなく、ゆるやかな共同組織である。

ところで多くのユニオンは規模が小さいながらも、個別紛争を数多く抱え、活動を続けている。ユニオンは後でみるように組織の規模も大きくなく、個別紛争解決に重きをおいた運動の段階にあるが、一定の組合員を組織し職場分会を置き、個別紛争の段階から企業を単位とした運動も展開してはじめているユニオンもある。

今日、日本における労働組合を評価する上で、ユニオンの存在を無視して語ることができないほど、ユニオンの社会的存在意義は大きなものがある。そこでここでは、ユニオンの組織と主たる活動について、東海地区のユニオンを事例としながら明らかにしたい。

なお東海地区のユニオンで全国ネットに参加しているのは、静岡ふれあいユニオン、名古屋ふれあいユニオン、女性ユニオン名古屋、ユニオンみえ、岐阜一般労働組合である。また東海地区のユニオンは「コミュニティ・ユニオン東海ネットワーク」（以下「東海ネット」とする）を結成しており、上記の東海地区のユニオンの他に、愛知連帯ユニオンが参加している[2)]。

Ⅰ　コミュニティ・ユニオンの組織的特徴

ユニオンは、従来から指摘されてきた日本の企業内組合にはない、新しい労働組合として注目されてきた。このユニオンの組織的特徴は、次のとおりである[3)]。

第１に、加入単位が個人であり、雇用形態や職種、人種を問わないことである。

企業内組合は特定企業の正規雇用労働者に加入資格を限定しているが、ユニオンは非正規雇用労働者や他国からの移住者など誰でも加入することのできる労働組合である。名古屋ふれあいユニオンの2015年1月末の組合員318名の内訳を雇用形態別にみると、正規雇用労働者132人（41.5%）、派遣労働者（偽装請負含む）49人（15.4%）、契約・臨時労働者64人（20.1%）、パート・アルバイト23人（7.2%）、求職・無職20人（6.3%）、その他30人（9.4%）となっている[4)]。また国籍別にみると、日本人が214人（67.4%）、外国人104人（32.7%）となっている[5)]。

そして他国からの移住者に対し、名古屋ふれあいユニオンとユニオンみえでは、ポルトガル語による機関紙を発行しているし[6)]、ユニオンみえでは、他国からの移住者向けのポルトガル語による日本の労働法や出入国に関わる問題に関する学習会を開催している[7)]。

第２に、一定の地域を活動の基盤としていることである。

ユニオンは企業内組合のように活動範囲を特定企業に限定しておらず、また産業別組合や職業別組合のように全国に広げていない。ユニオンの活動基盤は、ユニオンの名前が示しているように、名古屋ふれあいユニオンは、主に名古屋市を中心とした活動をしているし――現状は、三河支部を設け地域レベルを単位とした活動も展開している――、西尾ふれあいユニオンは西尾市を中心とした活動をしている。

また、ユニオンみえは県を組織の範囲とし、四日市市、津市、松坂市に支部をおき、そこを地域レベルの活動基盤としている。

そして第3は、規模が小さく組合員の入れ替わりが激しいことである。

ユニオンの組合員は多くなく、組織の規模としては小さいものが多い。表1は、全国調査によるユニオンの組合員数をみたものであるが、組合員が100人未満のユニオンは全体の56.6%になっている。

表1　ユニオンの組合員数

	回答数	割合(%)
50 人未満	69	42.9
50 ～ 100 人未満	22	13.7
100 ～ 500 人未満	54	33.5
500 ～ 1000 人未満	7	4.3
1000 人以上	8	5.0
無回答	1	0.6
平均	292.0 人	

（出所）法政大学大原社会問題研究所『個人加盟組合の活動に関するアンケート調査結果報告』、2010年、５ページから作成した。

東海地区のユニオンの組合員数は、愛知連帯ユニオンが160名[8]、名古屋ふれあいユニオンが318名（2015年1月末）[9]、ユニオンみえが650人（2013年）[10]である。2012年度と2013年度の組合員数を比較すると、愛知連帯ユニオンとユニオンみえは変化がみられないようである。2012年度と2014年度の比較ができる名古屋ふれあいユニオンでは、253人から318人と65人増やしている。

労働相談に訪れ、自分の問題を解決するためにユニオンに加入し[11]団体交渉や争議を通じて解決することになるが、解決することでユニオンを脱退することが少なくない。そのため、ユニオンでの組合員の入れ替わりが多く、例えば名古屋ふれあいユニオンの状況は表2の通りである。組合員の入れ替わりが激しく[12]、組織が不安定であることが分かる。

表２　加入と脱退の推移

年度	2008年	2009 年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
加入	145 (92)	151 (101)	111 (43)	124 (34)	78 (11)	120 (68)	128 (51)
脱退	111 (89)	199 (156)	109 (69)	74 (27)	97 (43)	71 (28)	112 (46)
組合員計	268	220	222	272	253	302	318

（出所）名古屋ふれあいユニオン『第17回定期大会議案書』、2015年、２ページから作成した。

（注）表中（　）内の数字は他国からの移住者である。

第４は連携組織が自由連合型であるという点である。これまでの組織的な特徴とはやや異なった角度からの指摘であるが、ユニオンの特徴を理解するために、この自由連合型についてふれておきたい。高木郁朗氏は日本の労働運動史の初期に組織論において、自由連合型と集権的な組合組織とするのかという論争があり、少なくとも形態的には集権型の組織論が勝利したとするが、ユニオンの組織を全体的にみると、自由連合型を連携であると指摘している[13)]。「はじめに」で、全国ネットの性格にふれたが、地域レベルの連携組織でも東海ネットも同じである。

Ⅱ　コミュニティ・ユニオンの職場分会

１　職場分会の組織化

2013年度の雇用労働者に占める非正規雇用労働者の占める割合は36.7%と2008年と比較し2.6ポイント増加しているように、労働者の非正規化はさらに進行している。雇用の非正規化が進行し、労働市場が変化していく中で、労働組合の組織は対応していかなければならないが、今日においてその役割を果たしているのがユニオンと言えよう。

今日、ユニオンは不安定雇用労働者にとって、特に解雇を始めとする個別紛争においては「駆け込み寺」であり、団体交渉や裁判などを通じて、ユニオンは組合員の問題を解決してきている。そのような個別紛争処理自体は重要な取り組みではあるが、ユニオンがその段階にとどまっているならば、企業全体あるいは産業全体に関わる問題の解決へと向かうことはできず、労働者・労働組合の発言力の拡大は難しいであろう。しかしながら、ユニオンの多くは個別紛争処理に追われる段階にあるが、それでも分会を組織し職場を基盤として活動を進めている。そこで次に、ユニオンの職場分会についてみていきたい。

２　全国的にみた職場分会の状況

すでにみたように、ユニオンの組合員は多くなく、個人加盟であり職場に一定の組織（分会）を設けることは難しい。これに関して、全国調査によるユニオンの職場分会の状況をみることにする。

表３は全国調査の結果であるが、これをみると職場分会数は、ゼロのユニオンが約3割を占め、多くのユニオンの職場分会数は「1～5」となっている。回答した７割のユニオンの職場分会数が

ゼロあるいは5以下となっている。このことは多くのユニオンには、職場分会を組織するほどの組合員が職場にいないことを意味している。

表３　職場分会数

	回答数	割合(%)
0 分会	55	31.8
1 ～ 5 分会	69	39.9
6 ～ 10 分会	12	6.9
11 以上	31	17.9
無回答	6	3.5

（出所）表１に同じ。

３　東海地区のユニオンにおける職場分会

（1）愛知連帯ユニオン

愛知連帯ユニオンの分会は企業別に置き、日常的な職場での活動は、企業単位で行われている。

この愛知連帯ユニオンの分会は表4の通りである[14)]。

愛知連帯ユニオンでは、組合に加入しても経営側に愛知連帯ユニオンの組合員であることを通知しない場合もある。しかしながら、経営側に愛知連帯ユニオンの組合員であることを通知し公然化した時点で、分会として置かれる。

表4　愛知連帯ユニオンの分会組織

業種	職場数
運輸	18
産廃	2
建設	5
福祉	5
その他	5

（出所）愛知連帯ユニオンのヒアリング（2015年4月14日）から作成した。

愛知連帯ユニオンでは、この分会には交渉権を与えず、ユニオンの執行部が交渉している。つまり、職場での団体交渉は分会に権限を与えず、ユニオンの執行部が権限を持っているのである。これは、分会の企業内組合化を防ぐためである。

こうした分会が業界の経営者に向けた共同行動は、まだ愛知連帯ユニオンの全体としてのものにはなり得ていないが、運輸関係の分会では2014年1月に4社に対して統一要求を提出している。

（2）名古屋ふれあいユニオン

名古屋ふれあいユニオンの職場分会組織は、職場分会である。企業ごとに、職場分会を置いている。2014年２月現在の職場分会は表5の通りである。

表５　名古屋ふれあいユニオンの職場分会

分会名	人数	業種
愛知玉葉会	３人	福祉・介護
名港陸運	９人	運送
興和工業所（南米人）	６人	製造
ベストマン	２人	派遣業
ワールド	４人	ロードサービス
CNK（南米人）	４人	製造
ネツレン（南米人）	13人	製造
エムテック（南米人）	４人	製造
一心商事	10人	製造販売
近藤産業	９人	輸送
内田石材	２人	販売

（出所）名古屋ふれあいユニオン『第17回定期大会議案書』、2015年、４ページから作成した。

これらの職場分会は条件がある職場では、執行機関が置かれ、独自に要求書を経営者に提出し交渉を行っている。例えば、CNK分会ではこれまで未支給であった交通費の支給や男女差別賃金の是正を要求し、興和工業所分会では時給50円アップの要求している[15]。

また名古屋ふれあいユニオンは、名古屋市より遠方の地域に住む組合員がいるため、「三河支部」を置き、岡崎市と豊橋市で支部会議を開催している。支部会議では支部における組合員の交渉などについての方針や支援などの運動上の課題が話し合われている[16]。例えば、岡崎では市川鉄工所の争議についての話し合いが進められ、豊橋ではペルー人の裁判への支援が話し合われている。また、組合員を対象にした学習会も支部を単位におこなわれており、三河支部では豊橋を中心にして学習会を開催している。

（3）ユニオンみえ

図1は、ユニオンみえの組織を示したものである。ユニオンみえの職場分会組織は、1）職場分会、2）ローカルネットである。

図1　ユニオンみえの組織図

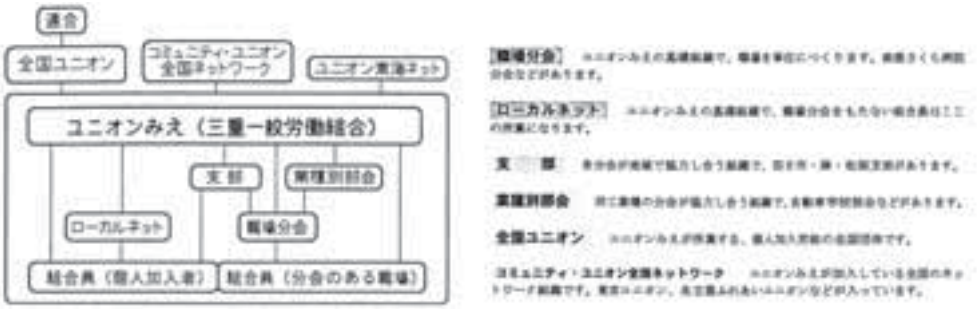

（出所）ユニオンみえ『ようこそ　ユニオンみえに』、27ページ。

職場分会はユニオンみえの基礎組織であり、職場単位に組織され、現在、9つの分会がある。職場分会には、執行機関が置かれ、独自の財政を持ち、職場で独自に要求書を経営者に提出し交渉を行っている。つまり、職場分会に独自の権限を与えているのである。

ユニオンみえの執行部と職場分会との関係であるが、特にストライキを始めとする争議行為において、執行部が職場分会を指導する関係になり、ここに執行部と職場分会との接点がある。

ローカルネットもユニオンみえの基礎組織であるが、職場分会と違う点は職場分会をもたない組合員がこれに所属することになっていることである。現在、5つのローカルネットが組織されている。また、ローカルネットは職場に一定の組合員が組織でき職場分会にまではできない状態の場合――例えば、職場分会とした場合、経営者からの支配介入によって解散させられる危険性がある場合など――、職場にローカルネットとして置き、ユニオンみえの執行部が運営に当たる[17]。

ユニオンみえは、ユニオンの中では規模が大きなものであるが、そのため職場分会組織以外に支部、業種別部会を組織して活動を展開している。

支部は職場分会が地域で協力しあう組織であり、四日市支部、津支部、松坂支部がある。支部会議には、職場分会のない組合員も出席することができる。

業種別部会は同じ業種の職場分会が協力しあう組織で、自動車学校部会と医療・福祉部会がある[18]。

業種別部会を設ける意義としては、業種を視野に入れて労働条件の改善を目指すことを挙げることができる。

５分会で構成されている自動車学校部会[19]は統一要求を決め、職場分会が会社と交渉している。2015年度は統一要求として「①基本給を組合員平均で15,000円引き上げること、②会社の経営内容を過去5年間に遡って組合に提示すること、③採用時によって内部格差が生じていることをふまえ、格差を是正すること、④まだ事前協議協定が結ばれていない分会では事前協議協定を締結すること」[20]という統一要求を決め、分会の会社に要求書を提出し、交渉している。

こうした分会の取り組みに対してユニオンみえは、「15春闘オルグ団」による各分会の激励活動と，各経営者に早期解決を求める活動を行うというように、分会の取り組みを支える活動を展開している。

Ⅲ　コミュニティ・ユニオンの活動

ユニオンは組合員の諸問題を解決し要求を実現していくだけでなく、「最低賃金1,000円実現に向けた運動」や特定秘密保護法反対、労働法制改悪反対など様々な課題に取り組んでいる。また、組合員向けの独自の学習会や公開講座なども取り組んでおり、ユニオンの活動は幅広い。

さらには共済事業や労働者供給事業なども行っている。しかし、ここではユニオンの大きな特徴である労働相談と個別紛争についてみていくことにする（前者がユニオンの相談機能であり、後者が交渉機能である。ユニオンはこの2つの機能を併せもっている）。

1　労働相談活動

ユニオンは、電話やメールによる相談や直接、相談者と面接して労働相談を日常的に行っている。2014年度の名古屋ふれあいユニオンの電話による相談は年間318件、事務所での面談相談は137件である[21]。

ちなみに名古屋ふれあいユニオンの3年間の事務所での相談件数は表6のとおりである。

表6　名古屋ふれあいユニオンの事務所での相談件数

月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	合計
2014 年度	7	12	17	16	11	9	14	9	15	15	9	3	137
2013 年度	7	7	9	10	15	11	6	11	8	12	8	14	118
2012 年度	14	6	12	16	11	8	13	16	13	10	5	6	130

（出所）名古屋ふれあいユニオン『第17回定期大会議案書』、2015年、６ページから作成した。

なお相談の内容は明らかではないが、参考までに全国一般労働組合全国協議会東京東部労働組合などで設立したNPO法人労働相談センターでの2014年の相談内容で多いものを挙げると、①いじめ・嫌がらせ（22%）、②会社都合の退職・解雇（18%）、③賃金（17%）、④辞められない・サービス残業（12%）[22]、となっている（カッコ内の数字は相談件数に占める割合を示す）[23]。

2　個別紛争

ユニオンは多くの個別紛争をかかえ、それを解決している[24]。愛知連帯ユニオンでは2014年10月の時点で、裁判原告約35名、労働委員会で5件が係争中であり[25]、名古屋ふれあいユニオンでは2015年１月末において120件の裁判と労働委員会に5件の不当労働行為救済の申し立てと３件のあっせんを行っている[26]。ユニオンみえでは2013年８月から2014年７月までに10件の裁判を行っている[27]。

個別紛争におけるユニオンの役割をみるにあたり、労働委員会に申請状況をみることにしたい。『平成25年度版　愛知県労働委員会年報』によると、愛知県労働委員会に2013年1月から12月までに「個別労働紛争」として申請されたものは、全体で15件であった。この年報には申請者の組合名を伏して記されているが、その中で「ユニオン」として記されていたものは9件であった。この「ユニオン」がここで取り上げている「コミュニティ・ユニオン」であるかは不明であるが、組合員数からおおよそコミュニティ・ユニオンであることが推測できる[28]。

個別の問題は団体交渉での解決も目指しており、愛知連帯ユニオンでは2013年９月１日から2014年８月31日までに約160回（前年比約50回増）の団体交渉を行い[29]、名古屋ふれあいユニオンの2014年２月から2015年１月末までの新規の交渉は70件[30]となっている。また2014年１月から12月までの名古屋ふれあいユニオンの個別交渉の状況は、表7の通りである。表７にある数字の合計を計算すると、新規の交渉が67件であり、解決したものは32件となる。

表７　個別交渉の推移（2014年）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
新規	4	3	3	4	8	15	4	4	5	9	3	5
解決	3	2	1	2	3	8	2	1	4	2	1	3

（出所）　名古屋ふれあいユニオン『ふれあい通信』No.168（2014年１月18日）からNo.179（2014年12月）までに掲載された記事から作成した。

（注）１．９月については、『ふれあい通信』に記載がなく、『ふれあい通信』、No.176、2014年９月13日に記載された「2014年上半期をふりかえって」の「新規交渉」から推算した。

２．交渉の数は例えば1月は「12月から１月」というように、月を挟んだ数字である。

そしてこうした個別交渉は多くの困難を伴う。名古屋ふれあいユニオンを例とすると、第１は他国からの移住者から持ち込まれる課題が多いこと、第２はユニオンが相手とする経営者が労務管理に関する知識が欠けている場合が多いことである。

表７にある個別交渉の新規の内、ブラジル人をはじめとする他国からの移住者のものは22件である。約３分の１が他国からの移住者に関わるものであり、言葉の問題や日本の法律の知識など交渉を進めるに当たり困難がある。

経営者における困難は、ユニオンにとって交渉しづらい相手の場合が多いことである。経営者が法律を平然と無視をしたり、ユニオンに対して敵対的な態度をとったりするような場合が多いのである。例えば「仕事中に右腕を痛め、病院で診断書をもらって会社に持って行ったら解雇を通知された事件。解雇に撤回と労災申請への協力を要求して団交を申し入れた。会社は賃金も正当に支払わず、交渉も拒否していたが、労働基準監督署への申告等を行ったところ、団交に応じてきた」[31]、「妻の看護などで数日仕事を休んだら、社長からメールで『来月いっぱいでクビ』と通告された事件」[32]、「社員が話し合って従業員代表を民主的に選んだところ、自分の思い通りにならないことに社長が激怒し中心的メンバー2名に解雇通告をした」[33] などである。

こうした個別紛争への対応のため、ユニオンの活動は、いわば「多忙」をきわめる。表8は愛知連帯ユニオンの2015年４月の活動であるが、団体交渉や裁判、労働委員会など毎日のように課題がある。もちろん表8には記載していない執行員会などユニオン内の活動もあるから、活動の実態は表8を超えている。なお名古屋ふれあいユニオンやユニオンみえの状況は、大会議案書にある活動報告をみると、ほぼ愛知連帯ユニオンと同じである。

また、こうした活動の多くは、専従者の献身的な活動に支えられていることを指摘しておきたい。

表8　愛知連帯ユニオンの活動

4月2日	中野運輸労働委員会労働側参与折衝 白木労災審査官申入れ 山徳交渉
4月3日	大富鋼材交渉
4月4日	中野運送交渉
4月6日	喜多村運輸申入れ
4月7日	弥栄通運労働委員会
4月8日	福田会交渉 栄工社不当労働行為申し立て 東海福祉交渉
4月9日	喜多村運輸賃金裁判
4月10日	木島運輸裁判
4月13日	丸栄創造裁判 八光交渉
4月14日	鈴正建材交渉
4月15日	水谷興業・東海鋼材申入れ 高山産業交渉
4月16日	福田会折衝
4月17日	中野運輸裁判 喜多村運輸損害賠償裁判 轟サービス交渉
4月18日	金川運輸交渉
4月19日	水谷興業交渉
4月20日	唐津運輸裁判 喜多村運輸労働委員会
4月22日	中野運輸労働委員会 水谷興業不当労働行為追加申し立て 大富鋼材交渉
4月23日	弥栄通運裁判
4月27日	宇徳組交渉
4月28日	喜多村運輸交渉
4月30日	岡村運送交渉

（出所）愛知連帯ユニオン「愛知連帯ユニオン・メールニュース」No.22、2015年5月１日から作成した。

Ⅳ　ユニオンの組織拡大

ユニオンは組合員の流動が激しく、組織の規模を大きくすることは難しく、そのため規模も財

政も小さなものである。しかしながらユニオンは、周辺的正規雇用労働者と非正規雇用労働者を守る上で、大きな役割を果たしているが、労使関係からでの評価では「個別紛争」の段階であり、「集団的労使関係」にまで至っていない。

しかし、日本の労働組合の復権のためにも、ユニオンの現状の克服を期待したい。そのための課題は、組織と財政の拡大と安定である。組織の零細性と不安定性はユニオンの財政に大きく影響するが、ユニオンは組合費を低く設定せざるを得ない。

ユニオンの組合員の多くは周辺的正規雇用労働者と非正規雇用労働者であり、毎月の収入の水準が低い。そのため、組合費を一定の割合とすると組合費が少なくなり、定額で一定の金額にすると、組合員の負担が大きくなる。そこで例えば名古屋ふれあいユニオンでは組合費を「収入の1%又は1,500円」とし、ユニオンみえでは「2,000円＋加算」とするなどの工夫をしているが、組織の規模や組合員の収入から、財政規模は大きくない。

では、ユニオンの組織を大きく財政を安定させていくためには、どのような運動を展開していったらよいのであろうか。

ユニオンの財政に関して、例えば呉学殊氏はユニオンの公共的な働きに注目して、公的支援を提案し[34]、熊沢誠氏は単産やナショナルセンターの財政的な支援を提案している[35]。呉氏の提案の現実的には難しいであろうし、熊沢氏の提案は、かつての総評が合同労組を組織した時に総評の組合員から拠金を集めた経験によるものであるが、連合や全労連がそれぞれ独自に個人加盟の労働組合を組織しており、既存のナショナルセンターがユニオンに拠金をすることは考えにくい。

やはり課題の克服は、現実の活動の中から、組織の拡大を考えていくしかないであろう。この点に関して、木下武男氏は「『組織の安定』という組織論」と「『ユニオン運動』という運動論」から検討し、前者については「居場所と役割」に考慮し、ユニオンの多面な機能を拡大すること、後者については個別紛争の問題は職場での共通性があるため、それを社会問題化し成果を上げていくことを指摘している[36]。

東海地区でのユニオンの現状から筆者なりに課題を克服していく手がかりをあげるとするならば、それはユニオン間の交流や共同行動である。

東海地区のユニオンはすでにみたように、東海ネットに参加している。東海ネットでは、合宿交流会や交流会議を開催し、運動の交流と学習を続けてきている。また全国ネットは年1回、「コミュニティ・ユニオン全国交流集会」を開催し、東海地区のユニオンも、これに参加している。このような地域や全国レベルの活動は、ユニオンの組織的力量を高めていくものになるであろう。

また東海地区のユニオンの取り組みとしてユニオン間の共同行動がある。各ユニオン有志とユニオンのサポーターによる自主的な取り組みとして、月1回（第3水曜日）、「ユニオン共同行動」日を設定し、各ユニオンの組合員、サポーターによる名古屋前で宣伝行動を行っている。この共同行動は、今年で7年を迎えている。また、この運動を支えてきた有志が中心になって運営委員会をつくり2012年2月から毎月１回「ユニオン学校」を始めている。こうした共同行動もユ

ニオンの組織的力量を高めていくことになろう。

さらに東海地区においては2008年1月に「ユニオンと連帯する市民の会」が結成され、機関紙の発行やユニオン間の情報提供、さらには各市民団体などとの連携を行い、ユニオンの活動を側面から支援している[37]。

この共同行動のあり方として木下氏は、「単一課題（シングル・イシュー）」に基づく運動を提起している。つまり、課題を限定すれば、団体も個人も参加しやすく、運動のエネルギーを蓄積することができるからである。確かにこうした運動はユニオン総体の組織的力量を高め、そのことがユニオンの社会的存在意義より高め、ユニオンの活動基盤である地域における組織拡大につながるであろう。

現在のユニオンの課題に対する即効薬はないが、こうした意識的な組織的力量を高める活動を通じて、ユニオンが集団的労使関係を構築できる段階へと向かっていくことができると言えるのではないだろうか。

おわりに

ユニオンは、既存の労働組合が組織しない非正規雇用労働者などを組織し問題を解決するなどという点に意義は止まらない。特に既存の企業内組合に組織された労働者にとっても個人加盟のユニオンは意義があるのである。

今日、既存の特に大企業の企業内組合は、組合員個人の問題を扱わない。従って、組合員の労働災害や不当解雇、さらには過労死においても、組合員が企業内組合に相談しても取り上げてもらえない。例えば、トヨタの労働組合は組合員であった内野健一さんの過労死を取り上げなかったし、妻の博子さんが起こした裁判も支援しなかった[38]。また、トヨタグループの企業であるデンソーのKさんがトヨタに出向し、「うつ病」となり、2006年5月に名古屋地裁にトヨタとデンソーに損害賠償を提訴し裁判で勝ったが、デンソーの労働組合はKさんを取り上げず、裁判も支援しなかったのである。

しかし、個人加盟のユニオンは企業内組合が取り上げようとしない個人の問題を取り上げ解決に向けた活動を展開する。例えば、これまでみてきたユニオンと少し性格の異なる点もあるが、個人加盟である点では同じの全トヨタ労働組合がある。この組合はアイシン機工で労働災害にあった労働者やトヨタでいやがらせなどにあった労働者を個人加盟させて、問題解決のために活動を展開している。

先に労働相談の内容をみたように、個別の問題が多かったが、こうした職場の状況に企業内組合は向き合おうとしないのである。こうした今日の労働組合の状況において、個人加盟のユニオンは、大きな存在意義をもっているのである。

【参考文献】

石川源嗣『労働組合で社会を変える』世界書院、2014年

遠藤公嗣編著『個人加盟ユニオンと労働NPO』ミネルヴァ書房、2012年

呉学殊『労使関係のフロンティア』労働政策研究・研修機構、2011年

木下武男『格差社会にいどむユニオン』花伝社、2007年

木下武男『若者の逆襲』旬報社、2012年

熊沢誠『労働組合とは何か』岩波書店、2013年

小谷幸『個人加盟ユニオンの社会学』お茶の水書房、2013年

高木郁郎「コミュニティ・ユニオンの構想」コミュニティ・ユニオン研究会編『コミュニティ・ユニオン宣言』第一書林、1988年

高木郁朗「コミュニティ・ユニオンの組織と活動」社会政策学会編『社会政策学会誌第3号』お茶の水書房、2003年。

長峰登記夫「コミュニティ・ユニオン運動の20年」浜村彰・長峰登記夫『組合機能の多様性と可能性』法政大学出版局、2003年

法政大学大原社会問題研究所『個人加盟組合の活動に関するアンケート調査結果報告』、2010年

注

1）コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク（https://sites.google.com/site/cunnet/home、2015年3月10日アクセス）による。

2）名古屋ふれあいユニオン（http://homepage3.nifty.com/fureai-union/、2015年3月10日アクセス）による。なお、東海ネットには、ユニオンではないが市民団体である「ユニオンと連帯する市民の会」が加入している。

3）この点は長峰登記夫「コミュニティ・ユニオン運動の20年」浜村彰・長峰登記夫『組合機能の多様性と可能性』法政大学出版局、2003年を参考にした。

4）人数は名古屋ふれあいユニオン『第17回定期大会議案書』、2015年、3ページ。比率は筆者による。

5）名古屋ふれあいユニオン『第17回定期大会議案書』、2015年、3ページ。

6）ユニオンみえでは英語版の機関紙も発行した（ユニオンみえ『第57回定期大会議案書』、2014年、26ページ）。

7）ユニオンみえ『第57回定期大会議案書』、2014年、17ページ。

8）愛知連帯ユニオン第6回定期総会『第1号議案』、2014年、1ページ。

9）名古屋ふれあいユニオン、同上書、2ページ。

10）ユニオンみえのヒアリング（2013年3月11日実施）による。

11）名古屋ふれあいユニオンによれば、ユニオンの事務所で面接相談を行った者の約6割がユニオンに加入したと報告されている（名古屋ふれあいユニオン、同上書、6ページ）。

12）名古屋ふれあいユニオンの場合、組合脱退者112人の脱退理由は「組合費延滞」47人（42.0%）、「転居・帰国」3人（2.7%）、「連絡不能」1人（0.9%）、「本人の申し出」61人（54.5%）と「本人の申し出」が多い。ただし、　国籍別に理由の状況が異なっており、「組合費滞納」は47人中28人が他国からの移住者であり、「本人の申し出」は　61人中、47人が日本人である（注４に同じ）.

13）高木郁朗「コミュニティ・ユニオンの組織と活動」社会政策学会編『社会政策学会誌第3号』お茶の水書房、2003年、62ページ－63ページ。

14）運輸分会が際立って多いのは、愛知連帯ユニオンが運輸労働者を意識的に組織化しているからである。

15）名古屋ふれあいユニオン『ふれあい通信』No.170、2014年3月17日、3ページ。

16）名古屋ふれあいユニオン、前掲書、4ページ

17）注10に同じ。

18）木下武男氏は業種別部会のもつ意味を次のように述べている。「働く者が、居場所と役割を共有できる場としては、企業だけではなく、職種別の連帯があると考えることが必要でしょう。労働者が働いている場での労苦やあるいは喜びといった感情は、A社、B社といった個別の企業の中だけるあるわけではありません。製造業派遣の組立工と民間の保育士とは同じ低賃金であっても、働き方はまったく異なります。労働環境の辛さや、働かせ方への不満、さらにはスキルを向上させたいという意欲、その質はそれぞれの職種ごとに違いがあります。労働運動の側は、この点に着目し、産業別全国組織・地域組織や、合同労組、コミュニティ・ユニオンに、今ある業種別部会や業種別共闘を、職種の視点で設計し直すことが求められると思います」（木下武男『若者の逆襲』旬報社、2012年、158ページ）。

19）自動車学校部会での取り組みは、分会だけでなく、職場に分会がない組合員も参加している点を指摘しておきたい。

20）ユニオンみえ『Don2』、2015年4月15日、7ページ。

21）名古屋ふれあいユニオン、前掲書、6ページ。

22）NPO法人労働センター『2014年労働相談の特徴』、2015年、3ページによる。

23）労働相談の具体的な内容はNPO法人労働センター・全国一般東京東部労組『メール相談のまとめ』、2015年が参考になる。

24）呉学殊氏はユニオンの高い紛争解決能力を指摘し、その理由として①ユニオンが紛争解決のプロであること、②地域内外に広いネットワークと情報交換があること、③ユニオン幹部の堅い信念と熱い心、そし　て他の労働組合との共闘を挙げている（呉学殊『労使関係のフロンティア』労働政策研究・研修機構、2011　年、301ページ－302ページ）。

25）愛知連帯ユニオン、同上書、1ページ。

26）名古屋ふれあいユニオン、前掲書7ページ－8ページ。

27）ユニオンみえ『第57回定期大会議案書』、2014年から筆者が件数を数えた。なお、ユニオンみえが取り下げた裁判は含めていない。

28）三重県や岐阜県の状況を調べたが、愛知県のように労働組合が記されていないため申請者を明らかにできなかった。

29）注８に同じ。

30）名古屋ふれあいユニオン、前掲書、15ページ－17ページ。

31）名古屋ふれあいユニオン『ふれあい通信』No.177、2014年10月11日、5ページ。

32）名古屋ふれあいユニオン『ふれあい通信』No.179、2014年12月13日、4ページ。

33）名古屋ふれあいユニオン『ふれあい通信』No.173、2014年6月21日、3ページ。

34）呉学殊『労使関係のフロンティア』労働政策研究・研修機構、2011年、304ページ。

35）熊沢誠『労働組合とは何か』岩波書店、2013年、210ページ。

36）木下武男『格差社会にいどむユニオン』花伝社、2007年、154ページ－156ページ。

37）2015年2月に開催された第8回総会にはユニオン以外に16の市民団体が出席している。

38）この裁判闘争を「内野さんの労災認定を支援する会」などが支援したが、トヨタの組合はこの裁判闘争には全く取り組みをしなかったのである。組合の対応について、「博子さんは、健一さんが倒れてから３回ほどトヨタ自動車労働組合へ相談しましたが、いずれも組合は博子さんの話しを聞くにとどまり、個別事案として相談に乗ることはありませんでした」と報告されている（内野過労死裁判報告集編集委員会『夫のがんばりを認めて!! トヨタに立ち向かった妻の記録』、2008年、72ページ）。

【研究ノート】

「地域包括ケア病棟」届出医療機関の特徴
―全国調査からみる「地域包括ケア病棟」の分類―

武田　誠一

はじめに

近年、「地域包括ケアシステム」という言葉をよく耳にすることが多い、保健、医療、介護の様々な分野において盛んに用いられている。そもそも「地域包括ケアシステム」とは「地域の事情に応じて高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制」[1] のことをいう。

しかし、この「地域包括ケアシステム」については「福祉の関係者や市民が共通して理解している定義や概念が存在しているわけでない（中略）、むしろ、その理解をめぐって現場が混乱させられている」[2] との指摘がなされている。

本論は、現場で働くもの、その支援の受け手である住民らが共通した理解を欠く状況の中で進む「地域包括ケアシステム」を、2014年の診療報酬改定で新設された「地域包括ケア病棟（入院料・入院医療管理料）」（以下、「地域包括ケア病棟」）の開設の現状と課題を通して考察するものである。

Ⅰ　「地域包括ケア病棟」とは

「地域包括ケア病棟」は、2014年の診療報酬改定で廃止された亜急性期病床の後継であり、回復期、亜急性期を担う役割を持った病棟・病床である。

図1が示す通り「地域包括ケア病棟」の具体的役割は、「急性期治療を経過した患者及び在宅において療養を行っている患者等の受け入れ並びに患者の在宅復帰支援等を行う機能を有し、地域包括ケアシステムを支える役割を担うものである」とされている。

図１　地域包括ケア病棟のイメージ
（出所：厚生労働省http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000039380.pdf）

また、表1の「地域包括ケア病棟」の施設基準から

その役割を見た場合、リハビリテーションの機能を有しており、専任の在宅復帰支援担当者が配置され、在宅復帰率も7割以上（「地域包括ケア病棟」1のみ）が基準として提示されている点から判断して、在宅ケアを前提として熱発、肺炎などの急性増悪期の患者を受け入れ、症状が安定した後在宅等に退院させる流れを意図していることがわかる。

表1「地域包括ケア病棟」の施設基準

① 疾患別リハビリテーション又はがん患者リハビリテーションを届け出ていること
② 入院医療管理料は病室単位の評価とし、届出は許可病床200床未満の医療機関で１病棟に限る
③ 療養病床については、１病棟に限り届出することができる
④ 許可病床200床未満の医療機関にあっては、入院基本料の届出がなく、地域包括ケア病棟入院料のみの届出であっても差し支えない
⑤ 看護配置13対１以上、専従の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士１人以上、専任の在宅復帰支援担当者１人以上
⑥ 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ａ項目１点以上の患者が10%以上
⑦ 以下のいずれかを満たすこと ア）在宅療養支援病院 イ）在宅療養後方支援病院（新設）として年３件以上の受入 実績 ウ）二次救急医療施設 エ）救急告示病院
⑧ データ提出加算の届出を行っていること
⑨ リハビリテーションを提出する患者について、１日平均２単位以上を提供していること
⑩ 平成26年３月31日に10対１、13対１、15対１入院基本料を届け出ている病院は地域包括ケア病棟入院料を届け出ている期間中、７対１入院基本料を届け出ることはできない
⑪ 在宅復帰率７割以上（地域包括ケア病棟入院料＜入院医療管理料＞１のみ）
⑫ １人あたりの居室面積が6.4㎡以上ある（地域包括ケア病棟入院料＜入院医療管理料＞1のみ）

そのため、届出を行える医療機関として1．在宅療養支援病院（以下、「支援病」）、2．在宅療養後方支援病院（以下、「在後病」）など，在宅医療を専門的に提供できる医療機関であることが求められている。

しかし、同時に施設基準では、二次救急医療施設、救急告示病院にも「地域包括ケア病棟」の届出が認められている。

もちろん、二次救急医療施設や救急告示病院でも訪問診療や病診連携で在宅医を支えている医療機関も存在しているため一概に否定はできないが、しかし、「支援病」や「在後病」のように在宅療養を支える機能が弱い点は否めない。

そのため、本稿では「地域包括ケア」という名を冠する病棟・病床の実態が、その目的に即しているかを検討していく。

Ⅱ　研究方法

1　調査方法と対象

「地域包括ケア病棟」届出医療機関の特徴を把握するため、各地方厚生（支）局（2014年12月1日時点）が公表している、各都道府県の「届出受理医療機関名簿」から「地域包括ケア病棟」届出医療機関を抽出しそれぞれの特徴を集計した。

2　調査項目

病床数については、「地域包括ケア」に関連する領域に限定するため、「感染」、「結核」、「精神」、「介護療養」の各病床は集計から除外し、「一般病床」「療養病床」のみを集計した。

次に「地域包括ケア病棟」の施設基準では「在宅療養支援病院」「在宅療養後方支援病院」

「二次救急医療施設」「救急告示病院」の4つが定められているが、そのうち在宅療養支援の機能を前提としていない「二次救急医療施設」「救急告示病院」を「その他類型」とし、「支援病」「在後病」「その他類型」の分類で集計した。

最後に在宅医療への取り組みを把握するため、「在宅時医学総合管理料」（以下、「在医総管」）の届出状況も集計した。

3　分析方法

分析は単純集計を行った後、分散分析で平均値の差について検定を行った。集計分析にはSAS Institute Japan 株式会社の統計ソフト「JMP10」を用いた。

また、集計データを視覚的に把握するためGISのフリーソフト「地理情報分析支援システムMANDARA（Ver 9.41）」を用い地図を作成した。

Ⅲ　結果

1　都道府県別の「地域包括ケア病棟」届出状況

表２は都道府県別の「地域包括ケア病棟」届出状況をまとめたものである。なお、表中の（地包ケア1）、（地包ケア2）とは、それぞれ「地域包括ケア病棟（入院料・管理料）１、２」を示している。なお、施設基準に応じて診療報酬の評価が１、２に別れており1の方が高い診療報酬となっている。

都道府県別の届出状況では全体では980病院、その内訳は（地包ケア1）が899病院（92%）、（地包ケア2）が81病院8%で、（地包ケア1）が圧倒的に多く、分散分析を行った結果F（1）＝58.5629、p<.0001で有意差が認められた。

表２「地域包括ケア病棟」の届出状況

	地包ケア	（地包ケア1）		（地包ケア2）	
全国	届出数	届出数	%	届出数	%
	980	899	92%	81	8%

平均値	19.1277	1.7234
標準偏差(SD)	15.4535	2.0716

F(1)＝58.5629、p<.0001

地方厚生局	管内の届出数	都道府県	地包ケア	（地包ケア1）		（地包ケア2）	
			届出数	届出数	%	届出数	%
北海道厚生局	43	北海道	43	40	93%	3	7%
東北厚生局	50	山形県	8	8	100%	0	0%
		宮城県	8	8	100%	0	0%
		岩手県	4	4	100%	0	0%
		福島県	12	12	100%	0	0%
		青森県	9	8	89%	1	11%
		秋田県	9	9	100%	0	0%
関東信越厚生局	197	埼玉県	19	18	95%	1	5%
		東京都	46	41	89%	5	11%
		千葉県	11	11	100%	0	0%
		山梨県	0	0	0%	0	0%
		茨城県	14	12	86%	2	14%
		群馬県	14	12	86%	2	14%
		栃木県	14	14	100%	0	0%
		新潟県	18	18	100%	0	0%
		神奈川県	35	35	100%	0	0%
		長野県	26	23	88%	3	12%
東海北陸厚生局	91	愛知県	34	32	94%	2	6%
		石川県	18	17	94%	1	6%
		静岡県	9	8	89%	1	11%
		富山県	7	6	86%	1	14%
		三重県	5	5	100%	0	0%
		岐阜県	18	18	100%	0	0%
近畿厚生局	178	大阪府	58	52	90%	6	10%
		京都府	18	16	89%	2	11%
		福井県	14	11	79%	3	21%
		滋賀県	10	9	90%	1	10%
		奈良県	9	7	78%	2	22%
		兵庫県	53	48	91%	5	9%
		和歌山県	16	13	81%	3	19%
中国厚生局	105	山口県	18	13	72%	5	28%
		広島県	30	29	97%	1	3%
		鳥取県	10	10	100%	0	0%
		島根県	13	10	77%	3	23%
		岡山県	34	33	97%	1	3%
四国厚生支局	62	香川県	4	4	100%	0	0%
		高知県	21	20	95%	1	5%
		徳島県	14	11	79%	3	21%
		愛媛県	23	22	96%	1	4%
九州厚生局	254	福岡県	89	82	92%	7	8%
		熊本県	43	34	79%	9	21%
		宮崎県	15	12	80%	3	20%
		大分県	34	34	100%	0	0%
		長崎県	22	21	95%	1	5%
		佐賀県	14	14	100%	0	0%
		鹿児島県	30	29	97%	1	3%
		沖縄県	7	6	86%	1	14%

2014年12月発表分「届出受理医療機関名簿」を基に筆者集計。

注1　同一医療機関で複数の基準を届けている場合は，上位基準を集計した。
注2 表中の（地包ケア)とは，地域包括ケア病棟（入院料・管理料）を示す。
注3 表中の（地包ケア1)、（地包ケア2)とは、それぞれ「地域包括ケア病棟（入院料・管理料）1、2」を示す。

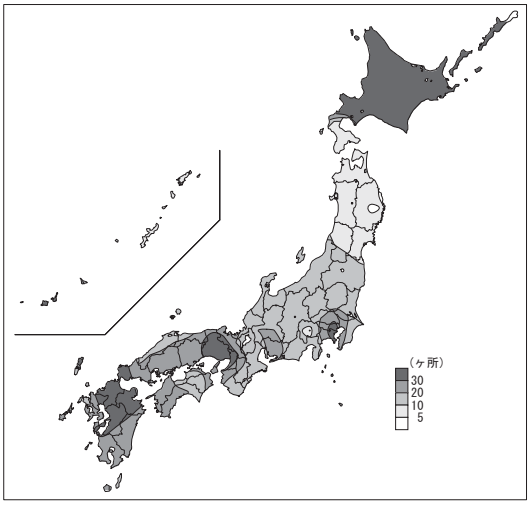

図２　届出状況　等値線図

次に都道府県別の状況では都市部に多く、地方には少ない、これは図2を見るとはっきりする。図2は都道府県別の届出数を等値線図で表現したものである。この図によると、北海道を除いた地域を見ると届出状況は西高東低という特徴であることがわかる。

先にも述べたが、（地包ケア2）は全国では81病院8%となっている、これについて都道府県別に分析を行った。方法は（地包ケア２）の届出割合を20%以上として表示した。図3がその結果である、これによると（地包ケア２）の届出割合が多い地域は地方に多いことがわかる。

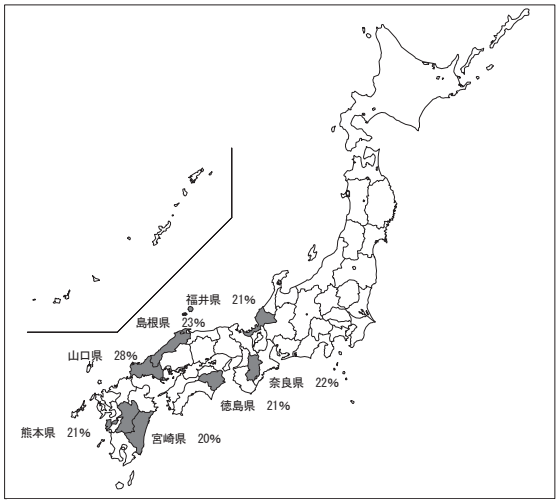

図３　（地包ケア２）の届出割合 20%以上

２　「地域包括ケア病棟」の届出病院類型

「地域包括ケア病棟」の届出を行える医療機関として「支援病」、「在後病」、「二次救急医療施設」、「救急告示病院」とされている、そのうち在宅療養支援の機能を前提としていない「二次救急医療施設」「救急告示病院」を「その他類型」とし、「支援病」「在後病」「その他類型」の分類で集計した結果が表３である。

結果によると、「その他類型」567病院（58%）、「支援病」351病院（36%）、「在後病」60病院（6%）の順であり、分散分析を行った結果F（2）＝31.1172、p<.0001で有意差が認められた。

表３　届出病院類型

地包ケア	支援病		在後病		その他類型	
届出数	届出数	%	届出数	%	届出数	%
980	351	36%	60	6%	567	58%

平均値	7.4681	1.2766	12.0638
標準偏差(SD)	7.64668	1.81422	8.42719

F(2)＝31.1172、p<.0001

都道府県	地包ケア	支援病		在後病		その他類型	
	届出数	届出数	%	届出数	%	届出数	%
北海道	43	15	35%	1	2%	27	63%

都道府県	地包ケア	支援病		在後病		その他類型	
	届出数	届出数	%	届出数	%	届出数	%
山形県	8	4	50%	0	0%	4	50%
宮城県	8	1	13%	0	0%	7	88%
岩手県	4	1	25%	0	0%	3	75%
福島県	12	1	8%	1	8%	10	83%
青森県	9	3	33%	1	11%	5	56%
秋田県	9	3	33%	1	11%	5	56%
東北厚生局	50	13	26%	3	6%	34	68%

都道府県	地包ケア	支援病		在後病		その他類型	
	届出数	届出数	%	届出数	%	届出数	%
埼玉県	19	3	16%	0	0%	16	84%
東京都	46	19	41%	7	15%	20	43%
千葉県	11	2	18%	0	0%	9	82%
山梨県	0	0	0%	0	0%	0	0%
茨城県	14	4	29%	0	0%	10	71%
群馬県	14	5	36%	0	0%	9	64%
栃木県	14	1	7%	1	7%	12	86%
新潟県	18	3	17%	1	6%	14	78%
神奈川県	35	16	46%	2	6%	17	49%
長野県	26	10	38%	2	8%	13	50%
関東信越厚生局	197	63	32%	13	7%	120	61%

都道府県	地包ケア	支援病		在後病		その他類型	
	届出数	届出数	%	届出数	%	届出数	%
山口県	18	4	22%	2	11%	12	67%
広島県	30	11	37%	3	10%	16	53%
鳥取県	10	2	20%	0	0%	8	80%
島根県	13	3	23%	0	0%	10	77%
岡山県	34	16	47%	0	0%	18	53%
中国厚生局	105	36	34%	5	5%	64	61%

都道府県	地包ケア	支援病		在後病		その他類型	
	届出数	届出数	%	届出数	%	届出数	%
香川県	4	1	25%	1	25%	2	50%
高知県	21	9	43%	0	0%	12	57%
徳島県	14	6	43%	1	7%	7	50%
愛媛県	23	10	43%	2	9%	11	48%
四国厚生支局	62	26	42%	4	6%	32	52%

都道府県	地包ケア	支援病		在後病		その他類型	
	届出数	届出数	%	届出数	%	届出数	%
福岡県	89	36	40%	8	9%	44	49%
熊本県	43	23	53%	5	12%	15	35%
宮崎県	15	4	27%	1	7%	10	67%
大分県	34	11	32%	1	3%	22	65%
長崎県	22	6	27%	2	9%	14	64%
佐賀県	14	3	21%	0	0%	11	79%
鹿児島県	30	12	40%	0	0%	18	60%
沖縄県	7	7	100%	0	0%	0	0%
九州厚生局	254	102	40%	17	7%	134	53%

2014年12月発表分「届出受理医療機関名簿」を基に筆者集計。

注1　同一医療機関で複数の基準を届けている場合は，上位基準を集計した。
注2 表中の〈地包ケア〉とは，地域包括ケア病棟（入院料・管理料）を示す。
注3 表中の「支援病」とは、「在宅療養支援病院1、2、3」を示す。
注4 表中の「在後病」とは、「在宅療養後方支援病院」を示す。
注5 表中の「その他類型」とは、「地域包括ケア病棟（入院料・管理料）1、2」の届出医療機関のうち、「在宅療養支援病院1、2、3」または「在宅療養後方支援病院」のいずれの基準も届けていない医療機関を示す。

なお、都道府県別の結果を各厚生（支）局別にまとめたものが、図4～図11である。

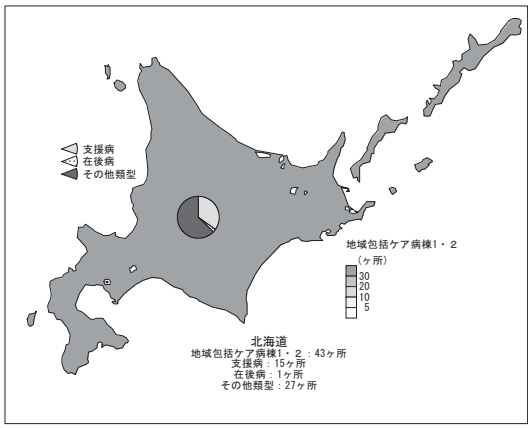

図４　北海道厚生局

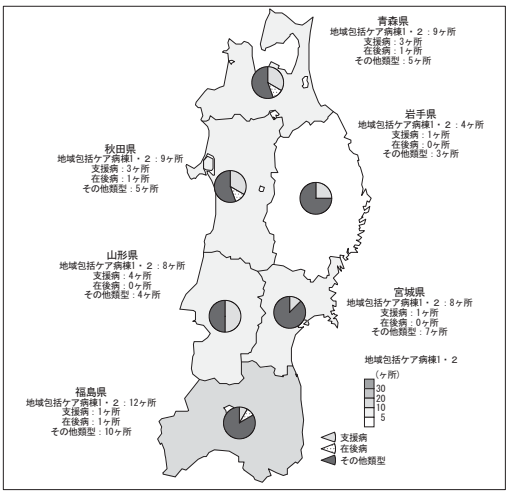

図５　東北厚生局

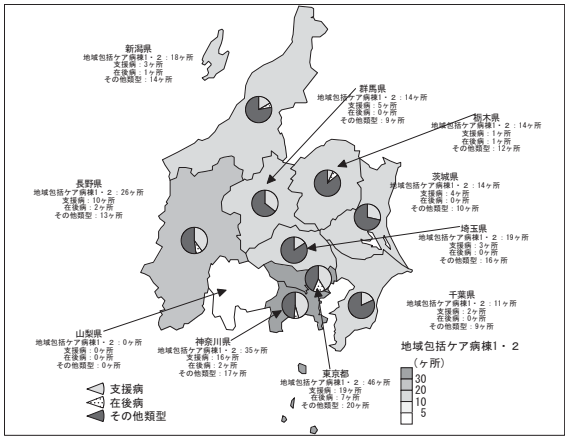

図６　関東信越厚生局

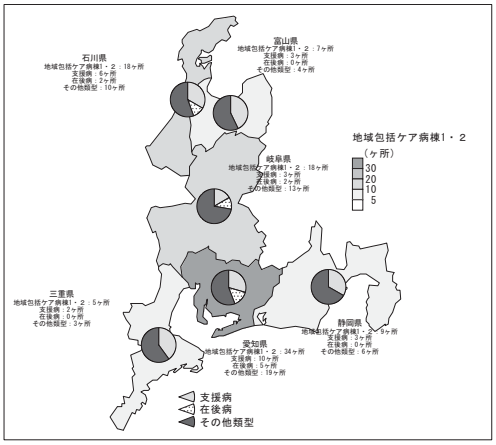

図７　東海北陸厚生局

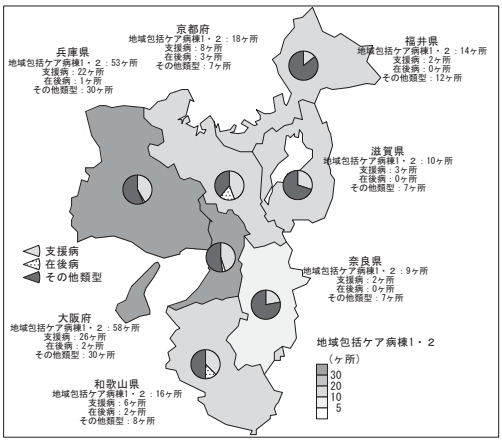

図８　近畿厚生局

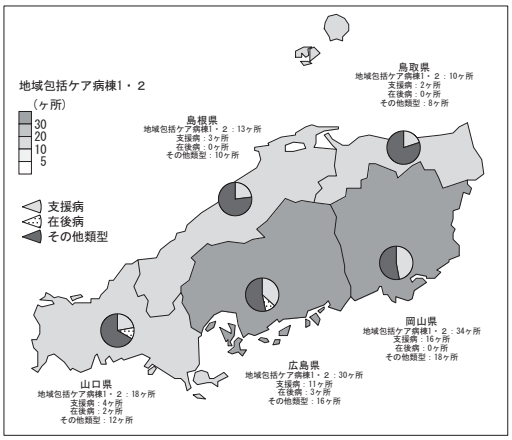

図９　中国厚生局

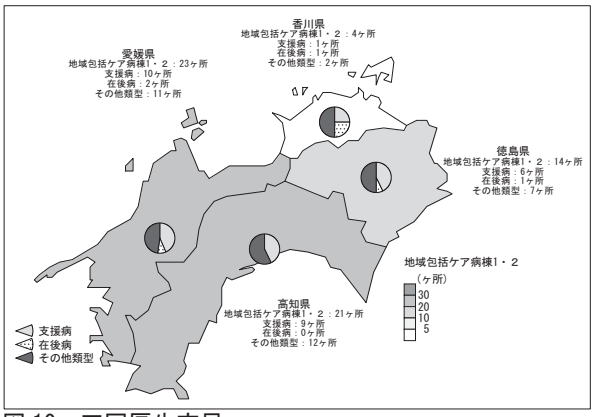

図 10　四国厚生支局

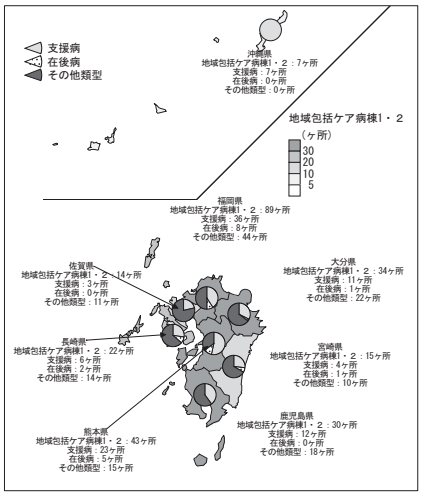

図 11　九州厚生局

3　「地域包括ケア病棟」の届出病院の病床類型

「地域包括ケア病棟」の届出病院の病床類型を一般病床のみの病院を「一般型病院」、一般病床と療養病床を有する病院を「ケアミックス型病院」、療養病床のみの病院を「療養型病院」に分類し、その特徴を分析した（表４）。

そのうち、「一般型病院」と「ケアミックス型病院」の一般病床部分を比較すると、「支援病」、「在総医管」は病床数（平均値）が低い病院に多く、逆に「在後病」は病床数（平均値）が高い病院に多いことが明らかになった。

表４　届出病院の病床類型

	一般型病院	ケアミックス型病院 一般病床	ケアミックス型病院 療養病床	療養型病院
病院数	500	464		14
平均値（病床数）	162.612	104.875	64.420259	111.92857
中央値（病床数）	142	88	51	99.5
標準偏差(SD)	108.82949	81.270457	38.617218	55.28592

一般病床での比較

	一般型病院 「在医総管」なし	一般型病院 「在医総管」	ケアミックス型病院 「在医総管」なし	ケアミックス型病院 「在医総管」
病院数	332	168	254	210
平均値（病床数）	191.63	105.268	130.394	74.01
標準偏差(SD)	118.987	48.437	98.1451	34.9696
注1	F(1)＝81.5921、p<.0001		F(1)＝62.7076、p<.0001	

	一般型病院 「支援病」なし	一般型病院 「支援病」	ケアミックス型病院 「支援病」なし	ケアミックス型病院 「支援病」
病院数	354	146	232	192
平均値（病床数）	185.946	106.034	96.7371	71.7344
標準偏差(SD)	117.89	48.705	47.0149	35.2033
注2	F(1)＝62.6156、p<.0001		F(1)＝37.0862、p<.0001	

	一般型病院 「在後病」なし	一般型病院 「在後病」	ケアミックス型病院 「在後病」なし	ケアミックス型病院 「在後病」
病院数	465	35	440	24
平均値（病床数）	152.626	295.286	100.134	191.792
標準偏差(SD)	103.765	86.039	77.8799	94.2268
注3	F(1)＝62.8667、p<.0001		F(1)＝30.8118、p<.0001	

	一般型病院 「その他類型」以外	一般型病院 「その他類型」	ケアミックス型病院 「その他類型」以外	ケアミックス型病院 「その他類型」
病院数	181	319	216	248
平均値（病床数）	142.63	173.95	85.074	122.121
標準偏差(SD)	94.482	114.787	58.9996	93.3239
注4	F(1)＝9.7316、p<.001		F(1)＝25.246、p<.0001	

注1 表中の「在医総管」とは，「在宅時医学総合管理料」を示す。
注2 表中の「支援病」とは、「在宅療養支援病院」を示す。
注3 表中の「在後病」とは、「在宅療養後方支援病院」を示す。
注4 表中の「その他類型」とは、「地域包括ケア病棟（入院料・管理料）1、2」の届出医療機関のうち、「在宅療養支援病院1、2、3」または「在宅療養後方支援病院」のいずれの基準も届けていない医療機関を示す。
注5 表中の「支援病」、「支援病1、2、3」とは、それぞれ「在宅療養支援病院」、「在宅療養支援病院1、2、3」を示す。

Ⅳ　考察

「地域包括ケア病棟」の届出状況には地域的偏在がみられた、都市部に多く、地方では少ない。一方で、（地包ケア2）の届出割合20％以上を基準にした図３が示すとおり、（地包ケア2）は地方で届出割合が多くなっている。（地包ケア2）は（地包ケア１）より診療報酬は低いが、①「在宅復帰率７割以上」、②「１人あたりの居室面積が6.4㎡以上ある」の要件が課されていない特徴がある。

特に「在宅復帰率７割以上」に注目した場合、なお、ここでいう「在宅」とは自宅はもちろん、

介護保険施設も含まれているが、この要件を達成するためには、受け入れ先となる介護施設や在宅介護サービスによる支援体制が不可欠となる。その視点から図３を見た場合、地域の社会資源不足がこのような結果に結びついているのではないだろうか。

次に、届出病院類型である、「支援病」、「在後病」と在宅療養支援の機能を前提としていない「二次救急医療施設」「救急告示病院」を「その他類型」とし3つに分類したが、表3が示した通り「その他類型」が多い結果となった。

つまり、「地域包括ケア病棟」は在宅療養を支援する機能を十分に有していない医療機関が半数を占めているということになるわけである。

もちろん「届出受理医療機関名簿」のみをデータとしているため、在宅療養に関する活動が見えてこないだけで、地域で在宅ケアに取り組んでいる医療機関も存在するが、今回の結果はやはり急性期の医療機関が7対1病床の転換先として、「地域包括ケア病棟」を活用している実態が反映されたものであると考えるほうが妥当ではないだろうか。

おわりに

患者を地域で見守る体制を構築することが「地域包括ケアシステム」にとって必須と言えるが、「地域包括ケア病棟」を届けている医療機関の半数が、在宅療養支援を明確に打ち出しているとはいえない状況であった。

もちろん「地域包括ケア病棟」の施設基準には「専任の在宅復帰支援担当者」の配置が求められているため、個々の患者・家族に対しての支援は適切に行われていると考えられる。

そのため、今後は「地域包括ケア病棟」の運営、患者支援の状況をヒヤリングするなど、それぞれの特徴を明らかにし「地域包括ケア病棟」の役割と機能の明確化を図っていくことを研究課題としたい。

注

本稿は、武田誠一「『地域包括ケア病棟』開設の現状と課題」『紀要』三重短期大学 生活科学研究会、63号、2015年、7－14頁。を大幅に加筆修正したものである。

引用文献

1）平成26年版　厚生労働白書、397頁。

2）岡崎祐司「医療を前衛・中核とした地域包括ケアづくりを」『月刊/保険診療』69巻10号、2014年、36－3頁。

【研究ノート】

いわゆる「声掛け実験」をめぐる若干の考察

南　有哲

はじめに――本稿執筆に至った経緯について

過日、とある中等教育機関の関係者より、生徒が自主研究として「ジャガイモに綺麗な言葉と汚い言葉を掛け続ける実験」を行い、それについてのプレゼンテーションをするので、実験結果についてコメントして欲しい、との要請があった。送付されてきたレポートによれば、その実験とは以下のようなものであった。

・ジャガイモを半分にしたものを用意して、それぞれをガラス瓶の中に入れて蓋をする。
・瓶2つのうち、黄色い蓋をしてある方に「ありがとう」、赤い蓋をしてある方に「バカ」と書いたシールを貼る。
・黄色の蓋の瓶には「ありがとう」、赤い蓋の瓶には「バカ」という言葉を、それぞれ1日1回ずつ掛ける。
・二つの瓶は、温室内に並べて設置する。
・ジャガイモ片の切り口の状態の変化を、瓶の外からの目視によって観察する。
・実験開始日においては二つのジャガイモ片の切り口の状態にはほとんど差はなかったが、二日後の時点では赤い蓋の瓶（すなわち「バカ」というシールが貼付され、「バカ」と声掛けされたもの）内のジャガイモ片の方が、黄色い蓋の瓶内のそれに比して、黒変の程度が大きかった。

実験レポートに眼を通した後、実験者である生徒からの電話を受け、感想とコメントを伝えたが、その際に理科の担当教員へ相談したかどうか聴いたところ、「実験の方法についてはアドバイスを受けたが、実験の内容や問題意識等については特にコメントはなかった」とのことであった。

生徒との電話が終了した後、要請してきた関係者と再度電話で話したところ、実験した生徒がこちらの話の本意を正確に理解していないことが明らかになった。またその場で関係者より、コメントのなかで実験に対して肯定的な部分（後掲資料第１～第４段落に該当）のみを録音しプレゼンの場で紹介したい、との要請が改めてなされた。私はその要請についてはお断りし、改めてコメントを文章化して電子メールで送付するとともに、部分的な紹介はご遠慮いただきたい旨付言した。結局プレゼンの場では私の名前やコメントの内容について言及されることは一切なかった、とのメールが後から届けられた。

私は理科教育や科学教育については全くの素人ではあるけれども、色々と考察に値する論点の存在を感じるので、現時点で考えていることを覚書風に述べてみたい。

Ⅰ　『水はなんにも知らないよ』――左巻健男の江本勝批判について――

この生徒と電話で話をした際、「ネットで見たのでやってみようと思った」との発言があったので、「声がけ実験、腐敗」というキーワードをGoogleに入れ検索を行ったところ、このテーマを肯定的に扱った様々なウェブサイトやブログの類を閲覧することができたが、その多くは江本勝の一連の著作（『水からの伝言』、『水は何でも知っている』等）に言及しており、影響下にあることは明らかであった。江本が行った「声がけ実験」についての評価は、左巻健男の批判に尽きると思われるので、その著書『水はなんにも知らないよ』（ディスカヴァー携書、2007年）１章に沿って紹介する。

1）江本勝は以下のように主張している。

・健康で幸せな人生を送るには、体の70％を占めている水をきれいにすればよい。自分は水に情報を転写する機械と出会い、情報を転写した水を与えることで健康を回復させる独自の療法を行ってきた。

・水を凍らせて結晶を観察すると、「美しいクラシックの曲を聴かせた場合」、「『ありがとう』と書かれた紙を貼りつけた場合」、「『しようね』と語りかけた場合」には美しく整った結晶になり、「荒々しく反抗的なヘビーメタルの曲を聴かせた場合」、「『ばかやろう』と書かれた紙を貼りつけた場合」、「『しなさい』と語りかけた場合」には結晶をつくることができなかった。

・人間は水であり、「愛と感謝」が世界をリードするキーワードである。

2）江本の方法による限り、「美しい結晶」になるのは実験室の空気中に存在した水蒸気であり、声がけの対象となった水はほとんど無関係である。また、江本の実験においては結晶写真の撮影者が実験の意図をよく知っているのであり、撮影者がそれに誘導された可能性は極めて高い。

3）江本は、科学者からの批判に対しては「自らの主張は科学ではなくポエム」と逃げつつも、その一方で「いずれ科学者によって証明される」と科学性への拘りを見せている。江本の主張を支持する科学者も存在するが、その人物は学会報告の場での批判や疑問に対してまともに答えることはできなかった。科学によって解明されていないことがたくさんあることは確かであるが、それなりにわかっていることも多いのであり、江本の主張を支持するような科学的知見や確かな実験結果は存在しない。

4）江本らはMRAという機械によって人間の「波動」を測定して病気の原因を特定し、さらにこの機械で水に健康に良い情報を転写した「波動水」を飲めば病気が治ると称する「波動カウンセリング」なるビジネスを展開しているのであり、一連の書籍や写真集もその一環である。このMRAなるものは単に皮膚の電気抵抗を測るだけのインチキな代物であり、したがって「波動水」もただの水道水に過ぎない。そのことは「波動」業界内部の調査委員会も認めている。

5）江本の主張に飛びついたのがTOSSという教育運動団体であり、結晶の写真を示すことから始めて「悪い言葉は使わないようにしよう」との結論に生徒を導くという指導案を提示したが、このことによって教育現場にニセ科学が広まってしまった。科学界その他からの批判を受けてか、

現在ではTOSSの正式なサイトからは、この指導案は何の説明もなく削除されている。教員の科学リテラシーの向上が求められている。[1)]

Ⅱ　「声掛け実験」における自然観の問題

上述の水の結晶実験においては、氷晶の「美しさ」が、「愛と感謝」なるものとストレートに結び付けられている。深く考えなければこのことは極めて「自然に」理解されることなのであろうが、事はそのように単純ではない。ヒトの社会において一般的に肯定的な価値をもつとみなされる内容を持つ言説や思念が、ヒトが感覚的に肯定的とみなす自然現象を呼び起こすという発想は、実はきわめて人間中心主義的な自然観の産物だと言わねばならない。人間の思想や倫理が人間中心主義的であっても不思議ではないが[2)]、自然界がそのように構成されているという思想は、その唱道者たちがいかに自然賛美の言説を繰りかえそうとも、客観的には不遜な、少なくとも途方もなく「虫のいい」自然観に立っているとの評価を免れ得まい。これに対して科学は真逆の自然観、すなわち人間の意図や価値観を自然に押し付けるのではなく、自然を徹底的に観察・測定してデータをとり、その詳細な解析を通じて法則や構造を析出することを何よりも重視するという見地に立脚しているのである。こうして獲得された知見がテクノロジーを基礎付けているのであって、よしんばそのテクノロジーが人間の社会におけるさまざまな利害関係のなかで自然破壊的に運用されていたとしても、その根底にある思想は、少なくとも「声がけ実験」のそれに比べては、自然に対して謙虚なものだと言えるのである。

さらに、単に審美的な価値しかとりあげない氷晶実験に比べて、腐敗をテーマとした「声掛け実験」は、「人間にとっての有用性」をめぐる思考の射程の問題をより鮮明に浮き彫りにする。後掲の「コメント」においても言及するように、この類の実験は「腐敗＝悪」なる価値観を説明不要な自明の前提としているが、その背景をなすものは「ものが腐ったら困る」という思考である。食品その他有用な資源が腐敗するということが、様々な不都合の原因となるのは事実であるから、人間の日常生活に直接に基づいた文脈においては、このこともまた大変「自然に」理解されるべきことであろう。しかし視野をもう少し広げるならば話は異なってくる。そもそも腐敗とは生物活動に由来する有機物に菌類やバクテリアなど微生物が取り付き、これを栄養源として消化することで当該物質が分解されていくことである。それらは最終的には水や二酸化炭素など、比較的単純な物質へと分解されていくわけであるが、その過程における多様な物質の生成や微生物の繁殖の進展の結果として、臭気の発生や外見の変容などが生じることになる。このような微生物による分解活動は、生物的自然を支える物質循環の存立にとって決定的な役割を果たしているのであり、植物による光合成同様、これを欠いてはあらゆる生態系ひいては人間の生存と活動も存在しえない。それに鑑みるならば「腐敗＝悪」なる価値観の狭隘さは明白だといわねばならない。

「腐敗」に関しては、もう一つ論点がある。上述のように、腐敗とは主体たる微生物の活動によって、その活動の客体である有機物が分解されていくことであるが、「ものが腐る」という日

常的表現にあっては、「もの」なる語が主格を表す「が」なる格助詞によって「腐る」という自動詞に連結されている。すなわち、ここでは腐敗なる現象が、主体たる有機物が自己の内なる原因によって変容していく能動的プロセスとして把握されているのである。腐敗が微生物の活動の所産だということが認識されていなかった過去において、人々が事態をこのように理解したことや、それが日常的表現として定着し今日に至っている――例えば「政治の腐敗」などといった慣用的表現についても、一般には腐敗の原因は外的存在たる「カネ」そのものよりも、それにかかわる政治家や官僚たちの資質の劣拙さや政治システムの欠陥に求められるわけだから、同様のことが言えるであろう――ことは十分に理解可能である。今回、当該生徒が参考にしたタイプの「声掛け実験」について興味深く思われるのは、実験の枠組みそのものが、上述の腐敗をめぐる日常的表現によって強力に牽引されているように見受けられることである。実験者たちは「ものが腐る」ことへのカビや細菌の関与について承知してはいたのかもしれないが、おそらくは実験に先立って「腐敗」なる現象についての学問的知見を再確認することを怠った、あるいはその必要性自体を認識していなかったが故に、本来の主体たる微生物ではなくジャガイモやコメといった有機物の方を言説や思念を向ける対象として想定し、それらの意味内容の肯定性／否定性に対して有機物が――主体として――示すはずの反応を観察するという日常的表現に沿った発想に従ったのだと考えられるのである[3)]。

この点に鑑みて興味深いのは、かかる日常的表現のレベルを超え腐敗へのより深い認識の上に立脚していると評価しうるレポートもまた、ネット上に存在することである。それは例えば以下のようなものである[4)]。

・二つのビンにご飯を入れ、片方のビンには「ありがとうございます、感謝、おかげさま、プラス発想、思いやり」とプラス言葉を書いた紙を貼り付け、もう片方には「ばかやろう、死ね、マイナス発想、こんなことやってもしょうがないだろ、ムカつく、殺す、鬼、悪魔、しなさい」などのマイナス言葉を書いた紙を貼り付ける。
・５年経過した現在、“ プラス言葉 ” を貼り付けたご飯は “ 白いまま ” で “ マイナス言葉 ” を貼り付けたご飯は腐った状態を通り越して真っ黒なカリカリ状態になっており、その量が減り続けている。
・ご飯はビンの容量の1/3程度の量をいれた。プラス言葉の方は多少の減少はあるがほぼそのままの状態、マイナス言葉のほうは真っ黒な細かい塊が底にわずかにある程度になっている。
・「微生物や生き物に良い言葉を掛けてあげると頑張る」…これは人間にも言えることではないか。

この実験者は、腐敗（あるいは、人間に有用な物質を生成する腐敗としての「発酵」）なる現象における主体は微生物であり、したがって言説や思念の対象もそのように想定している。その点については、先に取り上げたプリミティヴな見地に比して、より「科学的に進んでいる」のか

もしれないが、「人間の言説や思念の肯定性／否定性が、人間にとって好都合／不都合な自然界の反応を惹起する」という狭隘かつ手前勝手な発想が、むしろその「進んだ」分だけ一層鮮明になったと理解することもできる。「悪い言葉」を浴びせられても自然界における分解者としての使命を果たすべく、「頑張って」ご飯を見事に腐敗させ徹底的に分解した微生物の立場は、この世界観においてどのような評価を受けることになるのであろうか？

本章の最後に付言したい。「声掛け実験」の世界観にあっては、声掛けに反応するのが微生物なのか有機物なのかという問題は決定的にして相互排斥的な見地の差異であるはずなのに、ネットを通覧する限り実験者たちがそのことに注意を払っているようには思えない――少なくともこの点をめぐる論争や系統的な意見交換は見受けられない。否むしろ、ネットを見て実験に乗り出す者にとっては、結果がどちらに転んでも説明可能になってしまうわけであるから、二つの見地が共存することが「腐敗をめぐる声掛け実験」の反証不可能性を強めて科学からの批判に対する防壁を増強し、結果としてこの世界観の影響力の拡大に貢献していると考えるべきなのかもしれない。

Ⅲ　自主性と科学性

現代の日本においては、ネットへアクセスして情報を得ることは簡単であり、スマートフォンの普及はその空間的・時間的自由度を大幅に拡大しつつある。そして、そのことの一つの所産として、知的な好奇心に富んではいるが科学の素養が不十分な人々が、ネットにあふれるこの種の疑似科学的「実験」に関わる文書や画像・動画等に接触し傾倒するに至るのは、無理からぬことではないかと私は考える。その理由の第一は、これらの「実験」は実行者によって「～という話を聴いたので、本当かどうか試してみた」「やってみたら本当だった」と語られることが多いが、そのこと自体は、オカルティックなおどろおどろしさや怪奇さとは無縁の、ごく健全な日常的精神に基づくものであるかのように映るからである。

第二の理由は、厳密な科学性を追い求めるのでないかぎり、この手の「実験」は特段の装置やテクニックなど必要とせず、日常使用している容器や器具を使って比較的簡単に実行可能であり、またその「結果」も数日や数週間という短い期間に確認できるという、金も時間もかからない大変お手軽なものであるからである。

そして第三の理由は、この「実験」の「結論」あるいは「意味」として提示されるものが、「悪い言葉を使ってはならない」「感謝するのが大事」といった、これまた日常生活において常識的とされる規範に合致した受容しやすいものだからである。かくしてこの「実験」への新たな参入者が獲得され、「うまくいった」場合、しばしばその結果がまたネットに載せられることになるのであろう。

信念をもった成人が、自らの責任において「実験」にのめり込み、その世界観を広げていくというのであれば、それは思想信条や言論の自由に照らしても致し方ないことであるし、必要に応じて批判し論争すればよい。しかし学びの途上にある生徒や学生たちが、知的好奇心から疑似科

学的な「研究」や「実験」に関心を寄せ熱中してしまった場合、教員の側にはどのような対応が求められることになるのか[5]。避けるべき対応の第一は、生徒たちのやる気や自主性を尊重しようとする余り、その非科学性への批判を手控えることである。そのような対応をとった場合に懸念されるのは、以下の三点である。その第一は、生徒の側がもし「実験」の内容や意義が教員によって承認されたと考えてしまった場合、結果的に非科学や疑似科学を学校教育の名において権威づけてしまう危険性があること、第二に学びやスポーツ・友人との交流等に費やすべき貴重な時間を、不毛な取り組みによって浪費させてしまいかねないこと、そして第三は当該生徒やその友人たちがインチキ商法やカルトの被害に遭う可能性を高めてしまうことである。

他方、回避すべきもう一つの対応は真逆のそれ、すなわち「非科学的だ」「下らないことに関心を持つな」「そんな時間があれば勉強しろ」などと頭ごなしに全面否定することである。この場合は、生徒の知的好奇心そのものを挫いてしまいかねないことや、逆に反発を招いて疑似科学やオカルトへの志向を強化させてしまう危険性が懸念される。

ではどのような対応が必要だと考えられるのか。まず生徒がさまざまなことに関心を持ち、知的好奇心を発揮して自主的に調べたり試したりしようとする姿勢それ自体は、高く評価されてしかるべきであろう。なぜなら、それなくしては学問的知識の獲得も知的成長もあり得ないと考えられるからである。その一方でネットにおける実験者たちの主張に関して生徒に疑問を投げかけ、批判的思考を呼び起こすことで、科学的な懐疑のスタンスへ誘導することが欠かせないであろう。そしてもし生徒が「実験」への関心と実行への欲求を鎮められないようであれば、実験者たちの主張する内容はいわゆる超常現象の範疇に属するものであり、現代科学においてはあり得ないと見做されていること、どうしても研究してみたければ、まず科学の到達点を謙虚に学ぶことから始めるべきだ、と諭すことが必要になるであろう[6]。要は、何につけてもそうであるように、両極端を排したバランスのとれたアプローチが求められるということではなかろうか。

おわりに

この「声掛け実験」をめぐっては、そもそも道徳を自然現象と直結させて理解しようとする思考をどのように評価するべきなのかということや、「愛と感謝」[7]と同様にきわめて人間的で自然な感情・行動であるはずの「憎悪と非難」について、特に教育の現場においてどのように扱うべきなのかといった、考察に値する重要な課題も存在しているのであるが、いずれ別の機会に論じてみることにしたい。

資料――実験へのコメント

参考資料として、実験した生徒へのコメントの全文を以下に記載する。原文では、文章送付後の質疑応答等を予想して各段落冒頭に番号を振っておいたが、ここでは不必要であるので割愛した。

今回、私のところへ送られてきた実験レポートを拝見しましたが、いろいろと問題意識を掻き立てられる、面白いものだったと思います。以下、感じたことを率直に述べたいと思います。
まず何よりも、学校で教えられたことや、本やネットで知ったことをそのまま鵜呑みにするのではなく、自分で調べたり実験したりして確かめようとする姿勢が、とても素晴らしいなと思いました。

今回の実験によれば、「ありがとう」という言葉を掛け続けたジャガイモ（黄色い蓋の容器に入れていたそうなので、以下「黄」と呼びます）に比べて、「バカ」という言葉を掛け続けたジャガイモ（赤い容器だったそうなので、以下「赤」と呼びます）が早く腐った、という結果が出たようです。この結果をそのまま受け取るならば、人間の言葉、それも日本語で語られた言葉の意味が、ジャガイモの腐敗という自然現象に影響を与えたということになります。もし、これが本当だとするならば、現代科学がひっくり返るような、大変な発見であるのは間違いありません。なぜならば、私が知る限り、現代科学はこのような現象をひきおこす仕組みを説明できるような知識を、一切持っていないからです。

そしてもしこれが本当ならば、衛生管理や環境保全にかかわる技術にも画期的な発展がもたらされるでしょう。たとえば、現在では食品を長持ちさせるために、防腐剤など食品添加物が大量に使用されていますが、そのことの健康への影響が懸念されています。もし「言葉掛け」が食品の腐敗を左右するというのであれば、そのような添加物の類は必要なくなるか、もしくは大幅に使用量を減らせることになるはずです。この現象を利用すれば、他にもいろいろとできることがあるはずですし、おそらくは人類の福利の向上に大きく貢献することになるでしょう。

ただし、あくまでも「これが本当ならば」の話です。ある著名な科学者が「途方もないことを証明しようとするならば、途方もない証拠が必要だ」と言ったそうですが、先ほど述べたように、この実験結果が意味するとされることは、まさに「途方もない」ことですから、それに見合うだけの「途方もない証拠」を実験者が提出できているのか、そのことが大きな問題となります。妥当な例かどうかわかりませんが、「犬がワンと鳴く」のを証明するのは比較的簡単ですが、「ニャーと鳴くこともある」のを証明するのは、なかなか難しいと思いませんか？
で、まず問われるのは「これは単なる偶然ではないか？」という疑問に答えられるかどうかです。例えば「ある女子Aさんよりも、男子B君の成績の方が良かった」という事実があったからといって、「だから男子は女子よりも成績が良い」という結論を出す人がいたとしたらどう思いますか？　たぶん「それって、たまたまじゃないの？」と言われてしまうでしょう。もしこのようなことを（意味があるかどうかはともかく）証明しようとするならば、たくさんの女子とたくさんの男子の成績を比較してみる、あるいは、男女の成績の平均値を出して比較する、といったことをやらなければなりません。つまり、できるだけたくさんのデータをとって検討することが求められるわけです。

したがって「たまたまそうなった」のではないことを証明するためには、実験者はこの実験を可能な限りたくさん繰り返して行わなければなりません。そうすると、おそらくは「赤の方が先

に腐る場合」「黄の方が腐る場合」の両方のケースが出てくると思われますが、何十回も何百回も繰り返した結果として、もし「赤が先に腐る場合が、ある程度多いようだ」という結論が出たとしたら、その時初めて「ひょっとしたら偶然ではないのかも…」と考える余地が生じることになります。「ある程度」というのが「どの程度なのか」ということは、「統計学」という学問が扱うテーマになりますが、私はあまり詳しくないので、理科か数学の先生に聞いてみてください。では仮に、「赤の方が早く腐るケースが統計学的に意味のある程度に多い」という結論が出たとしましょう。これでOKかというと、そんなことはありません。「途方もない証拠」へ至る道は、なかなか大変なのです。次に答えなければならない問いは、「実験は果たして適切に行われたのか」というものです。この実験の場合、まず確認されるべきことは、「本当に赤と黄のじゃがいもは、『言葉がけ』を除けば、まったく同じ条件におかれていたのかどうか」ということだと思います。例えば赤と黄が実験の際に置かれていた場所に、日当たりや換気の具合のせいで、微妙な温度や湿度あるいは気圧の差があった、あるいは腐敗をもたらす細菌がやや多い場所があり、赤の方がそこに少し近かった、とかいうことがあったとするならば、「そっちの方が本当の原因ではないか」と指摘されることでしょう。なぜなら、現代科学からすれば、その方が「言葉がけ」よりも、よっぽど合理的に現象を説明することができるからです。

したがって、二つの場所における温度や湿度、気圧、細菌の分布、といった環境要素について常に精密に測定して「差はなかった」ことが示すことが求められますし、その測定方法も細かいところまで説明することが必要になるでしょう。私は実験の専門家ではないのでこの程度のことしか言えませんが、本当のプロだったら山のようにあるはずのツッコミどころを突いてくるでしょうし、実験者はそれに耐え抜かなくてはなりません。それによってインチキがばれてしまったのが、例のSTAP細胞問題だったのだと思います。

あるいは、こうも指摘されるでしょう。「黄の方に感謝し、赤を悪く言う」という実験を繰り返しているうちに、実験者の心のなかに、黄に対して、本人も自覚しないほど僅かな「えこひいき」が生じ、それによって二つの実験対象に微妙な「取扱い方の差」がもたらされ、そのような結果につながったのではないか、と。ほとんどイチャモンのように聞こえるでしょうが、現代科学からすれば「ジャガイモ（あるいは細菌）が日本語を理解している」という解釈よりも、こちらの方がよっぽどありそうな話なので、これも仕方がありません。

このような疑惑を避けるためには、実験のやり方そのものを最初から工夫しなければなりません。例えば、「実験装置を取り扱う人」と「声がけする人」を別にし、前者は、赤と黄のうちのどちらが「バカ」と言われているかが絶対に分からないようにするという風に、です。そうそう、ラベルも見えないようにしないといけませんね。そういったところに至る細かな配慮を張りめぐらせて初めて、実験結果に説得力を持たせることができるのです。

話はちょっと変わりますが、実験レポートを読んでいて興味深く感じたことがあります。「ものが腐る」とは、そのものに細菌がとりついて分解されることを指すわけですが、この「声がけ実験」においては「ありがとう」とか「バカ」といった言葉に反応している――ぶっちゃけ励ま

されたり落ち込んだりしている――と考えられているのは、ジャガイモなのかそれとも細菌なのか、という問題です。私が思うに、実験者が想定しているのはジャガイモの方のようですが、現に活動しているのは細菌の方のはずですから、細菌はバカにされると奮起し、感謝されるとサボるひねくれ者だという解釈も可能ですね。これまた途方もない話ですが。

「ジャガイモが腐る」という現象に対して、私たちは普通「それは困る」と考えます。コロッケが不味くなったり、ポテサラにあたったりしますからね。だから「頑張れジャガイモ細菌に負けるな」という気持ちになりやすいのでしょうし、私もそのように感じます。しかし、これは、よく考えてみれば、かなり一面的な見方です。もしも細菌の働きがなく、したがって「ものが腐る」ということがなかったならば、地球上は過去何十億年分の生き物の死体で埋め尽くされることになります。そしたら、私たちの住む場所がなくなってしまいますよね。これは大変な事態です。

さらに言えば、生き物の死体を細菌が分解し「土に返す」ことによって、はじめて植物は様々な栄養分を摂取することができます。その植物を草食動物が食べ、草食動物の肉を肉食動物――人間を含みます――が食べる。そして、それら生き物の死体や排泄物を細菌やカビが分解して…という循環があって初めて、生態系あるいは生物的自然が成り立つことになるのです。だとするならば「ものが細菌の働きで腐る」「カビが生える」ということは、実は私たちが生きていく上でなくてはならない現象であり、とっても感謝すべき出来事だと考えなければならないことになります。食中毒やカビアレルギーはごめんですけどね。

長々とおつきあいいただいたのですが、そろそろ結論めいたことを述べなければなりません。率直に申し上げるならば、実験者の「途方もない企て」が成功する可能性は、ほとんどゼロだと思います。実験者はこのアイディアをネットで得たと伺いましたが、「声がけ」「ラベル貼り」が物理的あるいは生物学的現象に影響を与えるという主張は結構前からなされていて、学会や教育界といったところで論議を引き起こしています。しかし、これまで述べたような条件をクリアした上で何らかの説得力ある証拠が提出された、という実例は皆無のようです。ですから、少なくともこのテーマについて実験によって何らかの確かな証拠を得るのは、まず無理だと考えるのが妥当です。

しかし、最初に述べたように、疑問に思ったことを実験で確かめようという実験者の姿勢は大事だと思いますし、そのような姿勢そのものは科学の、あるいは知識を身に付ける際においての、基本的な必要条件だと思います。いろいろと厳しいことを言ったと思いますし、不愉快に感じたかもしれませんが、今後長きにわたる人生のなかで、その姿勢をずっと貫いていかれるならば、いろいろと自分や社会にとって価値ある発見をするだろうなと本当に思っています。教育に携わる者の一人として、実験者のこれからの学びについて、大いに期待しています。

以上

注

1）他にもTOSSにおいては、疑似科学として少なからぬ批判を受ける「EM菌」を環境教育上の素材として推奨している（例えば、"http://www.tos-land.net/teaching_plan/contents/9200" http://www.tos-land.net/teaching_plan/contents/9200を参照のこと。なお最終閲覧日は2015年6月5日。）が、この問題に関しては、斉藤貴男『カルト資本主義』（文春文庫、2000年）第五章に詳細な記述がある。

2）環境倫理に関して言えば、私は環境保全のための実践において「人間中心主義批判」（自然中心主義や生命中心主義）の思想が積極的役割を果たしうることを認めるが、最終的には「人間中心主義」に立ち戻らざるを得ないと考えている。以下の拙稿を参照のこと。

「自然中心主義と人間中心主義をめぐって――環境イデオロギー批判序説」、『日本の科学者』41巻7号、2006年6月。

「『疎外された人間中心主義』に関する一考察」、『日本の科学者』43巻1号、2007年12月。

「多文化共生の環境思想」、関西唯物論研究会編 『21世紀の唯物論』、文理閣、2008年3月。

「自然の内在的価値についての小論」、三重短期大学生活科学研究会『紀要』63号、2015年3月。

3）穿った見方をするならば、声掛けの対象として有機物を想定している実験者たちは、有機物のなかに残存する何らかの生命力が微生物の活動に抵抗していると捉えている、と考えることも可能であろう。実験者へのコメントを執筆した時点では、実は私はそのように思っていたのであり、「がんばれジャガイモ細菌に負けるな」云々という記述はその時点での認識を反映したものである。

　なお、コメント中において「ものが腐らない世界では何十億年分の生物の死骸で溢れてしまう」との趣旨の文言があるが、風化現象を考慮に入れていないので、これは不正確な記述であったと言わねばならない。

4）http://www.murata-brg.co.jp/weblog/2007/12/post_660.htmを参照のこと。なお最終閲覧日は2015年6月5日。

5）もちろん、教員の側がこの種の世界観を信奉している場合、あるいは信じるか否かはともかく教育効果を狙って戦略的に利用するというスタンスに立っている場合は、話は異なってくるであろう。

6）この点に関しては、「超常現象についての真剣な科学的研究」の必要性を訴える「超心理学者」石川幹人の叙述が、その立場についての評価はともかくとして、参考になると思われる。

「しかし、超心理学を研究したいと思った方には、残念な指摘をしておかなければなりません。超心理学は「超」難しいのです。心理学はもとより、物理学、医学、生物学、人類学、統計学、情報科学、科学哲学などひと通りの知識が必要です。おまけに成果をあげても懐疑論者から批判を浴び、科学界からも異端視されるという宿命でもあります。ですから、超心理学を研究したい方は、最初にどこかの周辺分野の自立した専門家になることを目指すべきです。」　皆神龍太郎・石川幹人著『トンデモ超能力入門』（楽工社、2010年）273-274頁。

この「愛と感謝」について、細部はともかく大筋ではおおいに首肯しうる指摘を見受けたので紹介したい。

「声掛け実験」の世界観に批判的な言説もまた、ネット上には少なからず存在するということである。

（前略）

・炊いた米を二つに分け、一方には毎日「ありがとう」と声かけし、もう一方には「死ね」と声かけしていると、一週間後には様相が変わってしまう、という実験をした人がいます。

・「ありがとう」と声かけされた方は、発酵し、「死ね」と声かけされた方は、真っ黒にカビてしまう、というのです。

・事実かどうかは、一度も追試した事がないのでわかりません。

・ここで面白いのは、「愛の波動」だの、「悪の波動」だのといった「理論」にジャンプさせる人々がいる事です。

・この話が、はっきりと示していることは、「人間にとって」ツゴウのいいことを「愛」と呼んでいる。という事です。

・この話が本当であるとしたら、「黒カビ君たち」にとって、人間の発する「ありがとう」という音（波動）は、大量破壊兵器みたいなものです。

（中略）

・コトバかけを原因として、発酵や腐敗という結果がもたらされたのだ。という解釈が「善悪の波動」という仮説を生み出すわけですが、これらの理屈のすべては　無自覚な『我が身のツゴウ』を前提として生み出されています。

・『我が身のツゴウ』、あるいは『身勝手な欲望』がまずあり、そののち、それらしい実験が思いつかれ、さらにその後で、因果の理屈が組み立てられるのであって、その逆ではないのです。

（中略）

・『この菌の振る舞いは、自分にとってツゴウが悪いから、殺したい。』と言えば、正直でスッキリしています。

・それを『この菌は、悪い菌だから、殺しても善い』と言ってしまうのです。

・「愛」というコトバに「やさしい気持ち」という意味が含まれている、と言っても、黒カビ君たちは絶対に納得しないでしょう。

（"http://mallam.php.xdomain.jp/DancingDax/index.php?%BF%C8%BE%A1%BC%EA" ただし最終閲覧日は2015年６月５日）

【調査】

「会社標本調査―調査結果報告―税務統計から見た法人企業の実態」に関する調査・分析

田中　里美

はじめに

本稿では、国税庁が公表している「会社標本調査―調査結果報告―税務統計から見た法人企業の実態」の性格や特徴について図表を用いて分析し、考察する。「会社標本調査―調査結果報告―税務統計から見た法人企業の実態」をもとに多くの研究が行われている。その主要の研究の一つとして富岡幸雄の研究が挙げられる。富岡幸雄の1991年と1992年における「真実実効税率」を算定する調査において「会社標本調査―調査結果報告―税務統計から見た法人企業の実態」を利用し、資本金規模の大きい企業ほど税負担率が低くなるという算定結果を明らかにしている[1)]。近年の研究では、2013年において公開されている「有価証券報告書」などや企業への直接取材を行うことで膨大な資料を収集し、精査・分析することで「実効税負担率の低い大企業」を明らかにしている[2)]。法人税負担率の分析については拙稿の中でも多く取り扱っている[3)]。この法人税負担率の算定の基礎として用いている「会社標本調査―調査結果報告―税務統計から見た法人企業の実態」の性格や特徴について分析し、考察する。

Ⅰ　「税務統計からみた法人企業の実態」について

まず、国税庁が公表している「会社標本調査―調査結果報告―税務統計から見た法人企業の実態」の性格について確認する。この統計資料は1951年分から公表されているが、1963年分から「会社標本調査―調査結果報告―税務統計から見た法人企業の実態」として公表されるようになった。調査の目的は、法人企業について、資本金規模別や業種別にその実態を明らかにし、併せて税務行政の運営、税制改正等の基礎資料とすることにある[4)]。調査の特色としては、①中小法人についても調査しており、いわゆる法人組織である企業の全体を網羅し、②法人の決算額ではなく、税務署に提出された法人税の確定申告書の計数（税務署及び国税局が法人の調査を行ったものについては、それによって得た計数）に基づいていることである[5)]。この調査は、調査対象法人を内国普通法人とし、調査対象法人に対して、資本金規模別・業種別等に一定の抽出率で標本法人を抽出し、税務署に提出された対象事業年度分の法人税の確定申告書等に基づいて調査したものとされる[6)]。調査票は、税務署及び国税局において作成後、国税庁に送られ、国税庁にて集計されたものであり、資本金規模10億円以上の企業の平均抽出率は100%と公表されている[7)]。したがって、資本金規模10億円以上の企業のデータについてはすべての法人において調査を行っていることになり、非常に精度の高いデータであると言える。

2012年の資本金規模10億円以上の企業は5,305社である[8)]。なお資本金規模1億円未満の企業

は平均抽出率が50％前後（2012年）であり、資本金規模１億円以上10億円未満の企業は38.9％（2012年）である[9]。2012年の全法人数が253万5,272社に対し、抽出された標本法人数は136万1,178社であった[10]。

2013年の資本金規模10億円以上の企業は5,084社である[11]。なお資本金規模1億円未満の企業は平均抽出率が50％前後（2013年）であり、資本金規模１億円以上10億円未満の企業は40.4％（2013年）である[12]。2012年の全法人数が259万5,203社に対し、抽出された標本法人数は144万1,492社であった[13]。

Ⅱ　抽出率の傾向について

抽出率とは、全法人数に対する標本法人数の割合である。したがって、調査対象となる標本法人数が増加をすると抽出率が高くなる。

図表１は、全体の平均抽出率の推移である。2008年までは平均抽出率が2％前後であったが、2009年から平均抽出率が増加し、38.2％となり、2013年には55.5％となっている。これは、e-Tax（国税電子申告納税システムは、申告などの国税に関する各種の手続きについて、インターネットを利用して電子的に手続きが行えるシステムのことをいう。）という国税庁のホームページにおいて、インターネット上で確定申告が行えるようになったことから、データが集めやすくなり、標本法人数が増加したとされる[14]。

図表2は、標本法人数の推移である。やはり2008年までは50,000社前後であったが、2009年からはその倍である1,000,000社を超え、2013年には1,441,492社となっている。2009年以降は、平均抽出率が増加し、標本法人数が増加したことから、「会社標本調査―調査結果報告―税務統計から見た法人企業の実態」は、より精度の高いデータとなっていると言える。

図１　法人全体の平均抽出率の推移

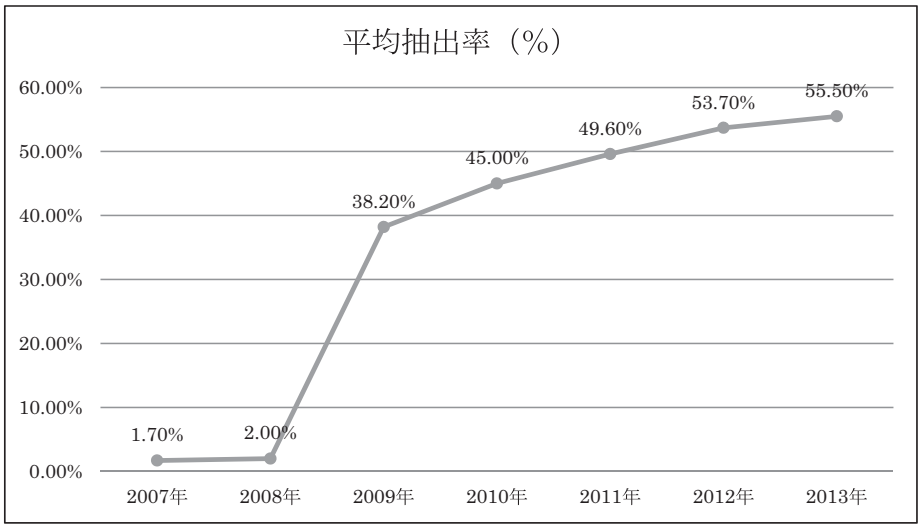

（出所：国税庁長官官房企画課「会社標本調査―調査結果報告―税務統計から見た法人企業の実

態」2007年度～2013年度より筆者作成。）

図２　標本法人数の推移

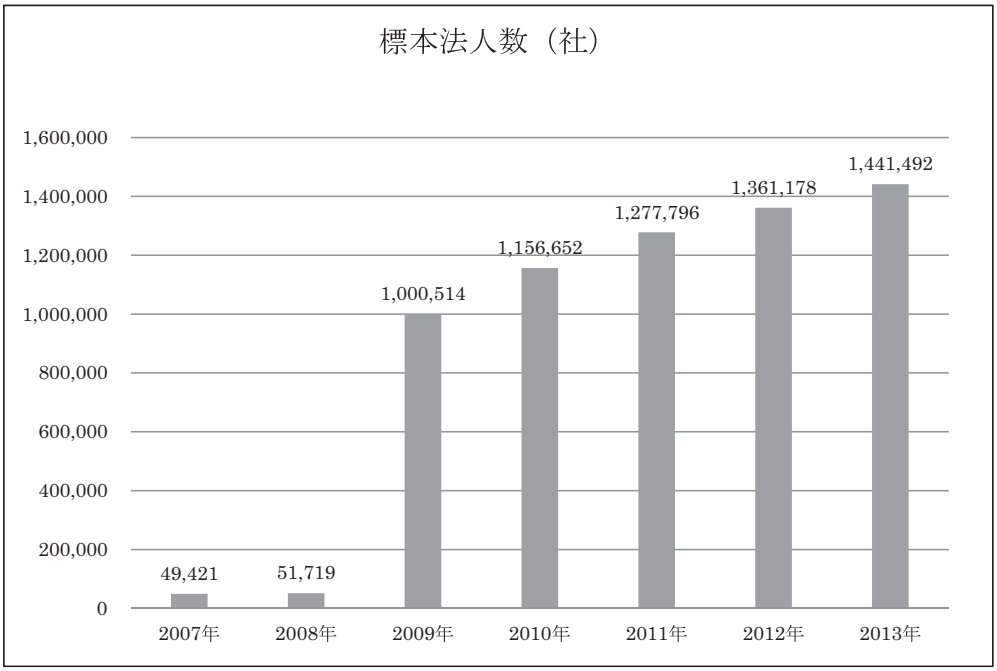

（出所：国税庁長官官房企画課「会社標本調査―調査結果報告―税務統計から見た法人企業の実態」2007年度～2013年度より筆者作成。）

図3は、法人を資本金規模別に区分し、その区分ごとの平均抽出率の推移を2007年から2013年まで示したものである。

まず注目すべき結果として、資本金規模10億円以上の大企業においては、常に平均抽出率が100％ということである。つまり資本金規模10億円以上の大企業のすべてからテータを集め、「会社標本調査―調査結果報告―税務統計から見た法人企業の実態」の中で調査結果が表示されている。資本金規模10億円以上の大企業のデータについては、非常に精度の高いデータであるといえる。

次に、2009年からどの資本金規模の企業（資本金規模10億円以上の企業を除く）も平均抽出率が増加している。これは先に指摘したようにインターネットで確定申告が行えるシステムが導入されたことに伴い、広くデータを収集することが可能となったためである。抽出率は年々増加し2013年にはどの資本金規模の企業（資本金規模10億円以上の企業を除く）も50％前後にまで到達するようになってきている。したがって、2009年以降のデータからは、非常に精度の高いデータになっていきているものと推測できる。

また、細かい点を指摘すると、2008年までは、5,000万円未満の資本金規模の企業は、平均抽

出率が1%程度であり、非常に低い平均抽出率であった。しかし、2009年以降、平均抽出率が増加し、資本金規模1,000万円以上5,000万円未満の企業の平均抽出率が高くなっている傾向にある。2013年は10億円以上の企業についで2番目に高く58%であった。逆に資本金規模1億円以上10億円未満の企業の平均抽出率は最も低くなっている。2013年度は40.4%であった。

Ⅲ　主な変更点について

調査対象年度は、2006年分の調査から、調査対象年度を4月～3月決算ベースに変更している[15)]。資本金区分については、2011年分の調査から、各資本金規模を「以上、未満」から「超、以下」に変更している[16)]。2011年分の調査より租税特別措置法関連の項目が削除された。租税特別措置法の適用額等の実態については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に基づく調査により別途公表されることとなった[17)]。

図３　資本規模別の平均抽出率

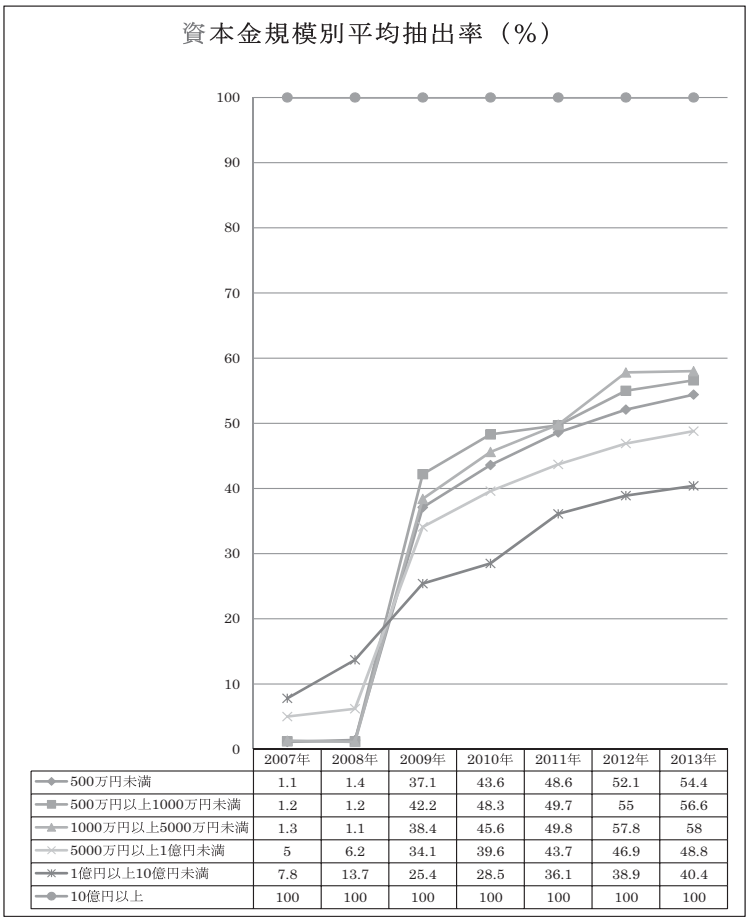

	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
500万円未満	1.1	1.4	37.1	43.6	48.6	52.1	54.4
500万円以上1000万円未満	1.2	1.2	42.2	48.3	49.7	55	56.6
1000万円以上5000万円未満	1.3	1.1	38.4	45.6	49.8	57.8	58
5000万円以上1億円未満	5	6.2	34.1	39.6	43.7	46.9	48.8
1億円以上10億円未満	7.8	13.7	25.4	28.5	36.1	38.9	40.4
10億円以上	100	100	100	100	100	100	100

（出所：国税庁長官官房企画課「会社標本調査―調査結果報告―税務統計から見た法人企業の実態」2007年度～2013年度より筆者作成。）

Ⅳ　2011年から2013年の実質法人税負担率の算定結果

「会社標本調査―調査結果報告―税務統計から見た法人企業の実態」をもとにして計算した実質法人税負担率の算定結果を以下にまとめて示す。

図４　実質法人税負担率（2011）

（出所：国税庁長官官房企画課「会社標本調査―調査結果報告―税務統計から見た法人企業の実態」2011年より筆者作成。）

図５　実質法人税負担率（2012）

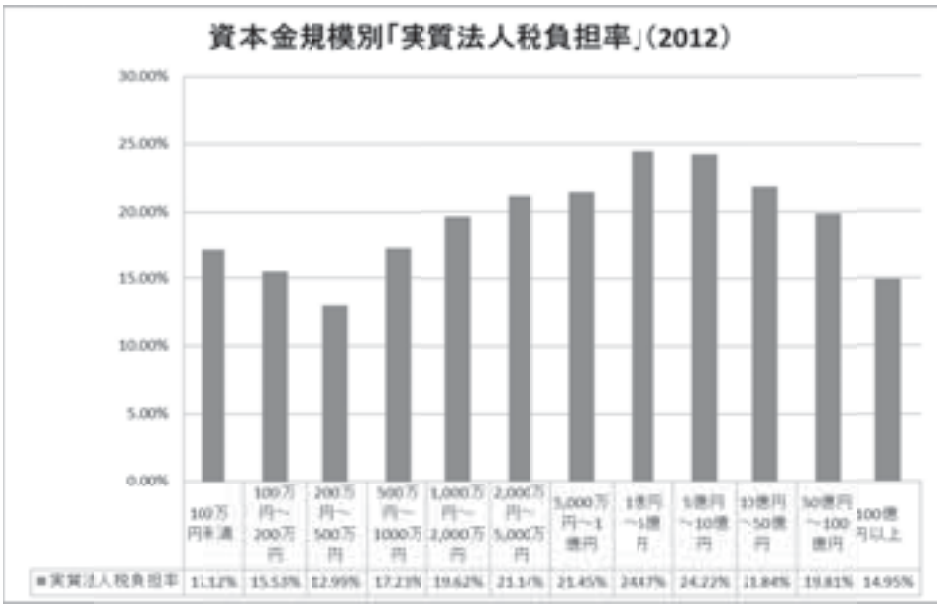

（出所：国税庁長官官房企画課「会社標本調査―調査結果報告―税務統計から見た法人企業の実態」2012年より筆者作成。）

図６　実質法人税負担率（2013）

（出所：国税庁長官官房企画課「会社標本調査―調査結果報告―税務統計から見た法人企業の実態」2013年より筆者作成。）

おわりに

本稿では、国税庁が公表している「会社標本調査―調査結果報告―税務統計から見た法人企業の実態」の性格や特徴について図表を用いて分析し、考察してきた。資本金規模10億円以上の企業の平均抽出率は100％と公表されており、資本金規模10億円以上の企業のデータについてはすべての法人において調査を行っていることになり、非常に精度の高いデータである。全体の平均抽出率は、2008年までは2％前後であったが、2009年から増加し、38.2％となり、2013年には55.5％となった。これは、e-Taxを使うことで、インターネット上で確定申告が行えるようになったことから、データが集めやすくなり、標本法人数が増加したとされる。

以上のような特徴を持つ「会社標本調査―調査結果報告―税務統計から見た法人企業の実態」を利用して実質法人税負担率を算定すると、資本金規模100億円以上の巨大企業の実質法人税負担率が低いことが明らかとなる。

１）富岡幸雄『税務会計学原理』、中央大学出版部、2003年、1481頁～1491頁。

２）富岡幸雄『税金を払わない巨大企業』文藝春秋、2014年、26頁。

３）拙稿「法人税制の実態と応能負担原則―「真実実効税率」をめぐって―」『商学研究論集』第 27号、2007年、『会計制度と法人税制―課税の公平から見た会計の役割についての研究―』明治大学大学院博士学位論文、2010年、等。

4）国税庁長官官房企画課「会社標本調査－調査結果報告－税務統計から見た法人企業の実態」2014年、１頁。

5） 同上報告書、１頁。

6） 同上報告書、２頁。

7） 同上報告書、２頁。

8） 同上報告書、第１表総括表。

9） 同上報告書、２頁。

10）同上報告書、２頁、第１表総括表。

11）国税庁長官官房企画課「会社標本調査－調査結果報告－税務統計から見た法人企業の実態」2015年、第１表総括表。

12） 同上報告書、２頁。

13） 同上報告書、２頁、第１表総括表。

14） 同上報告書、２頁。

15） 国税庁長官官房企画課「会社標本調査－調査結果報告－税務統計から見た法人企業の実態」 2013年、6頁。

16）同上報告書、６頁。

17）同上報告書、６頁。

【主要参考文献】

・富岡幸雄［2003年］『税務会計学原理』中央大学出版部。

・富岡幸雄［2014年］『税金を払わない巨大企業』文藝春秋。

・富岡幸雄稿［2012年］「不況期の増税で国を滅ぼすな（上）―経済活性化と欠陥税制の是正が急務―」『税経通信』Vol.67,No１税務経理協会。

・富岡幸雄稿［2012年］「税金を払っていない大企業リスト　隠された大企業優遇税制のからくり」『文藝春秋』第90巻第８号、文藝春秋社。

・富山泰一稿［2006年］「応能負担論から企業活性化論への公平論の変質化」『政経研究』第87号、政治経済研究所。

・八代司稿［2007年］「大企業優遇税制について考える」『国公労連調査時報』No.529、国公労連。

・山内進［1999年］『租税特別措置と産業成長』税務経理協会。

・和田八束［1992年］『租税特別措置　歴史と構造』有斐閣。

・拙稿［2010年］『会計制度と法人税制―課税の公平から見た会計の役割についての研究―』明治大学大学院博士学位論文。

・拙稿［2007］「法人税制の実態と応能負担原則―「真実実効税率」をめぐって―」『商学研究論集』第27号、明治大学大学院。

【翻訳】

中世への逆行――標的殺害、そして自衛と *jus ad bellum* の体制――

クレイグ・マーティン（ウォシュバーン大学法科大学院准教授）
三宅　裕一郎（訳）

9月11日の攻撃以降、アメリカは、自国に対する脅威とみなされるテロリストや戦闘員を標的殺害（targeted killing）するために、ドローンミサイルの使用を開始した。大部分はアルカイダへの対処、そしてアフガニスタンでの叛乱に対する作戦と連動する形で、標的となった個人を殺害するアメリカによるドローンの使用は、少なくともこれまで6つの国に及んだ。標的殺害は、アメリカの国家安全保障政策の歴史の上では完全に目新しいものではないが、しかし、こうした標的殺害計画は議論の多いものである。現在の政策には、過去の慣行とは区別されるいくつかの特徴が存在しており、また、武力の行使（ *jus ad bellum*の体制）、国際人道法（IHL－ 武力紛争下における武力の遂行を規律する法体制）、国際人権法（IHRL）、そして国内刑事法及び憲法をも規律する国際法体制についての重大な法的問題を引き起こしている。とりわけ*jus ad bellum*の適用を発動する標的殺害計画の特徴とは、標的殺害を遂行するためにドローンミサイル攻撃を用いているということであり、このことは、恐らく国連憲章2条4項の意味における武力の行使に該当するであろう。そして、それと同時に、アメリカがそのような攻撃への正当化根拠として自衛権に依拠しているということである。

本章において私は、標的殺害政策が自衛という*jus ad bellum*の法理に基づいて正当化されるというアメリカの主張を分析する。そして、テロリストの行動に対し十分に責任を負っていない、また明らかにアメリカとの武力紛争の交戦国ではない国家での標的に対する攻撃の根拠としてもち出されるこうした非常に広範かつ一般的な主張が、現在の国際法上の諸原則とは一致するものではないことを論じる。標的殺害政策が違法であるとする主張は、もちろん新しいものでもなく奇抜なものでもない。他の論者たちはすでに、強い説得力をもってこうした主張をしていた。けれども、これまでの文献の中では、この政策が提起する*jus ad bellum*の問題については、国際人道法や国際人権法の側面ほどまでには関心が払われてはこなかったのである。その上、*jus ad bellum*の観点からこの政策を評価するだけではなく、本章では、この政策が*jus ad bellum*の法体制自体にもたらすかもしれない影響についても検討を加える。標的殺害計画を遂行している方法は、その正当化根拠や原理とも相まって、*jus ad bellum*体制の変更、さらには*jus ad bellum*体制と国際人道法体制の関係がもつ性質の変更をもたらすかもしれない。また、本章での私の分析は、そのような変更が、武力行使や武力紛争を拘束するすべての制度に対して、いかに有害で意図されない帰結をもたらしうるかということを探究するものでもある。このアメリカの政策がもつ含意や原理は、現代の国連体制の基調をなす理論的な前提とは一致しない、そのいくつかは中世時代へと逆行する古い諸原則を甦らせることにつながる。国境を越えたテロリズムがもつ一般に現実的かつ現在

の危険に対処する取り組みの中で、アメリカは、国家間の戦争を防止するために展開されてきたこの制度を損なうことになるかもしれないし、それによって国際的な武力紛争の危険性を増加させるかもしれない。このことは、長い目でみれば、テロリストによってもたらされる脅威よりもはるかに重大な国際社会に対する危険となるのである。

Ⅰ　標的殺害政策とその正当化根拠

標的殺害政策は、アルカイダ、タリバーン、そしてその連携勢力のメンバーを狙いとしたものだといわれる。テロ攻撃の計画や遂行に対応したものであると主として説明される一方で、この政策には、アフガニスタンでの叛乱に関与したと考えられる人物を標的にすることが含まれており、またテロに対する「実質的な支援」に関与した個人も含まれる可能性がある。*Jus ad bellum*による分析の目的にとって重要となる、この政策の特徴が存在している。標的への攻撃が行われる国家に対する武力行使に該当することになるような方法を用いること、とりわけドローンミサイル攻撃を用いることは、この分析の目的にとって重要なことである。もっとも、ビンラディン（Usama bin Laden）を殺害するためのパキスタンへの軍事攻撃は、同様の問題を生じさせていたのではあるが。その上、そうした攻撃がイエメン、ソマリア、そしてパキスタンといった、標的となるテロリストの活動に十分な責任を負っていない、そして明らかにアメリカとの武力紛争の交戦国ではない国々で行われてきた、という事実も存在している。この政策にまつわるこれら特徴は、*jus ad bellum*体制の適用を発動するが、しかしそれに加え標的殺害攻撃は、アメリカによって、自衛という*jus ad bellum*の法理を根拠として正当化されてきた。

標的殺害というアメリカ政府の政策が、技術面において非公然作戦であり続けている一方で、国務省の法律顧問であるハロルド・コー（Harold H. Koh）は、2010年の短い公式声明の中で、標的殺害というアメリカ政府の政策にとっての2つの正当化根拠を提示した。1つ目が、アメリカはアルカイダやそれと提携するその他の勢力との国際的武力紛争の状態にあり、それ故、そのようなグループのメンバーは国際人道法上の戦闘員であり合法的な標的である、というものである。提示された2つ目の正当化根拠とは、アメリカは自衛権の行使としてそのようなグループに対し殺傷力を行使する権利を認められている、というものであった。コーはあからさまには語らなかったが、このことは、これらのグループのメンバーを標的にすることは、国連憲章51条に規定される*jus ad bellum*としての自衛権によって正当化される武力行使に該当することを意味するものとして解釈される。こうして標的とすることは、これらのグループのメンバーが標的とされる国家に対する武力の行使であり、コーは、そのようなそれぞれの武力行使に関して考慮すべき事柄の中には、関係国の主権、そして「標的がもたらす脅威を鎮圧するそれら国々の意思と能力」が含まれることを示唆していた。このことは、「われわれは、これらの行為を遂行したテロリストと彼らを匿った人物とを区別しないであろう」と断言したジョージ・ブッシュ（George W.

Bush）の模倣だったのである。

コーの演説ははっきりとした詳細な法的意見ではなかったが、しかし、彼の演説とこうした政策を遂行する方法は、これら2つの正当化根拠がそれぞれ独立した主張として理解されるということを示している。つまり、アメリカは、アルカイダとの武力紛争の状態にあるという正当化根拠に基づいて、他国でアルカイダのメンバーを殺害するために武力を行使できるということであり、また別個の正当化根拠としては、アメリカは、自衛権に基づいてそれを行うことができる、ということなのである。この後の分析の中で、私は、これらが完全に独立した原理である限り（われわれはこの問題に再び立ち戻ることになるであろう）、第1の正当化根拠が*jus ad bellum*体制を蝕むものとして機能することにもなるだろうと示唆するけれども、とりわけ第2の正当化根拠について検証する。

Ⅱ　*Jus ad bellum*の体制

標的殺害の遂行は、国際法上の異なる3つの体制にかかわる内容をもつ。すなわち、*jus ad bellum*、国際人道法、そして国際人権法である。*Jus ad bellum*体制の諸原則とこの体制に対して標的殺害政策がもたらしうる影響の下で、この政策の合法性について検討するにあたり、われわれは、関連する諸原則とその基調をなす原理について説明しなければならない。その上、起こりうる影響の範囲を完全に理解するために、この政策が*jus ad bellum*の体制と国際人道法の体制の間の関係性にどのような影響を与えうるのかを探究することは、重要なことである。それ故、私は、*jus ad bellum*体制の歴史的展開について、そしてその体制と国際人道法の体制の関係性について、簡潔に考察することから始める。これらの法体制の内いくつかの分野は、激しく議論が戦わされているけれども、ここでの簡潔な概観は、関連する諸原則に対して通説的な視点を提供するものである。

*Jus ad bellum*体制は古代ギリシアにまで遡ることができるが、しかしその主たる起源は、正戦論である。正戦論は、まさしく武力の行使には法的正当化が求められるという発想の地歩を固めたものであった。正戦論はまた、正しい戦争は主権的権威によってのみ遂行されうるという発想を明確化したものであり、その後に正統な武力の行使を国家が独占することに発展していった。グロチウス（Hugo Grotius）と国際法の出現が、敵対行為の遂行を単に描写するというよりはむしろ、戦争を法的な概念としてさらに発展させていくに伴って、戦争は、その他の法体制の機能と置き換えられる特殊な法を発動する国家関係の状態として理解されたのである。最終的に、グロチウスの時代に、防衛戦争（defensive war）という観念が出現するに至った。防衛戦争は、武力行使について、それが将来の脅威の展開を阻止し、また過去の攻撃を罰するものとしても想定していた。こうした拡張的な法理は、自己防衛のために差し迫った脅威に対して武力で対応することに限定される自然法に基づく狭義の自衛権とは完全に対照的なものである。その上、グロチ

ウスは、一定の自然法の原則を執行することも、武力行使の正当な理由となりうると仮定していたのであった。

19世紀の初頭までに、正戦論とグロチウス学派の国際法は、事実上、国家実行に対する影響力を完全に失った。戦争に至らない一定の措置の範囲を規律する諸原則は存在していたけれども、戦争に訴えることに対する国際法上の制約は、本質的には存在しなかったのである。戦争に訴えることに対して法的な制約を再び導入する新たな動きが展開したのは、19世紀後半になってからに過ぎない。それは、まず1899年と1907年のハーグ諸条約に始まり、その後に1919年の国際連盟規約、そして1928年のケロッグ・ブリアン協定（不戦条約）へと続く流れの中で展開した。これらの展開は、武力行使に対する法的な制約をますます強化する努力を反映し、ついには第2次世界大戦後の国連体制の創設へと到達する。国連体制は、他国の政治的独立もしくは領土保全に対する武力による威嚇または武力の行使を禁じ、あるいはその他国連憲章に定められた諸原則とは一致しないいかなる武力による威嚇または武力の行使についても禁止している。国連憲章は、この禁止に対する2つの一般的な例外を規定している。それが、個別的自衛権と集団的自衛権であり、また国連安全保障理事会が授権した集団安全保障活動における武力行使である。

こうした展開におけるいくつかの特徴は、強調されるべきである。第１に、国連体制下での近代的な*jus ad bellum*体制は、国家間の武力紛争に付随する事態を縮減するという目的で、武力行使に対するより強力な統制制度を創設する努力を反映したものである。こうした目的のために、過去のいくつかの観念は退けられた。「戦争」に訴えることを制限しようという20世紀初頭の試みとは対照的に、国連体制は、すべての「武力の行使」を禁じている。こうした動きは、法的な関係状態としての「戦争」と様々な「戦争に至らない措置」とを区別することに向けられたものであった。そうした区別を志向する国々は、自国の攻撃的な武力行使を戦争に至らない許容される措置として性格づけることでこれら区別を利用しようとしてきたし、このことは、第2次世界大戦の開始に一役買ってきたと考えられてきたのである。

第２に、国連憲章51条で示された個別的自衛権と集団的自衛権は、防衛戦争という中世末期の観念よりも、狭義の自然法上の権利にほぼ近似している。この規定は、「武力攻撃」に対抗することに限定して、あるいはせいぜい差し迫った攻撃への先制行動、いわゆる「先制的自衛（anticipatory self-defense）」に限定して、武力の行使を認めている。近代的な自衛の法理は、将来起こりうる脅威の展開を阻止するための、あるいは過去の攻撃を罰するための武力の行使を認めていない。攻撃を受けた場合でも、武力行使を正当化するための最低基準は高い。なぜならば、こうした自衛権を発動するのに十分な「武力攻撃」を構成する武力の行使は、一般的に禁止される武力の行使それ自体よりも圧倒的に規模が大きいものだからである。

最後に、この体制は、国際法上候補となる主体の中でも国家のみに適用されるというのが、伝統的な立場であった。従って、自衛という正当化根拠は、非国家主体（NSAs）それ自体に対してではなく、非国家主体による武力攻撃に責任を負う国家に対する武力行使について援用可能なものである。つまり、このことが意味するのは、非国家主体は、それらが活動の場とする国家と

は無関係なものだということである。換言すれば、国家による武力行使の唯一の合法的な目標とは、非国家主体の活動について法的責任という意味でその責めを負わされうる国家なのである。また、そのような武力行使は、武力を行使された国家が実際に非国家主体の活動についてその責任を負わされうる場合に、正当化されうるに過ぎない。ある国家は、また別の国家に対し、その国家が非国家主体によって開始された武力攻撃に対して十分な責任を有していない限りは、その国家の領域内で非国家主体を標的にすることを理由として、武力を行使することはできない。もしこれが正当なものとして理由づけられれば、関連する国際人道法の要件が満たされる限り、防衛する側の国家は、作戦の過程において非国家主体のメンバーを標的にすることも可能となる。けれども、防衛する側の国家は、抽象的な形で非国家主体に対して武力を行使する権利を主張することはできないし、非国家主体による攻撃に責任を有していない他国においてそのメンバーを攻撃することはできないのである。しかしながら、こうしたことや、先に概説してきたその他の命題のいくつかは、9.11の後、強く争われるようになった。私は、後で標的殺害の文脈において自衛を検証する際に、より詳細にこれらの争点に立ち戻る。

自衛権の法理に関する基本的な諸原則についての議論をめぐり、自衛の行使は、必要性及び均衡性という原則によって厳格に規律されている。このことは、武力の行使が、防衛する側に対する武力攻撃の継続を回避するための唯一の実用的な方法でなければならず、また、用いられる武力とそれによって引き起こされる損害は、さらなる侵略が回避されない場合にもたらされることになる被害と釣り合うものでなければならない、ということを意味している。必要性と均衡性の原則は中世と自然法にまで遡るが、現在理解されているこれらの原則の範囲は、グロチウス学派における防衛戦争の諸原則と比べると、自衛権の制限された範囲と一致する。われわれは、後で予防的自衛という主張を検証する際に、この争点に立ち戻ることになるであろう。

要するに、国連体制下の*jus ad bellum*体制は、国家による武力行使を意味のある形で制約し武力紛争に付随する事態を減少化させようとするルールの展開を完了させた。この体制は、以下のように、正戦論や初期の国際法の時代からいくつかの諸原則が継続的に機能してきたことを反映する形で、完了するに至ったのである。すなわち、その諸原則とは、武力を行使するためには法的正当化が必要とされ、正当な武力の行使は主権国家に留保され、そして武力行使は武力紛争という法的な状態を生じさせ、その結果、特別な法的体制の機能が発動しある範囲内で平時の法が置き換えられるといった基本的な観念であった。けれども、近代的な体制に発展していく過程では、次のようないくつかの初期の発想を否定し放棄するという、完全に考え抜かれた決断も行われた。すなわち、異なるレベルの拘束力を伴いそこで否定され放棄されたのは、広範な防衛戦争という中世の観念、国策の正当な手段として戦争を許容する19世紀の傾向、そして「戦争」に至る武力また「戦争」を含む武力という異なるカテゴリーを後に導入しようという試みといった初期の発想だったのである。

国際人道法と*jus ad bellum*の関係に戻れば、国際人道法が*jus ad bellum*体制から完全にではないにせよ大きく分離して十分に発展した制度となったのは、19世紀になってからに過ぎない。武力

紛争における軍隊の行為を規律することにより、国際人道法は、次のような一貫した緊張の中で共存する2つの中核となる考え方にその基礎をおいている。すなわち、軍隊がどのように戦闘を行うか、とりわけ軍隊が他方では誰を標的としうるのかということに対しては制約がおかれなければならないという考え方、またもうひとつは、戦時において有効な軍事目標を追撃するにあたっては、正当な国家の軍隊が殺傷力を行使する法的根拠が存在しているという観念である。これらの2つの考え方は、交戦国が文民と軍事的な標的との明確な区別、戦闘員と文民との明確な区別を維持することを要請する、区別という原則の中に反映されている。

しかしながら、国際人道法という体制は、武力紛争の文脈の中でしか機能しない。また、国際人道法自体が、武力紛争の存在を決定するための基準を定めているのである。ジュネーブ諸条約と第1追加議定書は、2つの異なる種類の武力紛争を想定している。すなわち、「国際的武力紛争」と「非国際的武力紛争」である。国際的武力紛争とは、国家間の武力紛争である。非国際的武力紛争は、定義するのがこれよりも困難であり、より限定された一連の国際人道法上の諸原則に従わなければならない。「国際的性質を有しない武力紛争」は、国家の領域内で発生した敵対行為のことを指す。その後に発展した判例法はさらに、非国際的武力紛争について、国家内部における政府機関と組織化された武装グループとの間での、あるいはそのようなグループ間でのかなりの激しさと継続性を十二分にもった武力衝突によって特徴づけられるものと定義している。非国際的武力紛争の正確な範囲をめぐっては、議論が続いている。このことは、アメリカが法の問題として、アルカイダやその他の勢力との間で「国境を越えた武力紛争」に従事しているとする主張の妥当性をめぐる議論に関連している。こうした争点は、国際人道法の下での標的殺害政策の合法性に関する諸問題にとっては重要ではあるが、本稿では焦点をあてない。けれども、私は、国際人道法の体制に対する標的殺害政策の影響が、どのように*jus ad bellum*体制に対しても内実をもった影響を与えうるのか、ひいては双方から構成されるこの体制全体に対してもどのようにしてそうした影響を及ぼしうるのかということを理解するために、*jus ad bellum*体制と国際人道法の関係について探究したいと考えている。

これら2つの体制は、かつては密接に関係していたが、現在では、多くの重要な点において独立しまた性質が異なっている。この分離は、国際人道法に固有の平等という原則にとって決定的なものである。これは、いずれの交戦国の側が*jus ad bellum*のルールの下で武力を行使する法的な権限を最終的に有するか否かにかかわらず、国際人道法上の権利と義務は、すべての交戦国の軍隊に対して平等に適用されるということを意味する。この平等という原則、そしてその根底に横たわる*jus ad bellum*からの独立性は、武力紛争における被害の総数を減らすという目的で、国際人道法の規則の厳守を極限まで強化するという究極的な目的を達成するためには不可欠なものと考えられている。しかしながら、これら2つの体制が十分に独立しているとはいっても、それらが関連性をもち続けているということ、そしてその関係が十分に意味のあるものであるということに留意しておくことは、重要である。換言すれば、これら2つの体制は、独立して機能するけれども、しかしそれは、武力行使や武力紛争を規律する一元的な国際法体制全体の一部として

なのである。私はこれを、広義の戦争法と呼ぶことにする。

とりわけ、ある国家が、国連憲章2条4項で永続性のある形で表現された意味において、他国に対しあるいはその国の領域内で軍事力を行使しようとすれば、*jus ad bellum*のルールが適用されることとなり、かつ、この行動を正当化するためには*jus ad bellum*に基づく正当化根拠が求められる。その上で、この行動は、国際的武力紛争の開始に該当するか、あるいは、進行中の国際的武力紛争（もしくは、ある状況下においては非国際的武力紛争）の中での行為となり、国際人道法のルールが適用されるであろう。また、ある国家によって武力行使がなされる場合には、*jus ad bellum*と国際人道法が、その行動の中の異なる側面についての合法性を決定するために検討されなければならないであろう。この2つの体制の歴史的な展開を振り返れば、これらの関連性には、グロチウスの時代に戦争を法的な概念として展開してきたことが反映している。「戦争」は、激しい紛争を単に表現する用語から、いくつかの特別な法体制の機能を発動する法的状態を構成するものに転化した。「武力の行使」や「武力紛争」といった近代の概念、そしてそれらを規律するそのような法体制は、戦争の法制度化にその起源を有する。私が再び後述するように、この制度全体の一体性と一貫性にとって決定的に重要となるこの2つの体制間の基本的な関係性は、存続しているのである。これら2つの体制は、それぞれの及び相互の独立性を強調する中でいくつかの中核となる観念を調整しながら、第2次世界大戦後に大規模な発展を遂げてきたけれども、しかしわれわれは、それらの体制を今も結びつけている共通の起源と固有の関係性を忘却すべきではない。それらは共に、標的殺害政策が遂行されまたその政策によって害される危機に瀕している制度全体を構成しているのである。

Ⅲ　標的殺害と自衛という正当化根拠

アメリカ政府が標的殺害政策を正当化する事由の第2の柱とは、標的殺害は自衛権の行使として正当だというものである。こうした正当化根拠は、国際法上の原則に基礎をおくものである限り、*jus ad bellum*の諸原則の適用に基づく主張、すなわち、国連憲章51条に法典化された武力攻撃に対抗して軍事力を用いる国家の権利である。それ自体として、この正当化根拠が有効か否かを判断するために、われわれは、標的殺害の過程で用いられる武力行使が、まさに検証される自衛の法理の要件を満たしているかどうかを評価しなければならない。それを通じて、われわれは、この法理の中でも議論の多い要素について、そしてそれらが標的殺害政策とどのように関連しているかということについて、より詳細に探究することになるであろう。

とりわけ、アメリカの標的殺害政策という状況で複雑化する自衛という正当化根拠の分析から明らかとなるのは、武力が、いくつかの異なるグループに対して、またいくつかの異なる国家において用いられているということである。しかし、この武力行使がどの武力攻撃に対してなされているのかを明らかにする、明白な説明はなされてこなかった。この原則を援用するためには、

アメリカ政府は、次の2つの問いに対する明確な回答を提示しなければならない。第1に、正確にいうと、どの主体に向けてこの武力行使は行われているのだろうか？そして第2に、厳密にいうと、どの武力攻撃に対してこの武力行使はなされているのだろうか？完全に明らかに、これら2つの問いは関連している。武力行使がなされる対象は、防衛する側の国家に対してなされた攻撃と結びついたものでなければならないということは、自明であるように思われることであろう。しかし、アメリカ政府は、様々な組織や国家に対する武力行使がどのように特定の攻撃と関連しているか、ということを説明する詳細な根拠を提示してこなかった。このことは、そのような武力行使が、それぞれの異なる状況において、どれほど必要で均衡性をもつものであるのかを説明不能とさせる。アメリカ政府は、一般に標的殺害計画は9月11日の攻撃に対するものであり、アルカイダ、タリバーン、そして「連携勢力」に向けられているということを漠然と示唆しているに過ぎない。標的殺害計画は、標的がもたらす脅威を鎮圧することに消極的であるか無力な国家に対して行われるとする、さらなる暗示もなされている。後述するように、これらの非常に漠然とした主張は、イエメン、ソマリア、そしてパキスタンのような国家に対してなされている武力行使を正当化する自衛の主張を根拠づけるには、十分なものではないのである。

われわれは、まさしくどの対象がこの武力行使の対象となっているのかという分析を始める前に、あるひとつの予備的な争点について、ここでしばし取り組まなければならない。それは、同意という争点である。パキスタン、イエメン、そしてソマリアがこの武力行使に同意しており、それ故、これらの領域に対するまたこれらの領域内での武力行使はこれらの国々に対する違法な武力行使とはなりえないということについては、異議が提起されることであろう。武力行使に対する国家の同意は、厳密にどこまで上記の分析に影響を与えるだろうか？正当な同意が存在する場合、この攻撃は、*jus ad bellum*の意味からすれば、この国家に対する武力行使にはあたらないであろう。例えば、パキスタンが、同国内で非国際的武力紛争を遂行する反政府勢力に対するそのような攻撃に同意する場合、アメリカによる攻撃は、国内紛争に対処する他国政府を支援するものとみなされることであろう。同様に、パキスタンが、アフガニスタンでの非国際的武力紛争における有志連合との協力という形での攻撃に同意する場合にも、この攻撃は、パキスタンに対する武力行使とはならない。そのような同意が存在する場合には、少なくともパキスタン自体に対する武力行使について、自衛という正当化根拠は必要とされないのである。

その上、国内で武力行使が展開される国家がその作戦に同意する場合、その領域内から活動を行っている非国家主体に対する軍事行動について、*jus ad bellum*に基づく正当化の要件は存在しない。後でさらに論じるように、これは、*jus ad bellum*が非国家主体それ自体に対する武力行使を想定しておらず、国家に対する武力行使のみを想定しているからである。パキスタンの同意を伴ったパキスタン国内における非国家主体に対する武力行使は、パキスタンに対する武力行使には該当しないが、パキスタン政府に代わってとられる行動である。そして、その武力行使は、その状況に適用されるいずれの法に基づくものであったとしても、つまり、非国際的武力紛争の文脈における国際人道法に基づくものであれ、あるいは法執行活動を限定する国内刑事法や国際人

権法に基づくものであれ、実際にパキスタン政府自身がそのような行動をとらなければならない施政下に限定される。*Jus ad bellum*の体制は、反政府勢力に対して国内的になされるパキスタンの武力行使が*jus ad bellum*の争点を発動する以上には、（叛乱行動に対抗するまさにそのような支援を許容する*jus ad bellum*の原則以外に）関連性をもつことはない。ある国家が、その領域内において非国家主体のメンバーを殺害するための他国による軍事力の行使に同意する場合に、その受け入れ国政府自身がそのような殺害に従事する法的権能を有していないとすれば、その殺害の合法性に関する深刻な問題が存在することになるかもしれない。しかし、そのような争点は、国際人道法、国際人権法、そして同意国の国内法に関連するのであって、*jus ad bellum*に関連することはないであろう。

しかしながら、このことは、*jus ad bellum*の体制が標的殺害政策に適用されず、あるいはここでの分析が正当なものではない、ということを意味するものではない。これら3つのすべての国々が様々な時点で、とりわけオサマ・ビンラディン自身の殺害以降にはパキスタンが、標的殺害攻撃に対する同意が欠如していることを示唆してきたという事実関係は別として、ここでのポイントは、アメリカ自身がこの武力行使のための正当化根拠として自衛の法理を展開させてきたということである。これは、*jus ad bellum*体制の援用である。これにより、被攻撃国への武力行使を正当化しようとする限りにおいて、そこで必要となる含意とは、少なくともいくつかの状況において武力が同意なく行使されており、また正当化根拠が必要と理解されている、ということである。自衛に関する主張は、それがまさに行われているにもかかわらず、非国家主体自体に対する武力行使を正当化するために主張されているという反論がなされるかもしれない。しかし、後で検証するように、標的殺害のあらゆる側面が、この前提で説明できるわけではないのである。従って、ここでの分析の目的からすれば、仮定となるのは、少なくともいくつかの状況において、この政策が標的となる国家の同意なく行われており、それ故、これらの攻撃が、国際的武力紛争の側面を生じさせる*jus ad bellum*の観点からすると武力行使に該当する、ということなのである。

（a）どの主体に対する武力行使なのか？

ハロルド・コーは、厳密にどの主体が標的殺害計画における武力行使の対象となるのかという問題に立ち返り、主要な標的とはアルカイダ、タリバーン、そして連携勢力であると示唆している。つまり、非国家主体、より特定的にいえば、非国家主体のメンバーということである。これは、非国家主体のメンバーの所在がたまたま確認された国家とは無関係に、非国家主体に対する武力行使あるいはそれらとの武力紛争を意味することになる、と多くの研究者が示唆している。それ故、われわれは、*jus ad bellum*は国家に対する武力行使しか想定していない、という先に概説した伝統的な原則に反するこうした命題について、十分に吟味しなければならないのである。テロリストによる攻撃が、国連憲章51条の目的における「武力攻撃」に該当するのか否かという問題と、自衛権を行使するにあたり被攻撃国が、その攻撃の助長に対し法的な責任を負うかもしれない国家とはまったく異なりテロ組織自体に対して武力行使を行うことができるかどうかとい

う別個の問題との間には、さしあたり区別がなされなければならない。これらの内1つ目の争点については、テロリストによる攻撃は、*jus ad bellum*の意味での「武力攻撃」のレベルに達しうるということが、広く受け入れられている。とりわけ9月11日の攻撃はそのレベルに達しており、武力攻撃を構成していたということは、一般的に認識されている。その上、個々のそれぞれの攻撃は「武力攻撃」を構成する必要はないけれども、しかし、重大な脅威を伴う一連の攻撃は、累積的に自衛権を発動するための武力攻撃を構成するものとして解釈されるかもしれない。従って、このことは、いかなる意味においても、非国家主体自体に対する武力行使に反論する根拠とはならないのである。

しかしながら、テロリストによる攻撃が*jus ad bellum*からみて「武力攻撃」を構成しうることを受け入れることは、攻撃後にテロ組織が移動してきたかもしれないいずれの国家においても、また「受け入れ」国がその攻撃に対して法的責任を負っているかどうかを考慮することから完全に離れて、テロ組織自体に対する自衛に際して武力を行使しうる、ということを意味するものではない。まず始めに、自衛に際して武力を行使する権利は、他国の領土保全もしくは政治的独立への、あるいは国連憲章の目的と一致しないその他あらゆる方法での武力による威嚇または武力の行使を一般的に禁止していることに対する例外である、ということが想起されなければならない。国連体制がまさしく目指した目的とは、武力行使を正当なものとする根拠を狭め、国家間の武力紛争に付随する事態を限定することである。*Jus ad bellum*の体制は、非国家主体自体に対する武力行使をまったく想定するものになっていない。他方で、国境を越えるテログループに対する軍事作戦は、公海上で生じない限りは、必然的に他の主権国家の領域内で生じている。従って、当該国家の同意がなければ、非国家主体に対する武力行使は、理論的にいえば現実にはまさしく非国家主体だけに対するものとはなりえず、他国に対する武力行使を構成するであろう。後で検証するように、*jus ad bellum*の体制は、ある国家に対する武力行使が正当化されうる前の段階で、その国家が領域内での非国家主体の活動に対し重大で意味のある関与を行っていることを要請する。もちろん、このことは、国家間での戦争に付随する事態を限定するという目的と合致するのである。

研究者の中には、非国家主体自体に対して武力を行使するなんらかのより広範な慣習国際法上の権利が存在することを論証するために、有名なカロライン号事件（1837年）やその他の19世紀のエピソードにまで遡ろうとする者もいる。そのような主張は、説得力をもたない。それらの主張は、少なくとも武力行使に対して実効的な法的制約が単純に存在していなかった時代から良いところだけをつまみ食い（cherry-picking）することに等しいものである。これらの主張は、さらに初期の時代から存在した諸原則を支持する、国連憲章が締結された時期にも現実に有効であった慣習的な諸原則を無視している。その上、国連憲章が、その内容とするものよりも武力行使に対する広範な正当化根拠を許容する慣習的なルールの効力を継続させようとしたと示唆することは、まさしく国連体制の目的に逆らうことである。そのような主張は、国連憲章の制定過程とも一致しない。自衛権が慣習国際法上の一原則として存在し、それが国連憲章51条とは厳密に符合

しないものであるということは、一般的に承認されているところでもある。しかし、後述するように、慣習は、非国家主体による武力攻撃に実質的なかかわりをもたない国家に対する武力行使を許容してはいない。武力行使は非国家主体自体に対するものであるとの理由で他国への武力行使を正当化しようとする国家の試みは、その他国がテロリストの活動に対して実質的な支援を行ったという証拠が存在しない場合には、9月11日の攻撃以前から一般に受け入れられてこなかったし非難されてきた。そして、国家実行は、この10年間を通じてごた混ぜのままであり続けている。研究者の中にはごく最近になって、国家に対して武力を行使するという観念と、国家の領域内で武力を行使するという観念との間には違いが存在しうると断定し始める者も出てきたが、これは、国際法上において今のところ承認される違いにはなっていない。

もちろん、多くの国家は、非国家主体の武力攻撃の属性を帰属させることができる国家に対しては、武力を行使することができる。鍵となる争点とは、非国家主体の武力攻撃についての責任をある国家に負わせる際に用いられるべき基準を特定することである。「侵略の定義」に関する国連総会決議（1974年）では、ある国家「による若しくは」ある国家「のため」に派遣された、またはある国家が「実質的関与」を行った武装集団または不正規兵によるまた別の国家への攻撃は、支援国による侵略行為を構成するものと定義されている。ニカラグア対アメリカ事件（1986年）において、国際司法裁判所（ICJ）は、この規定が慣習国際法の原則を構成するものと判示したが、しかしまた、近隣国に対し武力攻撃を開始している武装集団に対してある国家が単に軍備や兵站を提供すること自体は、この支援国への自衛権を発動する武力攻撃を構成しないと判示することによって、むしろ高い条件を設定したのであった。「実質的関与」は、単なる兵站支援以上のことを要求している。

コンゴ対ウガンダ事件（2005年）において、国際司法裁判所は再びこの問題を取り上げ、ウガンダによるコンゴへの武力行使が、コンゴが支援しまた兵站を提供したとされる不正規ゲリラ・民主同盟軍（ADF）による攻撃への自衛として正当化されうるかどうかについて検討を行った。国際司法裁判所は、ADFは実際にウガンダに対する武力攻撃に責任を負っているけれども、ADFがコンゴのために行動し、あるいはコンゴがその活動に十分に関与していたことを確証するまでの、そして、その攻撃をコンゴの責任に帰すことができるほどの十分な証拠は存在していない、と判示したのである。従って、自衛という正当化根拠は、ウガンダにとって援用可能なものではなく、また、コンゴに対するウガンダの武力行使は、武力不行使義務に違反するものであった。

他国に対する武力攻撃を開始した非国家主体による活動への「実質的関与」という概念の正確な輪郭は、いく分曖昧なままである。それにもかかわらず、自衛における武力行使を正当化する目的で非国家主体の活動の責任を国家に帰するためには、当該国家と非国家主体の活動の間になんらかの重大な結びつきが存在しなければならない、ということは確立している。それは、非国家主体の攻撃を国家が単に予防しなかった、あるいは、非国家主体の活動を国家が単に終了させなかったというレベルを確実に上回るものである。そして、この文脈において、国家責任法が意味するところの責任（responsibility）と、*jus ad bellum*としての自衛権を発動するのに十分な

武力攻撃に対する責任（liability）というより狭い争点とを混同しないことは、重要である。国家が「他国の権利に反する行為のために自国の領域が使用されないようにする」義務を負っているということは、国家責任法上で長きにわたり確立されてきた原則である。ディンシュタイン（Yoram Dinstein）が指摘するように、「他国に対してなされたテロリストまたは武装集団による行動を国家が許容することが違法であるということは、反駁の余地のないことである」。しかし、ユートピアが自らの領域内でテロリストの活動をかように予防できずあるいは予防しようとしないこと、従って、テロリストの活動によって被害を受けた国家に対し法的な責任を負わなければならないということは、ユートピアに対する武力行使の正当化根拠を確証するものではない。国家責任法上の基準は、他国の領域内からなされる非国家主体の活動を理由として当該国家への自衛において用いられる武力行使を正当化する条件よりも、責任に関してはさらに低い基準を構成するために、それとは異なるものなのである。

とりわけ、9月11日の攻撃に対抗してアフガニスタンに対し武力を行使するアメリカやその他の国家による行動を考えてみた場合、9月11日以降これら2つの法理の間の隔たりは狭まった、と示唆する者もいる。しかし、これらの主張の多くは、度を超している。例えば、9月11日の攻撃の直後に出され、それに対抗する自衛権を承認した国連安保理決議は、非国家主体それ自体に対して武力を行使する権利を創設してはいなかったし、そのような権利を発生させているようにもみえない。この国連安保理決議は、9月11日の攻撃がアメリカに対する武力攻撃を構成することを承認し、この攻撃に責任を負うとみなされる国家に対する自衛権の行使を正当化し、確立した*jus ad bellum*の原則に一致するものとして解釈することができる。国連安保理に対し、アフガニスタンへの武力行使を国連憲章51条に従った自衛権の行使として報告したアメリカとイギリスの書簡は、アルカイダとタリバーン政権との密接な関係、タリバーンがアルカイダに対して提供した支援のレベル、そして訴追するためにアルカイダの指導者を引き渡すことをタリバーン政権が拒否したことを特に強調している。これらをまとめてみた場合、この書簡と国連安保理決議は、9月11日の攻撃を導いた活動に「実質的に関与」した国家に対する自衛権の行使を根拠づけるものとして解釈することができるのである。

とはいえ、9月11日以降の出来事は、この状況をさらにいく分曖昧なものとした。アフガニスタンへの侵攻それ自体が、どこまで伝統的な「実質的関与」の枠組みで説明できるのかをめぐって、あるいはテログループを匿う国家に対する武力行使の関門（bar）を低める国家実行の典型となるのかどうかをめぐっては、疑いなく議論が分かれている。この出来事は、少なくとも、ひとつの特殊な（*sui generis*）事例となるのかもしれない。しかし、やや曖昧性が増大したかもしれないとはいえ、また恐らく帰責性の原則がいく分変動したかもしれないにせよ、それにもかかわらず、この国家に対する自衛に際して武力の行使を正当化するために非国家主体の行為の責任を当該国家に負わせるためには、非国家主体の活動に対してなんらかのレベルで関与または支援があったということを立証する要件が存在し続けているのである。そして、これに必要な国家の関与のレベルは、非国家主体の活動を妨げる能力を単に有していないというレベル、いわんやそ

の意思を有していないというレベルにまでは、現段階でもまだ引き下げられてはいない。

国家が非国家主体自体に対して武力を行使できるという命題にまつわる、この主要な問題（より正確には、非国家主体の行為に対して十分な責任を有していない国家に対し武力を行使する権利を主張する問題として特徴づけられる）はひとまずおいて、この命題については、それに異論を唱えるまた別の論拠が存在している。これらの論拠は、そのようなあらゆる原則の範囲を確定することに結びついた困難さに関連している。厳密にどのような種類の非国家主体が、国家による武力行使の対象となりうるのであろうか？武力が行使される主体の性質を定義づけるには、どのような客観的な基準を用いることができるのであろうか？国家というものは、法的な主体として、国際法上相対的に明確な要素を有しており、また現実にも、伝統的に国際法上の主体として法人格を有する唯一の存在であった。国家が存在するか否か、また国家がいつの時点で存在するかについては、それらを定義づけるための相対的に明確な基準が存在しているのである。まさしくそれ自体、国家のみが*jus ad bellum*体制に従わなければならないと語ること、また自衛の法理の下で正当化される唯一の武力行使とは国家に対して向けられるものであると語ることは、いつの時点で武力を行使できるのかということについて、なんらかの確実性と明確な限界を提供することである。武力の行使は、19世紀における戦争体制の現代における後継者として、法的な人格をもつ主体間での法的な過程を構成する法的な観念である。テロ組織は、その他の犯罪的な団体（あるいは教会もしくは非営利団体のような犯罪的ではない存在）と同じく、いかなる意味においてもそのような一定の法的主体性をもつ国際組織ではない。これらの組織をこうした法的過程の主体とすることは、不可能である。結局のところ、国家が非国家主体自体に対して武力を行使できるという主張は、伝統的には刑事法の問題として扱われてきた行為に対する規律を補うために、われわれが誤った法体制に目を向けているということを示唆しているのである。

これに対しては、国際人道法は、法的な問題として、国家が国家の代理人ではない武装グループとの武力紛争、つまり、国家が非国際的武力紛争に巻き込まれるような形へと発展してきた、という主張がなされるかもしれない。それ故、国際人道法体制の文脈では、武力は、国家もしくは公的な法人格をもった主体に限定されるわけではないと語られることになるであろう。国際人道法がこうした方向に適合可能であったのだとすれば、なぜ*jus ad bellum*体制については、そうできないといえるのだろう？けれども、国際人道法が適用される非国際的武力紛争が現実に存在するということを立証するための主要な基準のひとつとは、対抗する勢力が、客観的に立証可能な基準によって確定することのできる武装グループを構成する、十分な組織と関係性をもつ主体でなけらばならないということである。換言すれば、敵対行為の関係当事者となりうる非国家主体の性質を確定するために、国際人道法の制度に組み入れられた限定が存在しているということである。もし*jus ad bellum*が同じように適合されなければならないとするならば、それでもやはり、*jus ad bellum*体制に従うことになる非国家主体の性質を確定するにあたり適用される基準については、真剣に検討されなければならないはずである。*Jus ad bellum*の問題として、国家が非国家主体自体に対して武力を行使できるかどうかという問題は、テロ組織に対する国境を越えた

軍事作戦が、国際人道法の趣旨における武力紛争として性格づけることができるかどうかという問題と類似しており、またいくつかの基本的な点で関連している。そして、この争点は、標的殺害をめぐる議論の中でも、やはり論じられてはいないのである。国家がまとまりをもたないテロ組織という曖昧な集団に対して武力を行使できる方向に向けて、またその結果、国家が国際人道法の下でそのような組織とのグローバルな武力紛争状態にあるという方向に向けて、国際法が発展していかなければならないという示唆にまつわる問題とは、そのような国際法の発展が、軍事力の行使に対する制約と武力紛争の限界を確定するための客観的な基準を徐々に侵害していくということなのである。

要するに、国家が非国家主体自体に対して武力を行使することができ、その結果、非国家主体の活動にほぼ責任を負っていない国家に対して武力を行使することができるという命題は、現在の*jus ad bellum*体制とは一貫しないものであり、またさらに、なぜそうであるのかということについても、強い根拠が存在している。このことがなんらかのパラドックスを生じさせると同時になんらかの非対称性を生み出すことにつながる、との反論がなされるであろう。なぜならば、現行法の下では、テロリストによる攻撃は、*jus ad bellum*の文言における武力攻撃を構成するかもしれないけれども、この攻撃に対する対応は、こうした非国家主体の活動に対する十分な国家の共謀が存在しなければ、許容されえないからである。従って、こうした反論によれば、*jus ad bellum*体制は、非国家主体が武力攻撃を開始できることは承認するけれども、しかしその結果、自衛に際して非国家主体の武力行使に対応することについては、非国家主体を保護することになる。従って、不正を承認するけれども、救済は否定しているのである。もちろん、これに対しては、まさに自らへの武力行使を根拠づける（legitimates）不正を自らは犯していない国家に対して救済が強制されるかもしれないがために、現行の法は存在しているという事実が指摘されなければならない。しかし、このことについてさえ、誹謗を行う者たちは、哲学的見地や道徳的見地からすれば、まったく罪がないわけではない国家に対して救済を強制することについては、完全に擁護することができるかもしれないと主張するであろう。例えば、テロ攻撃による無辜の犠牲者であるユートピアと、自衛による対抗措置を正当化する攻撃に対し十分な責任を負ってはいないけれども罪がないわけではないオセアニア国との間にみられるが如く、われわれは確実に、後者に対する被害を許容することになるであろう。しかしながら、このような傾向をもつすべての主張に対しては、現代の*jus ad bellum*体制は、そのような道徳的な衡量方法、いわんや正義の感覚に本来的に基礎をおくのではなく、むしろ国家間の戦争を予防するという強い必要性にその基礎をおいているということが強調されている。自国領域内から活動を行うテロリストを支援していない国家に対する武力行使を許容することは、*jus ad bellum*体制の一体性（integrity）を歪めまた徐々に侵害することになる、また別のそしてよりさらに深刻な非対称性を生み出すことになるであろうし、また国家間の武力紛争の危険性を増大させることになるであろう。

そのような危険性は、単なる根拠のない憶測ではない。2006年に発生したエクアドルの非国家主体に対するコロンビアの襲撃、2007年から2008年にかけてのイラクのクルド人に対するト

ルコの攻撃では、それがエスカレーションしていく深刻な危険性があった。次のような場合の副次的な影響についても考えてみよう。それは、2008年のムンバイにおけるラシュカレトイバ（Lashkar-e-Taiba）の作戦の責任を、パキスタンに負わしめることを立証するだけの十分な証拠が存在していたかどうかはまったく別として、インドが、ムンバイでの攻撃を、ラシュカレトイバに対する自衛において武力行使を正当化する「武力攻撃」として位置づけていた場合である。それにもかかわらず、パキスタン領域内のラシュカレトイバに対する武力行使は、パキスタンからすれば戦争行為としてみなされることになったであろうし、またそれら核保有国間での本格的な武力紛争の現実的な危険性を招来することになったであろう。

（b）どの攻撃に対する武力行使なのか？

次にわれわれは、本章の冒頭で確認した第2の問題に議論を移すことにする。それは、どの武力攻撃に対して標的殺害政策が遂行されているのか？というものである。第1に、主張されている自衛という論拠は、個々それぞれの攻撃に関してのものなのかどうか、攻撃の政策全体に関してのものなのかどうか、あるいは様々な個別国家に対する集団的な攻撃のそれぞれに関してのものなのかどうか、ということが確証されなければならない。殺害を遂行するためになされる個々のヘルファイアミサイルの発射が別々の自衛行為を構成するとの主張は、支持できないものである。アメリカ政府から根拠の提示はなされていないけれども、これまでに標的とされた人物のすべてが企図してきた個別のテロ行為は、それらが開始されたならば、それだけでアメリカに対する武力攻撃を構成するレベルに達していたと確信している根拠は、ほとんど見当たらない。9月11日の攻撃は「武力攻撃」のレベルに明らかに達していたけれども、その後に発覚し公表されたその他の計略の多くは、そうではなかったといえるであろう。その上、標的殺害は、計画された攻撃が差し迫った状態に接近したなんらかの形に達する以前の段階で、明らかに生じてきている。従って、個々の武力行使は、不確実な将来の脅威に対抗する予防的な攻撃として位置づけられなければならないであろう。

このことは、前述したように、9.11後の時代において論争の的になってきた自衛権法理のひとつの諸相、すなわち、先制的で予防的な武力行使にわれわれを立ち戻らせる。標的殺害は、「先制（preemptive）」もしくは「予防的（preventative）」という自衛観念に基づいて正当化されうる、ということが論じられてきている。これは、いわゆる「ブッシュ・ドクトリン」（2002年）の中に定式化された原理である。こうした主張は、個々の攻撃は個別の自衛行為を構成するという理論の中で用いられ、また、すべての標的殺害はテロ攻撃全般に対する対抗策の一環であるという議論の中で用いられる。従って、こうした主張は、分析されなければならない。「予防的」自衛権に関する主張は、自衛は国家に対する武力行使に限定されないという主張と同様、国連憲章51条と併存するより広範な慣習国際法上の原則が存在するという主張に基づいている。これらの根底をなす主張については、前述した通りである。しかしながら、これに加えて、予防的な武力行使に関連性をもつこうした強い主張はまた、国家実行とも一貫しない。ひとつの観念として

の予防的自衛は、2003年のイラク攻撃の正当化根拠として浮上した際、国際社会によって完全に退けられたのであって、確立した慣習国際法の一部とはなっていないのである。この主張は、国際司法裁判所の判断とも一致しない。予防的自衛の原則は、差し迫った武力攻撃に対する先制的な武力行使をはるかに超えるものであり、自衛権法理の基礎のひとつをなす必要性の原則を満たすことはできない。そして、予防的な武力行使を支持するこれらの主張は、9.11後の時代に増えてきた一方で、研究者の見解の主流を表してはいないのである。このことは、次のような主張をする者が出てくることにつながるかもしれない。それは、*jus ad bellum*体制は、それが的外れなものになるべきでないとするならば、国境を越えたテロリズムという新たな現実に適合されなければならない時代錯誤なものである、ということである。しかし、後述するように、このような主張は、単にテロリズムの脅威に対処するために戦争の危険性を増大させることになるであろう。

武力攻撃の存在を識別するという争点、そして標的殺害攻撃はあるひとつの武力攻撃もしくはそのような一連の攻撃に対する集合的な対抗措置に該当するというよりましな主張に立ち返れば、ドローン攻撃は、9.11という武力攻撃に対する現在進行形の武力行使として位置づけられるかもしれない。実際にこのことは、ハロルド・コーの演説の中に含意されていたことである。2001年11月（ママ）のアメリカによるアフガニスタン侵攻は、9.11の武力攻撃に対する自衛に際しての、そしてその攻撃が自国領域内から開始されまたその攻撃を計画し遂行したテロ主体を支援した国家に対する正当な武力行使であった。結果として生じたこの国際的武力紛争の範囲内において、いわんや2002年後半にアフガニスタン国内で発展してきた非国際的武力紛争の範囲内においてさえ、複数の軍事作戦は、国際人道法の諸条件が満たされる限り、アルカイダのメンバーに対して正当に遂行することができたであろう。しかし、アフガニスタンでの作戦を除けば、アルカイダやタリバーンに対するだけではなく、アフガニスタン以外の様々な国々で活動するその他のテロリストあるいは武装集団に対する現在進行形の標的殺害政策は、9.11攻撃に対する対抗措置として正当化することはますます困難となる。こうした主張は、武力行使の対象となっている主体に関連してわれわれがすでに取り組んできた争点によって引き起こされる難問に陥っている。現在標的とされているグループの多くは9.11とは関係がないし、武力は9.11攻撃に対して責任を有していない国々に対して行使されているのである。

例えば、標的殺害政策は、ハルカトゥル・ジハーディ・イスラミ（Harakat-ul Jihad Islami）のようなアルカイダの外国「連携勢力」だけではなく「パキスタンのタリバーン（Pakistani Taliban）」という上部関係組織内の様々な現地グループをも含む、パキスタンの広範なグループに対して行われているが、さらにまたハッカーニ・ネットワーク（Haqanni Network）のようなアフガニスタンでの作戦に関与するその他の独立したグループに対しても行われている。イエメンでは、アメリカ軍によって遂行された（その後、より大規模なCIAのドローン作戦によってすぐに増強された）攻撃には、アラビア半島のアルカイダ（Al Qaeda in the Arabian Peninsula: AQAP）（名称を共有しアルカイダと「連携」しているとされる一方、当初はアルカイダとは完全に独立していた）だけではなく、アルカイダとの「結びつき」をもっているとされるイエメンのイスラ

ム・ジハード（Islamic Jihad in Yemen）のようなその他の武装集団が含まれてきた。ソマリアでは、アメリカは、アルカイダとはほとんど共通点がない（もっとも、アルカイダとの「結びつき」をもっているともされる）民族主義集団であるアル・シャバブ（al-Shabaab）のメンバーを標的とし殺害してきた。アメリカ、あるいはアフガニスタンのアメリカ軍への攻撃に対して様々な程度による関与を示す証拠が存在する一方、これらグループのいずれもが、9.11の攻撃に直接的に関係しまたはアルカイダがそのような攻撃を継続しようとしたことに組み込まれたとする公表された証拠は存在していない。それ故、これらグループに対するドローン攻撃は、9.11の攻撃に対する自衛権の行使として正当化することはできないのである。アルカイダとの「連携」や「結びつき」に関する厳密さを欠いた主張は、国際的武力紛争において敵に共同戦線を張る国家間の同盟関係を類推する論拠を単純に提供することにはならない。

同様に問題なのは、すでに論じてきたように、これらの様々なグループのメンバーに対する攻撃は、どの程度まで標的とされる彼らが身をおく国々に対する武力行使に該当することになるのか、ということである。9.11の攻撃は、イエメン、ソマリア、またはパキスタンから開始されたわけでもなく、あるいはそれらの国のいずれもが、9.11の攻撃になんらの関係を有していたわけでもない。これらの国々は、（その他のグループとは別個に）アルカイダが計画しもしくは開始したその後の攻撃に対して「実質的に関与」してきたわけでもないし、あるいはその他の方法で支援してきたわけでもないのである。現在、これらの国々は、アメリカに対するその他の脅威の発射台になっているのかもしれないが、しかし、異なるグループがその後に提起した様々な脅威は、これらの国々に対する軍事力行使について、単純に9.11による正当化に一本化することはできないのである。従って、アフガニスタンの戦場を越え、9.11から10年間にもわたり9.11の実行犯とはごくわずかな結びつきしかもたない人物に対して武力を行使することは、9.11やアルカイダがそのような攻撃を継続する可能性に対してなされる自衛という正当化根拠の下では、ますます疑わしいと思われ始めている。

また別の理論とは、次のようなものであるだろう。それは、パキスタンでのドローン攻撃は、9.11に対する自衛の行動なのではなく、むしろ、パキスタン国内から作戦を行う武装勢力がアフガニスタンで叛乱対処に従事する有志連合に対して現在進行形で攻撃を行っていることに対する自衛の行動なのである、というものである。実際に、ハッカーニ・ネットワークのようなグループに対してなされた攻撃は、このようにすれば唯一確実に説明がつく。しかし、アメリカが、そのような国境を越えた攻撃を予防しようとしてパキスタンに対し武力を行使できるかどうかは、そのような攻撃の規模がアフガニスタンに対する武力攻撃となるレベルに達し、それに伴い集団的自衛権の行使として武力行使を正当化するだけのものになったかどうかという事実の確定、そして帰責性の点から、パキスタンがハッカーニ・ネットワークによるそのような攻撃の支援に対しどこまで十分に関与していたか次第なのである。

しかしながら、イエメンでの標的殺害に関する分析は、再びこれとは完全に異なるものになるであろう。AQAPのメンバーに対する標的殺害は、AQAPがアメリカに対するテロ攻撃作戦に従

事しているとの強い主張を根拠とする以外には、アフガニスタンでの非国際的武力紛争とはまったく無関係である。だが、AQAPに対する攻撃やイエメンに対する攻撃は、どのような武力攻撃に関する理論と結びつくのであろうか？恐らく、クリスマスの爆破犯のような攻撃未遂、またプリンターカードリッジ爆弾による未遂が、これにあたるのであろう。その場合、防止されたテロリストによる攻撃が、単独の自衛権を生じさせる武力攻撃を構成するほどのレベルに達していたのかどうかという問題、そして、テロリストによるこれらの行為の責任を、イエメンに対する武力行使を正当化する目的でイエメンという国家に負わせることができるのかどうかという問題は、依然として残る。また、同様の分析は、ソマリアでのアルシャバブのメンバーに対する攻撃についても必要とされるであろう。このケースでも、アメリカに対する差し迫った武力攻撃の脅威を示す証拠は、同じくほとんど存在しなかったのである。

それにもかかわらず、われわれは、これらそれぞれのシナリオの細部にわたって分析するまでもなく、次のように結論づけることは可能である。すなわちそれは、自衛に基づいてこれらの国々に対する武力行使を正当化することが可能となるかもしれない一方で、この決定的なポイントとは、正当化に関する分析が事例次第になるということである。アメリカがこれらそれぞれの国々に対する武力行使を構成する攻撃に従事する場合、自衛権の主張は、それを正当化する武力攻撃について、武力行使の対象であるグループがどの程度まで、その攻撃に責任を負っているのかについて、そして標的とされるグループが領域内に存在する国家がどの程度まで、自国に対する武力行使を正当化するほどそのグループの活動に自らが法的に責任を負いうるのかについて、それぞれ明示的に言及していなければならない。現在のアメリカによる自衛権の主張にまつわる問題点とは、これらを一切行わずに、むしろアルカイダ、タリバーン、そしてそれらと連携するその他のあらゆるグループに対して武力を行使し、またそのグループの攻撃に対する国家の現実的関与を理由としてではなく、単にその国家がそのグループの作戦を妨げることに十分に積極的ではないあるいはその能力をもたないことを理由に、そのようなグループの身柄が存在するあらゆる国に対して武力を行使する一般的な権利を強く主張している、ということなのである。

必要性の原則、均衡性の原則が、自衛に関するこのように大ざっぱで一般的な主張の下で満たされるべくもないということは、ほとんどいうまでもないことである。問題となる武力攻撃の存在が特定されない場合、あるいは標的とされる特定のグループがどの程度、武力行使によらなければ阻止できない差し迫った武力攻撃の脅威を提起しているのかが特定されない場合、武力行使が厳密に必要とされることを立証するのは、不可能なことである。同様に、防衛的な武力行使によってもたらされる損害と比較することが可能な、特定の攻撃によって引き起こされた損害の存在が特定されなければ、均衡性に基づく分析もありえない。従って、アメリカは、自衛権法理の中核となる必要性の原則と均衡性の原則を満たすために、そのような分析にとって必要となる情報を提供しなければならないのである。

要するに、イエメン、ソマリア、そしてパキスタンにおける標的殺害政策の正当化根拠としてアメリカ政府が自衛権に依拠してきたこと、少なくとも非常に一般的ないいまわしでそれを

用いてきたことは、*jus ad bellum*体制の下での自衛権の諸原則とは一貫しない。このような認定は、次のようなことを連想させる。つまり、アメリカ政府がこうした正当化に対してより詳細な支えとなるものを提示しない限り、ソマリア、イエメン、そしてパキスタンのような国々において「テロリスト」容疑者、「戦闘員」、及び「叛徒」を殺害する目的でミサイル攻撃を継続的に用いていくことは、軍事力の行使に対する禁止に違反するということである。このような結論は、十二分に厄介なものではある。しかし、長期的にみた場合、よりさらに重要なこととは、継続するこの標的殺害の実行が*jus ad bellum*体制に対して、そして*jus ad bellum*と国際人道法体制の関係に対してもたらすことになりうる潜在的な損害なのである。次章でこの点についてみていく。

Ⅳ　標的殺害政策が国際法にもたらす潜在的な影響

アメリカは、少なくとも2002年から、標的とする個人を殺害するためにドローンミサイルシステムを使用するという実行を重ねてきた。ますます多くの国々がドローンの能力を発展させてきており、またその他の国々も、*jus ad bellum*の下で武力行使を構成する異なった標的殺害の方法を用いている。こうした兆候は、アメリカが標的殺害計画を継続し、実際に拡大しようとしていることを示唆している。そして、標的殺害政策の合法性を擁護しあるいはそのような活動を許容するよう国際法上の調整を行うことを強く主張する研究論文も、ますます増えてきている。それ故、標的殺害の実行がよりさらに広まっていくようになり、また慣習国際法がアメリカの正当化根拠に含意される諸原則を反映する形で、かつ、それを支持して展開される理論的解釈に従って変動が始まっていくようになるということが、現実的に予測されるのである。

*Jus ad bellum*体制におけるそのような調整がもたらすインプリケーションのいくつかは、先の分析からも明らかである。すでに論じてきたように、過去の攻撃に対する懲罰的な措置や将来の脅威への発展を阻止するための予防的な武力行使を含むグロチウスの防衛戦争に非常に近い概念を支持する形で、狭い自衛の原則は否定されることになるであろう。自衛における正当な武力行使にとっての現在の条件、すなわち、武力攻撃が発生しもしくは差し迫っていること、必要性、そして均衡性は、大幅に希薄化されるかもしくは廃止されることであろう。自衛権の法理だけではなく集団安全保障体制のその他の側面もまた、さらに緩和されることになるであろう。戦争の正当原因にあたるグロチウスの法の執行という観念に立ち返りそこから出発することで、調整された*jus ad bellum*体制は、自ら法の執行を行うことができない国家管轄権が及ぶ地域で実質的に国際法を執行するために、非国家主体自体を攻撃する目的をもって国家に対するまた国家領域内での一方的な武力行使を潜在的に許容することになるかもしれない。このことは、自衛権という概念をよりさらに蝕んでいくだけではなく、現在国連安保理が国連憲章7章に基づき「法の執行」の目的で武力行使を授権しなければならないという排他的な管轄権をも蝕むことになるであろう。従って、武力行使に対する国連憲章2条4項に基づく禁止のこれら2つの例外は、拡張され

ることになるであろう。

しかしながらこれに加え、標的殺害政策は、*jus ad bellum*体制における別の落とし穴を生み出す恐れがある。この明白とはならない損傷は、国際人道法体制についても同じく求められることになる変化、そしてこの2つの体制間の基本的な関係性に対して結果的にもたらされる変容から生じてくることになるであろう。これらの変化は、この2つの体制の間に存続している結びつきを完全に分断させることにつながるかもしれない。実際に、アメリカ連邦議会でこの主題について複数回証言してきたケネス・アンダーソン（Kenneth Anderson）は、まさにこのような立場を強く主張し、アメリカは、標的殺害の過程でなされる他国に対する武力行使が自衛権によって正当化される一方、それが国際的武力紛争の存在もしくは国際人道法の諸原則の効力を発動するようなレベルにまで達することはないと断言すべきであると示唆している。もし慣習国際法がそのような流れに沿って展開してきたとすれば、武力行使のタイプをいにしえに向かって段階的に移行することで生まれるこうした変化は、*jus ad bellum*体制と国際人道法体制から構成される制度の一体性を破壊することになるであろう。そして、国家が国際人道法体制によって課された制約と条件に従うことなく武力を行使できる法的な「ブラックホール」が、存在することになるであろう。

ハロルド・コーが示した2つの柱からなる正当化根拠の構造も、上記とは異なるそしてよりさらに同様に問題の多い方法によってではあるけれども、*jus ad bellum*と国際人道法の関係性を分断する内容を暗に含んでいる。コーによる政策上の正当化根拠は、みたところ、それぞれ独立しかつどちらかを選択すべき2つの主張から構成されている。すなわちそれは、アメリカは、アルカイダや連携グループと武力紛争状態にあり、そして、この行為は、自衛権の行使として正当化されるというものである。このことは、アメリカには標的とされる個人に対してだけではなく、テロリストたちの身柄が存在する国家に対しても武力を行使する両方の根拠が認められることを示唆しているように思われる。換言すれば、この主張の第1の柱とは、アルカイダのメンバーを標的とする目的をもって別の主権国家に対し武力を行使することは、アルカイダとの武力紛争の存在によって正当化される、というものである。このことが実際にコーの政策上の正当化根拠の狙いだとすれば、それは次のような理由で、異常なまでの動態を意味するものとなる。その理由とは、コーによる政策上の正当化根拠は、武力紛争の新しいカテゴリー（つまり、地理的制約のない「国境を越えた」武力紛争）を創設しようとしているだけではなく、別の国家に対する武力行使について、まったく*jus ad bellum*に基づく正当化根拠を必要としないとほのめかしている、というものである。むしろ、コーの理論的解釈がもたらすインプリケーションとは、国際人道法に基づく武力紛争の存在は、それ自体が*jus ad bellum*体制に基づく武力による威嚇または武力の行使に対する禁止を免除する根拠を与える、というものなのである。

この正当化根拠に対するこうした解釈は、これは法的意見ではないとその際に断りを入れていたコー氏の演説の言葉からだけでは強く主張することはできない。この2つの正当化根拠は、性質上それぞれ独立しかつどちらかを選択すべきものとしてというよりはむしろ、補充的なものと

して説明することが可能となるであろう。しかし、標的殺害政策を遂行するアメリカの行状は、これら2つのそれぞれ独立した正当化根拠に基づいているということを確認しているように思われることであろう。9.11の攻撃とは関係のないグループや国家に対する攻撃は、非国家主体がどの場所にあろうとも、こうした武力が非国家主体自体に対して行使されうるという奇抜な考えによって、いく分説明がつくことになるかもしれない。しかし、犯行を犯した非国家主体の存在が認められる国家になんらかの厳格な責任があることを仮定したとしても、このような説明は今もなお、それぞれのグループが開始した特定の武力攻撃と、それとは異なるグループに対する武力行使とを結びつけることができていないことをまったく釈明できてはいない。この事実は、アメリカが、次のようなそれぞれの主張に、完全個別的に依拠してもいるということを示唆している。それは、アメリカが、これらすべてのグループとの武力紛争に従事しているとの主張、そして、そのような武力紛争の存在が、それらグループが活動している可能性のある国家に対して武力行使を行うための独立した正当化根拠を提供するとの主張である。

現在、*jus ad bellum*にいう最初になされた武力行使が、国際的武力紛争を生じさせ国際人道法の効力を発動するものとして理解される一方、標的殺害政策が示唆する変化は、第三国に対する最初の武力行使を正当化するために「国境を越えた」武力紛争なるものの存在を許容することで、この理解を混乱させることであろう。現在、この2つの体制は、武力行使や結果的に生じた武力紛争におけるその他の敵対行為を規律するひとつの体制を伴いながら、戦争に関連するすべての法制度の中の２つの構成要素として機能しているが、このアメリカの政策が企図する動態は、単一の制度内で独立しながらも相互に関連するこれらの役割を終わらせ、また本質的に*jus ad bellum*体制の諸側面になり代わるために国際人道法の役割と範囲を拡大することになるであろう。このことは、国家の武力行使に対する*jus ad bellum*体制によるコントロールを根本的に弱めることになるだけではなく、戦争、より現代的ないい方をすれば武力行使や武力紛争がこれらの現象の様々な側面を規律する特殊な法の効力を発動させる法的状態を構成する、という核となる考え方をひょっとしたら徐々に損なうことになるのかもしれない。「戦争」が、そのすべての側面を規律し抑制することを狙いとする一貫性をもった法制度によって特徴づけられる法体制を構成するよりはむしろ、一定の種類の組織化された暴力を表現するために用いられる単なる言葉であったグロチウス以前の視点に立ち戻る危険性が存在しているのである。

いわゆる「グローバルなテロとの戦い」というアメリカのアプローチには、戦争法の諸原則をつまみ食い的に利用し、いつまたどのようにして同法制度が運用されるべきかを決定づけるその制度内の基準そのものとは相容れない方法や状況でもって、それらの原則を適用するという傾向がみられる。このことは、戦争法が本質的に一貫した法制度から構成されているという考え方について、一種見下していることを表している。要するに、*jus ad bellum*体制そのものや*jus ad bellum*体制と国際人道法体制の関係性に対して、つまりは戦争法制度全体に対して主張されるこうした変革は、世紀をまたいでこの制度が展開してきた軌跡からの際だった逸脱となるであろうし、また、第2次世界大戦後に国連体制を創設する際に行った慎重な決断を否認することになる

であろう。

私の主張の前提とは、過去の原則に回帰することがすべて本質的に退行的となる、というものではない。過去の一定の慣行に好意的な近年の刷新的な試みを拒絶することは、国境を越えた新たな脅威にもかかわらず、ある人にとっては魅力的なことであるのかもしれない。ここでの議論とは、国際法制度は国境を越えたテロの脅威に対応するよう適合されなければならないだろう、という考え方を否定することですらない。むしろ、ここでのポイントとは、標的殺害政策に含意されこの政策の支持者が主張する国際法制度に対するある種の変革は、国家対国家の武力行使に対して課せられてきた限定や制約を抜本的に緩めるものとして機能するであろう、というものである。そこで放棄される近代の諸原則は、武力行使を制限し国家間の武力紛争に付随する事態を縮減するために創設された。これらの考え方を拒絶し戦争法に関する旧来の観念に回帰することは、戦争を国策の合法的な手段とする制度の諸側面を復権させるであろうし、また国際的武力紛争は、これまで以上に頻発し拡大することになるであろう。

標的殺害をめぐり全体として行われてきた議論は、国境を越えたテロの脅威が提起する特定の問題について、そして、標的殺害というこの望ましい政策上の選択肢のいくつかを阻むことになる法的限定をいかに操作するかという点に絞って焦点があてられている。そのため、これらの議論では、より広い文脈について、またこれらの法的制約に対して企図されている変革がそれらをも含むより広範な法制度に対して与えるであろう帰結について十分な考慮がなされていない。こうした議論は、イエメンにおけるAQAPのメンバーの殺害を合法化し、自衛の概念を拡大し、そして国家が非国家主体との「国境を越えた」武力紛争という推定の下に武力を行使できると示唆することを目的として、アメリカ政府による目下の要求を満たすことにつながるだろう。ここでの問題とは、*jus ad bellum*体制はあらゆる国家の武力行使に適用されるということであり、テロリズムのみに対処するよう仕立てられ調整されているわけではない、ということである。自衛の法理は、予防的な要素並びに懲罰的な要素を含むように拡張されるとすれば、あらゆる*jus ad bellum*の目的のために拡張されることになるであろう。拡張された自衛の法理は、将来の攻撃を企んでいるとされる個々のテロリストを殺害するための武力行使を正当化するだけではなく、将来的な侵略を準備している疑いのある国家の軍事施設を攻撃するための武力行使をも正当化することになるであろう。非国家主体を「匿う」国家に対する武力行使の基準がかなり緩められるとするならば、国家責任と武力行使の基準の間に存在する切れ目は、あらゆる目的のために緩められることになるであろう。*Jus ad bellum*と国際人道法の関係が、*jus ad bellum*体制とは完全に無関係な武力行使の正当化根拠を創設するように切断されあるいは変更されるとすれば、国家は、非国家主体全般との間で自称武力紛争にあることを口実として、他国に対し武力を行使する権利を与えられることになるであろう。

われわれは、これら刷新的な試みのそれぞれについて、とりわけ凶悪な攻撃に責任を有するテログループに対する作戦に関連するものとして、また自国領域内で活動するテロリストに対処するために必要な行動をとることに特に消極的であるかあるいはその能力をもたない国家に適用さ

れるものとして、捉えるかもしれない。けれども、実際には、標的殺害政策によって促進されている変容を食い止める明確な基準もしくは限定は、一切存在しないのである。武力行使に対する現在の法的限定を緩め、新たにしかし不十分に定められた基準を導入することは、国家にとって、対テロ目的とは関係のない理由で他国に対して武力を行使する機会を拡げることになるであろう。ジェレミー・ウォルドロン（Jeremy Waldron）が本書の第4章で論じているのにならえば、われわれが非常に特殊な標的殺害政策を正当化するという利益を発展させていく危険な状態にあるという一般的な規範に対しては、より慎重な思考がなされなければならない。究極的には、国家間の戦争は、非常に重大な脅威であるし、国境を越えたテロリズムが提起する危険をはるかに超える人類の苦難の潜在的な源泉である。この事実は、とりわけアルカイダやその他のテロ組織が核兵器を求める時代にあっては、テロリズムが提起する危険性を矮小化しない。けれども、われわれは、大きな構想の枠組みからみてなお深刻なものではない脅威に対処するためには、武力行使を限定する目的でまた国際的武力紛争に付随する事態を縮小する目的で構築された制度を損なわないよう慎重でなければならないのである。

〔解説〕

１．本邦訳は、Targeted Killings: Law and Morality in an Asymmetrical World （Claire Finkelstein et al. eds., 2012）所収のCraig Martin, *Going Medieval: Targeted Killing, Self-defense and the* Jus ad Bellum *Regime*の全訳である。なお、原論文には、示唆に富む多くの脚注も付されているが、ここでは紙幅の関係等もあり、残念ながら割愛せざるをえなかった。

著者のクレイグ・マーティン氏は、カナダ王立国防大学を卒業後、一時期カナダ海軍に在籍し、その後、大阪大学、トロント大学、ペンシルバニア大学で学び学位を取得した後、2011年より現職にある。専門分野も、武力行使及び戦争法にかかわる国際法、国家の戦争権限に重点をおいた比較憲法など多岐に及んでいる。また、日本国憲法の平和主義研究に関する日本国外での第一人者でもあり、憲法9条をとりまく状況や改憲動向などについても、精力的に論稿を発表し続けている。日米の安全保障法制及び政策に通暁し、しかもそれらに対しては常に透徹した視点から批判的検討を行っており、非常に希有な存在の研究者であるということができよう。

そのような学問的姿勢を貫くマーティン氏が、アメリカによる標的殺害という対テロ戦略を幅広い法的知見から批判的に分析した本論文は、アメリカに追随する形で集団的自衛権行使容認を含む「切れ目のない」安全保障法制の整備に突き進み、ついには本年９月19日に可決させた現在の日本にとっても重要な示唆を与えるものと考え、ここに訳出を試みた。

２．とりわけ2002年以降、アメリカは、無人攻撃機をアメリカ領域外で用いテロリストをピンポイントで殺害する「標的殺害（targeted killing）」政策を採用するようになった。その件数は、ブッシュ（George W. Bush）政権時代よりも、2009年1月にオバマ（Barack H. Obama）政権が誕生した後、格段に増加したとされている。もちろん、こうした無人攻撃機による作戦では、それ

に付随して多くの一般市民も犠牲になっており、国際的な批判も強まっている（アメリカによる無人攻撃機を用いた近年の標的殺害のデータについては、シンクタンク・ニューアメリカ財団（New America Foundation）の下記URLのサイトに詳しい。http://securitydata.newamerica.net/）。しかしながら、当のアメリカ自身は、こうした作戦の全容については依然として明らかにしていないものの、2001年９月11日のテロ攻撃を行ったアルカイダを始めとするテロリストに対する自衛権の行使として、しばしばこれを法的に正当化しようとしている（アメリカ国内での標的殺害をめぐる現在の法的議論を素描したものとして、拙稿「アメリカ合衆国による『標的殺害（targeted killing）』をめぐる憲法問題・序説」『三重法経』145号（2015年）１頁以下参照）。

３．このような状況に対し、本論文においてマーティン氏は、*jus ad bellum*としての自衛権の観点から、こうした主張が認められないとする論拠を詳細に提示している。ここで、本稿における重要なキーワードとなっている*jus ad bellum*とは、平たくいえば「武力行使を開始する合法性に関する法」ないしは「武力行使に訴える正当化事由」のことを指す。かつては、「戦争」は主権国家が紛争を解決する際の権利として認められていたが、とりわけ20世紀以降、世界的な「戦争違法化」の潮流の中で、こうした*jus ad bellum*の余地は徐々に狭められていった。そして、第2次世界大戦後に成立した国連憲章の下では、国際法的には「戦争」よりも広い概念である「武力の行使」が違法化され（同２条４項）、その例外として残ったのが、*jus ad bellum*としての自衛権（同51条）だったのである。

マーティン氏は、とりわけ国連体制下における*jus ad bellum*の意義を、一貫して「国家間の武力紛争に付随する事態を縮減するという目的で、武力行使に対するより強力な統制制度を創設する努力」（134頁）の到達点として位置づけている。*Jus ad bellum*としての自衛権も、本来的にはこうした方向性の中で理解される必要があり、そこには必要性や均衡性といった厳格な限定が課せられることになる。換言すれば、アメリカが採用する標的殺害政策は、この基本的な枠組みを大きく踏み越える危険性を随伴するのである。

４．その中でも、マーティン氏が特に強調しているのが、主権国家そのものに対する自衛権行使とは異なり、こうしたテロリストのような非国家主体を相手とする武力行使がどの主体に対して行われているのか、そしてこの武力行使がいつ行われたどの武力攻撃に対してなされているのか、という点である。ここから派生してくるのは、どのような非国家主体が主権国家による武力行使の対象となりうるのか、ひいては、その非国家主体がたまたま所在する第三国に対して自衛権を根拠に武力行使をすることは可能なのか、という問題でもある。いずれも、自衛権を口実とした際限なき武力行使に突破口を開くものといえるであろう。今後は、こうした指摘も踏まえながら、アメリカ（大統領）による自衛権行使とそれに対する立憲的統制の方途についても検討を行っていきたいと考えている。

ちなみに、邦題とした「中世への逆行」には若干の意訳が含まれているが、これに絡んで、マーティン氏による本論文中での次の警句に、改めて注目しておきたい。「標的殺害政策に含意されこの政策の支持者が主張する国際法制度に対するある種の変革は、国家対国家の武力行使に

対して課せられてきた限定や制約を抜本的に緩めるものとして機能する･･･。そこで放棄される近代の諸原則は、武力行使を制限し国家間の武力紛争に付随する事態を縮減するために創設された。これらの考え方を拒絶し戦争法に関する旧来の観念に回帰することは、戦争を国策の合法的な手段とする制度の諸側面を復権させるであろうし、また国際的武力紛争は、これまで以上に頻発し拡大することになるであろう」（152頁）。

５．なお、2015年３月18日、訳者は、立命館大学国際地域研究所「平和主義研究会」主催の第６回研究会で、マーティン氏による「岐路に立つ憲法９条：日本の平和憲法の過去・現在・未来（Article 9 at a Crossroads: The Past, Present and Future of Japan's Peace Constitution）」と題する報告に接する機会に恵まれた。その席で、マーティン氏に本論文の邦訳と公刊の許可をお願いしたところ、快く了承していただいた。この場を借りて、マーティン氏のご厚情に深く感謝申し上げる次第である。

2014年度地域問題研究所活動記録

（ *2014年4月～2015年3月* ）

1　地域問題研究所概要

2　地域問題研究所活動日誌

3　地域問題研究所刊行物

4　受入図書･雑誌

5　研究活動

6　研究員業績一覧

1　地域問題研究所概要

（1）学則

第 10 章の 2　地域問題研究所

（地域問題研究所）

第 63 条の 2　本学に、地域問題研究所を置く。

2　地域問題研究所に関し必要な事項は、別に定める。

（2）地域問題研究所規定

第１条（名称）	の研究所は、三重短期大学学則第 65 条に基づき、三重短期大学付属施設として設置し、三重短期大学地域問題研究所（以下研究所という）と称する。
第２条（目的）	研究所は、本学がよって立つ地域社会に関わる諸問題の調査研究を行い、もって、地域社会の生活と文化の向上に寄与し、あわせて、本学の教育・研究の発展に資することを目的とする。
第３条（所員） 2	本学の専任教員は研究所の所員となる。 所員は総会での議決を行う。また、研究所の施設・資料の利用、研究所の刊行物への研究成果の掲載を行うことができる。
第４条（事業）	研究所は、その目的を達するため、必要に応じて三重短期大学地域連携センターと協力して次の事業を行う。 一　調査および研究 二　文献・資料・情報の収集・保管・閲覧及び関係機関との研究・文献資料などの交流 三　研究会の開催及び研究成果の公表 四　その他研究所の目的達成のために必要と認められる事業
第５条（著作権）	研究所の刊行物に掲載された著作物の著作権は研究所に属する。
第６条（運営組織）	研究所には、研究所長、総会、運営委員会を置く。
第７条（研究所長） 2 3	研究所長は、総会の推薦に基づき、学長が任命する。 所長は、研究所の業務を掌理し、研究所を代表する。 所長の任期は２年とし、再任を妨げない。
第８条（総会） 2 3	基本事項は総会において審議・決定する。 議長は所長とし、所長は必要と認めた時、または所員から要請があった時に総会を招集する。総会は所員の過半数の出席により成立する。 本条第１項にいう基本事項とはつぎのものをいう。 一　年度事業計画及び予算の作成、決算の承認 二　研究員の推薦 三　研究所長の推薦 四　その他研究所に関する重要事項
第９条（運営委員会） 2 3 4	研究所の運営を行うため、運営委員会を置く。 運営委員は、所長、両科選出の運営委員２名、研究員の互選による若干名とし、学長が任命する。 運営委員の任期は２年とし、再任を妨げない。 運営委員会の議長は所長とし、所長は研究所の運営のために、定期的に委員会を開催する。

第 10 条（研究員） 2	研究員は、研究費の支給を受けて地域研究を進め、また互選により研究所運営委員となることができる。 研究員は、所長が総会にはかって、所員の中から推薦し、教授会の議を経て学長が任命する。
第 11 条(特別研究員)	特別研究員は、広く学内外に人材を求め、所長が総会にはかって推薦し、教授会の議を経て学長が任命する。
第 12 条（雑則）	この規程に定めるものの他、規程の施行に関し必要な事項は別に定める。
付則 2	本規程は２００８年４月１日から施行する。 この規程の施行の際、旧研究室規程により現に室長、運営委員または研究員となっている者の取り扱いについては、それぞれ新規程による、所長、運営委員、研究員とみなす。

（３）2014 年度研究所構成員

所長	長友　薫輝	（生活科学科教授）
運営委員（法経科）	茂木　陽一	（法経科教授）
運営委員（生活科学科）	上山　英三	（生活科学科教授）
年報担当	杉山　直	（法経科准教授）
通信担当	田中　里美	（法経科准教授）
会計担当	長友　薫輝	（生活科学科教授）
ＨＰ担当	雨宮　照雄	（法経科教授）
交流集会担当	長友　薫輝	（生活科学科教授）
研究員	茂木　陽一	（法経科教授）
	雨宮　照雄	（法経科教授）
	楠本　孝	（法経科教授）
	杉山　直	（法経科准教授）
	三宅　裕一郎	（法経科教授）
	田中　里美	（法経科准教授）
	長友　薫輝	（生活科学科教授）
	駒田　亜衣	（生活科学科准教授）
	北村　香織	（生活科学科准教授）
奨励研究員	長友　薫輝	（生活科学科教授）
特別研究員	岩田　俊二	（NPO 法人弱者のための暮らし・まちづくり支援センター副理事長）
	藪本　治子	（三重県食文化研究会）
	谷口　水穂	（三重短期大学名誉教授）
助手	田中 里佳	

2　地域問題研究所活動日誌

2014 年 4 月 10 日	**運営委員会議** 法経科共同研究室にて 地研研究員申請・承認について、地研各担当(案)について
4 月 17 日	**所員総会** 第一演習室にて 地研研究員承認について、地研運営体制承認について
5 月 8 日	**運営委員会議** 法経科共同研究室にて 今年度研究費配分について、各担当から
6 月 19 日	**所員総会** 第一演習室にて 今年度研究費配分承認について
8 月 29 日	**「地研通信」第 115 号発行　8 頁** 2014 年度研究員一覧/研究概要/運営体制/ 2014 年診療報酬改定と地域包括ケア病棟　武田　誠一/ 受入図書一覧/編集後記
9 月 30 日	**『地研年報』第 19 号発行　86 頁** 若年層における野菜料理の嗜好型官能評価 -地域連携を目指した野菜レシピの開発を目指して-　阿部稚里 社会保障制度改革と自治体病院 -地域住民と専門職が展望する地域医療に向けて-　長友薫輝 『大蔵省記録抜粋』（二）　茂木陽一 2013 年度地域問題研究所活動記録 地域問題研究所概要/地域問題研究所活動日誌/地域問題研究所刊行物/ 受入図書・雑誌/研究活動/研究員業績一覧
10 月 4 日	**第 49 回地域問題研究交流集会 開催**（第 11 回三重県福祉セミナー共催） 三重短期大学　41 番教室にて “声なき声へのアプローチ～支えあうまちをめざして～” 基調講演「相談からまちづくりへ～がんばらないけどあきらめない～」 山口浩次（大津市社会福祉協議会 地域福祉課長） シンポジウム「声なき声へのアプローチ～支えあうまちをめざして～」 松岡典子（ＭＣサポートセンターみっくみえ代表） 村田順一（三重ローカルアクトよりそいホットライン） 田中伸二（津市社会福祉協議会 地域福祉課長） 青木幸枝（エスペランサ代表 元小学校教諭）
2015 年 1 月 29 日	**運営委員会議** 法経科共同研究室にて 各担当から、次年度研究員募集・各担当について
1 月 31 日	**「地研通信」116 号発行　12 頁** 高等学校国語教科書「書くこと」教材の分析 -昭和 30～40 年代を事例として-　清道亜都子/ 住環境の再生における住民参加型計画及び事業の取り組み -住民参加方式による公営住宅建替え計画及び事業の事例-　小野寺一成/ 受入図書一覧/編集後記

3 月 19 日　**第 50 回地意味問題研究交流集会 開催**
三重短期大学　演習室 1 にて
田中里美「内部留保と法人税制」
杉山　直「東海地区におけるコミュニティ・ユニオンの組織と活動」
雨宮照雄「三重県における市町村合併の財政検証」
茂木陽一「島根県に於ける近代マビキ慣行について」
岩田俊二「香良洲浜浦、桜橋 1 丁目、栗真根上自治会における災害弱者アンケートから見た援護対策の課題」

3 月 31 日　**「地研通信」117・118 合併号発行　32 頁**
第 49 回地域問題研究交流集会報告(要旨)
基調講演「相談からまちづくりへ～がんばらないけどあきらめない～」/
シンポジウム「声なき声へのアプローチ～支えあうまちをめざして～」/
編集後記

3　地域問題研究所刊行物

地研通信

号数	発行日	内容	頁数
115 号	2014.8.29	2014 年度研究員一覧/研究概要/運営体制/ 2014 年診療報酬改定と地域包括ケア病棟　武田　誠一/ 受入図書一覧/編集後記	8
116 号	2015.1.31	高等学校国語教科書「書くこと」教材の分析 -昭和 30～40 年代を事例として-　清道亜都子/ 住環境の再生における住民参加型計画及び事業の取り組み -住民参加方式による公営住宅建替え計画及び事業の事例- 小野寺一成/受入図書一覧/編集後記	12
117/118 号	2015.3.31	第 49 回地域問題研究交流集会報告(要旨) 基調講演「相談からまちづくりへ～がんばらないけどあきらめない～」/シンポジウム「声なき声へのアプローチ～支えあうまちをめざして～」/編集後記	32

地研年報

第 19 号　2014. 9. 30 発行　86 頁

【論説】
若年層における野菜料理の嗜好型官能評価
−地域連携を目指した野菜レシピの開発を目指して−　阿部稚里
社会保障制度改革と自治体病院
−地域住民と専門職が展望する地域医療に向けて−　長友薫輝

【紹介】
『大蔵省記録抜粋』（二）　茂木陽一

2013 年度地域問題研究所活動記録
地域問題研究所概要/地域問題研究所活動日誌/地域問題研究所刊行物
受入図書・雑誌/研究活動/研究員業績一覧

4　受入図書･雑誌

（１）収集図書冊数 2014 年度　　１４２冊

（２）受入雑誌一覧

自治研究	自治総研	地方財政	地方税
住民と自治	地方自治職員研修	自治体法務研究	都市政策
労働法令通信	労政時報	日経ものづくり	工場管理
中小商工業研究	協同の發見	AFF	新都市
地域開発	人と国土　２１	月刊　福祉	社会福祉研究
総合社会福祉研究	働くものの健康	労働と医学	日経メディカル
厚生の指標	月刊　介護保険	人権と部落問題	部落問題研究
部落解放研究	人口問題研究	月刊　イオ	国際人流
週刊　教育資料	教育	教育展望	社会教育
広報　津	ほっと通信	CURES	三銀レポート
調査 News	地域社会	ちもんけん	地域問題研究
労働経済判例速報	判例 地方自治	福祉新聞	犯罪と非行
経済	罪と罰	法と民主主義	

5　研究活動

研究員名 (共同研究者)	研究テーマ	研究概要
田中　里美	ファンドに支配された企業の経営分析 ～不公正ファイナンスの問題を中心として～	近年、ファンドに支配された企業が多くみられる。 例えば、アデランスはスティールパートナーズの支配のもとで経営不振におちいった。昭和ホールディングスは、ＡＰＦファンドの支配のもとで多額の現金預金が流出した状態になっている。カイジョー株式会社はフェニックスキャピタルの支配のもと多額の借金の返済を行い、事業規模が縮小した。他にもファンドに支配された企業は多くあり、その中で多くの問題が生じている。ファンドに支配された企業の中で起こっている問題を会計的側面から分析する。 こうした研究結果が、中部地区の企業でも参考になると考える。

駒田　亜衣 (藪本治子) (谷口水穂)	三重県に伝わる郷土料理からみる味の特性とその背景について ―味噌と醤油を中心として―	三重県を北勢、中・南勢、伊賀、志摩、東紀州の 5 つの地域に分け、現在も残っている郷土料理の味付けについてそれぞれの特徴を明らかにする。 調味料は味噌と醤油を中心とし、県内 5 地域だけでなく、近隣府県でも聞き取り調査を実施し、関連や相違点を探る。 また、過去の文献等から判る歴史的背景とも併せて味の特性について明らかにする。
杉山　直	東海地区におけるコミュニティユニオンの労使関係機構に関する研究	コミュニティユニオンは数多くの労働者の個人紛争解決を解決してきているが、同じ職場に複数以上の組合員がユニオンに加入することによって、「分会」を組織するユニオンもある。 そして、分会を組織したユニオンは分会の労働条件の改善のために、経営者と交渉をしている。しかしながら、その交渉のあり方は、それぞれのユニオンで異なっている。 そこで、ユニオンにおける労使交渉の現状を確認し、「新しい労働運動」であるユニオン運動における労使関係機構のあり方について検討したい。
茂木　陽一	近代マビキ慣行の比較研究	三重県における近代マビキ慣行の分析から抽出した、検証方法を島根県に適用して、近代マビキ慣行における共通性と差異性を明らかにする。 史料素材として、山陰中央新報を中心とした地方新聞記事を利用する。
三宅　裕一郎	アメリカ合衆国による「対テロ戦争」と日本の各セクターへの影響	2011 年 5 月、国際テロ組織・アルカイダの頭目とされてきたオサマ・ビンラディンが、アメリカ特殊部隊によって殺害された。もっとも、その後も国際テロによる犠牲は減少するどころか、むしろ新たな暴力の連鎖を生み出している。そして、このようなアメリカによる軍事戦略は、アメリカの国内経済の疲弊から、強力な同盟国と位置づける日本の各セクター（自衛隊、自治体、民間企業）のバックアップを今後ますます不可欠なものとしていくことであろう。 本研究では、ますます緊密化する日米安保体制の相手国であるアメリカの「対テロ戦争」の一局面に光をあてその立憲的統制並びに法的統制の可能性を明らかにしていくと共に、そうしたアメリカの軍事戦略に対する防波堤としての憲法 9 条の可能性について検証していきたい。
北村　香織	津市における公共交通の役割とあり方 ～すみやすいまちづくりの為に	三重県は都道府県別自家用車の 100 世帯当たり保有台数が全国 12 位であり、県庁所在地である津市においても車での移動を念頭においた街のつくりになっている。つまり、車が運転できないものにとっては暮らしにくい。 津市は山間部を含めた広範囲を行政区域とするため、地域ごとの特徴も異なるが、それでもすみやすいまちを目指して公共交通を含めたまちづくりのビジョンが必要であろう。 今年度は、津市の抱える移動の問題について分析し、考察したい。

雨宮　照雄	①市町村合併の財政分析 ②自治体財政分析手法の開発	①三重県の市町村合併が財政運営にどのような影響を与えたのかを検証していく。 ②従来、決算統計をベースに実質収支比率、経常収支比率、実質公債費比率などの指標を用いて行われてきた自治体財政分析と財務諸表に基づく財政分析とを整理し、統一的な自治体財政分析手法を提示したい。
長友　薫輝	皆保険体制による医療保障の現状と課題	2013 年 12 月に成立したいわゆる「社会保障改革プログラム法」等により、社会保障の解体などが危惧されている。こうした状況下において、皆保険体制による医療保障はどのような影響を受ける可能性があるのか、またどのような医療保障が望ましいのかを地域医療調査、国民健康保険に関する調査を進める準備を図る。
楠本　孝	戦前・戦中期の外国人管理法制について	外国人登録法の前身となる戦前・戦中期の外国人管理法制の研究を通して、戦後の外国人登録法制定の意義を検討する。
奨励研究員 長友　薫輝	住民がすすめる地域政策づくりに実践交流	地域の自治組織機能の低下が顕著となっている一方で、旧来の自治組織をはじめ市民活動団体等がともに主体となって地域づくりや地域政策づくりを図り実践する例がみられる。 こうした団体の実践報告等をもとに地域政策づくりの交流を進めたい。
特別研究員 岩田　俊二 *所属等：ＮＰＯ法人　弱者のための暮らし・まちづくり支援センター副理事長*	津市における災害弱者を中心とした地震・津波対策に関する実証的研究（継続）	津市の香良洲地区，南立誠地区，栗真地区の 3 地区について，2012 年度は津波の浸水深想定や避難上の障害物，避難困難者の居る施設，避難場所等について実態を調査し避難方法を分析し，2013 年度は香良洲浜浦，南立誠桜橋 1 丁目，栗真根上の自主防災組織について，高齢者障害者等弱者の避難についてアンケート調査を実施した。2014 年度は避難の課題や対策を研究する。
特別研究員 薮本　治子 (駒田亜衣) (谷口水穂) *所属等：三重食文化研究会*	三重県に伝わる郷土料理からみる味の特性とその背景について ―味噌と醤油を中心として―	駒田研究員の共同研究者　聞き取り調査、資料収集担当
特別研究員 谷口　水穂 (駒田亜衣) (薮本治子) *所属等：三重短期大学 名誉教授*	三重県に伝わる郷土料理からみる味の特性とその背景について ―味噌と醤油を中心として―	駒田研究員の共同研究者　聞き取り調査、資料収集担当

6　研究員業績一覧（2014 年4月～2015 年 3 月）

雨宮　照雄

社会的活動実績

共同研究：

三重県地方自治研究センターとの共同研究「三重県における市町村合併の財政検証」

地域連携事業：

オープンカレッジ（2012 年 12 月）『消費税をどうするか』

その他の社会的活動：

大学基準協会短期大学評価委員

大学基準協会短期大学評価財務分科会主査

講演：

「市町村財政の分析」（三重県地方市研究センター）

茂木　陽一

研究活動実績

著書：

『三重県史通史編近現代 1 』、三重県、2015 年 3 月（共著）

その他著作：

資料紹介「大蔵省考課状　紙幣寮　旧藩札ノ部（三完）」2015 年 3 月、『三重法経』147 号

資料紹介「大蔵省記録抜粋（二）」、『地研年報』19 号、2014 年 10 月、

その他報告：

「出生転換の東西比較科研」第一回研究会報告「近代島根のマビキ慣行」（2014/7/26）

助成研究（外部研究費、含科研費）：

文化庁・三重県･松阪市「長谷川家文書調査」（継続）

科研費補助金　基盤研究（B）「行き倒れに関する国際的地域比較史研究―移動する弱者の社会的救済・行政的対応の分析」（代表藤本清二郎　連携研究者）

助成研究（津市、三重短大の内部研究費、含地研研究）：

2014 年度地域問題研究所研究員「近代マビキ慣行の比較研究」

社会的活動実績

学外講演会講師：

島根大学山陰研究センター山陰研究サロン講演「島根県における近代マビキ慣行」（2014/7/16）

学外の学会・審議会・委員会：

三重県史編纂専門委員

松阪市長谷川家文書調査委員会委員

楠本　孝

研究活動実績

助成研究（津市、三重短大の内部研究費、含地研研究）：

地域問題研究所研究員「戦前・戦中期の外国人法制」

社会的活動実績

学外の学会・審議会・委員会：

津市青少年問題協議会委員

津市教育委員会「学校へ行こう in 津」就学ガイダンス実行委員会アドバイザー

学外の講演会･研修会講師：

出前講義「外国人との共生について」2015 年 3 月

杉山　直

研究活動実績

論文

「赤字業績下におけるトヨタと関連企業の賃金格差」『中京企業研究』第 36 号，2014 年 12 月

その他

「自動車産業」大原社会問題研究所『2014 年版日本労働年鑑』旬報社，2014 年 6 月

「コミュニティ・ユニオンの組織と活動」愛知労働問題研究所『所報』第 179 号、2014 年 11 月

「トヨタ支配の系譜」大阪労災職業病対策連絡会『労働と健康』第 246 号、2014 年 11 月

「人間らしい仕事と生活のために」三重短期大学附属図書館『図書館だより』第 42 号、2014 年 12 月

「いま、トヨタの労使で議論されていること」愛知労働問題研究所『所報』第 181 号、2015 年 3 月

学会報告

「コミュニティ・ユニオンの組織と機能」地域問題研究所研究交流集会、2015 年 3 月 20 日

助成研究

地研研究「東海地区におけるコミュニティユニオンの労使関係機構に関する研究」

地域連携事業

「雇用と人事の今とディセントワーク」三重短期大学オープンカレッジ、2014 年 10 月 4 日

三宅　裕一郎

研究活動実績

著書：

『判例ナビゲーション憲法』（日本評論社）

論文

「持続可能な社会に向けた『平和の構想』」『法の科学』45 号

「アメリカ合衆国による『標的殺害(targeted killing)をめぐる憲法問題・序説』『三重法経』145 号」

学会等報告

「2014．7．1 閣議決定に伴う安保関連法制整備についての一考察」　平和憲法研究会（明治大学）　2014 年 10 月 5 日

「憲法学からみた子どもの貧困」　生存権がみえる会主催シンポジウム「『子どもの貧困』ってなに？」　2014 年 10 月 19 日

社会的活動実績

学外審議会委員等

名張市情報公開審査会委員　2012 年 4 月～、

名張市個人情報保護審査会委員　2012 年 4 月～、

津地方裁判所委員会委員　2012 年 12 月～

学外講演会講師等

「今なぜ、特定秘密保護法か－並走する『改憲』潮流のひとつとして－」　三重県生活協同組合連合会学習会　2014 年 6 月 7 日

「集団的自衛権をめぐる憲法問題」　亀山地区労センター憲法学習会　2014 年 6 月 25 日

「集団的自衛権　緊急学習会！－気になるけど、よくわからないこの話－」　三重県生活協同組合連合会・生活協同組合コープみえ学習会　2014 年 8 月 2 日

「憲法の危機－集団的自衛権行使容認の先にあるもの－」　九条の会・よっかいち主催「第 19 回　憲法を考える市民のつどい」　2014 年 11 月 3 日

「憲法 9 条をめぐる現在の動向」　戦争をさせない三重県 1000 人委員会主催「12.8 永久に不戦を誓う日」　2014 年 12 月 8 日

田中　里美

研究活動実績

学会等報告：

電力産業の経営分析研究会「電力企業と租税特別措置」について報告 2015 年 4 月

助成研究（外部研究費、含科研費）

科学研究費補助金：研究者スタート支援 2012 年 9 月～「不公正フアイナンスと会計－新しい監査の役割についての研究一」

助成研究（津市、三重短大の内部研究費、含地研研究）：

地域問題研究所研究員テーマ「法人税の実質税負担率の分析」

「公認会計士監査の役割と課題についての研究」

社会的活動実績

学外の学会・審議会・委員会：

日本科学者会議　三重支部　幹事　2013 年 5 月～2015 年 5 月

三重県公益認定等審議会委員　2012 年 7 月～

長友　薫輝

研究活動実績

著書

『安倍政権の医療・介護戦略を問う』あけび書房、2014 年（共著）

論文：

「国保の現状と政策的課題」『月刊国民医療』No.317、2014年6月

「国の責任を地方に転嫁する国保改革」『経済』No.233、2015年２月

「社会保障制度改革と自治体病院」『自治と分権』No.57、2014年10月

「社会保障制度改革と自治体病院ー地域住民と専門職が展望する地域医療へ向けてー」『地研年報』No.19、2014年９月

その他

「生存権」『中日新聞』2014年５月２５日

学会等報告

「国保にみる皆保険体制と地方自治の現状」2014年度大阪歴史学会大会近代史部会、招待報告

「国保の現状と政策的課題」2014年度日本医療経済学会研究大会

共同研究（研究費助成のないもの）：

日本医療総合研究所「国民医療の再定義に関する研究部会」

助成研究（外部研究費、含科研費）

科研費・課題番号25590148　「社会包摂的医療に向けたアクション研究：語りにもとづく実践と政策形成」2013年～2014年度、研究代表者・松田亮三（立命館大学産業社会学部教授）

助成研究（津市、三重短大の内部研究費、含地研研究）：

皆保険体制の持続可能性について（2014年度　三重短期大学地域問題研究所研究員）

社会的活動実績

地域連携事業：

2014 年度　みえ夢学園高校　出前講座「知っておきたい社会保障のこと」

学外の学会・審議会・委員会：

津市介護保険事業等検討委員会

津市地域自立支援協議会

松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会

松阪市福祉有償運送運営委員会

多気郡福祉有償運送運営協議会
三重県障害者自立支援協議会
三重県社会福祉審議会
津市社会福祉協議会理事
津市 NPO サポートセンター理事
総合社会福祉研究所紀要編集委員
自治体問題研究所理事

学外の講演会･研修会講師：

地域医療、国民健康保険、地域づくり等に関するテーマで年間 30 回程度担当

その他の社会的活動：

医療、介護、社会福祉等に関するマスコミへの取材協力、寄稿など

駒田　亜衣

研究活動実績

論文

「三重県の 50 年間の食事摂取量の推移～国民栄養調査から～」田嶋奈津美、丸山椿、門中奏子、菅恵里奈、駒田亜衣、三重短期大学生活科学研究会紀要, No.63, pp21-27(2015.3)

「栄養調査実施による次年度健診結果改善の効果」前辻美貴、中川妃美記、小川真穂、恩田希美、駒田亜衣、三重短期大学生活科学研究会紀要, No.63, pp29-35(2015.3)

学会報告：

森永八江、川内規会、駒田亜衣、藤田修三、山本春江、千葉敦子、職域壮年期男性における教育波及効果を意図した健康教室の食生活への影響 、第 73 回日本公衆衛生学会、2015.11（宇都宮市）

山田真司、駒田亜衣、中井晴美、体重増加の影響を排除したときのメタボリックシンドロームと生活習慣との関連、 、第 73 回日本公衆衛生学会、2015.11（宇都宮市）

駒田亜衣、飯田津喜美、中井晴美、藤井久美子、中北なをみ、谷口香里、木下なつこ、青百合恵、山田真司、動機付け支援における保健指導実施群と自己管理群の指導後の推移、第 73 回日本公衆衛生学会、2015.11（宇都宮市）

駒田亜衣、中井晴美、学生の食習慣と嗜好の変化からみる給食管理の実習における課題、平成 26 年度栄養士会研究発表会、2015.3、（津市）

共同研究（研究費助成のないもの）：

(テーマ:特定健康診査・特定保健指導の解析) 駒田亜衣（研究代表者）、中井晴美、青百合恵、中北なをみ、木下なつこ、谷口香里、山田真司

助成研究（津市、三重短大の内部研究費、含地研研究）：

2014 年度地域問題研究所研究員「三重県に伝わる郷土料理からみる味の特性とその背景について―味噌と醤油を中心として―」

社会的活動実績

地域連携事業：

平成 26 年度三重短期大学地域連携講座（コーディネーター）
出前講義（日生第二学園高校講師）
平成 26 年度政策研究研究・研修（担当教員)テーマ:「効果的な特定保健指導の検討」
地域連携連携カフェ HONOBUONO（給食運営）

学外の学会・審議会・委員会：

農村計画学会査読員
津市栄養士連絡会委員
津地域栄養管理ネットワーク研究会委員

北村　香織

社会的活動実績

地域連携事業

出前講座　「自己覚知」　在宅複合型老人介護施設天兆園　2014 年 10 月、

出前講座　「障害者って誰のこと？」日生学園第二高等学校　2015 年 3 月

学外審議会委員等

津市地域公共交通活性化協議会委員

津市の公共交通を考える市民研究会　代表

地研年報総目次

（創刊号－第 19 号）

・

地研通信総目次

（第 1 号－第 117・118 号）

地研年報総目次

巻号	発行年月日	種別	著者	タイトル
創刊号	1996/3/31		茂木陽一	地研年報の創刊にあたって
		論文	森岡洋	三重県の産業連関分析
		論文	水谷勇・東福寺一郎	三重県下の生涯学習推進状況について（1）
		論文	疋田敬志	阪神・淡路大震災と緊急事態管理
		論文	茂木陽一・加納佳奈・小林千恵・渡部英子	近世三重県域における人口動態研究（1） ー紀州藩勢州松坂領ー志郡松ヶ島村の「増減帳」利用の試みー
		調査	尾崎正利	外国人労働者の就職経路および担当職種に関する調査ー予備調査の結果報告ー
第2号	1997/3/31	論文	森岡洋	御殿場海岸の整備に向けて
		論文	東福寺一郎・水谷勇	三重県下の生涯学習推進状況について（2）
		論文	茂木陽一	明治初年における城下町の人口構造ー近世三重県域における人口動態研究（2）ー
		論文	東福寺一郎	加齢に伴う記憶機能の変化について(中間報告)
		論文	疋田敬志	環境の総合的管理と環境基本計画ー三重県環境基本計画の策定についてー
		調査	尾崎正利	群馬県における外国人労働者雇用の現況についてーヒアリング調査報告書ー
第3号	1998/3/31	論説	森岡洋	産業連関表による三重県の産業構造の分析
		論説	水谷勇・東福寺一郎	三重県下における生涯学習推進状況について（3）
		論説	岩瀬充自	「人権教育のための国連10年」論ー三重県行動計画のための一試論ー
		論説	坪原紳二	四日市の戦後都市形成史 ーコンビナート全面化直前期までの都市開発・整備行政の実態についてー
		論説	茂木陽一	近世中後期の南勢地域における戸口変化ー近世三重県域における人口動態分析（3）ー
		調査	尾崎正利	外国人労働者の就労経路および担当職種に関する調査（2） ー津市および周辺地域における産業と労働力構成についてー
第4号	1999/3/31		森岡洋	地研年報第四号発行に当たって
		論説	東福寺一郎・水谷勇	三重県下における生涯学習推進状況について（4）ー南勢志摩地域
		論説	茂木陽一	明治四年伊賀国騒動について
		論説	林智樹	三重県における障害者福祉計画とその実行についての考察 ー市町村における計画推進のためにー
		論説	坪原紳二	四日市の戦後復興期における都市形成の実態に関する考察 ー工業操業に関わる問題を中心にー
		論説	森岡洋	産業連関表による三重県の経済成長の分析
		資料	尾崎正利	1999年　三重県内外国人関係統計
第5号	2000/3/31	論説	森岡洋	枯渇性資源と最適成長政策についての一考察
		論説	冬木春子	三重県における子育て支援への取り組みについて ー児童育成計画と特別保育事業の実施を中心にー
		論説	南有哲	三重県人のアメリカ移民・概観
		論説	茂木陽一	三重県伊賀地域における明治前期の人口構造
		調査	東福寺一郎	津市民の男女平等意識に関する調査
		資料	尾崎正利	2000年　三重県内外国人関係統計
第6号	2001/3/31	論説	岩田俊二・中井加代子	津市中心市街地（特に商店街）の活性化方策に関する研究 ー地方中心都市の中心市街地活性化に関する研究ー
		論説	中井加代子・岩田俊二	早稲田商店街の事例からみた津市商店街活性化の方策について
		論説	東福寺一郎・水谷勇	三重県下における生涯学習推進状況について(5完)ーまとめー
		論説	南有哲	南カルフォルニアにおける三重県出身移民の実態
		論説	尾崎正利	ブラジルにおける日系人就労斡旋のシステムの現状と課題
		調査	東福寺一郎	三重県下市町村における女性行政の現状に関わる調査
		記録		第20回地域問題研究交流集会報告（要旨）
		資料	茂木陽一	天保十四年「諸国人別改令」に関する一史料
第7号	2002/3/31	論説	秋永紀子	三重県における女子学生の健康と栄養状態について
		論説	岩田俊二・中井加代子	経営主から見た津市大門立町商店街活性化の方策 ー地方中心都市の中心市街地活性化に関する研究ー
		論説	尾崎正利	構内請負業と雇用問題
		論説	丹羽啓子	高齢者福祉をめぐる政策動向に関する整理ー介護予防事業等を中心にー
		論説	冬木春子	乳幼児をもつ親の「仕事と子育ての両立」をめぐる現状と課題 ー三重県北勢・南志地区のデータ分析を通じてー
		研究ノート	茂木陽一・藤川真衣	近代伊賀地域におけるマビキ慣行について
		調査	東福寺一郎	津市民の男女平等意識に関する調査

巻号	発行年月日	種別	著者	タイトル
第8号	2003/3/31	論説	立石芳夫	三重県・津地域における市町村合併の動向－法定合併協議会設置まで－
		論説	岩田俊二・中井加代子	地区区分によるアンケートからみた津市中心市街地活性化の方策に関する研究 －地方中心都市の中心市街地活性化に関する研究－
		論説	尾崎正利	ブラジルにおける労使関係と労働市場
		論説	丹羽啓子	老人保健福祉計画における介護予防事業の位置づけ
		論説	秋永紀子	三重県伊勢市の児童の食行動と栄養教育について－Y小学校の食生活調査から－
		調査	東福寺一郎	大学生のジェンダー・フリー観－学生意識調査をもとに－
		文献紹介	南有哲	サンピドロ同胞發展録
		資料	茂木陽一・福浦弘幸・篠原一博	安濃郡長谷場村「御触控並記録」について
第9号	2004/3/31	論説	岩田俊二・中井加代子	諸主体の活動から見た津市中心市街地活性化のあり方に関する研究
		研究ノート	尾崎正利	障害を持つ生徒の学校から職場への移行システム－三重県における現状と課題－
		研究ノート	茂木陽一	伊勢商人と飛脚
		研究ノート	南有哲	「リリース禁止」をめぐる論理と倫理－秋月岩魚氏のバス釣り批判を読む－
		調査	東福寺一郎	三重県内市町村の男女共同参画行政に関する調査結果について
第10号	2005/3/31		茂木陽一	三重短期大学地域問題総合調査研究室設立20周年記念号刊行に寄せて
				地研20年のあゆみ
		論説	楠本孝	街頭犯罪の現況
		論説	小西啓文	障害を有する者にかかる就労移行支援政策の展開と課題－三重県下の取組から－
		論説	成澤孝人	「国民保護法」のねらいと地方の役割
		論説	南有哲	生命中心主義と他文化主義の非両立制に関する試論
		論説	岩田俊二	国道260号沿道景観形成の課題
		論説	長友薫輝	国民健康保険料の滞納者の状況と政策的対応
		研究ノート	尾崎正利	産業立地と日系ブラジル人労働者の需給関係について －三重県に大規模立地したシャープの経験を踏まえて－
		調査	東福寺一郎	男女共同参画社会にかかわる今後の予測と希望
		翻訳	森岡洋	（チュアンチョン・リー／カール－グスタフ・ロフグレン著）再生可能資源と経済的持続可能性 －異なる時間選考による動学分析－
		資料	茂木陽一	新聞資料から見た東海大一揆
第11号	2006/3/31	論説	成澤孝人	国民保護計画と地方自治－三重県国民保護計画を題材に－
		論説	尾崎正利・小西啓文	三重県下における障害者雇用政策の進捗状況－障害者自立支援法を踏まえて－
		論説	長友薫輝	医療改革と国民皆保険制度の方向性－国民健康保険をめぐる状況から－
		論説	藤野奈津子	ローマにおける「地方」支配
		論説	東福寺一郎	市町村合併と男女共同参画行政（1）－合併施行4市の比較－
		研究ノート	楠本孝	三重県青少年条例改正ノート
		研究ノート	茂木陽一	水谷助之丞の明治国家批判
		調査	原幸一	発達障害児への教育的支援について
				地研研究員活動報告
第12号	2007/3/31	論説	岩田俊二・中井加代子	地方中心都市の都市計画史に関する研究－津市を事例として－
		論説	小西啓文	障害者自立支援法と障害者雇用政策－三重県下の取組みから－
		論説	長友薫輝	国民健康保険制度の持続可能性－滞納者への政策的対応に着目して－
		論説	東福寺一郎	市町村合併と男女共同参画行政－合併施行5町の比較（2・完）－
		研究ノート	尾崎正利	雇用構造変化の進展（構内〔業務〕請負の常態化）の中での移住労働力需要の高まりについて －電気及び自動車産業の国内立地の進展動向から－
		研究ノート	南有哲	「疎外された人間中心主義」について
		資料紹介	茂木陽一	津・久居藩の宗門改制度について
				地研研究員活動報告
第13号	2008/3/31	論説	茂木陽一	近代三重県域における堕胎取締の推移について －近代三重県域における人口動態の研究（5）－
		論説	石原洋介	東アジアにおける金融安定化への課題
		論説	長友薫輝	地域医療の現状と課題－自治体病院をめぐる動向について－
		研究ノート	藤野奈津子	ローマの元首政について －モムゼンのDyarchie-Theorie（「二員政論」）をめぐる近時の学説から－
		研究ノート	南有哲	自然中心主義と人間中心主義の対立について
		書評	島内高太	猿田正機著『トヨタウェイと人事管理・労使関係』
				地研研究員活動報告（2007年1月～12月）

巻号	発行年月日	種別	著者	タイトル
第14号	2009/5/31		岩田俊二	新たな『地研年報』の発行にあたって
		論説	岩田俊二・中井加代子	農業・農村から見た地方都市の都市形成史に関する研究－津市を事例に－
		論説	石原洋介	「東アジア共同体」構想の現状と問題点（上）
		論説	南有哲	Ethnos, State, and the National Independence
		論説	茂木陽一	明治前期三重県域におけるマビキ慣行－近代三重県域における人口動態の研究(6)－
		調査	山川和義	高年齢者の雇用確保に関する三重県での取組み
		調査	楠本孝	津市における来日外国人の生活実態調査報告書
		調査	島内高太	自動車リサイクル企業の現状と課題－三重県下3社に対する訪問調査記録－
				2008年度地域問題研究所活動記録
第15号	2010/8/31	論説	岩田俊二・中井加代子	地方都市の沿革と拡大過程に関する研究－津市を事例にして－
		論説	長友薫輝	地域医療再生への視点と地域づくり－医療と貧困をめぐる実態調査から－
		論説	平尾竜一・加藤あけみ・横溝一浩	web2.0時代の福祉社会における情報保障に関する基礎的考察
		研究ノート	梅澤真樹子・駒田亜衣	津市における成人女性の食物摂取状況とBMIとの関連
		調査	楠本孝	第2回 津市における来日外国人の生活実態調査報告書
		調査	島内高太	自動車リサイクル企業の現状と課題(2)－愛知県下3社に対する訪問調査記録－
		調査	山川和義	三重県における高年齢者雇用確保への取組み－2009年度の状況－
		報告	茂木陽一	近代女性史の裏側－近代三重県域におけるマビキ慣行について－
				2009年度地域問題研究所活動記録
第16号	2011/9/30	論説	楠本孝	新しい在留管理制度と「外国人住民」
		論説	長友薫輝	医療・健康をめぐる構造的認識と地域協働－アクション・リサーチから－
		論説	平尾竜一・加藤あけみ・横溝一浩	漂流する地域福祉情報－災害時の薬剤情報共有の探索的検討を通じて－
		論説	南有哲	How had Engels Overcome the Theory of “Non-historic peoples”?
		研究ノート	茂木陽一	近代の津における商業発展について－伊勢商人の町から近代都市へ－
		調査	梅澤真樹子・駒田亜衣・笹井新子・浅井優子・竹西亜古	乳幼児の食事に対する母親の食意識・食行動について －津市の乳幼児を持つ母親へのアンケート調査から－
		調査	山川和義	三重県の労働事情について－平成22年度「三重の労働事情」より－
				2010年度地域問題研究所活動記録
第17号	2012/9/30	論説	岩田俊二・中井加代子	伊賀市農村地域の景観形成基準－農村地域における景観計画に関する基礎的研究－
		論説	文普玄	変化する韓国の労働市場－ワーキングプア（Working Poor）の現状と法政策－
		研究ノート	南有哲	「生活科学」の対象および存在意義についての覚書
		研究ノート	茂木陽一	近代マビキ慣行研究の方法的検討－三重県と茨城県・島根県の比較分析－
		調査	梅澤真樹子	新入短大生の食生活に対する意識と行動について
		調査	島内高太	自動車リサイクル企業の現状と課題(3)－埼玉県下2社に対する訪問調査記録－
				2011年度地域問題研究所活動記録
第18号	2013/9/30	論説	駒田亜衣・薮本治子・谷口水穂	奈良・京都と伊勢を結ぶ歴史街道（初瀬街道と伊勢本街道）周辺に見られる食文化の特徴 －雑煮と神撰を中心に－
		論説	田中里美	不公正ファイナンスの特徴についての一考察－ペイントハウス社の事例を中心として－
		研究ノート	梅澤眞樹子・駒田亜衣	三重県における長寿地域とその環境要因について
		紹介	茂木陽一	『大蔵省記録抜粋』（一）－廃藩置県後の地方制度形成過程再論－
				2012年度地域問題研究所活動記録
第19号	2014/9/30	論説	阿部稚里	若年層における野菜料理の嗜好型官能評価 －地域連携を目指した野菜レシピの開発を目指して－
		論説	長友薫輝	社会保障制度改革と自治体病院－地域住民と専門職が展望する地域医療に向けて－
		紹介	茂木陽一	『大蔵省記録抜粋』（二）
				2013年度地域問題研究所活動記録

地研通信総目次

巻号	発行年月日	著者	タイトル
第1号	1984/5/31	岡本祐次	創刊によせて
		岩本勲	研究室発足にあたって
			地域問題総合調査研究室の設立趣旨
			地域問題総合調査研究室規程
			昭和59年度の研究室運営体制
			共同研究計画の概要
第2号	1984/10/1	牧隆壽（津市前助役）	ユートポリス津
		雨宮照雄	松阪市における地域振興 ー中核工業団地と商店街再開発を中心としてー
		森岡洋	三重県津機械器具協同組合の活路開拓ビジョン調査事業
第3号	1985/1/31	雨宮照雄	松阪市における地域振興政策 ー中核工業団地と商店街近代化を中心としてー
		森岡洋	三重県津機械工具工業協同組合の活路開拓ビジョン調査事業 ー異業種連携による新製品開発事業ー
		東福寺	生涯教育プロジェクトこの1年
		柴橋正明	日本地方自治研究学会の設立によせて
		雨宮照雄	明日の熊野を考えるー熊野市制30周年記念シンポジウムー
第4号	1985/3/31	岡本祐次・岩本　勲・山田全紀・雨宮照雄・疋田敬志	明日の地研と三重短大
第5号	1985/7/30	山田全紀	地域問題は国際問題か
		雨宮照雄	プロジェクトA　津市行財政分析
		岩瀬充自	プロジェクトB　生涯教育・同和問題研究
		川田光子	プロジェクトC　津市民の生活意識調査
第6号	1985/10/30	東福寺一郎	三重県高度情報化推進協議会に参加して
		小林勝（津市助役）	第2回地研講演会要旨ー21世紀へのまちづくりー
		雨宮照雄	紹介　右田紀久恵・井岡勉編著『地域福祉ーいま問われているもの』
第7号	1985/12/30	紀中多恵子	地方の時代の「食の地域性」
		藤田修三	高齢化社会に思う
		雨宮照雄	鳥羽駅前再開発構想調査
第8号	1986/3/31	柴橋正明	鳥羽市観光の現状と推移
第9号	1986/6/30	岡本祐次	いま「地研」についておもうこと
		雨宮照雄	補助金制度と地方財政
第10号	1986/10/30	川田光子・紀中多恵子・村田温子・西村政子・草深みな子	「津市民の生活意識調査」
		森岡洋	津地区広域市町村圏地域経済活性化計画に寄せて
第11号	1986/12/31	地研同和問題プロジェクト（岩瀬）	桑名市同和地区生活実態調査の概要
第12号	1987/3/30	大原久直 （三重県知事公室広報課課長）	第3回地研講演会 「三重県における計画行政−第一次総合計画策定を中心に−」要旨
第13号	1987/6/30	雨宮照雄	地域研究の拠点づくりをめざして
			昭和62年度　地研研究員
		柴橋正昭	地研運営体制の現状と問題点
		生涯学習プロジェクトチーム	「三重県における生涯教育の現状と課題」について
第14号	1987/9/30	柴橋正昭	観光振興の全国事例
		川田光子	Cプロジェクトから
第15号	1987/12/30	雨宮照雄	答志島の観光の現状と問題点
第16号	1988/3/31	岩瀬充自	名張市同和地区生活実態調査の概要
第17号	1988/6/30	三重短期大学地域問題総合調査研究室研究員総会	地域問題総合調査研究室将来構想（第2次報告　概要編） ー地域問題総合調査研究所をめざしてー

巻号	発行年月日	著者	タイトル
第18号	1988/10/31	岩瀬充自	地域研究所への発展をめざして
第19号	1989/1/31	柴橋正昭	非営利団体の財務報告の目的ーFASBの見解を中心としてー
第20号	1989/4/30	岩瀬充自	異業種交流と新製品の開発 ー津機械器具工業協同組合の事例（ケーススタディ）ー
第21号	1989/7/31	岩瀬充自	異業種交流と新製品の開発 ー津機械器具工業協同組合の事例（ケーススタディ）ー（その2）
第22号	1989/12/1	柴橋正昭	地域研究所を目指して
			平成元年　地研事務局体制
第23号	1990/6/30	柴橋正昭	地域文化振興に関する事例研究（1）
第24号	1990/8/31	柴橋正昭	地域文化振興に関する事例研究（2）
第25号	1990/10/31	柴橋正昭	地研7年目、さらなる発展をめざして ー'89年度の活動と'90年度の方針及び体制ー
第26号	1990/12/31	岩瀬充自	ドイツの生活・日本の生活
第27号	1991/2/28	森岡洋	三重県の地場産業
第28号	1991/3/31	水谷勇	生涯学習の基本理念を考える
		柴橋正昭	組合青年部活性化ビジョン（マニュアル）
第29号	1991/6/30	柴橋正昭	’90年度の活動報告と’91年度方針および体制
第30号	1993/1/1	柴橋正昭	自主研究体制の確立に向けて
		柴橋正昭	企業家精神の発揮に向けて
第31号	1993/2/1	疋田敬志	設立10周年を迎える地域問題総合調査研究室の目指すべき方向について ー個人の自主研究を中心に地域・住民に開かれた研究室づくりをー
		東福寺一郎・水谷勇	三重県の勤労者の生涯学習意識と実態
		柴橋正昭	中小企業組合青年部活性の必要性
第32号	1993/3/1	柴橋正昭	経営者が問われる財務を見る目
第33号	1993/12/1	疋田敬志	設立10周年を迎えて
第34号	1994/1/1	森岡洋	日米地域商業の比較ーボルダー市と津市および名張市ー
		水谷勇	男女平等と生きがいを求める女性の生涯学習
第35号	1994/1/1	疋田敬志	三重県における大都市地域の宅地開発を考える ー「大都市地域における住宅等の供給の促進に関する特別措置法」と「三重県住宅・住宅地供給計画」ー
第36号	1994/2/1	尾崎正利	三重県における外国人労働者問題の現状と課題
第37・38号	1994/3/1		地研設立10周年記念シンポジウム（要旨）
第39号	1994/4/1	水谷勇・佐竹千恵子・東福寺一郎	東紀州地域の生涯学習の現状と課題
第40号	1994/7/1	森岡洋	三重県の産業連関分析
		疋田敬志	定着した自主研究、地域問題研究交流会中心の活動の一層の発展を
第41号	1995/3/1	尾崎正利	三重県における外国人労働者の現況について
		陳立行	中国人研修生に関する考察ー国際労働移動の視点からー
第42・43号	1995/3/1		第7回地域問題研究交流会報告（要旨） ー掛川市におけるまちづくり・生涯学習運動ー
第44号	1995/9/30	東福寺一郎・水谷勇	伊賀地域の生涯学習推進状況
		東福寺一郎	カナダからの便り
第45号	1995/11/30	茂木陽一	地域問題総合調査研究室の活動の前進のために
第46・47号	1996/3/25		第8回地域問題研究交流会報告（要旨） ー防災と街づくり　阪神・淡路大震災をふまえてー
第48号	1996/7/1	茂木陽一	地域問題研究の一層の充実を目指して
		水谷勇・東福寺一郎	北勢地域の生涯学習推進状況に関する調査結果
第49号	1997/1/7		シンポジウム「津の再生と発展を目指して津の街の歴史に学ぶ」の成功
		疋田敬志	環境基本計画論批判

巻号	発行年月日	著者	タイトル
第50号	1997/3/31	東福寺一郎・水谷勇 茂木陽一	中勢地域の生涯学習推進状況に関する調査結果 「藤堂藩領における『掛り人』と『厄害』について」
第51号	1997/7/31	森岡洋 森岡洋	地研年報と研究交流集会の充実を 津市の商圏の変化について
第52・53号	1998/3/10	田中欣治	第13回地域問題研究交流会報告（要旨） －三重県における情報公開の現状と課題（上）－ 自治会長一年生
第54号	1998/7/31	森岡洋 坪原紳二	地研の地域研究機関としての一層の充実を 四日市の戦後都市形成史 －コンビナート全面化直前期までの工業化指向の実態について(前)－
第55号	1998/10/1	尾崎正利 坪原紳二	国際労働機関（ILO）管見 四日市の戦後都市形成史 －コンビナート全面化直前期までの工業化指向の実態について(後)－
第56・57号	1999/3/1	坪原紳二	第15回地域問題研究交流会報告（要旨） －三重県における介護保険と高齢社会－ もやい直し
第58号	1999/9/30	尾崎正利 東福寺一郎	21世紀へ向けての地域問題総合調査研究室の課題 日本で住んでみたい都市の尺度構成－－対比較法を用いて－
第59号	2000/1/1	南有哲	三重県人北米発展史
第59号	2000/1/1	東福寺	近ごろ出会った本
第60・61号	2000/3/10		第17回地域問題研究交流集会報告（要旨） －中高年の雇用創出と再就職支援　地域における労働市場政策を考える－
第62号	2000/7/31	冬木春子	女子学生の職経歴設計について－本学生活科学科学生への調査から－
第63・64号	2000/9/30		第19回地域問題研究交流集会報告（要旨） －まちづくりを考えるシンポジウム『TMO（タウンマネージメント組織）によるまちづくりの可能性と限界』－
第65号	2000/7/31	東福寺一郎	「津市」に対するイメージ調査の試み
第66号	2001/9/30		第22回地域問題研究交流集会報告（要旨） －「シンポジウム21世紀の三重県における生涯学習について考える」－
第67号	2001/3/15		第23回地域問題研究交流集会報告（要旨） －「仕事と子育ての両立について考える」－
第68号	2002/3/19	尾崎正利	［紹介］マリア・テジレウザ・フォンテネレ・レイス著、二宮正人編訳 「在日ブラジル人二国間関係の人的絆」2001年6月,サンパウロ
第69号	2002/7/31	尾崎正利	日系ブラジル人労働者問題の新たなあゆみ －サンパウロ大学法学部,日本ブラジル比較法学会主催「日伯比較法および在日ブラジル人就労者に関する国際シンポジューム」に参加して－
第70号	2002/11/30		第25回地域問題研究交流集会報告（要旨） －「市町村合併と三重県内における動向」－
第71号	2003/2/28		第27回地域問題研究交流集会報告（要旨） －「市町村合併と農山村地域」－
第72号	2003/2/28	尾崎正利 東福寺一郎	構内請負業における労働力確保について －沖縄県における募集・斡旋のシステムと経路－ 修飾語とジェンダー
第73号	2003/7/31	東福寺一郎 南有哲	20年目を迎えた地研－室長就任にあたって－ 「自然主義」としての人間中心主義－環境倫理について－
第74号	2004/2/28		第28回地域問題研究交流集会報告 －「三重県におけるワークシェアリング導入の現状と課題」－
第75号	2004/3/15	岩田俊二	「都市と農村の共生」から見た市民農園整備の課題 －美杉村城山滞在型市民農園についての調査を基に－
第76号	2004/3/15	立石芳夫 東福寺一郎 南有哲	三重県における市町村合併と住民投票 大学生の携帯電話利用に伴う認知や行動の変化 「民族」・「国家」そして「自由」

巻号	発行年月日	著者	タイトル
第77号	2004/9/30	茂木陽一	新たな20年に向けて－室長就任にあたって－
		小西啓文	障害者雇用への接近
第78号	2005/1/31	成澤孝人	有事法制にみる「地方自治」
		長友薫輝	国民健康保険と三位一体の改革
		楠本孝	街頭犯罪と「犯罪空間学」あるいは「犯罪機会論」
第79号	2005/3/31		第29回地域問題研究交流集会報告 －「伊勢暴動から東海第一揆へ－－揆認識をめぐる権力と民衆－」－
第79号	2005/3/31	小西	編集後記
第80・81号	2005/6/30	尾崎正利	第31回地域問題研究交流集会報告（要旨） 「地域研究とアカデミー－地域労働市場における関係者の接着剤としての役割、相互交流を通じたコミュニケーションの効果と限界」
第82号	2005/10/31	原幸一	発達障害および発達障害者支援について
		藤野奈津子	古典古代における「地方」のあり方－ローマの支配との関連で－
		小西啓文	介護保険法改正にかかる議論の整理
第83号	2006/3/31		第32回地域問題研究交流集会報告－現代の「青少年問題」について考える－
第83号	2006/3/31		受入図書一覧
第84号	2006/7/31	楠本孝	外国人集住都市会議の活動状況について
		南有哲	「民族的同化」についての覚書
第85号	2006/1/22	雨宮照雄	夕張市の破綻と財政再建制度
		尾崎正利	第三回CIATE地域コラボドレス集会に参加して －変容を見せつつある日系人就労システム－
		茂木陽一	「伊勢商人と地域社会」漫筆（その1）
第86号	2007/3/31		第34回地域問題研究交流集会報告（要旨）－「国民保護法制とふるさと」－
第87号	2007/8/31	島内高太	非正規雇用の拡大と企業内人材養成の機能低下
第88号	2008/1/31	雨宮照雄	税源移譲に伴う個人住民税の調整控除について
		石原洋介	東アジアにおける金融安定化への課題
第89・90号	2008/3/31		第36回地域問題研究交流集会報告 －津市における「多文化共生」のあり方を考える－
		小西啓文	裁判例からみる「消えた年金」問題
第91号	2008/8/7	岩田俊二	新たに出発した地域問題研究所の課題
		北村香織	占領期沖縄の社会福祉政策序論
第92号	2008/10/31	山川和義	「70歳まで働ける企業」の実現に関する法政策の意義 －三重県の事例を参考に－
		駒田亜衣	生活習慣病予防の取組について －三重県の糖尿病予防対策の現状とこれから－
第93号	2009/1/30	岩田俊二	ヴァル・ドルチャとアルト・ドウロの文化的景観を訪ねて
		茂木陽一	「伊勢商人と地域社会」漫筆（その2）
第94号	2009/3/31		第38回地域問題研究交流集会報告 －「津市における来日外国人の生活実態調査」－
		茂木陽一	「伊勢商人と地域社会」漫筆（その3）
第95号	2009/7/31	Arisato MINAMI	Criticism of Anthropocentrism' as the Environmental Ideology
第96号	2009/10/30	木下誠一	居場所づくりの取組みと課題－三重県の事例を通して－
		平尾竜一・加藤あけみ・横溝一浩	web2.0時代の福祉社会学のagenda
第97・98号	2010/3/31		第40回地域問題研究交流集会報告 －これが変われば現場は頑張れる～津市生活ケア実態調査報告から～－
第99号	2010/7/30	島内高太	企業の社会的責任を考える

巻号	発行年月日	著者	タイトル
第100号	2010/10/31	上野達彦	「地研通信」100号によせて
		岩田俊二	「地研通信」第100号を祝して
		岡本祐次	「地研通信」第100号を記念して
		尾崎正利	地研通信100号を記念して
		石原洋介	フェアトレードの挑戦
第101・102号	2011/3/31		第42回地域問題研究交流集会報告ー“食で生き活き子どもたち”ー
		岩本勲	「地研」創設期の思い出
第103号	2011/8/15	島内高太	日系人雇用問題から日本のものづくりの課題を考える
第104号	2011/12/15	岩田俊二	雲出川流域ネットワーク活動による地域資源管理の試み ー雲出川・山川海ネットワークの活動ー
		木下誠一	高齢者住宅の動向と計画課題
第105・106号	2012/3/31	山川和義	第44回地域問題研究交流集会報告 「ワーキングプアについて法的に考えるー韓国、ヨーロッパの状況を参考にー」
第107号	2012/8/31	田中里美	企業の法人税負担率についてのー考察
第108号	2013/2/28	駒田亜衣	三重県民の野菜摂取量はどう変化したかー県民健康・栄養調査からー
		長友薫輝	生活保護見直しによる地域生活への影響
第109・110号	2013/3/29	田中里美	地域問題研究所セミナー報告(要旨)ー内部留保の経営分析ー
		岩田俊二	農村景観についての多様な認識ー三重県伊賀市調査からー
第111号	2013/8/30	杉山直	トヨタの労使関係ー労使協議制度を中心にしてー
第112号	2014/1/31	島内高太	自動車ディーラー営業職の専門性とキャリア
		田中里美	「監査における不正リスク対応基準」と昭和ゴム事件
第113・114号	2014/2/28		第47回地域問題研究交流集会報告(要旨) ー「栄養指導の効果的な話し方～新・味オンチを克服するために」ー
第115号	2014/8/29	武田誠一	2014年診療報酬改定と地域包括ケア病棟
第116号	2015/1/31	清道亜都子	高等学校国語教科書「書くこと」教材の分析ー昭和30～40年代を事例としてー
		小野寺一成	住環境の再生における住民参加型計画及び事業の取り組み ー住民参加方式による公営住宅建替え計画及び事業の事例ー
第117・118号	2015/3/31		第49回地域問題研究交流集会報告(要旨) ー基調講演「相談からまちづくりへ～がんばらないけどあきらめない～」ー 第49回地域問題研究交流集会報告(要旨) ーシンポジウム「声なき声へのアプローチ～支えあうまちをめざして～」ー

執筆者紹介（掲載順）

岩田　俊二	三重短期大学名誉教授・特別研究員
中井加代子	三重短期大学生活科学科助手
北村　香織	三重短期大学生活科学科准教授
駒田　亜衣	三重短期大学生活科学科准教授
谷口　水穂	三重短期大学名誉教授・特別研究員
杉山　　直	三重短期大学法経科准教授
武田　誠一	三重短期大学生活科学科准教授
南　　有哲	三重短期大学生活科学科教授
田中　里美	三重短期大学法経科准教授
三宅裕一郎	三重短期大学法経科教授

地研年報　第20号

2015年11月30日発行

編集兼発行者　地域問題研究所長
雨宮　照雄

発　行　者　三重短期大学地域問題研究所
〒514-0112　三重県津市一身田中野157
TEL　059－232－2341

印　刷　所　有限会社ミフジ印刷
〒514-1255　三重県津市庄田町2339－1
TEL　059－255－6851

ANNALS OF
THE INSTITUTE OF REGIONAL STUDIES
TSU CITY COLLEGE

NO.20 2015

IN
COMMEMORATION
OF THE 30TH ANNIVERSARY
OF THE INSTITUTE OF REGIONAL SYDIES

Edited and Published by
The INSTITUTE of REGIONAL STUDIES
Tsu City College
Tsu. Mie. Japan